

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定により包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 27 日

岐阜県監査委員	林	幸広
岐阜県監査委員	国枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴木	靖
岐阜県監査委員	長縄	直子
岐阜県監査委員	南	圭一

令和4年度

岐阜県包括外部監査報告書

「岐阜県の防災に関する事業

(災害予防・災害応急対策・災害復旧)」

I

令和5年3月10日

岐阜県包括外部監査人

弁護士 尾 藤 望

目次

序章 監査総論.....	1
第1 包括外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件.....	1
3 事件を選定した理由.....	1
4 包括外部監査の方法.....	2
5 主な監査の視点.....	7
6 包括外部監査の期間.....	9
7 包括外部監査人及び補助者.....	10
8 利害関係.....	10
第2 報告書の構成.....	10
1 全体の構成.....	10
2 個別の構成（第2章、第3章、第4章、第5章）.....	11
第3 財務監査の範囲等.....	12
1 はじめに.....	12
2 包括外部監査の対象範囲としての財務監査.....	13
3 「財務に関する事務の執行」についての検討.....	14
4 適法性監査.....	14
5 3E監査.....	15
6 結論.....	15
第1章 岐阜県の防災事業の概要.....	16
第1 本章の概要.....	16
第2 岐阜県の防災事業.....	16
1 「防災」について.....	16
2 岐阜県が行うべき防災事業（岐阜県地域防災計画）.....	16
3 他の防災関連計画.....	27
第3 岐阜県の防災予算.....	29
1 防災予算の把握.....	29
2 防災予算の把握の方法.....	30
3 防災予算把握の必要性・規範.....	33
4 防災予算の総体の把握.....	47
第4 防災事業の評価の視点.....	47
1 防災事業の範囲.....	47
2 現実の実務に沿った監査.....	51

3	岐阜県における近時の災害	52
4	対象事業の抽出	53
5	専門家による評価について	54
6	本監査における評価方法	55
第2章 危機管理部		56
第1	危機管理部の概要	56
第2	危機管理政策課	57
1	危機管理政策課の概要	57
2	監査の重点及び監査手続	58
3	防災計画上の位置づけ	59
4	所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務	59
5	他部局・他機関との連携に関する業務	73
6	原子力防災ネットワークシステム	74
7	岐阜県防災情報通信システム	76
8	防災訓練	78
第3	防災課	85
1	防災課の概要	85
2	監査の重点及び監査手続	86
3	防災計画上の位置づけ	86
4	計画（岐阜県災害時広域受援計画等）	90
5	各種連携	92
6	システムに関する業務	95
7	補助金に関する業務	99
8	人材育成等	102
9	デジタル版災害・避難カードに関する業務	108
10	災害対策本部	110
11	災害救助費	116
12	災害検証	116
第4	消防課	118
1	消防課の概要	118
2	監査の重点及び監査手続	119
3	防災計画上の位置づけ	120
4	所管業務に関する計画	121
5	消防の連携・協力	122
6	操法大会	122
7	補助金	123
8	消防団員の確保	125
9	救急振興財団費	125

10	公共の安全の確保	126
第5	岐阜県防災交流センター	127
1	岐阜県防災交流センターの概要	127
2	監査の重点及び監査手続	128
3	公の施設の設置目的に即した施設の運営	128
4	施設（会議室）の利用	130
5	施設の管理	133
6	目的外使用許可	136
7	物品の管理	138
8	契約関係	140
第6	清流の国ぎふ防災・減災センター	142
1	清流の国ぎふ防災・減災センターの概要	142
2	監査の重点及び監査手続	146
3	計画・実施状況	146
4	負担金	148
5	物品の所有関係	148
6	調査研究	149
7	事業実績の記録化	150
8	ウェブサイト	150
9	「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」	151
10	県立学校の危機管理マニュアルの見直し	151
11	ウェブサイトにおける動画等の紹介	151
第7	防災航空センター	154
1	防災航空センターの概要	154
2	監査の重点及び監査手続	156
3	防災計画上の位置づけ	156
4	防災ヘリコプターの概要	157
5	アクションプラン	161
6	長期的な人事計画	163
7	備品管理台帳	163
8	不用品の処分	164
第8	岐阜県広域防災センター	165
1	概要	165
2	監査の重点及び監査手続	166
3	防災計画上の位置づけ	167
4	施設の運営	168
5	地震体験車	174
6	防災備蓄館	175

第9	消防学校	180
1	消防学校の概要	180
2	監査の重点及び監査手続	185
3	施設の利用計画等	185
4	施設管理	195
5	物品管理	198
6	情報管理	199
7	金銭管理	201
8	契約関係	203
第3章	県土整備に関する県庁担当課	206
第1	県土整備部概要	206
第2	道路建設課	207
1	道路建設課の概要	207
2	岐阜県の道路現況（令和2年3月31日時点）	208
3	監査の重点及び監査手続	209
4	防災計画上の事業の位置づけ	209
5	防災に関連する計画及び進捗状況	211
6	土木事務所との関わり	218
7	主要な道路建設に関する工事	219
第3	道路維持課	222
1	道路維持課の概要	222
2	監査の重点及び監査手続	223
3	道路維持等に関する計画	223
4	道路維持管理の方法	229
5	橋梁維持管理の方法	240
6	関係団体等	243
第4	河川課	244
1	河川課の概要	244
2	監査の重点及び監査手続	245
3	所管業務に関する計画	246
4	整備率	253
5	内ヶ谷ダム	255
6	岐阜県の川の防災情報	259
7	河川管理パトロールの結果把握、対策	259
8	水防倉庫	262
第5	砂防課	264
1	砂防課の概要	264
2	監査の重点及び監査手続	265

3	所管業務に関する計画	265
4	災害復旧事業における砂防課の役割	274
5	砂防法関連不適正事案への対処	275
第6	農林事務所に関する防災事業	282
1	森林保全課の防災事業	282
2	農地整備課の防災事業	293
第4章	各地の防災体制	304
第1	岐阜県庁・総合庁舎の概要	304
1	岐阜県庁・各地総合庁舎の概要	304
2	各地総合庁舎の発災時の機能	304
3	本庁と各総合庁舎等の位置関係	305
第2	各地の土木事務所の概要	306
1	道路管理	307
2	橋梁管理	307
3	河川管理	308
4	砂防管理	308
第3	各地の農林事務所の概要	308
1	治山施設の管理	309
第4	岐阜県庁	310
1	新県庁舎の概要	310
2	監査の重点及び監査手続	311
3	防災機能	311
4	新県庁舎の防災設備に関する予算	312
5	災害対策本部	314
6	防災倉庫	315
第5	岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	316
1	管内の状況	316
2	防災事業に伴う予算	317
3	監査の重点及び監査手続	318
4	岐阜支部の機能	318
5	岐阜土木事務所	319
6	岐阜農林事務所	330
第6	西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	334
1	管内の状況	334
2	防災事業に伴う予算	335
3	監査の重点及び監査手続	336
4	西濃総合庁舎	337
5	大垣土木事務所	342

6	西濃農林事務所	364
第7	揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	377
1	管内の状況	377
2	防災事業に伴う予算	378
3	監査の重点及び監査手続	379
4	揖斐総合庁舎	380
5	揖斐土木事務所	382
6	揖斐農林事務所	391
第8	中濃総合庁舎・美濃土木事務所・中濃農林事務所	396
1	管内の状況	396
2	防災事業に伴う支出	397
3	監査の重点及び監査手続	398
4	中濃総合庁舎	399
5	美濃土木事務所	401
6	中濃農林事務所	407
第9	郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	411
1	管内の状況	411
2	防災事業に伴う支出	412
3	監査の重点及び監査手続	413
4	郡上総合庁舎	414
5	郡上土木事務所	416
6	郡上農林事務所	423
第10	可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	426
1	管内の状況	426
2	防災事業に伴う予算	427
3	監査の重点及び監査手続	428
4	可茂総合庁舎	429
5	可茂土木事務所	432
6	可茂農林事務所	435
第11	東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	438
1	管内の状況	438
2	防災事業に伴う支出	439
3	監査の重点及び監査手続	440
4	東濃西部総合庁舎	441
5	多治見土木事務所	443
6	東濃農林事務所	450
第12	恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	453
1	管内の状況	453

2	防災事業に伴う支出	454
3	監査の重点及び監査手続	455
4	恵那総合庁舎	455
5	恵那土木事務所	458
6	恵那農林事務所	464
第13	下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	468
1	管内の状況	468
2	防災事業に伴う予算	469
3	監査の重点及び監査手続	470
4	下呂総合庁舎	471
5	下呂土木事務所	472
6	下呂農林事務所	477
第14	飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所	481
1	管内の状況	481
2	防災事業に伴う支出	482
3	監査の重点及び監査手続	483
4	飛騨総合庁舎	485
5	高山土木事務所	490
6	古川土木事務所	499
7	飛騨農林事務所	509
第5章	その他の防災関連事業	513
第1	他部局の防災事業の検討	513
第2	清流の国推進部の事業	520
1	「要配慮者支援の推進」に関する事業の概要	520
2	「要配慮者支援の推進」に関する事業の主な取組	521
第3	健康福祉部の事業	526
1	「重度障がい児者に対する災害時等支援ネットワークの構築」に関する事業	526
2	「福祉避難所の充実強化」に関する事業	528
3	「友愛訪問活動の推進」に関する事業	529
4	「見守りネットワーク活動の推進」に関する事業	531
5	「災害ボランティアの受入・連携体制の構築、支援職員の養成」に関する事業	534
6	「住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化」に関する事業	537
第4	教育委員会の事業	540
1	「防災教育の推進」に関する事業の概要	540
2	学校安全支援事業	541
3	学校防災体制支援事業	542
4	学校防災強靱化推進事業	543

5 「命を守る」防災教育推進事業	543
第5 総務部の事業	544
1 「防災・減災データの提供推進」に関する事業の概要	544
2 リアルタイムデータ提供基盤整備事業	546
終章 課題と提言	549
第1 はじめに	549
1 関係者への御礼	549
2 本監査における基本的な考え方	549
3 現状の課題	550
第2 提言	550
1 岐阜県として防災の事業について整理を行うこと	550
2 定期的に計画の実効性に関して見直しを行うこと	552
3 長期的な課題を残すことなく、対策を検討すること	554
4 監査に対する協力義務	554
第3 最後に	556
巻末資料	

序章 監査総論

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査のテーマ

岐阜県の防災に関する事業（災害予防・災害応急対策・災害復旧）

(2) 外部監査の対象期間

原則として、令和3年度。ただし、必要に応じて他年度。

3 事件を選定した理由

(1) 近年は、南海トラフ地震については、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価において、マグニチュード（以下「M」という。）8～M9クラスの地震の30年以内の発生確率は70%～80%（2021年1月1日時点）とされており、岐阜県は、39市町村が南海トラフ地震防災対策推進地域としても指定され、大規模災害に対する備えが必要とされている。

また、近年、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和3年8月の大雨と、異常気象による豪雨災害が、岐阜県内では繰り返し発生していることから、災害への備えとしての災害予防事業のみならず、災害発生時の応急対策事業や災害復旧事業に取り組むべき状況が生じている。

(2) 岐阜県は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、岐阜県の地域にかかる国及び地方の関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務に関する総合的な運営の在り方を、岐阜県地域防災計画として計画化し、同計画を活用して県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ろうとしている。

岐阜県地域防災計画は、「一般対策計画」「地震対策計画」「原子力災害対策計画」の3計画からなり、それぞれ災害予防、災害応急対策、災害復旧を計画している。

この他、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化法」という。）に基づく「岐阜県強靱化計画」、水防法に基づく「岐阜県水防計画」、岐阜県地震防災対策推進条例に基づく「岐阜県地震防災行動計画」も定められている。

(3) 岐阜県における過去の監査テーマを確認したところ、これまで様々な監査対象が選ばれているが、平成 23 年に「基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について」として基盤整備に関する監査は行われているが、防災事業そのものに関しては監査テーマとして取りあげてはならず、防災に関わる危機管理部の事業については、包括外部監査が始まった平成 11 年からの 23 年間で一度も取りあげられていない。

岐阜県においては、今後南海トラフ地震の被害が想定されるだけでなく、豪雨災害による大きな被害が、繰り返し生じる可能性があることからしても、今後の適切な防災や被災に伴う復旧・復興事業等が適切に行われる必要があり、監査の必要性が高い分野と考えた。

(4) 防災に関する監査については、他の地方自治体における状況を確認したところ、全国的に多くの自治体が監査テーマとして取りあげており、岐阜県内では、岐阜市の平成 30 年度の包括外部監査において「岐阜市の防災に関する事業について」として監査が行われている。

また、近隣の県に対する監査を確認しても、愛知県は、平成 29 年度に「防災事業に関する財務事務の執行について」として監査が実施され、静岡県でも、平成 29 年度に「防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について」として監査が実施され、三重県では、平成 25 年度に「防災・減災に関する事務の執行」、令和 3 年度に「防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について」として防災を中心とした監査が行われており、各地で防災に着目した監査が行われていることから、岐阜県においても防災をテーマとした監査を行うことが必要と考えた。

(5) 防災に関する事業としては、主には地域防災計画等により防災に関する計画等を担う危機管理部の事業と県内の災害に備えた基盤整備を行う県土整備部の事業が、挙げられる。

危機管理部全体の年間予算は、毎年約 30 億円規模であり、県土整備部においては、毎年の予算概要から読み取れる防災に関する事業のみに着目しても約 500 億円規模の事業であり、予算からして防災は大きな金額となっている。

特に令和 2 年度の災害復旧事業の県工事の査定決定額は合計 140 億円、令和 3 年度の災害復旧事業の県工事の査定決定額は合計 127 億円を超えており、その復旧事業の金額も非常に大きな金額を必要としており、監査を行う意義は大きいと判断した。

(6) 以上の理由により、「岐阜県の防災に関する事業（災害予防・災害応急対策・災害復旧）」を監査テーマとした。

4 包括外部監査の方法

(1) 外部監査の対象部署等

- 1 危機管理部：危機管理政策課、防災課、消防課、消防学校
- 2 県土整備部：道路建設課、道路維持課、河川課、砂防課、全土木事務所
- 3 農政部：農地整備課、全農林事務所
- 4 林政部：森林保全課、全農林事務所
- 5 総務部：財政課、全県事務所、県庁舎建設課、デジタル戦略推進課（令和3年度中）
- 6 清流の国推進部：外国人活躍・共生社会推進課
- 7 健康福祉部：医療福祉連携推進課、健康福祉政策課、高齢福祉課、地域福祉課、障害福祉課
- 8 教育委員会：学校安全課、学校支援課

（2）監査手続の概要

詳細は、巻末資料添付の監査日程及び各章の「監査手続」部分等に記載している。ここでは本年度の監査手続の全体概要を示す。

以下の監査手続の流れを経て本報告書は作成されている。

危機管理部所属の課及び現地施設に対する予備調査（全体像の確認）

道路維持課、砂防課に対する予備調査（全体像の確認）

まず、岐阜県の防災に関する事業の全体像を把握する目的で、次のとおり、ヒアリングを実施した。

令和4年4月22日：危機管理政策課・消防課

令和4年4月26日：防災課・道路維持課

令和4年5月11日：消防学校・岐阜県広域防災センター

令和4年5月12日：危機管理政策課

令和4年5月16日：清流の国ぎふ防災・減災センター

令和4年5月18日：消防課・道路維持課・砂防課

↓

防災関連担当課等に対する調査（全体像の把握）

防災事業に関しては、その事業を担う担当課は全庁的にわたる面があり、防災事業を主に把握するはずの危機管理部における説明によっても、その全体像の把握は不明瞭な点が存在していた。

しかし、監査人において、防災事業の要は、危機管理部を中心とする防災事業のソフト面と、県土整備部を中心とする基盤整備事業のハード面が中心となると判断し、合わせて防災事業においては、応急災害対策と災害復旧・復興事業が存在することから、それぞれの中核的な事業を中心に監査を実施することとした（なお、本監査においては、人材や技術、意識、情報といった無形の要素のことを「ソフト」、施設や設備、機器、道具といった形ある要素を「ハード」と捉えて報告する。）。

その様な考え方から、県土整備部関係においては、予備調査を行っていないその他

の基盤整備に関する担当課へのヒアリングと、現地での工事等を担う土木事務所のヒアリングを実施した。

この際、土木事務所においては、令和2年と令和3年における大雨災害が発生した地域を管轄する土木事務所をサンプリングとしてヒアリングを実施した。

この他、危機管理部が管理する現地機関のヒアリングを実施すると共に、防災におけるハード面として農政部・林政部の担当課へのヒアリングが必要と判断し、農政部・林政部へのヒアリングを実施した。

更に、応急災害対策と災害復旧の側面の監査を適切に行う目的と、市町村と県との防災活動の共同の在り方を確認する為、令和2年・3年において豪雨被害の被災経験のある自治体において、当時の発災時の対応等を確認する関係人調査を実施した。

この段階から対象部局、施設ごとにチームを編成し、監査人、弁護士補助者2名、公認会計士か税理士1名の合計4名で構成し、2名以上で往査することとした。

対象部局や現地機関のヒアリングは、概ね、以下の流れで、進んだ。

- ① 60～120分程度で、対象部局や現地機関の全体像や防災に関する事業の把握のため、ヒアリングを実施した。
- ② 現地機関においては、60～120分で、施設を視察しヒアリングを実施した。

令和4年6月7日：防災航空センター

令和4年6月9日：岐阜県防災交流センター

令和4年6月13日：河川課、道路建設課

令和4年6月16日：恵那土木事務所

令和4年6月21日：高山土木事務所

令和4年6月23日：下呂土木事務所

令和4年8月3日：森林保全課・農地整備課

令和4年8月10日：財政課

令和4年8月12日：飛騨県事務所

令和4年8月24日：危機管理政策課・防災課

令和4年8月26日：消防学校・岐阜県広域防災センター

令和4年8月31日：道路建設課・道路維持課・消防課・砂防課

令和4年9月1日：河川課

令和4年9月7日：防災航空センター・岐阜県防災交流センター

令和4年9月9日：清流の国ぎふ防災・減災センター

↓

アンケート調査票の実施（網羅性、具体性）

上述のとおり、防災事業のソフト面・ハード面の把握の為に担当課等のヒアリングを実施したが、その中で防災事業の予算の中心が基盤整備事業であることや、現地機関である土木事務所及び農林事務所の防災に関する事業が重要であると考え、県内の

土木事務所及び農林事務所の監査を実施することとした。

ただし、基盤整備事業そのものは、それだけで非常に多岐にわたる多数の工事等が存在しており、現地におけるヒアリングのみでは時間的にも人員的にも限界がある。

その為、他の防災事業における包括外部監査等を参考に、全土木事務所及び農林事務所にアンケートを実施し、事務実態の概要及び課題を、資料等をもとに、より網羅的、具体的に把握する必要があると考えた。

そのため、11の土木事務所及び10の農林事務所に対して、アンケート調査を実施した（令和4年7月30日発送し、令和4年8月31日（原則）を締切りとした。）。巻末資料に掲載する。

↓

アンケート調査票を踏まえた往査（現地ヒアリング。関係人調査を含む。）

ア 地方自治法第252条の38第1項では、「監査のため必要があると認めるときは監査委員と協議して、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは、関係人の帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」と規定されている。

防災事業を評価するにあたっては、近年の水害における被害自治体との連携状況を確認することが、岐阜県の防災事業の内容を把握し、適切な評価の参考になると考えた。そのため、関係人調査として、令和2年度・3年度において水害被害を受けている自治体として高山市・下呂市に対して、令和4年8月12日ヒアリングを実施することとした。

なお、関係人調査については、事前に地方自治法第252条の38第1項が規定する監査委員協議を経ている。

イ 関係人調査のヒアリング等のほか、アンケート調査票における回答結果などを踏まえて、より具体的な問題点を把握するために、対象課と県内全ての土木事務所・農林事務所に対して往査を実施した。また、各土木事務所・農林事務所でのヒアリングにあたっては、各土木事務所・農林事務所が置かれている岐阜県の総合庁舎における備蓄品の往査や、各土木事務所・農林事務所が実施する土木工事の現場の往査もあわせて行っている。往査状況は、以下のとおりである。

令和4年9月22日：中濃農林事務所

令和4年9月29日：可茂農林事務所・可茂土木事務所

令和4年9月30日：揖斐農林事務所・揖斐土木事務所

令和4年10月3日：多治見土木事務所・東濃農林事務所

令和4年10月6日：下呂土木事務所・下呂農林事務所

令和4年10月11日：岐阜土木事務所・岐阜農林事務所

令和4年10月13日：郡上土木事務所・郡上農林事務所

令和4年10月14日：美濃土木事務所

令和4年10月17日：大垣土木事務所・西濃農林事務所

令和4年10月25日：デジタル戦略推進課・外国人活躍共生社会推進課
令和4年10月27日：恵那農林事務所・恵那土木事務所
令和4年10月31日：古川土木事務所
令和4年10月31日：高山土木事務所・飛騨農林事務所
令和4年11月9日：砂防課
令和4年11月10日：岐阜大学
令和4年11月14日：用地課・技術検査課
令和4年11月15日：河川課
令和4年11月21日：内ヶ谷ダム
令和4年11月24日：揖斐土木事務所
令和4年11月25日：危機管理政策課・防災課・揖斐農林事務所
令和4年11月29日：砂防課
令和4年12月8日：岐阜土木事務所
令和4年12月9日：防災課
令和4年12月22日：多治見土木事務所
令和4年12月23日：西濃農林事務所
令和4年12月26日：西濃農林事務所
令和4年12月28日：大垣土木事務所
令和4年12月22日：多治見土木事務所
令和5年1月6日：大垣土木事務所
令和5年1月10日：道路維持課・危機管理政策課・岐阜大学
令和5年1月13日：清流の国ぎふ防災・減災センター
令和5年1月17日：危機管理政策課
令和5年1月24日：道路維持課・河川課
令和5年1月25日：県庁舎建設課・防災課
令和5年1月27日：消防課
令和5年1月30日：岐阜大学
令和5年2月1日：防災課
令和5年2月3日：危機管理政策課・道路建設課
令和5年2月6日：消防課・揖斐農林事務所
令和5年2月15日：農地整備課・消防課・危機管理政策課
恵那土木事務所・恵那農林事務所
令和5年2月16日：多治見土木事務所・東濃農林事務所
令和5年2月20日：防災課
令和5年2月21日：防災課
令和5年2月24日：岐阜土木事務所・岐阜農林事務所
令和5年3月6日：危機管理政策課・防災課

学識経験者に対する関係人調査

(1) 防災事業に関しては、その全体像を捉えることそのものが難しく、岐阜県という自治体が担うべき防災事業とは果たして何かを整理する必要があると考えた。このような論点については、学識経験者の意見を聞く必要があると考えた。

(2) 令和4年11月10日に、学識経験者である能島暢呂氏に対して、関係人調査によるヒアリングを実施した。

能島氏は、岐阜大学工学部社会基盤工学科防災コースの教授であり、地震工学に関する研究者として「リアルタイム地震防災システムに関する研究」や「ライフライン系の地震災害と復旧過程に関する研究」等を主な研究内容として研究されるだけでなく、岐阜大学地域減災研究センターのセンター長として防災事業に関連して自治体に対する様々なアドバイスを行う活動にも取り組まれていることから、防災事業に関する学識経験者にふさわしいと考えた。

(3) 令和5年1月10日に、学識経験者である上野友也氏に対して、関係人調査によるヒアリングを実施した（令和4年12月19日にも、関係人調査の依頼のため、事前にヒアリングを実施している。）。

上野氏は、岐阜大学の地域減災研究センター減災社会推進部門の准教授であり、これまでの経歴としてひょうご震災記念21世紀研究機構人と防災未来センター研究員を務め、「東日本大震災の災害対応—自衛隊・企業・市民団体との協働に向けて—」と題する論文を発表する等、防災行政に関して専門的な知見を有しており、地域防災計画に関する学識経験者にふさわしいと考えた。

(4) 令和5年1月31日に、学識経験者である原田守啓氏に対して、関係人調査によるヒアリングを実施した（令和4年12月26日、同28日にも、関係人調査の依頼のため、事前にヒアリングを実施している。）。

原田氏は、岐阜大学流域圏科学研究センター水物質動態研究部門の准教授であり、防災・減災センターが行う令和4年度清流の国ぎふ防災リーダー育成講座において「気象災害・風水害」に関する講義を担当し、「岐阜県における防災を主とした気候変動適応の推進体制構築及び汎用的な影響・適応策評価技術開発支援」を研究課題として研究をされている等、水害に関する専門的な知見を有しており、水害や水害対策に関する学識経験者にふさわしいと考えた。

過去の包括外部監査における措置状況の検証

防災事業の中心を担うこととなる基盤整備の監査を、検討するに当たり、「基盤整備事業に関する事務の執行及び管理について」（平成23年度）など、過去の包括外部監査を参考にするとともに、措置状況等についても確認をした。

5 主な監査の視点

(1) 包括外部監査においては、事務実態を正確に捉えた上で、具体的な判断（指摘・意見）を報告する必要がある。そのためには、予め、適切な監査の観点をもって

検証することが重要である。

本監査における主な監査の視点は、次のとおりである。

適法性—事務執行が、適法になされているか

法律による行政の原理という言葉があるが、自治体は法令に従って事務執行をすることが必要である。

地方自治法第2条第16項は、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」と規定する。

法律、政令に限らず、広く、自治体制定の条例、規則や内部規程である要綱等を含めて、根拠に従って防災に関する様々な事務執行をする必要がある。監査人が観点として記載する「適法性」は、かかる考えのもと、狭い意味の法令違反に限らず、根拠違反と広く捉えて表現したものである。

根拠に基づく事務執行は、結果として最善の結果（例えば、損害賠償請求権など公金債権を最大限回収することや、一者随意契約を多用せずに適正価格での契約締結など）につながるものである。また、逆に根拠に基づかない事務執行をした場合、住民監査請求や住民訴訟、国家賠償請求訴訟の対象となる可能性がある。消極的な意味合いではあるが、そうならないためにも根拠に基づく事務執行が必要である（地方自治法第242条、同第242条の2、国家賠償法第1条）。

防災に関する事業を含め、自治体の事務執行にあたっては適法性が何よりも重要であり、特にかかる観点を強く意識して、適切に事務執行がなされているかを検証した。

有効性 事務執行が、所期の目的を達成しているか、効果を上げているか

経済性 事務執行が、より少ない費用で実施できないか

効率性 事務執行が、同じ費用でより大きな成果を上げられないか

外部監査は、地方自治法第2条第14項（住民福祉の増進、最小の経費で最大の効果）及び同第15項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）の規定を達成するために必要と認める特定の事件について実施される（地方自治法第252条の37第1項）。

また、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

これらの規定に鑑みれば、防災に関する事業の事務執行にあたっては、適法性を前提としつつ、有効性、経済性、効率性といった各種観点も重要であり、かかる観点から、適切に事務執行がなされているかどうかを検証した。

公平性

地方自治法第10条第2項は、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。」と規定している。

防災に関する事務の執行でみれば、防災施設の利用等において、公平な取扱いをしているかが問題となる。

公平性があること自体が適法性の一つの観点である。また、公平性があることは、入札などで競争性を働かせることにつながることもあり、3Eにかなう要素もある。したがって、公平性は、適法性・3Eを具体化するものということができる。

透明性

各種計画に基づく各事業について、計画の検証過程や事業の情報などについて、ホームページに公開し、具体的に説明しているかなど、透明性（説明責任）についても、重視した。

透明性があることは、手続を適正に行うことの担保となるため、適法性の一要素と考えることができる。また、透明性があることは、事業の有効性・経済性・効率性について説明責任を果たすことにつながり、3Eを具体化するものということができる。

（2）報告書の作成に当たって

ア 具体的な事実認定や適法性の確認は、指摘・意見の前提となるばかりか、3Eについて判断するための大前提となるため、具体的に検討し、記載することとした。そのため、事実認定や適法性判断のために、頁数をかけているが、監査報告書の性質上、必要なことであると考えている。

イ また、適法性（合規性）を中心とした判断として、【規範】を記載しているが、必ずしも、適法性に限定されているわけではない。規範の中には、例えば、債権管理に関する規程のほか、記録の作成・保存などPDCAサイクルや事業の検証に関する規程など、有効性・経済性・効率性の確認につながる規範も少なくない。また、公平性や透明性についても、規範において規定されているものもある、そのため、規範については、適法性（合規性）のみを取り上げているのではなく、3Eの観点のものや、公平性・透明性の観点のものも多く含まれている。また、過去の包括外部監査における指摘や意見も、県に対して対応を求めるものであり、規範の中で取りあげている。

ウ 以上を踏まえて、上記5（1）で述べた、適法性・有効性・経済性・効率性・公平性・透明性の各視点に基づき、ルール（規範）に反しているもの、今後同じ状態が続くようであればルール（規範）に反する状態となるものについては、違法又は不当な状態であるとして、指摘としている。規範に反しているとはまではないものについては、一定の裁量があることを尊重して、意見としている。ただし、合理性の観点から、望ましいと考える措置等について、意見を述べている。

6 包括外部監査の期間

令和4年4月1日～令和5年3月10日

7 包括外部監査人及び補助者

監査人は、監査事務に際し、監査人補助者の補助を受けている（地方自治法第 252 条の 32 第 1 項）。監査人を含め弁護士 8 名、公認会計士 3 名、税理士 2 名の合計 13 名体制で監査を実施した。各専門による多角的視点による監査とし、各人の経験、知識を最大限活かすべく役割分担をした。

外部監査人	弁護士	尾 藤	望
補助者	弁護士	鈴 木	友 美
補助者	弁護士	渡 辺	俊 介
補助者	弁護士	渡 部	智 也
補助者	弁護士	黒 宮	崇 宏
補助者	弁護士	田 中	敦
補助者	弁護士	高 橋	博 志
補助者	弁護士	安 田	和 広
補助者	公認会計士	井 上	学
補助者	公認会計士	川 合	浩 介
補助者	公認会計士	木 村	太 哉
補助者	税理士	米 津	覚 登
補助者	税理士	高 井	真 司

8 利害関係

選定した特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 報告書の構成

1 全体の構成

序章	監査総論
第 1 章	岐阜県の防災事業の概要
第 2 章	危機管理部
第 3 章	県土整備に関する県庁担当課
第 4 章	各地の防災体制
第 5 章	その他の防災関連事業
終 章	課題と提言
巻末資料	

序章は、監査総論として、包括外部監査の概要、包括外部監査の視点、包括外部監査の範囲について報告する。

第 1 章は、岐阜県における防災事業の概要及び事業計画、防災の予算、主要な事業

等について報告する。本報告書の全体像を示すために重要な部分であると考えている。

第2章は、危機管理部の報告である。本監査のメインとなる部分である。危機管理部の各課と所管する施設ごとに、事業概要のほか、往査結果（2回以上）の結果を踏まえた報告をする。危機管理部は、所管する各計画の内容や改正状況、管理する各種システムや防災訓練等の防災のソフト面について、具体的に、事実関係や指摘・意見を記載している。

第3章は、県土整備部の報告である。第2章とともに本監査のメインとなる部分である。第4章の各地の土木事務所・農林事務所の監査を踏まえた、防災に関する事業の概要のほか、往査結果の結果を踏まえた報告をする。県土整備部は、所管する各種計画や防災のハード面の管理について、具体的に、事実関係や指摘・意見を記載している。

第4章は、各地の土木事務所・農林事務所の監査である。第2章、第3章と共に本監査のメインとなる部分である。各地の総合庁舎における備蓄品の状況や、防災体制を確認すると共に、アンケートを踏まえ、往査の結果を踏まえた報告をする。各地の状況の報告と共に、具体的に、事実関係や指摘・意見を記載している。

第5章では、他課の防災事業を確認する為、岐阜県強靱化計画アクションプランを参考に、水害対策に関わる他課が主体となっている事業について、書面監査とヒアリングを行った内容を報告する。

終章は、本監査でみられた課題を踏まえた監査人の提言を報告する。

巻末資料は、本報告書の参考となるよう、「令和4年度 外部監査の日程」、「指摘及び意見の一覧」、「参考報告一覧」、「岐阜県の行政機構図（令和3年4月1日時点）」、「アンケート調査票」の様式などを添付した。その他、本報告書で引用する条例等を一部掲載した。

2 個別の構成（第2章、第3章、第4章、第5章）

本報告の中心部分である。概ね以下の構成で報告することとした。

概要

防災事業の概要、各部署の特徴を示すよう、可能な限り、情報を記載した。



監査の重点及び監査手続

各部署や現地施設ごとの実際の監査手続の詳細を記載した。なお、各部署や現地施設の概要を踏まえ、監査を実施するにおいて特に重視した部分が存在する場合には、監査の重点を併せて記載した。



事実関係の摘示（【事実関係】）

監査において把握した事実関係を明記した。

事実関係は判断の前提となるものであるため、正確性、具体性を意識した。

なお、特徴がある事実関係や施設や制度の概要について理解の助けになると思われる

る事実関係については、【指摘】や【意見】、【参考報告】は記載していないものの、【事実関係】だけを記載しているものもある。



適用が問題となる法律等根拠類の摘示（【規範】）

判断の前提として、その事務について適用される根拠類を可能な限り明示することとした。法律、条例、規則、要綱、要領、マニュアルなど多種あるが、表現としては、【規範】（よって立つべき基準の意味）とした。



判断（【指摘】・【意見】）

【指摘】・【意見】の意義は次のとおりである。

指摘	べきである	違法又は不当であり、是正・改善を求めるもの
意見	望ましい	違法又は不当ではないが、組織及び運営の合理化の観点から、是正・改善を求めるもの

【指摘】・【意見】の記載部分について説明する。

まず、対象となる現地機関や対象課を明示した。

また、【規範】に反しているものは【指摘】方向という考え方をを用いている。

【指摘】・【意見】の結論は、簡潔にすることを心がけたが、結論に至る過程は、可能な限り具体的に記載した。また、併せて、可能な限り、積極的かつ具体的な改善案も提案するよう努めた。岐阜県は、監査の措置状況を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表する義務があるが（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）、監査人において具体的に岐阜県が検討する契機となるものにしなければならないという意識が強くあるからである。

なお、本監査は、令和 3 年度の事務執行を対象としているものであるところ、岐阜県が、令和 4 年度中、自主的に、あるいは、本監査の過程を経て改善を実施している場合には【改善報告】という形で明記した。【改善報告】を記載することで、PDCA サイクルが機能している場合、その過程を具体的に示すことができ、改善を促すことにもなることから、記載している。

判断（【参考報告】）

防災に関する事業の事務手続が、他の担当課や現地機関の参考になる取組みをしていると判断した場合に、そのことを明示して、他の担当課や他の施設担当者が意識することは有益なことではないかと考えた。そこで、監査人において、各担当者の参考になると判断したものは、【参考報告】として明示することとした。

第 3 財務監査の範囲等

1 はじめに

監査人においては、これまで令和元年度から令和 3 年度までの岐阜県の包括外部監査における監査人補助者を務めた経験を踏まえ、本年度の監査を行ったが、令和元年度から令和 3 年度の報告書において、包括外部監査の範囲については詳細な検討がな

されている。これは包括外部監査の対象範囲について、当時の担当監査人において議論がなされたことを踏まえたものであるが、本年度も適法性監査を中心に様々検討した観点から財務監査の範囲として適切であるかどうかを検討する必要があると判断した。

そこで、本報告書においても、令和元年から令和3年度を参考に、包括外部監査の対象範囲及び監査対象や監査資料について、監査人の考えを記載することとした。

2 包括外部監査の対象範囲としての財務監査

(1) 「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著

包括外部監査人が行う監査は、包括外部監査対象団体の「財務に関する事務の執行」と包括外部監査対象団体の「経営に係る事業の管理」に関する監査である（地方自治法第252条の37第1項）。いわゆる「行政監査」は含まない。これは、包括外部監査の導入に際し、包括外部監査人が地方公共団体の外部から契約に基づいて監査を行うことを踏まえ、客観的な判断が基本とされる財務監査にまずは限定することが適当であると判断されたものである。財務監査であっても、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するために行う監査であるから、地方公共団体の事務事業の有効性などについて監査を行うことももちろん可能である（1,489頁）。

なお、行政監査は、一般行政事務そのもの、すなわち内部組織、職員の配置、事務処理の手續、行政の運営等につき、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点から行う監査である（706頁）とされている。

(2) 注釈地方自治法〈全訂〉（成田頼明、園部逸夫、金子宏、塩野宏、磯部力、小早川光郎編集）によると、「立案関係者は、包括外部監査は財務監査に限るが、そこには2条14項、15項の判断も入るのであり、したがって、政策判断に属するという意味での行政監査は含まれないということであると述べている。行政監査という言葉の外延の問題であるということもできようが、財務監査は単に数字のみを問題としているのではないという点に留意することが重要であろう。事務事業の有効性等についての監査は排除されていないのである。」との解説がある。また、地方行政委員会議録第9号（平成9年4月24日）においても、松本政府委員は、「財務監査というのは、平成3年の法律改正をいたします前からこの規定はあったわけですが、財務に関する監査の幅というのはかなり広範に及んでおります。ただいまご指摘の地方自治法第2条の13項、14項は、委員も今お述べになりましたように、それ自体の中に、組織、運営の合理化というようなことが入っております、そういう面も財務監査という観点から監査をするということでございます。したがって、一般の、通常に言われるいわゆる政策判断に属するような行政監査、これは対象外であるというように御理解をいただいていいと思うわけでございます。」と述べている。行政監査の意味を、政策判断等に対する監査と捉えている。

(3) 「新基本法コンメンタール地方自治法」村上順ら3名編 490頁

行政監査が排除されたのは、財務監査は客観的な基準に基づいて行われるが、行政監査は個々の地方公共団体の個別事項の事情を十分に把握する必要があるため、外部監査には必ずしもなじまないという考え方によるともなされている。しかし、財務監査と行政監査の区別が明確ではないこと、また、外部監査人の資格として「その他行政運営」についても識見を有することが前提となって、組織や行政運営の合理化を念頭に置いて監査が行われることから、財務監査といってみても、数字を前提にしさえすればその範囲が相当広範なものであると考えられる。外部監査経験者から、財務監査の結果として必然的に必要となる行政制度上の問題等の行政監査には報告として触れるべきという意見もある。

3 「財務に関する事務の執行」についての検討

「財務に関する事務の執行」とは、地方自治法及びこれに関連する法の規定に基づく経済行為であり、予算、決算、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財務管理等の事務の執行をすべて包含する（「新版 逐条地方自治法」第9次改訂版 松本英昭著 706頁参照）。そのため、お金と財産に関する事項が、全て監査の対象となる。

行政において予算の伴わない事務はないと考えられるため、お金と財産の面から見れば、行政の全てが監査の対象となると考えられる。

非財務的な行政事務を含め、行政のほとんどの事務事業は予算の執行により実現されるものであるから、事務事業の当否を予算執行の当否の視点から監査することは可能であると考えられる。

4 適法性監査

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない。したがって、法律・条例に違反した行政作用、法律・条例上の根拠なく住民の権利を制約する作用をしてはならない。このことは、財務執行にも、当てはまる。

そのため、包括外部監査人による監査の基本は、財務執行の合規性・適法性についての適法性監査であると考えられる。

この点、「適法性について重点をおいて」監査するといった規定そのものはないが、「監査」という性質上、法規範に適合しているかどうかを確認することは当然の前提であると考えられる。

地方公共団体が何らかの財政的負担を伴う行為を行うときは、その費用負担行為を行う法令上の根拠が必ず必要である。安易な前例踏襲となっていないか、明確な根拠があるのかが、重要なチェックポイントとなる。

適法性監査をする場合、基準となるのは、法令、条例、予算及び規則そのほかの規程並びに訓令や要綱及び個別の職務命令、条理などの法規範である。

5 3E監査

地方自治法第 252 条の 37 第 2 項は、「監査をするに当たっては、…（中略）…法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのっとりなされたかどうか、特に、意を用いなければならない。」としている。そして、第 2 条第 14 項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」、第 15 項では、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」とされている。

また、地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」とも規定している。

これらの規定の存在からも、経済性・効率性・有効性の観点からの監査、いわゆる 3E 監査も必要となる。

6 結論

以上述べた考え方のほか、愛知県平成 29 年度報告書「防災事業に関する財務事務の執行について」、三重県令和 3 年度報告書「防災・減災（特にソフト面の対策事業、海岸事業並びに港湾事業）に関する事務の執行について」、静岡県平成 29 年度報告書「防災・減災等事業に関する財務事務等の執行について」、岐阜市平成 30 年度報告書「岐阜市の防災に関する事業について」など各自治体において実施された防災に係る包括外部監査の監査状況なども参考に検討した。

また、第 1 の 5 「主な監査の視点」で述べたように、公平性・透明性の点は、適法性、3E の観点と密接に結びつくため、対象範囲の判断基準の一つになると考えた。

その結果、監査人は、①適法性の観点から、違法又は不当であると考えられる事務事業や、②経済性・効率性・有効性の 3E 監査の観点から問題があると考えられる事務事業、③公平性・透明性の観点から問題があると考えられる事務事業については、客観的な判断が可能であると考えられるため、包括外部監査の対象範囲であると考えて、監査を実施した。

以上述べた考え方は、令和元年度から令和 3 年度における包括外部監査報告書で検討された事項を前提に検討を加えたものである。

具体的な事実認定に基づき、適法性を基本としながら、3E 監査を実施することに努め、防災事業に関連する各事業における、物品管理、施設管理、契約、組織運営、事業計画・評価など各論点について調査・検討した。

他方、監査人の指摘や意見について行われる措置の実現可能性があるかどうかも検討する必要があるため、できる限り、対象課（危機管理政策課、防災課、消防課、道路建設課、道路維持課、河川課、砂防課等）、現地機関（県事務所、土木事務所、農林事務所等）の意見を聞いて、協議することに努めた。

第1章 岐阜県の防災事業の概要

第1 本章の概要

本章では、岐阜県の防災事業に関する概要を説明し、本監査において対象としている事業の選定過程等について報告する。

この中で、本年度の監査にあたり特に検討を要することとなった、岐阜県の防災事業に関する予算について報告する。

また、最後に、防災事業における防災事業の把握の困難性について報告し、監査の視点について述べる。

第2 岐阜県の防災事業

1 「防災」について

法令上、防災とは、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること」と定義されている（災害対策基本法第2条2号）。

防災とは、このように①災害の未然防止（災害予防）、②災害発生時の被害拡大防止（災害応急対策）、③災害の復旧という3つの内容が含まれている。

また、ここでいう「災害」とは、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」（同条1号）とされていて、同号内の政令である災害対策基本法施行令1条は「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」までを同法の災害と定義付けている。

災害対策基本法における防災は、このような自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出、船舶の沈没その他の大規模な事故に対する災害予防、災害応急対策、災害復旧のことを指す。

なお、近時その問題が強く認識されている他国による武力攻撃事態からの国民保護に関しては、広く危機管理の問題ではあるが、防災の対象としては法律上想定されておらず、本年度の監査における監査対象は、災害対策基本法における防災を前提に検討を行っている。

2 岐阜県の行うべき防災事業（岐阜県地域防災計画）

このような防災に関する県の行うべき責務としては、災害対策基本法第4条1項にて、「都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。」と

されており、主には①地域防災計画の作成とその実施、②区域内の市町村等の防災に関する事務の実施の援助と総合調整があげられている。

岐阜県は、災害対策基本法に基づき、岐阜県地域防災計画を策定し、防災に関する事業を様々行っている。

岐阜県地域防災計画は、「一般対策計画」「地震対策計画」「原子力災害対策計画」の3計画をもって構成されている。

一般対策計画は、防災の内容として①災害予防、②災害応急対策、③災害復旧の各章から構成されており、計画の中で、県、市町村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、事業者、県民等の防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱を示し、対策を推進している。

一般対策計画が対策を想定している災害は、台風、集中豪雨等異常降雨、火山、豪雪等による災害であり、想定される災害の中で、特に対策が必要な地震対策や原子力対策については、別途地震対策計画や原子力災害対策計画を定めている。

自治体が担う防災事業の基本は、地域防災計画であり、岐阜県は、岐阜県地域防災計画が定める内容に従って、各担当部局が担当する事業を実施することとなる。

【岐阜県地域防災計画が定める岐阜県として行うべき事務】

業務の大綱

- ① 岐阜県防災会議に関する事務
- ② 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ③ 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- ④ 災害の防除と拡大の防止
- ⑤ 救助、防疫等被災者の救助、保護
- ⑥ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- ⑦ 被災産業に対する融資の等の対策
- ⑧ 被災県営施設の応急対策
- ⑨ 災害時における文教対策
- ⑩ 災害時における公安の維持
- ⑪ 災害対策要員の動員、雇上
- ⑫ 災害時における交通、輸送の確保
- ⑬ 災害時における防災行政無線通信の確保と統制
- ⑭ 被災施設の復旧
- ⑮ 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- ⑯ 防災活動推進のための公共用地の有効活用

これらが岐阜県地域防災計画で定める岐阜県の防災業務の大綱であるが、より具体

的に記載すれば以下のとおりとなる。

なお、以下の内容は、本報告書が水害対策を中心に監査を行うこととの関係から、水害対策に関連する部分に限定して、岐阜県地域防災計画の内容を概略的にまとめたものである。また、各項目に記載されている括弧内に記載された部局は、同計画に記載されている各項目の担当部局である。

(災害予防)

(1) 推進体制（各部局）

県は「災害から命を守る岐阜県民運動」を通じて、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築し、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるとともに、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努める。

(2) 防災業務施設・設備等の整備（各部局）

県、市町村等は、気象等の自然現象の観測等に必要な気象等観測施設・設備を整備し、観測体制の充実、強化を図るとともに、取得した観測情報等を関係機関に提供する。

また、県は、防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、集落、市町村、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、有線通信が途絶した場合でも通信を確保するため、無線通信施設等を整備する。

県は、人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材及び乾パン、飯缶等の救助用食糧、生活必需品等の物資について有効適切に活用運用できるよう整備改善していく。

(3) 災害に強いまちづくり（各部局）

県は、まちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める取組など総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。また、水害リスクの増大に備え、流域全体で被害を軽減する「流域治水」を推進する。

(4) 防災思想・防災知識の普及（各部局）

県は、「災害から命を守る岐阜県民運動」を通して、地域や学校、職場等に着目し、それぞれの状況に応じた啓発を行い防災意識の高揚を図る。

住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門機関（気象庁等）や専門家（気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

(5) 防災訓練（各部局）

県は、県計画に定める災害応急対策を迅速且つ的確に実施するため、防災週間、水防月間等を通じ、地域の災害リスクに基づいた防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

(6) 自主防災組織の育成と強化（危機管理部、農政部、県土整備部、県警察）

県は、市町村、防災関係機関等は、連携して自主防災組織の重要性の啓発に努めるとともに、多様な世代が参加できるような環境を整備するよう努める。

また、災害時において地域に密着した防災の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、市町村と連携して、地域防災協働隊の育成支援を図る。

(7) ボランティア活動の環境整備（危機管理部、環境生活部、健康福祉部）

県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行う。

(8) 広域的な応援体制の整備（危機管理部、県警察）

県は、大規模災害時において、速やかに災害対策活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る。

(9) 緊急輸送網の整備（危機管理部、商工労働部、県土整備部、県警察）

県は、大規模災害時に災害応急対策やネットワークとしての機能の回復を迅速に行うため、緊急輸送網の確保に向けた対策を進める。

(10) 防災通信設備等の整備（危機管理部、県土整備部、県警察）

県は、大規模災害発生時には、通信機器の損傷、輻輳等により、通信の断絶、混乱し、情報の収集、伝達の遅れが生じるため、県本部、県支部、市町村、国の関係機関、防災関係機関、災害現場等との間の通信を確保するため、「地上系」「衛星系」「移動系」による三層一体の防災情報通信システムの整備拡充を図る。

(11) 水害予防対策（危機管理部、林政部、県土整備部）

県は、災害発生時に被害の軽減を図るため、避難に関する情報の開示、防災知識の普及に努める。

(12) 孤立地域防止対策（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部）

県は、孤立地域の発生に備え、通信手段の確保や道路網の整備等の防止対策を推進する。

(13) 避難対策（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、県土整備部、教育委員会、県警察）

県は、災害が発生し、又は発生する恐れのある区域の住民等が、速やかに危険な場所から避難することができるよう安全、迅速な避難のための方策を講ずる。

また、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されることから避難所における良好な生活環境の確保に努める。

(14) 必需物資の確保対策（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、都市建築部）

県は、家庭、地域、事業所等での自主的備蓄を推進するとともに、他県、市町村との相互応援協定や関係機関及び保有業者との協力体制を整備し、また最小限の公共備蓄を行う等により、円滑な食料・物品等の確保を図る。被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図る。

(15) 要配慮者・避難行動要支援者対策（清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、都市建築部）

県は、乳幼児、重篤な傷病者、障がい者、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者が災害発生時に犠牲とならないため、関係団体、地域住民等の協力を得て、要配慮の状況、特性等に応じた防災対策が的確に講じられるよう個別かつ専門的な支援体制を調整する。

(16) 応急住宅対策（都市建築部、教育委員会）

県は、災害により住宅が全壊し、住むことが不可能な場合、被災者を受け入れるため、的確・迅速な応急住宅対策を行う体制を整備する。

(17) 医療救護体制の整備（健康福祉部）

県は、大規模な災害の発生により、数多くの負傷者、被災者等へ医療を提供する為、地震災害等医療救護計画の策定し、関係機関との情報収集・提供や災害派遣医療チーム（DMAT）の整備など医療救護体制を確立する。

(18) 防疫対策（環境生活部、健康福祉部）

県は、被災地における感染症の発生とその蔓延の危険性から、防疫資機材の備蓄や県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図るものとする。

(19) 河川防災対策（県土整備部）

県は、流域治水を促進するため、県が管理する河川について緊急順位の高い河川から順次改良工事を実施し、多目的ダム又は治水ダムなど必要なダムの建設を進める。

更に県は、インターネットや携帯電話により雨量、河川水位、ダムの貯水位、河川の映像情報を県民に提供し、適切な避難行動と水防活動に役立てるよう普及啓発する。

(20) 砂防対策（商工労働部、県土整備部、都市建築部）

県は、荒廃した山地、溪流からの集中豪雨等による土石流、土砂流出、同じく急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命や財産を守るため、土砂災害が発生した箇所や土砂災害の危険性が極めて高い箇所の対策をはじめ、要配慮者利用施設が立地する箇所及び避難所や避難路が立地する箇所での対策を重点的に実施する。

(21) 農地防災対策（農政部）

県は、農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止するため農業用排水機場や農業ため池の改修などを実施し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

(22) 治山対策（林政部）

県は、県内の林地の崩壊に伴う災害の復旧又は予防のため、治山事業実施方針に基

づいて、治山施設の新設や改良（嵩上げ・増厚・流木捕捉付加等）と間伐や植栽等の森林整備を行う。

(23) 土地災害対策（健康福祉部、商工労働部、県土整備部、都市建築部）

県は、土地災害対策として、分譲宅地、別荘地、ゴルフ場、レジャー施設等の事業に伴う県土の乱開発を未然に防止し、災害予防を図る。

(24) 都市災害対策（土地建築部）

県は、都市計画において、都市地域において地域地区を定め、土地区画整理事業等による面的整備を行い合理的かつ秩序ある土地利用計画を確立するとともに、道路等交通施設、公園緑地等の公共空地、下水道等の都市施設は、火災、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

(25) 地下街等保安対策（危機管理部、県土整備部、都市建築部、県警察）

県は、ビル地下室や地下街などの地下施設の豪雨や洪水による浸水等の被害の発生及び拡大を未然に防止するため、防災対策等必要な措置をとる。

(26) 防災営農対策（農政部）

県は、災害による農業被害の軽減と農業経営安定のため、防災営農の関する指導等対策を行う。

(27) ライフライン施設対策（秘書広報部門、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）

県は、ライフラインの機能に支障が生じた場合に備え、避難所その他公共施設への自家発電装置の設置等代替機能（ライフラインからの自立機能）の確保に努めるものとする。

(28) 文教対策（環境生活部、教育委員会）

県は、学校、その他の文教、研究機関等の土地、建物、その他の工作物及び設備を災害から防護し、教育の確保と幼児、児童、生徒及び職員の生命、身体の安全を図るため、文教施設の保全管理、防災知識の普及、訓練の実施等適切な予防措置を講じる。

(29) 行政機関の業務継続体制の整備（総務部、危機管理部）

県は、大規模災害時における、大規模災害発生時の被害を最小限にとどめ、行政にとって災害時に必要な業務の継続、あるいは早期に立ち上げるための業務継続計画の策定に取り組むなど予防対策を進める。

(30) 企業防災の促進（危機管理部、商工労働部）

県は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果たす役割が十分に実施できるよう、事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。

(31) 防災対策に関する調査研究（危機管理部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部、都市建築部）

県は、災害による被害を最小限にとどめる対策を実施するため、災害危険地予察や風水害基礎調査などの基礎的調査及び研究を推進する。

(32) 大規模停電対策（危機管理部、農政部、林政部、県土整備部）

県は、大規模かつ長期停電の未然の防止や発生した場合の被害の軽減を図るため、危険木の伐採等事前の防止対策や代替電源の確保等を行う。

（応急対策）

（1）活動体制（各部局）

県は、災害対策本部を設置し、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他に特に配慮を要するものに配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

（2）災害対策要員の確保（危機管理部、健康福祉部、県土整備部、県警察）

県は、大規模災害の発生時において、緊急に必要となる膨大な応急対策業務を迅速かつ確実に処理するため、災害対策要員を確保する。また、災害対策要員が不足する場合には、他の都道府県若しくは国の職員の派遣を要請する。

（3）ボランティア活動（危機管理部、環境生活部、健康福祉部）

県は、大規模災害が発生した場合、被災地において、ボランティア活動が無秩序に行われ、現地が混乱することがないように、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、その活動拠点の提供、感染症対策の徹底等環境整備を図り、ボランティア活動が円滑に行われるように努める。

（4）自衛隊災害派遣要請（危機管理部、県警察）

県知事は、災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合に、自衛隊に対し、自衛隊法の規定により部隊の災害派遣を要請する。

（5）災害応援要請（危機管理部、県土整備部、県警察）

大規模災害発生時においては、その被害が大きくなることが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に支障を来すため、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

（6）交通応急対策（危機管理部、商工労働部、農政部、県土整備部、都市整備部、県警察）

県は、災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき又は災害時における交通確保のため必要があると認められるときの通行禁止及び制限、道路啓開等の応急対策を行う。

（7）通信の確保（危機管理部、県土整備部、県警察）

県は、各機関と連携して、被害状況その他の情報の報告等災害時における連絡を行い、迅速・適切な災害応急対策活動を講ずるため、災害発生後直ちに通信手段の確保

を図る。

(8) 警報・注意報・情報等の受理伝達（危機管理部、県土整備部、県警察）

県は、災害応急対策活動に役立てるため、大雨警報等の気象警報等を市町村その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

(9) 災害情報等の収集・伝達（各部局）

県は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うために市町村、防災関係機関等との間に迅速に被害状況及び災害応急対策等の情報の調査、報告（即報）及び収集、伝達体制を確立する。

(10) 災害広報（秘書広報部門、危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、県警）

県は、住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、被災者へのきめ細かな情報の提供に心掛けるとともに、デマ等の発生防止対策を講じ、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮して、被災者等への広報を行う。また、情報の混乱を避けるため、関係機関相互の情報の共有及び情報提供窓口の一元化を図る。

(11) 消防・救急・救助活動（危機管理部、県警察）

県は、迅速な被災者の救出、救助等を行うため、市町村の要請等により他都道府県に応援要請するとともに、応援活動の全国的な調整を行う。

(12) 水防活動（県土整備部）

県は、水防管理者等と連携し、洪水等による水災を警戒、防ぎよし、及び排水ポンプ車を活用などにより被害を軽減するため、水防体制に万全を期す。

(13) 県防災ヘリコプターの活用（危機管理部）

県は、県域内において、災害が発生し、より迅速・的確な対応を必要とする場合に、防災ヘリコプターを有効に活用し、災害の状況把握や物資等の輸送等災害応急対策の充実強化を図る。

(14) 孤立地域対策（危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部）

県は、災害時において孤立状態が発生した場合、被害実態をはじめとした孤立の状況を確認・把握した上で応急対策を立案する必要があるため、①被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施（通信手段の確保含む）②緊急物資等の輸送③道路の応急復旧による生活の確保の優先順位をもって災害応急対策を実施する。

(15) 災害救助法の適用（危機管理部）

県は、災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、迅速かつ的確に災害救助法を適用し、災害にあった者の保護と社会秩序の保全を図る。

(16) 避難対策（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部、県警察）

県は、災害発生により危険が急迫し、住民等の生命及び身体の安全の確保等が必要と認められるときは、地域住民を危険な場所から避難させる。

(17) 食料供給活動（危機管理部、農政部）

県は、災害により食料を確保することが困難になり、日常の食事に支障が生じ又は支障が生じる恐れがある場合は、被災者等を保護するために、食料の応急供給を迅速かつ的確に行う。

(18) 給水活動（危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）

県は、災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給するため、他の水道事業者等に対して応援要請を行うなど市町村の給水実施を支援する。

(19) 生活必需品供給活動（危機管理部、環境生活部、健康福祉部、商工労働部、農政部）

県は、災害により、日常生活に欠くことのできない燃料、被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに入手することができない場合、生活必需品当の確保を行い、供給する。

(20) 要配慮者・避難行動要支援者対策（清流の国推進部、危機管理部、健康福祉部、商工労働部、都市建築部）

県は、災害発生時、要配慮者は身体面又は情報面のハンディキャップから迅速な行動がとれず、その後の避難生活においても不自由を強いられることから、災害派遣福祉チームなど個別かつ専門的な救援体制を整備する。

(21) 帰宅困難者対策（危機管理部、商工労働部）

県は、コンビニエンスストアなどの支援ステーションの情報提供や一時滞在施設の確保など帰宅困難者に対する支援体制を速やかに構築する。

(22) 応急住宅対策（危機管理部、都市建築部）

県は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理について、業界団体に協力を求めて実施する。

(23) 医療・救護活動（危機管理部、健康福祉部）

県は、市町村から協力要請があったとき等は、医療等関係機関の協力のもと 災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班等の派遣等災害医療救護体制を確立する。

(24) 救助活動（危機管理部、健康福祉部、県警察）

県は自ら救出の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊等に対し救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要請する。

(25) 遺体の捜索・取り扱い・埋葬（危機管理部、健康福祉部、県警察）

県は、大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、岐阜県広域火葬計画に基づき、円滑な広域火葬を実施する。

(26) 防疫・食品衛生活動（健康福祉部）

県は、市町村の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断及び感染症患者の搬送にあたる。また、食品の衛生的な取扱い等について監視指導等を行う。

(27) 保健活動・精神保健（健康福祉部）

県は、市町村等と連携し災害により被害を受けている住民を対象に、市町村、関係機関が協力し、避難所の生活環境の整備や心身両面からの保健指導を実施するとともに、仮設住宅や一般家庭等住民全体に対しても、被災に伴う心身両面の健康状態の悪化を予防し、被災者自らが健康を回復、維持及び増進し、心身とも健康な生活が送れるよう支援する。

(28) 清掃活動（環境生活部）

県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すなど災害発生時に備える。また、県は、市町村の報告により被害状況を把握し、必要に応じ県内の他市町村への応援及び他県への応援要請を行う。

(29) 愛玩動物等の救援（健康福祉部）

県は、逸走した動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、市町村及び関係団体等と連携し、これらの動物の保護及び適正な飼養の指導等飼い主への必要な支援等を行う。

(30) 災害義援金品の募集配分（健康福祉部、出納事務局）

県は、県民及び他都道府県から被災者に対して寄託される義援金品を、确实、迅速に被災者に配分するため、義援金品の受入、引継ぎ、集積、配分、管理等必要な措置を実施する。

(31) 産業応急対策（商工労働部、農政部、林政部）

県は、災害時における各産業（商工業、観光業、農業、畜産業、林業等）の事業資金の融資等についてあっせんや助成を行う等応急対策を行うため、関係機関と連携して適切な措置をとる。

(32) 公共施設の応急対策（各部局）

県は、災害発生時において、その管理する公共施設について、二次被害の防止や被災者の生活確保のため、施設の緊急点検により被害状況等を把握し、施設復旧を行う。

(33) ライフライン施設の応急対策（秘書広報部門、危機管理部、健康福祉部、県土整備部、都市建築部）

県は、関係機関と連携し、電気、ガス、上下水道等のライフライン施設に関する事業者間の広域的な支援体制の実施、復旧予定時期の目安の明示など県民への後方、防災関係機関や医療機関への優先的復旧などを図る。

(34) 文教災害対策（環境生活部、教育委員会）

県は、災害発生時に、速やかに被災地の教育機能を回復するとともに、学校教育に支障を来さないように学用品の給与等必要な措置を講ずる。

(35) 大規模停電対策（危機管理部、農政部、林政部、県土整備部）

県は、大規模かつ長期停電が生じた場合、正確な情報を迅速に提供するなど混乱の防止を図るとともに、電源車や電気自動車等の配備など応急対策を実施する。

(災害復旧)

(1) 復旧・復興体制の整備（各部局）

県は、発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、県と市が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図ることを基本理念とし、県、市町村が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援する。

(2) 公共施設災害復旧事業（各部局）

県は、公共施設等の復旧は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能回復に努める。なお、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案したうえで、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図るための計画についても検討する。

(3) 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除（各部局）

県は、災害に伴う被害に対して早急な復旧を図るために、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」に基づき援助される事業の早期指定を受けるため、早期な被害情報の収集や国への働きかけを行う。復旧・復興事業にあたっては、暴力団排除活動の徹底に努める。

(4) 被災者の生活確保（各部局）

県は、市町村と関係を密にし、被災者等の生活再建に向けて、住まいや働く場の確保、生活必需物資等の供給確保などきめ細かな支援を講ずる。

(5) 被災中小企業の振興（商工労働部）

県は、被災中小企業の自立を支援し、財政支援により早急な再建への道を開く為に、被災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

(6) 農林漁業関係者への融資（農政部、林政部）

県は、被災農林漁業者の施設の災害復旧及び経営の安定を図る為、被災農林漁業者の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講ずる。

これらが岐阜県で行うべき防災に関する事務であるが、これらの記載からは、岐阜県が担う防災の事務が多岐にわたることは理解できても、その業務内容の具体的にイメージすることは困難である。

本報告書においては、このように全庁的な取組で多岐にわたる事業であることが、

防災事業の評価を困難とし、事業の有効性の評価を妨げていることに問題があると考えている。

3 他の防災関連計画

(1) 岐阜県においては、この岐阜県地域防災計画以外の防災に関わりのある計画としては、以下の様に多数の計画が存在している。なお、これらの計画は、今回監査に当たって検討または参照した危機管理部や県土整備部等に関わる計画であり、全ての計画ではない。

岐阜県強靱化計画
岐阜県地震防災行動計画
県土整備ビジョン
岐阜県緊急輸送道路ネットワーク整備計画
岐阜県河川インフラ長寿命化計画
岐阜県新五流域総合治水対策プラン
岐阜県耐震改修促進計画
岐阜県災害時広域受援計画
岐阜県緊急消防援助隊受援計画
岐阜県広域消防応援基本計画
緊急消防援助隊岐阜県大隊応援等実施計画
新広域道路交通ビジョン
新広域道路交通計画
広域道路ネットワーク計画
交通・防災拠点計画
ICT交通マネジメント計画
岐阜県県有建物長寿命化計画
岐阜県八山系砂防総合整備計画
岐阜県道路整備アクションプログラム
岐阜県緊急輸送道路ネットワーク整備計画
岐阜県無電柱化計画
岐阜県橋梁長寿命化修繕計画
岐阜県トンネル維持修繕計画
岐阜県横断歩道橋修繕計画
岐阜県舗装補修最適化計画
岐阜県門型標識等修繕計画
岐阜県小規模橋梁修繕計画
岐阜県洞門修繕計画
岐阜県道路照明施設更新計画

社会資本総合整備計画
岐阜県自転車活用推進計画
岐阜県河川インフラ長寿命化計画
河川計画
岐阜県水防計画
岐阜県砂防施設長寿命化計画
岐阜県森林づくり基本計画
100年の森づくり計画（森林配置計画）
ぎふ農業・農村基本計画
農業用ため池に関する防災行動計画
農山漁村地域整備計画
防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画
岐阜県総合備蓄計画
岐阜県災害対策本部飛騨支部計画
木曾川中流圏域河川整備計画
東濃山系砂防総合整備計画
避難所運営支援計画
岐阜県官民データ活用推進計画

これらの計画は、全てそれぞれの根拠法や担うべき事業に基づき策定されているが、本報告書においては、この中で検討を行った計画については、各計画に関連する部局ごとに検討結果を報告している。

（２）岐阜県強靱化計画について

防災に関連する計画の一つに岐阜県強靱化計画が存在する。同計画は、国土強靱化法に基づく計画であるが、その計画は、地域防災計画の上位に位置づけられており、岐阜県地域防災計画は、岐阜県強靱化計画を指針として計画を作成することとされている。

岐阜県強靱化計画の目的は、国土強靱化法1条が、「国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的」とすることを受けて、「どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける強靱な岐阜県を作り上げるため」（岐阜県強靱化計画の趣旨より）の計画を定めたものである。

国土強靱化法そのものは、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを通じての公共の福祉の確保や国民生活の向上及び経済の発展を目的としたものではあるが、国や自治体の防災の基本理念は、災害対策基本法が定めることとされている（同法1条）ことから、防災の事業を検討するにあたっての基本的な検討対象は地域防災計画であると判断して、今回の監査は実施している。

第3 岐阜県の防災予算

1 防災予算の把握

防災事業そのものの対象は広く、関連する計画も多数存在することから、監査の範囲を検討するに当たって、監査人においては、監査の範囲を検討する為に、岐阜県の防災に関する予算状況を把握することを考え、県の予算資料を確認したが、防災予算（本報告書では、「防災に関する予算」の意味で「防災予算」という。）の観点で整理された資料が存在しなかった。なお、監査人は、令和4年5月1日、同年6月18日、同年7月20日に、メールにて防災予算の把握に関する質問を繰り返し、岐阜県として防災事業全体の予算を把握しない理由やその妥当性について質問したが回答がなされなかった。

その為、防災の担当部局である危機管理部の危機管理政策課及び、財政の担当部局である総務部の財政課に、防災予算に関する把握状況についてヒアリングをおこなった。

(1) 危機管理政策課へのヒアリング

令和4年8月24日に危機管理政策課に、地域防災計画に関する全体予算を把握しているか質問をしたところ、以下の回答であった。

予算・決算について、前提として、予算編成や決算を担当している総務部・出納管理部が全庁的に把握している。

9月議会に提出した決算認定資料において、総務費に含まれる防災費を集計することで防災に関連する予算を集計することはできるが、危機管理政策課として、その集計された金額が適切であるかという観点から把握することが求められているとは考えていない。そのような仕事は財政課の仕事である。危機管理政策課の仕事は計画の管理である。

また、決算特別委員会等において防災における予算の総額については質問があった記憶はない。また、岐阜県強靱化計画や地震防災行動計画などのアクションプランに基づく個別の予算については集計しているが、あくまで予算のみであり、決算に関しては把握しておらず、対外的に公表していない。岐阜県強靱化計画に関連する予算は年度により異なるが、概ね1,000億円程度と認識している。

危機管理政策課としては、地域防災計画よりも詳細な岐阜県強靱化計画や地震防災行動計画で把握しているが、防災予算全体の把握は行っていない。

（注：ヒアリング後に確認したところ、地震防災行動計画において、予算の把握はなされていないことが確認されている。）

(2) 財政課へのヒアリング

令和4年8月10日に財政課に、地域防災計画に関する全体予算を把握しているか質

問をしたところ、以下の回答であった。

本県では、各種計画について、その実現に向け必要となる事業や予算、実績などのとりまとめ・進捗管理は、計画の所管課がその必要性に応じて関係課と連携して実施しており、地域防災計画についても同様である為、計画を基準とすれば本来は地域防災計画を担当する危機管理政策課の役割と考えられる。

防災の予算の総体についての把握を行うことについては、防災の定義により関連する事業の幅が異なるため、計画などに基づいて整理することが一般的だと考える。

財政課では、防災に関連する防災費、土木費、災害復旧費の項目についての把握はあるが、地域防災計画全体に関わる総体的な防災予算は把握していない。

なお、計画に紐づいた事業による把握以外の方法としては、予算書の款項目の分類として、防災費、河川工事などのハード整備も対象とされるのであれば、土木費の一部、災害復旧費をみていただければ、一定の把握を行うことが出来る。

ただし、ハード整備については、交通インフラの充実や災害・緊急時の輸送路の確保など多面的な事業目的を持つものが多く、防災の定義づけにより対象範囲が変わると考える。

(3) 監査人が独自に集計した岐阜県における総体としての防災予算

上記の通り、岐阜県においては、総体としての防災予算を把握していない。そのため、監査人が独自に総体としての岐阜県における防災予算を集計した。なお、集計にあたっては、危機管理政策課や財政課からのヒアリングに基づき、岐阜県の全体の予算データの提出を受け、以下の基準で予算金額を集計した。

- ・「項」が「防災費」である予算金額
- ・「款」が「災害復旧費」、「土木費」である予算金額から「都市建築部」からの要求額を控除した予算金額
- ・「目」が「農地防災事業費」及び「治山費」の予算金額

集計した結果、岐阜県における総体としての令和3年度における防災予算は以下の通り（本監査の対象課ごとの集計は巻末資料6に掲載）。

(千円)

	令和3年度
当初予算	75,037,475
補正後予算	134,463,386

2 防災予算の把握の方法

(1) 各地の防災予算の把握について

危機管理政策課の考え方からは、防災予算の把握については、岐阜県強靱化計画の

把握しか行わないとの考え方であったことから、そもそも、防災予算の把握について必要性があるかどうかは重要な論点であると考えた。

そこで、防災予算に関連して他県における各地の監査報告書も参考に検討を行うと、一つは各地の強靱化計画を始めとするアクションプランに基づく予算状況の把握を行うものや、強靱化計画以外の観点も含めた独自の予算把握に基づく計画を対象に評価するものが存在した。また、岐阜市においては平成 30 年度の包括外部監査において「岐阜市の災害対策経費」としての取りまとめが認められていることから、岐阜市においては災害対策経費の全体像を把握していると考えられる。

各地の状況を見る限り、それぞれの独自の方針に基づくとりまとめであるとは考えられるが、それぞれの自治体が関与する防災に関する総体的な予算を把握する姿勢が見て取れる。

なお、岐阜県においても同様に具体的なアクションプランに基づく総体的な防災予算の把握は行われているかも再度確認したが、危機管理政策課においては、主要な個々の事業に関しては把握しているものの、総体的な防災予算を把握しておらず、把握している主要な個々の予算状況の公表も行っていなかった。

(2) 監査人独自の予算把握について

県の担当課においては、地域防災計画に基づく防災予算の総体を把握する考えはなく、詳細な岐阜県強靱化計画のみを把握するとの認識であったことから、監査人独自で何らかの視点に基づき、全体像の把握が出来ないかを試みた。

ア 岐阜県強靱化計画アクションプラン等に基づく把握

危機管理政策課は、岐阜県強靱化計画アクションプランに基づく各課が実施する事業については、毎年実行状況を確認しており、その際、関連する予算については把握していることから、その把握状況を確認した。

その結果、危機管理政策課が把握している、岐阜県強靱化計画アクションプランに基づく令和 3 年度当初予算の総額は、116,508,536 千円であることが判明した。

岐阜県強靱化計画 アクションプラン2021関連 県予算

(単位:千円)

部局	令和2年度 当初予算	令和3年度 当初予算	左記令和3年度予算のうち 「5か年加速化対策事業」 予算	R3シェア	伸び率 (R2→R3)
総務部	7,479,086	29,791,409	0	25.6%	298.3%
清流の国推進部	2,565	2,387	0	0.0%	-6.9%
危機管理部	849,010	939,779	0	0.8%	10.7%
環境生活部	626,078	543,109	0	0.5%	-13.3%
健康福祉部	3,157,907	3,332,033	0	2.9%	5.5%
商工労働部	3,097,612	3,662,380	0	3.1%	18.2%
農政部	9,695,425	8,068,482	0	6.9%	-16.8%
林政部	7,610,780	8,073,349	0	6.9%	6.1%
県土整備部	74,035,665	50,959,665	0	43.7%	-31.2%
都市建築部	10,295,936	10,083,848	0	8.7%	-2.1%
教育委員会	5,051	4,746	0	0.0%	-6.0%
警察本部	776,295	1,047,349	0	0.9%	34.9%
計	117,631,410	116,508,536	0		-1.0%

このような予算で防災予算の総体が把握できるとも考えられたが、上記の監査人独自の予算把握（当初予算 75,037,475 千円）との比較でも明らかなように、そもそも岐阜県強靱化計画アクションプランの当初予算の総額（116,508,536 千円）と、実際の予算データを元にした監査人の計算額とは 414 億円もの大きな差となっている。

特に、監査人の計算による当初予算（75,037,475 千円）と補正後予算（134,463,386 千円）では、594 億円もの変動をしていることから、当初予算しか把握していない岐阜県強靱化計画アクションプランでは、防災予算の全体像が把握できないことは明らかであった。

このような差の原因となったのは、そもそも岐阜県強靱化計画アクションプランは、防災・減災を目的とした事業のアクションプランをまとめたものではあるが、同アクションプランの特殊性としては、令和3年度には 292 億円に上る県庁の新築工事事業が計算され、その他にも環境に配慮した事業が含まれるなどしており、本来的に防災事業に関連はあるもののそれまでの防災関連費に直接関連するとは評価しづらい費目が含まれていることにある。これについては危機管理政策課からも、岐阜県強靱化計画アクションプランにおいて把握している予算がイコール防災予算ではないと説明がなされている。

また、本来的な防災は、岐阜県強靱化計画アクションプランが想定する事前防災のみならず、災害応急対策や災害復旧が含まれることとなるが、これらの予算が何ら反映されていないため、発災により年度途中で組み込まれる補正予算も把握されないことによる。

イ 予算要求資料に基づく把握

岐阜県は、予算要求に関連して予算要求資料を公表している。この予算要求資料については、要求の趣旨や事業内容が記載されていることから、この内容から防災に関連する事業を抽出することを考え、各予算要求資料の中に、「防災・減災・災害・被災・変災」といった災害に関連するキーワードが含まれているものを抽出し集計した（巻末資料5参照）。

その結果、令和3年度の当初予算における、防災関連予算は予算要求額で総額44,972,050,000円、交付決定額で44,018,699,000円であることが判明した。

しかし、当該金額は、上記監査人独自の集計データ（当初予算75,037,475千円）とは、300億円もの差が生じており、情報としては不十分であるとの判断に至った。

このような原因は、公表されている予算要求資料は、特定の事業に限られており、全事業の予算要求が資料化されているわけではないためである。

ウ 予算データに基づく集計

以上のように、既存の資料を用いて防災予算を把握することは容易に出来ないだけでなく、担当の危機管理政策課において防災予算の総体を把握する考えがなかったことから、監査人としては、上記のとおり財政課のアドバイスをうけて、監査人として把握すべき防災事業の発想から予算の集計を行ったものである。

なお、上記の集計においては「項」項目における「防災費」、「款」項目における「災害復旧費」を基準に全課一律に予算を抽出し、「款」項目においては、更に「土木費」を基準に抽出を行ったが、「土木費」については「都市建築部」については、あえて抽出から除外している。

これは県土整備部による、道路・河川・砂防の各事業については、土木費による基盤整備が防災に繋がる事業と判断したためであり、都市建築部における事業は、その基本は経済発展を中心とした都市計画のため土木事業と考えた為である。

この他、防災に直結する事業としては、「土木費」には含まれないものの「目」項目における「農地防災事業費」や「治山費」も重要な事業に含まれると考え、集計に含めている。

このような整理の仕方は、都市建築部においても、防災に関する取組を行っている面が存在し、外にも多くの各部局における防災への取組がなされている事から、全ての防災事業を網羅的に抽出することが出来ていないことを前提に行っている。

しかし、監査を行うに当たって、近年の防災に関する事業の費用の実態を分析する為には、一律の基準に従って数字を抽出化しなければ、分析は不可能と判断して、分析を行う上での最も合理的と考え整理したものである。

3 防災予算把握の必要性・規範

このように不正確な面は残るものの、おおよその防災予算の総体を把握すること自体は不可能ではなく、各地の地方自治体においては、それぞれの視点で防災予算の整理を行っている状況も認められる。

一方で、岐阜県のようにそもそも防災予算の総体を把握していない自治体が存在する。そこで、予算の把握の必要性と規範を、監査人として改めて検討を行った。

(1) 財政の観点から

地方自治体における歳入構造は、国や他の機関に依存している金額が多く、自主財源で賄えている比率が低く、特に国の財源に依存している特徴がある。

また、支出構造をみると、支出が事実上強制される総務費、民生費及び衛生費等の義務費の比率が高く、独自の政策を遂行するための投資的な支出が困難となっていることが特徴となっている。(新版 現代地方自治論 橋本行史編著 109 頁)

したがって、地方自治体の財政は、歳入は国に依存している一方で、事実上強制的に要求される義務費の支出が多いことから、財政を機動的にコントロールすることが困難な財政構造にあるといえる。

この点、岐阜県は、防災予算に関して、その総額を把握しておらず、まして、防災予算は、災害復旧のための機動性を要求される支出が含まれ、その防災予算を総体的に把握していないことは、岐阜県が防災関連事業に関する財政を適切に管理できているのか不明である。財政を適切に管理するためには、前提としての防災予算の全体像を把握する必要がある。

なお、岐阜県における歳入構造は、下表に示した通り。国からの地方交付税及び国庫支出金で財源の43%を占め、県債で15%を占めており、自主財源以外の歳入による割合が50%を超えている。

款	予算現額 (千円)	比率
県税	251,800,000	21%
地方消費税清算金	96,319,000	8%
地方譲与税	35,400,000	3%
地方特例交付金	1,596,927	0%
地方交付税	206,518,926	18%
交通安全対策特別交付金	505,000	0%
分担金及び負担金	4,218,013	0%
使用料及び手数料	12,672,137	1%
国庫支出金	293,160,002	25%
財産収入	1,179,131	0%
寄附金	154,423	0%
繰入金	25,010,812	2%
繰越金	28,690,878	2%
諸収入	40,027,089	3%
県債	174,858,900	15%
合計	1,172,111,238	100%
令和3年度歳入歳出決算書より		

また、支出に関しても、下表に示した通り。総務費、民生費、公債費及び教育費の合計で52%を占め、義務的支出が過半数を占めている。

款	予算現額 (千円)	比率
議会費	1,221,758	0%
総務費	124,885,830	11%
民生費	116,700,240	10%
衛生費	80,434,720	7%
労働費	2,498,589	0%
農林水産業費	64,674,351	6%
商工費	123,088,139	11%
土木費	170,383,727	15%
警察費	47,129,795	4%
教育費	186,909,782	16%
災害復旧費	24,946,220	2%
公債費	100,776,489	9%
諸支出金	128,161,598	11%
予備費	300,000	0%
合計	1,172,111,238	100%
令和3年度歳入歳出決算書より		

(2) 「合規性」の観点から

災害対策基本法では、その第4条第1項において「都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。」とされる。

また、より直接的な表現としては、同法第40条により、県の地域防災計画に掲げる事項として同条第2項3号に「災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画」が掲げ

られている。

なお、同法第 35 条第 2 項 6 号における国の防災基本計画に添付すべき「防災に関し中央防災会議が必要と認める事項」には、「防災に関する予算」を添付資料とすることが求められており（逐条解説 災害対策基本法 [第三次改訂版] 242 頁）、国においても、防災に関する予算の把握を必要な資料として位置づけている。

法令によれば、岐阜県は、岐阜県内における市町村との防災関連事業に関する調整、予防や防災・災害復旧といった多岐に渡る防災関連事業の調整を行うこととなるが、それらに付随するコストとして必要となる資金の調整もまた必要となる。

このような調整にあたっては、予算規模の総額を把握することなく、計画的に実行することが困難であり、計画と調整を求める法令の趣旨に照らして、総体としての防災予算の把握が求められていると解される。

（３）「効率性」及び「経済性」の観点から

防災に関する事業を執行するにあたっては、過剰なインフラ投資や災害復旧活動の遅れにともなう地域経済のロスといった地域への経済的な側面にも着目すべきである。

防災に関連する予算は人命にかかわるものであるから「有効性」は最優先されるべきであるが、「効率性」及び「経済性」に配慮した防災関連事業の執行も必要であると考ええる。

では、何をもって「効率性」及び「経済性」に配慮した防災関連事業といえるのが問題となるが、客観的な判断基準となるのは、数値であると考ええる。その中でも特に、金額は重要な判断基準である。

この点において、総体的な防災予算を把握していない岐阜県は「効率性」及び「経済性」に配慮した防災関連事業を執行できているかを判断する重要な判断基準を持ち合わせていないことになる。

したがって、岐阜県は過剰なインフラ投資や災害復旧活動の遅れにともなう地域経済のロスといった地域への経済的な側面にも着目した行政を執行ができていないおそれがあり、総体的な防災予算の把握は必要であると考ええる。

（４）外部監査実施の観点から

防災に関する財務事務をテーマとした外部監査を実施するにあたり、岐阜県内において広範囲に広がる防災関連事業を網羅的に把握するために、その総体として防災関連事業に関する予算を把握することは重要と考えた。

その参考として、監査人が独自にまとめた防災予算を使っていくつか、分析を行った内容が以下のとおりである。

なお、下記に記載した分析は、あくまで監査人独自でまとめた数字を利用したにすぎず、その評価は暦年の変遷を見ることによって意味を持つものが多いと考ええる。

特に、今後人口減少に伴い予算そのものが縮小した場合には、下記のような分析を積み重ねることで、優先度の高い事業の選出などを可能にすることに繋がると考える。

ア 執行機関別防災費実績値

整理したデータを元に、執行機関別防災費実績値を集計した。

増減が大きい執行機関は高山土木事務所が 186%増加、古川土木事務所が 182%、下呂土木事務所が 163%、農地整備課が 664%増加した。飛騨地域を中心とした令和2年7月豪雨災害が原因と考えられる。

No.	執行機関	実績金額（千円）			増減比率 (令和元年度/ 令和3年度)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
1	道路建設課	21,318,941	21,880,096	20,682,150	97%
2	高山土木事務所	7,070,711	9,199,133	13,170,296	186%
3	岐阜土木事務所	9,387,179	11,342,502	11,522,350	123%
4	古川土木事務所	5,439,192	6,759,183	9,881,915	182%
5	恵那土木事務所	5,874,691	7,247,356	9,105,966	155%
6	郡上土木事務所	6,836,087	7,809,371	8,909,777	130%
7	大垣土木事務所	7,554,332	8,809,983	8,256,776	109%
8	下呂土木事務所	4,684,058	5,967,345	7,640,827	163%
9	河川課	6,439,936	7,498,877	6,466,367	100%
10	揖斐土木事務所	5,971,986	4,400,203	5,706,905	96%
11	建設政策課	5,634,927	5,593,566	5,553,754	99%
12	可茂土木事務所	4,578,913	5,116,145	5,495,836	120%
13	美濃土木事務所	5,213,711	5,912,918	4,806,864	92%
14	砂防課	2,521,970	3,898,825	3,670,528	146%
15	多治見土木事務所	4,171,460	4,088,101	3,540,248	85%
16	飛騨農林事務所	1,857,975	1,419,035	2,768,726	149%
17	恵那農林事務所	1,744,084	1,374,250	1,625,442	93%
18	下呂農林事務所	1,473,716	1,586,469	1,593,085	108%
19	西濃農林事務所	1,068,090	1,450,529	1,573,403	147%
20	郡上農林事務所	1,352,257	1,080,847	1,413,393	105%
21	揖斐農林事務所	796,588	1,016,172	1,188,952	149%
22	防災課	2,116,448	1,826,852	1,151,611	54%
23	可茂農林事務所	985,226	1,258,124	1,019,879	104%
24	岐阜農林事務所	777,156	1,084,078	977,765	126%
25	長良川上流河川開発工事事務所	1,028,768	769,917	858,485	83%
26	東濃農林事務所	397,986	402,553	776,131	195%
27	危機管理政策課	382,738	470,867	771,246	202%
28	中濃農林事務所	663,462	783,164	588,160	89%
29	技術検査課	496,190	481,081	483,236	97%
30	建築指導課	358,913	351,686	337,240	94%

31	公共建築課	135,095	151,969	310,694	230%
32	農地整備課	42,056	284,463	279,166	664%
33	消防課	261,814	251,679	235,383	90%
34	道路維持課	676,684	350,754	130,629	19%
35	消防学校	114,004	141,952	94,822	83%
36	林政課	156,413	148,299	79,021	51%
37	治山課	195,299	137,733	78,407	40%
38	住宅課	76,446	71,997	71,894	94%
39	文化財保護センター	27,486	81,674	67,018	244%
40	飛騨県事務所	41,844	43,751	47,020	112%
41	中濃県事務所	42,994	44,534	46,675	109%
42	揖斐県事務所	20,131	23,780	22,406	111%
43	西濃県事務所	19,839	17,946	20,686	104%
44	恵那県事務所	21,609	19,676	19,950	92%
45	管財課	19,049	18,043	18,903	99%
46	可茂県事務所	11,952	15,410	14,996	125%
47	東濃県事務所	12,082	10,832	12,482	103%
48	用地課	10,621	9,792	10,423	98%
49	宮川上流河川開発工事事務所	6,094	12,495	8,088	133%
50	産業人材課	6,410	6,016	5,729	89%
51	岐阜駅周辺鉄道高架工事事務所	647	464	2,489	385%
52	都市整備課	1,209	539	1,003	83%
53	都市公園課	3,169	847	935	30%
54	情報システム課	4,752	64	642	14%
55	東京事務所	91	82	492	542%
56	東海環状自動車道事務所	729	423	351	48%
57	装備施設課	256	221	237	93%
58	農政課	0	0	186	-
59	広報課	165	162	186	113%
60	森林整備課	85	420	100	118%

61	都市政策課	76	130	77	101%
62	文化伝承課	61	62	63	103%
63	岐阜総合学園高等学校	0	0	30	-
64	大垣工業高等学校	0	0	30	-
65	可児工業高等学校	0	0	28	-
66	岐阜工業高等学校	0	0	28	-
67	下水道課	332	56	27	8%
68	中津川工業高等学校	0	0	27	-
69	岐南工業高等学校	0	0	24	-
70	環境管理課	0	0	17	-
71	リニア推進事務所	10	0	6	55%
72	国際園芸アカデミー	0	0	2	-
73	会計課	0	0	0	-
74	岐阜保健所	0	0	0	-
75	地域課	0	0	0	-
76	森林文化アカデミー	580	0	0	0%
77	岐阜・西濃建築事務所	525	449	0	0%
78	西濃保健所	4	0	0	0%
79	財政課	1	1	0	0%
80	中濃県税事務所	0	0	0	-
81	東濃家畜保健衛生所	0	0	0	-
82	セラミックス研究所	0	2	0	-
83	岐阜地域産業労働室	0	4	0	-
84	商工政策課	0	832	0	-
85	東濃県税事務所	0	3	0	-
86	東濃子ども相談センター	0	1	0	-
87	東濃保健所	0	0	0	-
88	飛騨家畜保健衛生所	0	47	0	-
89	保健環境研究所	0	1	0	-
	合計	120,108,306	132,726,836	143,118,685	119%

イ 人口当たり土木事務所、農林事務所管轄防災関連費

後述する今回の監査対象となった執行機関のうち、土木事務所および農林事務所が管轄する地域の防災費を各管轄地域の人口で除すことにより、人口当たり防災関連費を計算した。

人口当たり防災関連費で比較的大きい金額となった執行機関は高山土木事務所が156千円、古川土木事務所が295千円、郡上土木事務所が228千円、下呂土木事務所が251千円となった。上流域に当たる飛騨地方の防災関連費が高い。上流の方が管轄の人口

が少ないことによる影響であり、防災予算は自ずと高くなると考えられるが、これにより下流域が上流域の保全により水害の危険等を防除しているとも考えられる。

また、土木事務所の岐阜県全体の防災関連費の占める割合が高いことが分かる。

執行機関	実績金額 (千円)	管轄地域人口 (人)	人口当たり 防災関連費 (千円/人)
	令和3年度		
高山土木事務所	13,170,296	84,419	156
岐阜土木事務所	11,522,350	793,551	15
古川土木事務所	9,881,915	33,477	295
恵那土木事務所	9,105,966	124,344	73
郡上土木事務所	8,909,777	38,997	228
大垣土木事務所	8,256,776	293,509	28
下呂土木事務所	7,640,827	30,428	251
揖斐土木事務所	5,706,905	64,930	88
可茂土木事務所	5,495,836	211,327	26
美濃土木事務所	4,806,864	104,530	46
多治見土木事務所	3,540,248	199,230	18
土木事務所合計	88,037,761	1,978,742	44
飛騨農林事務所	2,768,726	117,896	23
恵那農林事務所	1,625,442	47,774	34
下呂農林事務所	1,593,085	30,428	52
西濃農林事務所	1,573,403	293,509	5
郡上農林事務所	1,413,393	38,997	36
揖斐農林事務所	1,188,952	64,930	18
可茂農林事務所	1,019,879	111,359	9
岐阜農林事務所	977,765	793,551	1
東濃農林事務所	776,131	275,800	3
中濃農林事務所	588,160	204,498	3
農林事務所合計	13,524,935	1,978,742	7
岐阜県合計	143,118,685	1,978,742	72

ウ 面積当たり土木事務所、農林事務所管轄防災関連費

今回の監査対象となった執行機関のうち、土木事務所および農林事務所が管轄する

市域の防災費を各管轄地域の面積で除すことにより、面積当たり防災関連費を計算した。

面積当たり防災関連費では、比較的大きい金額となった執行機関は岐阜土木事務所が 11,600 千円、大垣土木事務所が 14,836 千円、加茂土木事務所が 10,793 千円となった。

また、土木事務所の岐阜県全体の防災関連費の占める割合が高いことが分かる。

執行機関	実績金額 (千円)	管轄地域面 積 (Km ²)	面積当たり防 災関連費 (千円/Km ²)
	令和3年度		
高山土木事務所	13,170,296	2177.61	6,048
岐阜土木事務所	11,522,350	993.28	11,600
古川土木事務所	9,881,915	1474.16	6,703
恵那土木事務所	9,105,966	1180.69	7,712
郡上土木事務所	8,909,777	1030.75	8,644
大垣土木事務所	8,256,776	556.53	14,836
下呂土木事務所	7,640,827	851.21	8,976
揖斐土木事務所	5,706,905	876.44	6,511
可茂土木事務所	5,495,836	509.18	10,794
美濃土木事務所	4,806,864	589.34	8,156
多治見土木事務所	3,540,248	382.13	9,265
土木事務所合計	88,037,761	10,621	8,289
飛騨農林事務所	2,768,726	3651.77	758
恵那農林事務所	1,625,442	504.24	3,224
下呂農林事務所	1,593,085	851.21	1,872
西濃農林事務所	1,573,403	556.53	2,827
郡上農林事務所	1,413,393	1030.75	1,371
揖斐農林事務所	1,188,952	876.44	1,357
可茂農林事務所	1,019,879	421.61	2,419
岐阜農林事務所	977,765	993.28	984
東濃農林事務所	776,131	1058.58	733
中濃農林事務所	588,160	676.91	869
農林事務所合計	13,524,935	10,621	1,273
岐阜県合計	143,118,685	10,621	13,475

エ 土木事務所、農林事務所の職員一人当たりの防災関連費

所属する職員に合わせて比較を行った。これにより職員一人当たりの執行額を算出し、各事務所の人員配置の執行比較として人員配置の偏りがないかの指標がでないか

と考え、算出した。

これによれば土木事務所の方が一人当たりの予算額が大きく人員がより必要とも考えられる。

執行機関	実績金額 (千円)	職員数 (人)			令和3年度一人当たり執行額 (千円/人)	
	令和3年度 (A)	職員数 (B)	その他	計 (C)	A/B	A/C
高山土木事務所	13,170,296	46	16	62	286,311	212,424
岐阜土木事務所	11,522,350	75	16	91	153,631	126,619
古川土木事務所	9,881,915	35	7	42	282,340	235,284
恵那土木事務所	9,105,966	48	19	67	189,708	135,910
郡上土木事務所	8,909,777	33	16	49	269,993	181,832
大垣土木事務所	8,256,776	53	17	70	155,788	117,954
下呂土木事務所	7,640,827	32	13	45	238,776	169,796
揖斐土木事務所	5,706,905	40	12	52	142,673	109,748
可茂土木事務所	5,495,836	44	9	53	124,905	103,695
美濃土木事務所	4,806,864	41	10	51	117,241	94,252
多治見土木事務所	3,540,248	35	11	46	101,150	76,962
飛騨農林事務所	2,768,726	62	9	71	44,657	38,996
恵那農林事務所	1,625,442	58	7	65	28,025	25,007
下呂農林事務所	1,593,085	36	6	42	44,252	37,931
西濃農林事務所	1,573,403	57	7	64	27,604	24,584
郡上農林事務所	1,413,393	45	6	51	31,409	27,714
揖斐農林事務所	1,188,952	43	8	51	27,650	23,313
可茂農林事務所	1,019,879	48	8	56	21,247	18,212
岐阜農林事務所	977,765	55	7	62	17,778	15,770
東濃農林事務所	776,131	24	3	27	32,339	28,746
中濃農林事務所	588,160	30	4	34	19,605	17,299
平均値					112,242	86,764

管轄地域は土木事務所管轄地域を参照した。

所管市町村	土木事務所名
岐阜市、羽島市、各務原市、山臬市、瑞穂市、本臬市、羽島郡、本臬郡	岐阜土木事務所
大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡	大垣土木事務所
揖斐郡	揖斐土木事務所
関市、美濃市	美濃土木事務所
郡上市	郡上土木事務所
美濃加茂市、可児市 加茂郡、可児郡	可茂土木事務所
多治見市、瑞浪市、土岐市	多治見土木事務所
中津川市、恵那市	恵那土木事務所
下呂市	下呂土木事務所
高山市（旧国府町及び旧上宝村を除く）、 大野郡	高山土木事務所
飛騨市、高山市（旧国府町及び旧上宝村）	古川土木事務所

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/248.html>

面積は国土地理院「令和4年（2022年）全国都道府県市区町村別面積調」を参考にした。

総面積（令和4年1月1日）

	面積(Km ²)	県シェア(%)	順位
岐阜県	10621.29	100.00	—
岐阜市	203.60	1.92	14
大垣市	206.57	1.94	13
高山市	2177.61	20.50	1
多治見市	91.25	0.86	20
関市	472.33	4.45	8
中津川市	676.45	6.37	6
美濃市	117.01	1.10	17
瑞浪市	174.86	1.65	15
羽島市	53.66	0.51	29
恵那市	504.24	4.75	7
美濃加茂市	74.81	0.70	25
土岐市	116.02	1.09	18
各務原市	87.81	0.83	22
可児市	87.57	0.82	23
山県市	221.98	2.09	12
瑞穂市	28.19	0.27	34
飛騨市	792.53	7.46	5
本巣市	374.65	3.53	9
郡上市	1030.75	9.70	2
下呂市	851.21	8.01	3
海津市	112.03	1.05	19
岐南町	7.91	0.07	41
笠松町	10.30	0.10	40
養老町	72.29	0.68	26
垂井町	57.09	0.54	27
関ヶ原町	49.28	0.46	30
神戸町	18.78	0.18	36
輪之内町	22.33	0.21	35
安八町	18.16	0.17	37
揖斐川町	803.44	7.56	4
大野町	34.20	0.32	33
池田町	38.80	0.37	32
北方町	5.18	0.05	42
坂祝町	12.87	0.12	39
富加町	16.82	0.16	38
川辺町	41.16	0.39	31
七宗町	90.47	0.85	21
八百津町	128.79	1.21	16
白川町	237.90	2.24	11
東白川村	87.09	0.82	24
御嵩町	56.69	0.53	28
白川村	356.64	3.36	10

出典：国土地理院「令和4年（2022年）全国都道府県市区町村別面積調」

人口は総務省「国勢調査」を参考にした。

市町村別人口（10月1日現在、42市町村境域）

	2020年 国勢調査 R2年		
	人口総数	割合	順位
県計	1,978,742	100	
岐阜市	402,557	20.34	1
大垣市	158,286	8.00	2
高山市	84,419	4.27	7
多治見市	106,732	5.39	4
関市	85,283	4.31	6
中津川市	76,570	3.87	8
美濃市	19,247	0.97	28
瑞浪市	37,150	1.88	15
羽島市	65,649	3.32	9
恵那市	47,774	2.41	13
美濃加茂市	56,689	2.86	10
土岐市	55,348	2.80	12
各務原市	144,521	7.30	3
可児市	99,968	5.05	5
山県市	25,280	1.28	22
瑞穂市	56,388	2.85	11
飛騨市	22,538	1.14	24
本巣市	32,928	1.66	16
郡上市	38,997	1.97	14
下呂市	30,428	1.54	18
海津市	32,735	1.65	17
岐南町	25,881	1.31	21
笠松町	22,208	1.12	25
養老町	26,882	1.36	19
垂井町	26,402	1.33	20
関ヶ原町	6,610	0.33	38
神戸町	18,585	0.94	29
輪之内町	9,654	0.49	35
安八町	14,355	0.73	32
揖斐川町	19,529	0.99	27
大野町	22,041	1.11	26
池田町	23,360	1.18	23
北方町	18,139	0.92	30
坂祝町	8,071	0.41	36
富加町	5,626	0.28	39
川辺町	9,860	0.50	34
七宗町	3,402	0.17	40
八百津町	10,195	0.52	33
白川町	7,412	0.37	37
東白川村	2,016	0.10	41
御嵩町	17,516	0.89	31
白川村	1,511	0.08	42

出典：総務省「国勢調査」

注：県計と中津川市には旧長野県山口村を含む

4 防災予算の総体の把握

【指摘 危機管理政策課】

以上述べたように、防災予算については、財政の観点、「合規性」の観点、「効率性」及び「経済性」の観点において、予算の総体を把握する必要性があることは疑いが無い。

その意義は、今後の人口減少を考慮すれば、将来的な財政の縮小があり得るところであるが、そのような場合において、より一層の効率的な事業の選択をするに際し、分析的な視点を与えるところにあると考える。

また、防災に関する事業は、後述するように現在においては非常に多岐にわたる側面があり、必要性を感じて分析を行ったとしても、整理の指針をまとめ、事業の評価のし直しを行わねば、効果的な分析の根拠となり得ないと考える。

その為、現状の岐阜県強靱化計画の関連事業の予算を把握するだけで、総体的な防災予算の把握を行わない現状を改め、国が整理する防災予算の把握方法や、他の自治体の把握状況も参考に、今後の防災事業の有効適切な予算配分に繋がりうる防災予算の総体の把握を行うべきである。

なお、危機管理政策課からは、当初、監査人の指摘に対し、「予算の総体の把握が、有効適切な予算配分につながる理由は、どこにあるのか。」等の質問を受け、予算の把握に消極的な姿勢が見られたが、最終的には、「危機管理部として、防災予算の総体を把握することは有効な施策を行ううえで重要であると考え、国の中央防災会議に提出される防災予算の構成を参考にし、他県の状況も参考にしながら、財政課と連携し、どのような集計方法がより適切であるかを検討し、防災予算の総体を把握する。」との回答を受けている。

第4 防災事業の評価の視点

1 防災事業の範囲

(1) 防災予算の観点から

防災事業に対する監査を行うに当たり、監査においての基本は財務監査であることから、監査対象となる防災事業の範囲を判断する前提として、防災予算を前提に監査を行うことを考えた。

しかし、前記のとおり、そもそも岐阜県において防災事業の総体という観点での予算の整理が行われていない。

その為、全体の評価のために、今回は監査人独自の観点で岐阜県の予算を整理してみたが、これはあくまで仮定的な整理に過ぎないため、概ねの監査対象を判別する基準程度に利用するのが妥当と判断した。

(2) 防災関連法の観点から

次に、防災事業の範囲を判別する上で基準となり得るのが、防災に関する法制度であり、防災法制度について検討を行ったところ、国が発表する防災白書には、内閣府

の資料として、以下の様に戦後の防災制度・体制の歩みがまとめられている。

法制度の導入・改正の契機となった災害等	災害対策に係る主な法制度	法制度の説明
1940年代 1945 (昭和20年) 枕崎台風 1946 (昭和21年) 南海地震 1947 (昭和22年) カスリーン台風 1948 (昭和23年) 福井地震	47 「災害救助法」 49 「水防法」	
1950年代 1959 (昭和34年) 伊勢湾台風	50 「建築基準法」	
1960年代 1961 (昭和36年) 豪雪 1964 (昭和39年) 新潟地震 1967 (昭和42年) 羽越豪雨	60 「治山治水緊急措置法」 61 「災害対策基本法」 62 中央防災会議設置 63 防災基本計画 62 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」 「豪雪地帯対策特別措置法」 66 「地震保険に関する法律」	我が国の災害対策の最も基本となる法律 ・防災行政の責任の明確化 ・総合的かつ計画的な防災行政の推進 等
1970年代 1973 (昭和48年) 桜島噴火 浅間山噴火 1976 (昭和51年) 東海地震発生可能性の研究発表(地震学会) 1978 (昭和53年) 宮城県沖地震	73 「災害弔慰金の支給等に関する法律」 「活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律」(一昭和53年、「活動火山対策特別措置法」) 78 「大規模地震対策特別措置法」	
1980年代	80 「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」 81 「建築基準法施行令」一部改正	・新耐震設計基準(現行の基準)の導入 等
1990年代 1995 (平成7年) 兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災) 1999 (平成11年) 広島豪雨 JCO臨界事故	95 「地震防災対策特別措置法」 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」 「災害対策基本法」一部改正 96 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」 97 「密集市街地における防災地区の整備の促進に関する法律」 98 「被災者生活再建支援法」 99 「原子力災害対策特別措置法」	・ボランティアや自主防災組織による防災活動の環境整備、内閣総理大臣が本部長となる「緊急災害対策本部」の設置要件緩和、自衛隊の災害派遣要請の法定化 等
2000年代 2000 (平成12年) 東海豪雨 2004 (平成16年) 新潟・福島豪雨等 新潟県中越地震 2011 (平成23年) 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)	00 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 01 「水防法」一部改正 02 「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 03 「特定都市河川浸水被害対策法」 04 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進に関する特別措置法」 05 「水防法」一部改正 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の一部改正 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」一部改正 06 「宅地造成等規制法」一部改正 11 「津波対策の推進に関する法律」 「津波防災地域づくりに関する法律」 12 「災害対策基本法」一部改正 「原子力規制委員会設置法」 13 「災害対策基本法」一部改正 「大規模災害からの復興に関する法律」 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」一部改正 「水防法」・「河川法」一部改正 「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」一部改正) 「首都直下地震対策特別措置法」	・洪水予報河川の拡充、浸水想定区域の公表 等 ・浸水想定区域の指定対象河川の拡大 等 ・土砂災害ハザードマップ等による周知徹底 等 ・基本方針の策定(国)及び耐震改修促進計画の策定(地方公共団体)し、計画的な耐震化の促進 等 【第1弾改正(2012年)】 ・大規模災害の広域対応 ・教訓伝承、防災教育の強化や多様な主体の参画による地域防災力の向上 等 【第2弾改正(2013年)】 ・被災者支援の充実 ・住民等の円滑かつ安全な避難の確保 ・大規模広域な災害に対する即応力の強化 ・平素からの防災対策の強化 等 ・要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の義務付け及び結果公表等 ・水防活動への河川管理者等の多様な主体の参画、河川管理施設の老朽化対策等適切な維持管理の確保 等 ・南海トラフ地震防災対策推進地域の指定、基本計画の作成等による南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進 ・首都直下地震緊急対策区域の指定、基本計画の作成等による首都直下地震に係る地震防災対策の推進 ・大規模地震や大雪等の災害時における緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策 等(実施主体は、道路管理者) ・土砂災害の危険性のある区域の明示(基礎調査の結果の公表)、円滑な退避勧告等の発令に資する情報の提供 等 ・国による基本指針の策定、火山災害警戒地域の指定、指定地域における火山防災協議会設置、避難確保計画作成義務化 等 ・特定の大規模災害による廃棄物処理について、環境大臣による災害廃棄物処理に関する指針の策定、廃棄物処理の代行 等 ・大規模地震や大雪等の災害時における緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策(実施主体に港湾管理者及び漁港管理者を追加) ・救助実施市が自らの事務として被災者の救助を行うことを可能にする制度を創設 ・被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化
2014 (平成26年) 豪雪 広島土砂災害 御嶽山噴火 2016 (平成28年) 熊本地震 2018 (平成30年)	14 「災害対策基本法」一部改正 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」一部改正 15 「活動火山対策特別措置法」一部改正 「災害対策基本法」一部改正 16 「災害対策基本法」一部改正 18 「災害救助法」一部改正 「災害対策基本法」一部改正	

(令和2年版 防災白書 附属資料26 より引用)

このような歩みからも明らかな様に、災害救助法の成立から始まり、災害対策の基本とされる災害対策基本法の成立以降、災害が起こる度に、各種の法律の制定・改正が繰り返されて現在の法制度と防災体制となっている。

なお、同じく防災白書には、内閣府の資料として、主な災害対策関係法律の類型別整理の状況を以下の様に紹介している。

類型	予防	応急	復旧・復興			
	災害対策基本法					
地震 津波	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法 ・津波対策の推進に関する法律 ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 ・災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律 	<ul style="list-style-type: none"> <全般的な救済援助措置> ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 <被災者への救済援助措置> ・中小企業信用保険法 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 ・自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律 <災害廃棄物の処理> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <災害復旧事業> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <保険共済制度> ・地震保険に関する法律 ・農業保険法 ・森林保険法 <災害税制関係> ・災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律 <その他> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸法 					
	火山			<ul style="list-style-type: none"> ・活動火山対策特別措置法 		
	風水害			<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 ・海岸法 	<ul style="list-style-type: none"> ・水防法 	
地滑り 崖崩れ 土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ・宅地造成及び特定盛土等規制法 					
豪雪	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 					
原子力	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法 		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害からの復興に関する法律 			

(令和4年版 防災白書 附属資料 27 より引用)

このように防災関連の法制度は、多岐にわたる上に、各種の災害に合わせた様々な法律が存在することから、法制度の観点から監査対象である防災事業の範囲を特定することについては、全ての法律を確認する必要があるが、現実的に困難を伴う。

なお、2014年3月に国土交通省、国土交通政策研究所の客員研究官、生田長人東北大学名誉教授、客員研究官、周藤利一前所長が発表した「防災の法制度に関する立法政策的研究」には、防災法制度については、次の様に紹介されている（同論文、その1、冒頭「はじめに」より）。

「現行防災法制度は、昭和36年に制定された「災害対策基本法」を中心に多くの法制度から構成されているが、その全体を概観してみれば、これらの多くは、実際に大きな被害をもたらした災害や事故を契機に、新たに整備されたか或いは改善されたという経緯を有していて、防災法制度全体としてみると、いわば過去の経験や教訓に基づく規定の寄せ集めから成る法制度ともいえるべき性格を有しているところがある。

これら防災法に属する諸法制度の多くは、こうした対症療法的な性格が色濃く認められ、体系的な構成指向が欠けているくらいが認められるが、このこと他に、各制度間の連携性が欠けていること、それぞれの法制度の射程が短いことなども大きな特色として認められる。」

このように防災法制度そのものに体系的な構成指向が欠けている問題があり、各制度間の連携性が欠けていることなどからしても、一概に、防災法制度を整理し防災事業の範囲を判別しても、必ずしも全ての防災事業を把握することには繋がらないと考えられる。

（3）地域防災計画の観点から

以上のように、そもそも防災に関する予算の全体像は不明瞭であるだけでなく、防災法制度そのものも体系的な構成指向が欠けているという問題が指摘されるなど、そもそも防災事業の全体像を把握することには困難であることが分かる。

その為、最も基準となり得るのは、防災法制度の基本である災害対策基本法と、同法に基づき定められている地域防災計画であると考えられ、そこに関わる事業全てが防災事業と判断することが考えられる。

しかし、当該地域防災計画もまた、防災法制度に連動する形で、非常に広範にわたる上に、防災法制度そのものが体系的な構成指向が欠けているとの意見があるのと同様に、地域防災計画の構成について十分な整理が行われていない問題が存在することも懸念される。

特に、岐阜県地域防災計画については、後述するように、事業を行うべき責任部局が十分整理されているとは言い難く、危機管理部において、岐阜県地域防災計画が各

担当部局において十分に機能しているかどうかまでを検討していないことからしても、地域防災計画と現実の防災事業が十分に連動していない状況が懸念される。

このように地域防災計画から一概に防災事業の全体像の把握は困難な上に、地域防災計画に関連するのは、およそ全ての関係部局となることから、一概に地域防災計画を基準に全ての防災事業を対象とすることは監査を行う上で、あまりに広大であり有効な監査となり得ない。

2 現実の実務に沿った監査

このように予算・法律・計画といった、総体からの監査対象の分析については、防災事業の特徴もあって、必ずしも対象が明確とは言い難く、有効な監査対象が見いだせない問題がある。

この点、他県の監査報告においては、様々なアプローチの仕方を行っており、それぞれの県独自の防災に関する計画やアクションプラン等を参考に監査を行っている。岐阜県においても岐阜県強靱化計画が存在し、同計画に対するアクションプランには、岐阜県における様々な防災に関連する事業が整理されていることから、同プランに紐付けられた事業を対象とする事も考えられた。

しかし、前述のように、法律上の「防災」は、災害予防のみではなく、災害応急対策や災害復旧までが含まれており、事前の防災対策を中心としている強靱化計画におけるアクションプランでは十分な監査が行えないと判断した。

特に、危機管理部に対して、岐阜県地域防災計画と岐阜県強靱化計画の関連性を尋ねたところ、「互いに根拠とする法律が異なっており、目的が異なる計画であることから関係性はない。」との回答を受けたため、強靱化計画を中心に行うことでは、岐阜県地域防災計画の十分な検証になり得ないと判断した。

この他、岐阜県においては、岐阜県地震防災行動計画が存在し、地震に関する防災事業は、同計画を基準に判断すれば、対象について範囲が特定しやすいメリットがある。

しかし、岐阜県においては、今後の発災の可能性はあるにしても、岐阜県は1969年の美濃中部地震以降、震度5以上の地震の経験が無い。このように50年以上の間、震度5以上の地震の経験がない自治体は日本において唯一岐阜県のみとなっている。

防災事業の監査において、いわゆる3E監査の視点に立った場合、事業の有効性の評価が必要となるが、防災事業の効果が発揮されるのは、実際に発災した場合であり、その観点でいえば、未だ大きな地震災害が起こっていない岐阜県において、地震防災行動計画を中心に監査を行っても、監査としては十分な検証が出来ないと考えた。

その為、最も事業の有効性が検証できる可能性があり、発災時の災害応急対策や災害復旧に関する防災事業を評価するに当たっては、実際に発災が認められた状況やその際の担当部局を中心に監査を行うことが妥当と判断した。

3 岐阜県における近時の災害

岐阜県における平成 30 年以降の主な災害についてまとめると以下のとおりである。

(1) 平成 30 年

7 月には、岐阜県においても、県内 3 地点で降り始めからの雨量が 1,000 ミリを超え、県内全 32 のアメダス観測地点のうち 16 地点で 72 時間雨量が観測史上 1 位を記録、県内初となる大雨特別警報が 16 市町村で発表されるなど、記録的な豪雨となり、平成 30 年 7 月豪雨と気象庁において定められた。

長良川をはじめとする大河川では、これまでの治山・治水事業の効果もあり、辛うじて氾濫は免れたものの、関市の津保川をはじめとする中小河川の氾濫により、死者 1 名、重傷者 2 名、軽傷者 1 名、住家の全壊 12 棟、半壊 236 棟、一部損壊 7 棟、床上浸水 72 棟、床下浸水 420 棟などの被害が発生した。

(2) 令和 2 年

7 月には、7 日から 8 日にかけて中濃から飛騨地方を中心に断続的に非常に激しい雨となり、6 市に大雨特別警報が発表されたほか、降り始めからの降水量が県内 11 地点で 1,000 ミリを超えるなど、記録的な大雨となった。これにより、飛騨川を中心とする河川の氾濫や土砂災害、下流域の白川町ではバックウォーター現象による浸水被害が発生し、また八百津町では短時間の突風による損壊家屋が発生するなど、特定の地域でピンポイントに局所的な被害が発生し、死者 0 名、重傷者 1 名、軽傷者 1 名、住家の全壊 6 棟、半壊 37 棟、一部損壊 87 棟、床上浸水 30 棟、床下浸水 299 棟などの被害が発生した。

(3) 令和 3 年

8 月 11 日からの大雨では、特に 13 日から 14 日にかけて激しい雨が続いた結果、県内の 32 観測地点の 3 分の 2 以上で 8 月の降水量の過去最大値を更新するなど、東濃や飛騨南部を中心に記録的な大雨となった。これにより県内の 17 市町村で土砂災害警戒情報が発表されるなど極めて危険な状態になり、令和 2 年 7 月豪雨と同様に土砂災害や河川の溢水が発生し、復旧工事中の箇所が被災する事態も生じた。

また、八百津町では竜巻により家屋への被害が発生した。さらに、災害対策基本法の改正で新設された「緊急安全確保（警戒レベル 5）」が、県内で初めて美濃加茂市及び坂祝町において発令された。

かかる大雨により、死者 0 名、重傷者 0 名、軽傷者 1 名、住家の全壊 0 棟、半壊 0 棟、一部損壊 40 棟、床上浸水 23 棟、床下浸水 55 棟などの被害が発生した。

以上のとおり、岐阜県においては特に水害の発生が顕著であり、これに伴って令和 2 年、令和 3 年と災害復旧事業が必要となり、多くの予算が投じられている。

4 対象事業の抽出

以上の観点から、岐阜県の防災事業を監査するに当たっては、実際の発災の内容を踏まえた、担当部局の実際の対応に着目して監査を行うことが、現実の事象に即し、具体的な事業の評価の適法性や3E監査の実施に繋がると判断した。

防災事業に関する各課の職務分掌を確認すると、岐阜県行政組織規則第6条の2において、地域防災計画の策定及び実施に関することを担うのは危機管理政策課とされ、防災施策の企画調整及び推進に関することを担うのが防災課とされている。これらの両課に加え、消防業務に関する消防課が所属する危機管理部が岐阜県における防災事業の中核的な部であり、今回の監査において中心的な監査対象と判断した。

また、監査においては、財務監査が中心となることを考慮し、予算面に着目すれば、監査人独自の分析による予算の内訳や、岐阜県強靱化計画アクションプランに紐付けられた事業の予算面の集積から、防災事業で最も大きな支出となっているのが、基盤整備の事業であった。

基盤整備を担う県土整備部については、特に道路、河川、砂防に関する工事費が支出の中心であることから、これらの工事を担当する道路建設課、道路維持課、河川課、砂防課を中心に監査を行うこととした。

また、基盤整備に関しては、県内各地の土木事務所が実際の基盤整備を行っているだけでなく、発災時には迅速な災害復旧を担う事業を行うこととなる。その為、各地の土木事務所については、地域ごとの差異を確認する意味でも、全ての土木事務所を対象とする事が重要と判断した。

更に、各地の土木事務所が実際に事務所を置くのは、県の総合庁舎であるが、県の総合庁舎は、発災時において県の支部機能を有することなどから、各地の総合庁舎とそこにおける土木事務所の活動を監査することが最も現実的な防災事業の評価に繋がると判断した。

なお、基盤整備に関しては、平成23年における岐阜県の包括外部監査の対象とされ、様々な指摘意見がなされていたことも踏まえれば、より効率的な監査が行えることも考慮した。

以上の観点から、危機管理部と県土整備部を中心とした監査を実行することとしたものである。

この他、防災事業が全庁的な事業であることから、上記の中心的な事業に対する監査以外に、可能な限り、全庁的な監査の実施が理想であることから、効率的に他の担当課が担う事業も監査の対象とする事も検討した。

その様な観点から、各地の土木事務所と同じ庁舎で活動する、農林事務所が管理する防災事業も同時に監査を行った。

農林事務所は、基盤整備一つである治山事業を担っており、防災事業として行うため池の整備等も行っていることから、治山事業やため池整備等を中心に防災事業の監査を行った。

更に、補充監査として、岐阜県強靱化計画アクションプランの中で水害に関する防災事業を中心に、可能な限りの補充的な監査も行っている。

5 専門家による評価について

このように本監査においては、災害予防のみならず、近年の水害により発生した災害応急対策や災害復旧に関する防災事業に即した監査を実施すべく、監査対象を選定した。

この他、防災の事業に関しては、防災事業に関する専門的な知見の有無が、有効な監査に結びつく可能性があり、全国の監査報告書の内容について評価を行う全国市民オンブズマン連絡会議が発行する「包括外部監査の通信簿」において、防災をテーマとする監査報告については、防災業務の専門家を補助者とすることが推奨されている。

そこで、監査人においては、監査を進める中で、防災に関する知見を取得すべく、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する防災士養成研修講座を履修し、同機構が実施する防災士取得試験を受験し、同試験に合格し、登録申請手続を行っている。

また、監査人補助者には、岐阜県弁護士会における災害対策委員会委員長の高橋弁護士にもご協力いただき、可能な限り防災に関連する知見を取得して監査に当たった。

更に、関係人調査においては、地震工学、防災行政、水害対策に知見を有する大学教授らの意見を取得し、専門的な意見の取得を試みた上で、監査人としての評価を行った。

このように監査人としては、可能な限り専門的な知見を取り入れることを試みたが、これらの知見を取得することで、最も理解できたところが、防災事業そのものが非常に広大な事業であり、その全てを把握するには更に多くの専門家の協力が必要であるということであった。

どのような専門家であっても、防災事業全体を全て把握する専門家はおよそ存在しないと考えられる。

特に、防災事業は、事象面のみを捉えても、地震、風水害、火山災害、原子力災害など災害の種類ごとに専門家が存在し、それぞれの分野においても分析の視点は様々である。

また、防災対策においては、予算の多くが投じられる基盤整備の側面のみが重要ではなく、防災対策には自助・共助も重要とされ、どのように県民各自の防災への意識を高めるかといった、いわゆるソフト面への対策も重要である。

防災の専門家とされる方には、このようなソフト面を中心とした防災訓練や避難対策を中心に防災に関わる方も多く、監査人が受験した防災士試験で得られる防災士資格は、ソフト面中心の知識や行動が求められる資格であったと考える。

このようなソフト面における専門家からすれば、公共工事を始めとする土木事業の評価に対しての専門家とは考えがたく、全ての専門家の視点を踏まえた監査については現実的には困難と考えた。

その為、本報告書においては、可能な限りの専門的な知見を取り入れつつも、最も

重要視したのは、監査人や補助者の多くが弁護士であることを踏まえ、現実の実務の事実関係を把握する事と、合規性の観点を中心とした監査を行うことである。

特に、法律に基づいて作られた計画やその実行がなされているかを監査することが、判断を客観的にし、有効な防災対策になるとの前提で監査を行っている。

6 本監査における評価方法

以上の検討の結果、本監査においては監査対象としては、防災の中核を担う危機管理部については全事業、県土整備部については防災に関する事業として多くの予算を占める道路建設課、道路維持課、河川課、砂防課及び各土木事務所を中心に監査を行っている。

これらについては、対象課については、担当する防災に関する計画を踏まえつつ、実際に行っている各防災に関する事業を紹介しつつ、それらの事業における物品管理、施設管理、契約、労務管理等、可能な限り幅広く監査を行い、現地機関や各土木事務所は、物品管理、施設管理、契約を中心としつつ、本課と同様に幅広い視点で監査を行った。

その他、令和5年1月4日から使用が始まった新県庁舎や、各地の支部機能を有する総合庁舎、農林事務所、他の部局が担当する防災に関連する各事業については、防災に関する事業を意識して、地域防災計画や強靱化計画との関連性や、その事業の防災としての有効性を意識しながら、監査を行っている。

なお、各事業の評価については、個々の評価の際に、監査の視点を示している。

第2章 危機管理部

第1 危機管理部の概要

危機管理部の所属課及び分掌事務は以下のとおりである（岐阜県行政組織規則第6条の2 令和3年7月1日時点）。その内容は、主に危機管理と防災のソフト面、並びに消防に関する事務であり、いずれも防災に直結する事務である。

危機管理部		
危機管理政策課 (原子力防災室)	1 危機管理部における県民の窓口に関する事 2 危機管理部における議会の窓口に関する事 3 危機管理及び防災に係る総合的な企画立案及び調整に関する事 4 県強靱化計画の策定及び実施に関する事 5 国民保護計画の策定及び実施に関する事 6 地域防災計画の策定及び実施に関する事 7 自衛隊との連携及び調整に関する事(危機管理事案に限る) 8 防災情報通信システムの運用管理に関する事 9 岐阜地域における危機管理及び消防防災(災害救助を含む)に関する事 10 原子力防災施策の企画調整及び推進に関する事 11 県民の原子力防災意識の向上に関する事 12 防災交流センターに関する事	
防災課 (山岳遭難・火山対策室)	1 防災施策の企画調整及び推進に関する事(原子力防災を除く) 2 県民の防災意識の向上に関する事(原子力防災を除く) 3 市町村地域防災計画の指導及び助言に関する事(原子力防災を除く) 4 地域防災力の強化に関する事 5 清流の国ぎふ防災・減災センターに関する事 6 地震、風水害等の災害予防及び災害対策に関する事 7 自衛隊との連携及び調整に関する事(危機管理事案を除く) 8 防災ヘリコプターに関する事 9 山岳遭難防止施策の総合的な企画立案及び推進に関する事 10 火山の災害予防及び災害対策に関する事 11 広域防災センターに関する事	
消防課	1 消防及び救急に関する市町村の支援に関する事 2 危険物及び消防用設備の規制に関する事 3 危険物取扱者及び消防設備士に関する事 4 火災予防に関する事 5 火薬類の取締り及び武器等の製造に関する事 6 高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する事 7 電気工事士及び電気工業に関する事 8 消防学校に関する事	消防学校

危機管理部は、平成26年4月に設置された部局である。部局が設置される以前は、危機管理統括監による知事直轄の組織として危機管理政策課・防災課・消防課が防災に関する事業を担ってきたが、より効率的で分かりやすい組織とするために部が設置された。

令和3年度の危機管理部の基本方針は、令和2年7月豪雨の検証を踏まえたコロナ禍における防災対策の着実な推進を図るとともに、「アフターコロナ」を見据えた防災・危機管理体制の強化・充実により「強靱な岐阜県づくり」を進めるというものであり、主に「1 自助・共助の底上げ(防災課・消防課担当)」「2 コロナ禍に対応した防災・減災対策(防災課・消防課担当)」「3 事前の防災・減災対策の強化(防災課担当)」「4 防災・危機管理体制の強化・充実(危機管理政策課・防災課)」を掲

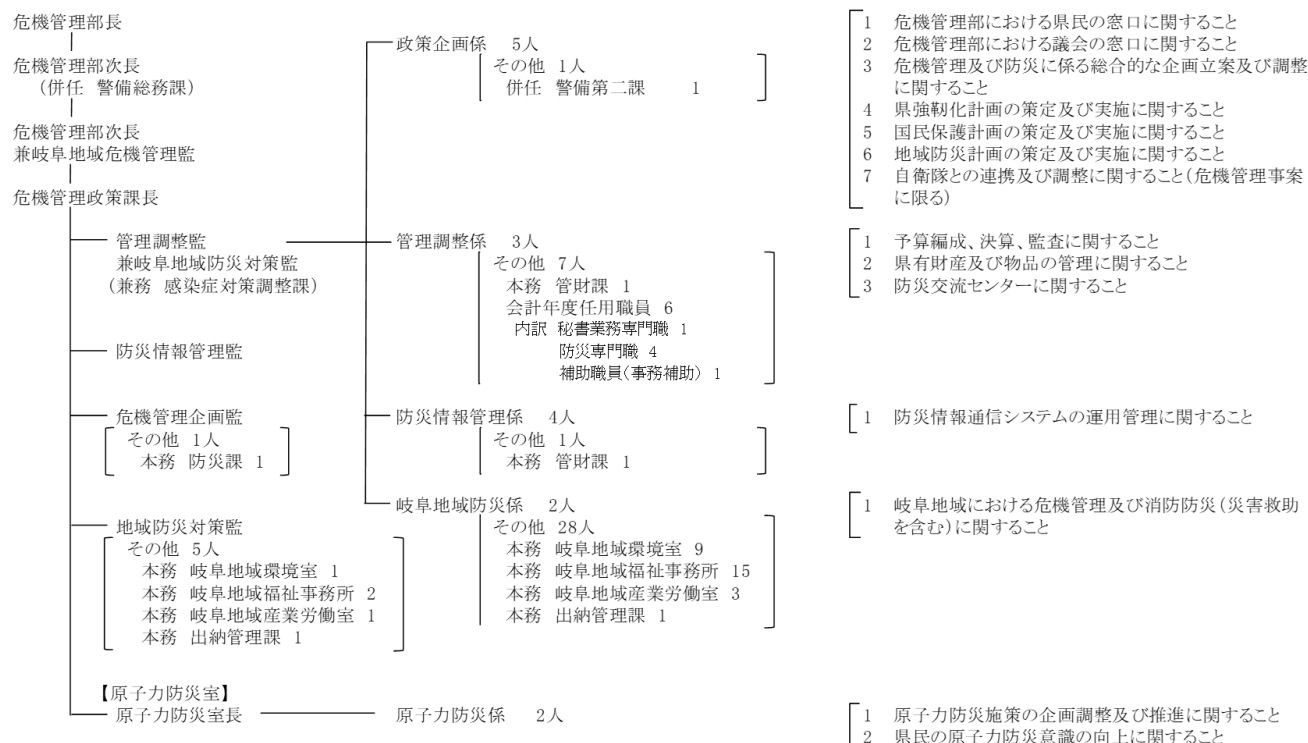
げて活動が行われた。

第2 危機管理政策課

1 危機管理政策課の概要

(1) 組織及び事務分掌

危機管理政策課内の組織及び事務分掌は以下のとおりである（令和3年7月1日時点）。



(2) 主な防災業務

危機管理政策課の業務の概要は、重大事件、武力攻撃災害その他多様な危機事案から県民の生命・身体・財産を守り、「安心して暮らせる岐阜県づくり」を推進することである。

危機管理政策課における防災に関する主な事業は、県強靱化計画・地域防災計画の策定及び実施に関する業務、防災情報通信システムの運用管理に関する業務、原子力防災の企画調整及び推進に関する業務、県職員に対する危機管理研修を始めとする危機管理対応力向上事業、防災交流センター運営事業等が挙げられる。

(3) 令和3年度の予算及び決算の概要

定期監査資料に従った、令和3年度における危機管理政策課の予算及び決算は、予算額 921,057,064 円に対し、決算額は 862,664,555 円である。

この内、監査人において整理した防災予算額（巻末資料6参照）に従って整理した

ところ、危機管理政策課の当初予算額は、966,259,000 円に対し、支出済額は 876,094,491 円であった。なお、定期監査資料との差は、当初予算額の外に、年度内における補正予算が計算され、他課からの年度中の再配当額が存在している事が主な要因である。

令和元年、令和 2 年度の防災予算額は、当初予算額をみても令和元年度が、459,465,000 円であり、令和 2 年度が 417,390,000 円であったのと比較して、令和 3 年度はおよそ倍額に増額している。なお、定期監査資料においては、令和元年度から令和 2 年度の全体の予算額が 675,040,556 円から、1,025,444,119 円に増額となっている。これは令和 3 年度においては、防災行政無線の管理が防災課から危機管理政策課に移管したことにより、防災行政無線管理費が加わったことが主な原因である。

定期監査資料によると令和 3 年度の予算・決算額の多くを占めているのは、防災総務費（予算額 830,085,014 円、決算額 771,692,505 円）であり、その内訳は、給与費（182,015,151 円）、原子力防災ネットワークシステム事業費を含む防災運営費（69,206,865 円）、防災交流センター運営費（31,348,760 円）、防災行政無線整備費（75,252,800 円）、防災行政無線管理費（382,233,929 円）、自治体衛星通信施設管理費（31,635,000 円）である。

2 監査の重点及び監査手続

危機管理政策課は、その予算の多くは防災総務費であり、それらの支出が適切に行われているか、設置された設備が有効に機能しているかに着目して、監査を実施した。また、職員の業務として岐阜県地域防災計画を始めとする各計画の修正とその実施の管理を行っていることから、計画の見直し過程やその実施の検証等が有効になされているかを中心に監査を行った。

なお、危機管理政策課の所管事務である防災交流センターに関することについては、第 5 で監査結果を記載している。

具体的な監査手続としては、令和 4 年 4 月 22 日、同年 5 月 12 日、同年 8 月 24 日、同年 11 月 25 日、令和 5 年 1 月 10 日、同月 17 日、同年 2 月 3 日、同月 15 日、同年 3 月 6 日に、危機管理部長、政策企画係長、同主査、防災情報管理監、防災情報管理係長、原子力防災室長、原子力防災係長からのヒアリングを行った。また、岐阜県地域防災計画の評価の参考のために令和 5 年 1 月 10 日に、学識経験者に対する関係人調査を実施した。

資料については、定期監査資料（令和 2 年 7 月 31 日、令和 3 年 8 月 6 日、令和 4 年 8 月 8 日）、岐阜県地域防災計画、第 2 期岐阜県強靱化計画、岐阜県強靱化計画アクションプラン（2021・2022）、岐阜県災害対策マニュアル、岐阜県防災情報通信システムに関するパンフレット・工事契約等の契約関係書類・保守点検業務委託契約、原子力

防災ネットワークシステムに関する保守委託業務契約、岐阜県強靱化計画アクションプランに関する主要施策予算資料、岐阜県防災会議議事録、行事連絡票、岐阜県地震防災行動計画検討委員会宛報告書、時間外勤務命令簿などの提出資料やホームページ上で公開されている資料等について、書類監査を行った。

3 防災計画上の位置づけ

(1) 岐阜県地域防災計画（一般対策計画）令和4年3月

危機管理政策課は、岐阜県行政組織規則第6条の2第2項において、分掌事務の一つに「地域防災計画の策定及び実施に関すること」と定められており、岐阜県地域防災計画の策定と実施が、同課の業務である。

(2) 第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）

危機管理政策課は、岐阜県行政組織規則第6条の2第2項において、分掌事務の一つに「強靱化計画の策定及び実施に関すること」と定められており、岐阜県強靱化計画の策定と実施が、同課の業務である。

(3) 岐阜県強靱化計画アクションプラン2021（令和3年3月）

令和3年度において危機管理政策課が所管する岐阜県強靱化計画アクションプラン事業の概要は以下のとおりである。

危機管理政策課

（単位：千円）

No.	強靱化計画の施策項目名	主要施策	R3年度当初予算額	事業目標		
				指標名	現状値	目標値
1	火山災害対策の推進	火山防災対策の総合的な推進	7,984			
2	防災教育の推進	「災害から命を守る岐阜県民運動」の推進	2,586	災害や緊急時の備えができている人の割合	75.3% (R1)	75.0% (毎年度)
				ハザードマップにより地域の危険性を把握している人の割合	62.5% (R1)	75% (R6)
				災害の種類に応じた避難場所、避難経路を把握している人の割合	64.3% (R1)	75% (R6)

4 所管する各種計画に関する計画の策定及び実施に関する業務

(1) 岐阜県地域防災計画の策定及び実施に関する業務について

ア 岐阜県地域防災計画について

岐阜県地域防災計画は、災害対策基本法40条1項によって作成が義務づけられている法定計画であり、岐阜県は、昭和36年の同法の成立後、昭和38年5月30日開催の

岐阜県防災会議において策定し、国が定める防災基本計画の改定や県内の発災状況等にあわせて、繰り返し修正を行っている。なお、平成 29 年度からの修正状況を確認したところ、原則として毎年度修正が行われている。

岐阜県地域防災計画は、風水害等対策を内容とする「一般対策計画」、地震災害対策を内容とする「地震対策計画」、原子力災害対策を内容とする「原子力災害対策計画」の3計画から構成されている。

一般対策計画は、総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧の4つの章で構成されており、火災・水害・雪害・火山災害・航空災害・鉄道災害・道路災害等と幅広い災害に対する対策と、孤立地域防止対策、避難対策、必需物資の確保対策といった幅広い対策内容が示されている。

【事実関係① 実施主体の明確化】

岐阜県地域防災計画の内容は、多数の項目にわたるが、防災活動として行うべき各項目には、目次において県の担当部局等が記載され、本文中に実施責任者の欄があり、そこには県以外の、「県警察」「市町村」「防災関係機関」「防災上重要な施設の管理者」等の記載がひとまとめに記載されている。また、本文の内容を見ると、文章の主語に「県、市町村等は」、「県、市町村、防災関係機関等は」といった実施責任者がひとまとめに記載される等しており、具体的にどの実施主体が何を行うのかが読み取りづらい記載となっている。

例えば、「第2章 災害予防」、「第2節防災思想・防災知識の普及」に関しては、目次においては担当部局を「各部局」としながら、本文においては実施責任者を「県（教育委員会）」と記載しており、教育委員会以外も実施責任者に含まれているかが分からない。

なお、岐阜県災害対策マニュアルにおいては、下記のように災害対策本部における「各部、各班」の分担任務は、「岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則」に定めるほか「岐阜県地域防災計画」に記載する。」とされている。

災害対策本部内に下記の会議・チーム等を配置し、災害対策に当たる。

・本部員会議	本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たる。
・各部、各班	部及び班を設け各班の災害対策を実施する。 資料1 参照。 各部及び各班の分担任務は「岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則」に定めるほか「岐阜県地域防災計画」に記載する。
・緊急対策チーム	各部・各班が分担する任務のうち、大規模災害時に特に重要で横断的な調整を必要とするものについて、課題別のチームから構成する緊急対策チームを設置する。
・本部連絡員	各部・各班と他の部・班との連絡調整や、災害対策本部員会議における庶務、及び危機管理部からの情報の伝達を担う。

【規範】

災害対策基本法 40 条第 2 項において、都道府県地域防災計画の記載事項について次の様に規定する。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

【関係人調査の結果】

上野准教授からは、「地域防災計画に記載されるべき内容としては、計画に記載が無いことで実際の対応が行われないうることに繋がりうることから、計画内容自体は網羅的であるべきであり、どの部局が業務を行うか分からないことがないように責任主体が明確に記載される必要があると考える。」との意見がなされている。

【指摘 危機管理政策課】

災害対策基本 40 条 2 項第 1 号において都道府県地域防災計画において定める事項として「処理すべき事務又は業務の大綱」と規定しているのは、都道府県地域防災計画の中に、各関係機関等の防災に関して処理すべき事務又は業務の大綱を明示し関係機関相互の防災に関して処理すべき事務又は業務の関連性を明確化すると共に、第 2 号以下の規程によって定められる計画に対し、各関係機関等の果たす役割についての位置づけを明確化する為である（逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕 防災行政研究会編集 252 頁）。

これは関係人である専門家の上野准教授からの意見聴取でも重要な観点と指摘されているとおり、地域防災計画の役割として重要な観点は、自治体内における処理すべき業務を定めるだけでなく、事務分掌を明確にし、緊急時において計画通りの事務をスムーズに行うことにある。

地域防災計画は、県の活動内容のみを定めるものではないことから、他の実施主体に関する記述も必要ではあるが、県が行うべきものと、他の実施主体が行うべき事務又は業務は計画上明確に峻別できる程度に書き分ける必要がある。

また、県内部の役割分担についても、担当する危機管理部、県土整備部などの業務分掌を意識した聞き分けをすることで、県内部の役割分担も明確になる。

その際、事実関係に記載したような地域防災計画の目次の責任部局と本文の責任部

局にズレや矛盾があることは混乱を招き許されないことから速やかに改善すべきである。

特に、災害対策本部マニュアルにおいて、岐阜県地域防災計画を基準として、発災時の各部、各班の活動を定めるのであれば、各部・各班が災害時という緊急状況下で各担当者の役割を確認することが容易になる記載にしないと、発災時に疑義が生じ、スムーズな行動が行えない可能性に繋がる。

その為、岐阜県地域防災計画については、主体と行うべき内容が容易に峻別できる程度の記載に改善すべきである。

監査人が、他県の地域防災計画をいくつか確認する中で、福島県の地域防災計画については、県の担当部局が本文中にも明示されており担当部局が分かりやすい為、岐阜県地域防災計画を見直す際の参考になると考える。

これらの監査人からの指摘に対し、危機管理部より、「他県の地域防災計画を参考にしながら、県の各部局、県と市町村、関係機関との役割分担を明確にするために、実施主体を明記するよう防災計画の見直しに併せて修正する。」との回答を受けている。

【事実関係② 時系列に合わせた整理】

地域防災計画は、第2章「災害予防」の章立ての中で、発災時の対応も記述している部分が散見される。例えば、第6節「広域的な応援体制の整備」の中の、「3 実施内容」「(1) 広域的な応援体制の整備」の中に、「県は、職員が被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。」との記述がなされている。

【意見 危機管理政策課】

「災害予防」の章は、あくまで発災前の活動について記述がなされる場所であるが、現状は発災前と発災後の記述が混在しており、具体的に何を行うのかという整理の観点で分かりづらい記述となっている。

発災時の対応の記述は、第3章災害応急対策の項目に記述するなどして、時系列を意識した整理された計画を作成することが望ましい。

【事実関係③ 他の計画や指針との整合性】

岐阜県地域防災計画の目次においては、各対策項目の下に担当部局等が記載されている。第2章の「第15節 孤立地域防止対策」、第3章「第16節 孤立地域対策」においては、対応する部局として、それぞれ「危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部」が記載されている。岐阜県が定める「岐阜県孤立地域対策指針」を確認すると、担当部局として危機管理部、商工労働部、農政部、林政部、県土整備部が存在するが「健康福祉部」の記述はなく、「県警」が記載されている。

このような記載になった理由を危機管理政策課の担当者に確認したところ、「県警は、

道路啓開作業を行うことになるため、岐阜県孤立地域対策指針に記載されており、道路啓開作業については、岐阜県地域防災計画、第3章「第6節 交通応急対策」に規定されている。また、健康福祉部については、災害時要配慮者支援の業務がある関係で地域防災計画の孤立地域防災対策の担当課として記述されている。」とし、監査人が担当課の記載の整理をすべきであること指摘したところ、担当者は「業務に応じて担当部局が記載されている。業務内容を正確に確認すべき。」との意見であった。

しかし、岐阜県地域防災計画の第3章「第16節 孤立地域対策」には、道路啓開を予定している「救助・救出活動の実施」や「道路の応急復旧活動」が記載され、第16節の最後には孤立地域対策については「県及び市町村は、上記の対策に加え、県が別に定める孤立地域対策指針により、その他の対策を実施するものとする。」として、岐阜県地域防災計画との明確な対応関係を示している。

また、監査人から岐阜県孤立地域対策指針に健康福祉部も記載すべきではないかとの質問に対しては、危機管理政策課の担当者は、「岐阜県孤立地域対策指針の所管は防災課である。」との回答であった。

一方で、防災課からは、「健康福祉部が実施すべき対策があるため、地域防災計画の担当部局として記載されている。孤立地域対策指針は、地域防災計画に記載されている対策以外について記載することから、当該指針において実施すべき対策のない健康福祉部の記載がないのは特段問題ない。」とのことであった。

その為、防災課に対しては、孤立地域対策指針に書いていないが、地域防災計画の「孤立地域対策」の章（第2章の「第15節 孤立地域防止対策」、第3章「第16節 孤立地域対策」）に記載されている、健康福祉部の実施すべき対策について具体的な説明を求めたところ健康福祉部が直接実施すべき、具体的な対策の記載箇所はありませんが、健康福祉部が関与すべき箇所の具体的な記載箇所があるとの回答であった。

防災課の説明を前提とすれば、具体的な対策の記載箇所がなくても、関与すべき箇所の具体的な記載箇所があれば担当課として地域防災計画に記載があるはずであるが、「救助・救出活動を実施する」に関与する県警も第3章「第16節 孤立地域対策」の担当課として地域防災計画に記載することになる。

【規範】

岐阜県地域防災計画の「第1章 総則」、「第1節 計画の目的・性質等」において、岐阜県地域防災計画は、災害対策基本法第40条に基づき、岐阜県防災会議が岐阜県の地域にかかる国及び地方の関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであるとしている。

【指摘 危機管理政策課】

岐阜県地域防災計画において、担当部局が記載されていない状況となっており、担当部局であるはずの部局が、地域防災計画を具体化する指針に記載されておらず、役割分担を定める為の地域防災計画の意義を失わせる記載となっている。

地域防災計画の策定において担当部局に意見を確認し、具体的な活動を協議した上で、地域防災計画に記載を行うべきである。また、関連する他の計画や指針との整合

性を確認するべきである。

なお、同じ危機管理部内の危機管理政策課の担当する計画と防災課が担当する指針ですら整合性に疑念があることから、全庁的な統一については、時間を要するものと思われる。整合性の確認の際には、外部の専門家に協力を求めるなど、意思疎通をしやすい環境の下、作業を行うべきである。

【事実関係④ 誤字】

令和4年3月に作成された岐阜県地域防災計画の目次には、頁数が「27」とすべきところが「277」と記載され、「39」とすべきところが「399」と記載される記載の誤りが存在する。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条2項には、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と定める。

【指摘 危機管理政策課】

正しい表記に訂正すべきである。

【事実関係⑤ 地域防災計画の資料編】

岐阜県地域防災計画には、資料編が存在しており、災害対策に関する各種規定や協定が資料として集められているものの、各部局が使用するマニュアルは資料とされていない。

【意見 危機管理政策課】

岐阜県地域防災計画の資料編は、発災時において対策に必要な各種資料を集めたものであり、網羅性が重要と考える。各部局が発災時に基準とするマニュアルも資料の一つとして資料編に含めることが望ましい。

【事実関係⑥ 地域防災計画の公表】

岐阜県地域防災計画の資料編については、過去の地震災害状況など県民に公表することが県民の災害対策等を検討する際の参考になる資料も存在するが、ホームページ等で公表がなされていない。一方で、他県の地域防災計画をホームページで確認すると、県内の地勢や気象に関する資料が公表されている状況も確認出来る。

【意見 危機管理政策課】

岐阜県地域防災計画の資料編に含まれているものの中で、県民への情報提供に役立つ内容については、地域防災計画の資料編として公表するのが望ましい。

イ 改訂と検証

岐阜県地域防災計画については、毎年度のように、国が定める防災計画や県内の発災状況等を踏まえ見直しを行っており、令和3年度は災害対策基本法の改正を踏まえた修正や、令和2年7月豪雨災害の検証を踏まえた修正や、県内外で発生した災害の

検証等を踏まえた修正が行われている。

令和3年度の岐阜県防災会議においては、災害対策基本法15条5項に定める指定地方行政機関、陸上自衛隊、教育委員会、県警察、県職員、市町村長、指定公共機関、学識経験者等の合計25名の委員が参加して議題を審議している。

【事実関係① 知事の出席】

令和3年度の岐阜県防災会議（令和4年3月25日開催）において、知事の出席を確認したところ、知事は公務により欠席し、委員ではない危機管理部長が議事を進めたとのことであった。また、近年の出席状況を確認したところ、令和元年・2年度は書面開催としており、平成30年度は、平成31年2月頃開催しているが、この時も知事が公務により欠席し、委員ではない副知事が議事を進行している。なお、それ以前は議事録が存在しておらず、知事の出席等の事実が確認出来ない状況であった。

また、知事が欠席した際には、会長の職務を代理する委員が予め選任された事実はない。

知事が欠席した場合の岐阜県防災会議の成立について担当課に確認したところ、会長は不在であっても、招集は知事の名前で行われており、出席委員の過半数が議事に同意していることから岐阜県防災会議の成立は認められると説明する。

監査人が、知事がこれまで行われた岐阜県防災会議に出席しなかった理由を確認したところ、危機管理政策課からは「知事出席行事については、所管課から秘書課に対して行事の概要や過去の対応実績を付して依頼するものであり、防災会議についても同様の手続きを経ていたが、その際に秘書課に対して、具体的な法令条文を示したうえで依頼しておらず、その結果、知事出席とならなかった。今後は、開催にあたり適切に日程調整を実施していく。」との説明がなされた。

監査人において、担当部局からの知事への出席依頼文書の形式を確認したところ、会議が行われる事とその内容、出席を依頼する旨、根拠となる法令名、過去の会議が副知事や担当部長が代理出席をした事実が記載されているが、出席を求める会議が法律上知事の出席を必要とするものであることなどは、具体的に伝わる記載ではなかった。

【規範】

災害対策基本法15条には、以下のとおり定める。

- 1 都道府県防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、当該都道府県の知事をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（省略）

8 前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。

また、災害対策基本法施行令、岐阜県防災会議に関する条例や岐阜県防災会議運営

要領において、知事が欠席した場合の規定は存在しない。

国の中央防災会議運営要領第4条1項によれば、「中央防災会議は、会長が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することはできない」として、会長の出席を会議の成立要件としている。

【指摘 危機管理政策課】

災害対策基本法上、都道府県防災会議において会長は知事であることが求められており、国の中央防災会議の運用要領も参考にする限り、同会議は会長の出席は議決をするためにも必要不可欠とされている。

また、法令上、都道府県防災会議において、会長の職務を代行することが出来るのは「会長に事故があるとき」に限られる。「事故があるとき」とは、事務の正常な運行を妨げるような出来事をいい、例えば、病気、海外出張、死亡等が考えられるとされる（逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕 防災行政研究会編集 117 頁参照）。

このような規定からして、法律上、岐阜県防災会議の会長である知事は、会議への出席が必要であったと考える。これまでの欠席は、担当課による出席依頼において、十分な説明がなされていないことにも原因があると考えられるものの、今後において、知事は、「事故があるとき」以外は岐阜県防災会議に出席すべきである。

また、会長不在のまま行われた都道府県防災会議の有効性については、これを明確に判示する裁判例等は監査人が確認した限りにおいては存在しなかったが、都道府県防災会議の会務を総理する会長である知事は、その審議の過程全体への影響力を考慮すれば、会長不在のまま行われた会議の有効性については重大な疑義が生じていると評価せざるを得ない。

なお、その場合においては、岐阜県防災会議で改正等が行われている岐阜県地域防災計画の有効性についても疑義が生じ、同計画に連なる各種防災に関する事業等の根拠等にも重大な疑義が生じることになりかねない。

現状の岐阜県における防災対策が法律に基づく適切な計画に基づくものであることを示す意味でも、速やかに知事が出席する地域防災会議を開催し、現行の岐阜県地域防災計画の内容を承認すべきである。

【事実関係② 委員の代理出席】

令和3年度の岐阜県防災会議の委員は会長である知事を除いて合計51名であるが、51名中26名が、代理出席としており本来の委員は25名しか参加していない。

【規範】

都道府県防災会議に関して規定する災害対策基本法第15条8項には「前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。」とするが、災害対策基本法施行令、岐阜県防災会議に関する条例や岐阜県防災会議運営要領において、岐阜県防災会議の運用に関し委員の代理出席が可能とする規定は存在しない。

なお、国の中央防災会議運営要領第3条1項によれば、「中央防災会議を欠席する委

員は、代理人を会議に出席させ、又は他の委員に議決権の行使を委任することはできない。」と定め代理人によることも原則禁止されている。

【指摘 危機管理政策課】

規程の内容からすると、委員の代理出席が認められていないと考えられ、会議の成立に疑義が生じている。このような問題は、上記の知事の欠席の問題と共に、岐阜県地域防災計画の有効性等にも疑義をもたらすこととなる。

速やかに現在の規程に沿った形での適切な会議を開催するか、岐阜県防災会議の運営要領等を改め、代理出席を認める規定を設けるなど、現実の運用に沿った規程を定めるべきである。

なお、国の防災会議に習うのであれば、委員の代理も否定する必要があると考えるが、法令上は、代理を否定してはならないため、慎重に検討し対応を決めるべきである。

【事実関係③ 会議の開催方法】

令和元年、2年度の岐阜県防災会議は、書面決議が行われ、令和3年度はWEB会議方式により開催されているが、書面決議により行うことやWEB会議方式で行うことなどについて、同会議で定められた記録はない。

【規範】

都道府県防災会議に関して規定する災害対策基本法第15条8項には「前各項に定めるもののほか、都道府県防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、当該都道府県の条例で定める。」とし、災害対策基本法施行令第7条には、「都道府県防災会議の議事その他都道府県防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が都道府県防災会議にはかつて定めるものとする。」とされ、岐阜県防災会議に関する条例第5条には「この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。」としている。

岐阜県防災会議運営要領第4条1項には「会議は、会長が招集し、その議長となる。」、同2項には「会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」との定めがあるが、岐阜県防災会議の運用に関し書面決議を定める規定は存在しない。

【指摘 危機管理政策課】

書面決議は、防災会議を招集せずに行う意思決定であり、運営要領第4条の規定に反すると考えられ、具体的な根拠もなく実施することは出来ない。防災会議の運営に関し必要な事項は、防災会議に諮って定める必要があり、書面決議などの運用の在り方について、防災会議において決議方法を定め、今後の開催において決議の有効性に疑義が生じないよう適切な手続が行われるべきである。

なお、知事の会長に関する代理や委員の代理規定、書面開催の規定を定めた他県の運営要綱等について確認したところ、愛知県において、これらの規定を定めた運営要綱が存在しており参考になる。

【事実関係④ 近日中の開催】

上記のとおり、岐阜県防災会議の成立には重大な疑義が存在するものの、危機管理部からは、「令和5年3月下旬（調整中）に知事が出席して防災会議を開催する。また、他県の状況を踏まえ、書面開催、代理出席に関する規定を運営要領に明記するよう見直し、現行の地域防災計画の改定とともに防災会議に諮ったうえで、手続き、運用ルールを明確化し、これに基づき適切に運用していく。」との回答がなされており、近日中に適切な対応が取られるものと考えられる。

【事実関係⑤ 議事録の保存】

岐阜県地域防災計画の改定経緯を確認する為、過去の岐阜県防災会議の議事録について確認を行ったところ、担当の危機管理政策課からは、議事録は岐阜県公文書規程第34条に基づく危機管理部危機管理課が定める固有文書分類表により、防災会議関係の文書保存期間は3年としていることから、3年を超える分の議事録は保存していないとのことであった。

その結果、上記のような過去の地域防災会議における知事の出席の有無やそこで話し合われた内容は何一つ検証できない状況となっている。

【規範】

岐阜県防災会議は、災害対策基本法第15条定める法定会議であり、岐阜県知事が会長を務めるものとされ、岐阜県の地域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱を定める地域防災計画の内容を決定する会議である。

また、岐阜県公文書規程第35条第1項第1号々には、「県政の沿革に関する文書で特に重要なもの」については、30年の保存期間を定め、同条第2項は「経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績の合理的な跡付け又は検証のために必要となる文書については、一年以上の保存期間を設定するものとする。」と定める。

なお、岐阜県防災会議に関する条例において、議事録の保存期間を定めた条項はない。

【指摘 危機管理政策課】

岐阜県防災会議は、防災の基本となる岐阜県地域防災計画の内容を定める重要な会議であり、県政の沿革に関する文書で特に重要なものと考えられる。後日の改訂の検証等を行う意味でも重要な文書であることから、他県の状況も確認しながら文書の保存期間について検討を行い、適切な保存期間を定め、議事録を保存すべきである。

この点、危機管理政策課からは、現行の文書分類表に従って保存しているとの説明もあったが文書分類表は、そもそも各課が独自に定めた分類であり当該分類の判断そのものが岐阜県公文書規程の趣旨に反した定めになっている可能性もあること等を監査人が意見したところ、危機管理課からは「防災会議の決定は、地域防災計画の内容にかかる重要な意思決定であり、後日の改訂や検証に重要な文書となることから、他県の状況を踏まえ、適切な保存期間を設定する。」との回答を受けている。

【事実関係⑥ 地域防災計画の検証】

岐阜県においては、過去の災害検証等を通じて岐阜県内における防災の問題点を個別に検討し、その検討結果を基に、地域防災計画の内容を修正することを繰り返しているが、地域防災計画と具体的な事業の紐付けは検討されておらず、地域防災計画と関連した各課の防災業務や関連する計画について、地域防災計画に従った事業がなされているかの個別の検証は行われていない。

【規範】

災害対策基本法第4条は「都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する」と規定し、岐阜県行政組織規則第6条の2第2項においては、危機管理政策課の業務として地域防災計画の策定及び実施に関する業務を行うこととなっている。

【指摘 危機管理政策課】

具体的な災害検証の結果を踏まえて地域防災計画を見直す作業自体は、地域防災計画を改善させる作業として有効であるが、当該計画が各課の業務に具体的に反映されているかどうかを計画作成後に検証しなければ、有効な計画実施には至らない。

実際に、第4章で明らかのように、飛騨総合庁舎の防災資機材が、使用后補充されてないままであったり、水防計画に関する水防資器材は、水防計画とは異なる状況となっていたりと、確認や見直しがなされないことで、計画とは異なる実態が確認されている。

地域防災計画そのものは全庁にわたる膨大な計画であることから、毎年計画全体の状況を細部まで検証することは現実的ではないが、計画の見直しを行った部分や計画策定から長期間が経過した部分については、地域防災計画に従った事業等が実際に実施されているかどうかを具体的な事業と紐付けて検証することも重要である。

その為、岐阜県地域防災計画の見直しを行った後に、担当部局の責任に任せるのみで終わらず、計画に従った各課の事業の実施がなされているかどうかについて、危機管理政策課など防災専門の部局による定期的な検証を行うべきである。

その際には、最終的な防災資機材の保管等がなされているかも含めて、外部の専門家の検証を求めるなど、費用対効果を考えた検証を行うべきである。

なお、このような監査人からの指摘については、危機管理政策課より、当初「(災害対策基本)法第40条では、地域防災計画において記載事業の進捗管理までを求めている」と消防庁に確認しており、指摘には当たらない。」等の消極的な意見が述べられていたが、最終的には、「地域防災計画は施策を推進する計画とは性格が異なり、行うべき事務や業務を定めた計画となっており、各部局が地域防災計画に沿った事業を企画、実施している。今後は、国や他県の状況を踏まえて、地域防災計画に基づく取組状況を把握し、その進捗管理を行っていく。」との回答がなされている。

この点、監査人として、平時から全ての進捗管理を行うべきとの指摘するものでは

ない。あくまで各課が適切に地域防災計画を踏まえた防災計画とその活動を行っているかを、地域防災計画の作成と実施を行う担当課が定期的な検証を行うべきとの指摘を行うものである。

(2) 岐阜県強靱化計画の策定及び実施に関する業務について

ア 岐阜県強靱化計画について

岐阜県強靱化計画は、国土強靱化法第13条に基づく法定計画であり、岐阜県は、平成27年3月に平成27年度からの5年間を計画期間とする第1期の岐阜県強靱化計画を策定している。その後、岐阜県は令和元年度に第1期の計画を見直し、令和2年度からの5年間を計画期間とする第2期岐阜県強靱化計画を策定している。

岐阜県強靱化計画は、強靱化の基本的考え方からはじまり、地域特性、計画策定に際して想定するリスクから、脆弱性評価を行い、強靱化の推進方針を定めている。

強靱化の推進方針に関しては、①交通・物流、②国土保全、③農林水産、④都市・住宅／土地利用、⑤保健医療・福祉、⑥産業、⑦ライフライン・情報通信、⑧行政機能、⑨環境、⑩リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成、⑪官民連携、⑫メンテナンス・老朽化対策の項目からなり、それぞれにおいて目標とする指標が設定されている。

更に、岐阜県強靱化計画に関しては、施策分野ごとの主要施策を明らかにした岐阜県強靱化計画アクションプランが作成され、施策ごとに主要施策と施策が目指す目標値が定められている。

イ 改訂と検証

岐阜県強靱化計画は、計画年度の終了前にそれまでの取り組み等を踏まえ、見直しを行っており第1期の計画が終了する、令和元年度には、19人の委員により構成された岐阜県強靱化有識者会議が3回開かれ、外部の有識者の意見も踏まえた全体の計画についての見直しが行われている。

また、岐阜県強靱化計画アクションプランについては、各課の取組の進捗状況を、危機管理政策課が毎年各担当部局に予算要求状況や、施策の目標値の進捗状況を確認し、進捗管理を行っている。

【事実関係】

岐阜県強靱化計画の改訂の際には、有識者の意見を踏まえた見直しが行われ、岐阜県強靱化計画アクションプランに関する指標等についても意見を受けて計画を改訂しているが、その後の計画進捗段階においては、危機管理政策課が進捗を確認するのみであり、指標の見直し等は各担当部局に委ねられており、外部の評価を受けることはない。

【意見 危機管理政策課】

防災に関する取り組みは、様々な自然現象が発生する度に見直しが必要であるところ、防災への取り組みについて、専門的な知識を職員が十分に有しているとは限らず、外部の有識者による検討を受けることは防災の効果を高める意味でも有意義である。

監査人が確認しただけでも後述（第5章）のように、目標値の算出に根拠がない指標が存在するなど見直しが必要と思われる指標も見受けられることから、前述した地域防災計画の実施の検証等と共に、過剰な業務増大とならない範囲において、岐阜県強靱化計画の改定後の計画進捗段階においても、指標の妥当性等について外部の有識者による検討も含め、見直しを行うことが望ましい。

（3）岐阜県地震防災行動計画の策定及び実施に関する業務について

ア 岐阜県地震防災行動計画について

岐阜県地震防災行動計画は、平成17年4月1日から施行された岐阜県地震防災対策推進条例に基づき、平成18年4月に定められた行動計画であり、これまで見直しを繰り返し行い、現在は令和2年度からの第四期岐阜県地震防災行動計画の計画期間中である。

岐阜県地震防災行動計画は、県、市町村、県民、事業者が実施する地震防災対策の施策をまとめた計画であり、予防効果による減災対策（17項目237施策）、応急対策による減災対策（15項目210施策）、復旧・復興時期の減災対策（7項目45施策）からなる。なお、条例には予定されていないが、原子力防災対策（2項目20施策）についても計画されている。

なお、岐阜県地域防災計画としての地震対策計画が存在するが、当該計画と岐阜県地震防災行動計画はそれぞれ独立した計画である。

両者の違いは、岐阜県地域防災計画「地震対策計画」は、県、市町村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連絡調整を図るために必要な基本的大綱であり、岐阜県地震防災行動計画は、県、市町村、県民、事業者が実施する地震防災対策の施策を取りまとめ、総合的かつ計画的に推進していくための行動計画である点が異なる。

岐阜県地震防災行動計画においては、岐阜県地域防災計画「地震対策計画」にはない、地震防災に関する施策の目標や概要等が定められており、施策の実施状況を定期的に点検している。

イ 改訂と検証

岐阜県地震防災行動計画は、平成18年度から平成22年度の第一期計画から、計画期間終了年度の改訂と、東日本大震災等の教訓等を反映させた改訂等を繰り返しながら、現在の令和2年度から令和6年度までの第四期計画となっている。

岐阜県地震防災行動計画における施策の進捗状況は、危機管理部が定期的に点検し、現在は大学教授や自治会連合会会長などの委員18名からなる岐阜県地震防災行動計画

検討委員会に報告を行い、必要に応じて見直しを行うこととされている。

【事実関係① 委員会の開催】

令和2年度、令和3年度においては、実施状況を書面にて毎年岐阜県地震防災行動計画検討委員会委員へ報告するが、同委員会は開催されていない。令和2年度より選任された委員については一度も委員会が開かれないうまま任期を終え、施策の進捗状況の見直しも行われていない。また、同委員会の委員に対する書面による報告の際に、委員から委員会開催に関する要否についての意見聴取も行われていない。

【規範】

第四期岐阜県地震防災行動計画には「施策の進捗状況を、県危機管理部が定期的に点検（市町村施策は毎年進捗確認実施）するとともに、「岐阜県地震防災行動計画検討委員会」に報告し、委員からの助言を得て必要に応じ見直しを行います。」と記述されている。また、岐阜県地震防災行動計画検討委員会設置要綱第2条2号において、委員会は岐阜県地震防災行動計画の推進に関することを所掌事務として定めている。

また、同要綱第4条により、同委員会の委員の任期は2年と定められている。

【指摘 危機管理政策課】

施策の進捗状況を確認する意味でも、岐阜県地震防災行動計画検討委員会の毎年の開催は必要である。特に市町村施策を岐阜県が毎年進捗確認を実施している以上、毎年の経過を専門家が参加する同委員会を開催し、状況に応じて施策の見直しを図るべきである。

仮に、委員会の開催について、毎年の開催の必要性が乏しく、書面による報告に代える必要性がある場合であっても、開催の必要性について委員の意見を踏まえるべきである。書面による報告に代える場合であっても、委員の任期が2年であることから、2年に一度の委員会の開催は行うべきである。

【事実関係② 情報開示】

岐阜県のホームページによれば、令和2年10月29日のホームページの更新を最後に、岐阜県地震防災行動計画検討委員会の開催の有無は公表されておらず、令和元年度に委員会が2回開催されて以降、監査人が確認した令和5年2月4日時点まで開催の有無は確認出来ず、県民としても、同委員会が開催されているかも分からない状況となっていた。

【意見 危機管理政策課】

岐阜県地震防災行動計画は、県、市町村のみならず、県民、事業者も実施する地震防災対策の施策を取りまとめた具体的行動計画であり、そのような計画の推進を図るための岐阜県地震防災行動計画検討委員会の開催の状況を県民に知らせることは、重要な情報開示である。

ホームページの状況は、少なくとも2年以上もの間、県民目線からして岐阜県地震防災行動計画に対する検討が行われていないとの印象を与えることとなることから、

速やかにホームページの内容を更新することが望ましい。

5 他部局・他機関との連携に関する業務

危機管理政策課においては、防災対策費の中で、危機管理推進事業費や危機管理関係機関情報交換会の開催に対する支出が存在する。これらの費用の内訳は主に危機管理事務費であり、消耗品費と役務費として2,423,137円が支出されている。

これらの業務のうち、他部局・他機関との連携に関する業務については以下のとおりであった。なお、危機管理推進事業費には職員に対する研修の費用も含まれているが、職員に対する研修については「第3 防災課」の「8 人材育成等」であわせて報告する。

(1) 各部局に対する危機管理マニュアルの作成支援について

危機管理政策課においては、危機管理部以外の各部局に対する危機管理マニュアルの作成支援を行っている。令和3年度は、海外危機管理マニュアル（観光誘客推進課）、岐阜県職員コンプライアンスハンドブック（行政管理課）について、更新見直しに係る支援・助言を実施している。

【事実関係】

令和3年度の実績について確認を求めたところ、「見直しに関して大幅な修正はなかった事から、実績報告等の資料は存在しない。」とのことであった。なお、修正の内容が誤字脱字の確認だったのか、確認を求められた内容に対して危機管理政策課からは、具体的なアドバイスをする必要が無かったのかについて、実績報告書等の資料は存在しないため、検証は出来なかった。

【規範】

岐阜県公文書規程には以下のとおり定めている。

（文書による事務処理の原則）

第三条 事務の処理は、文書によつて行うことを原則とする。

2 文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。

3 文書は、即日処理を原則として迅速に取り扱わなければならない。

4 秘密に属する文書（以下「秘密文書」という。）は、特に細密な注意を払って取り扱わなければならない。

5 文書は、常に平易かつ明確に表現するように努めなければならない。

（文書作成の原則）

第三条の二 職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

一 条例及び規則の制定又は改廃並びにその経緯

二 「清流の国ぎふ」創生総合戦略の策定その他県の重要政策の決定又は了解及びその経緯

三 個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯

四 職員の人事に関する事項

2 前項の文書には、政策立案並びに事務及び事業の実施の方針に影響を及ぼす打合せ等（外部の者との打合せ等を含む。以下同じ。）の内容を記載するものとする。

【指摘 危機管理政策課】

危機管理マニュアルは、何らかの危機的事態に陥った際の職員等が基準とするマニュアルであり、マニュアルの内容によっては、発災時において何らかの損害が発生した際には、地方自治体に対する国家賠償請求事件において、地方自治体の責任の有無を判断する際の重要な資料となり得るものである（仙台高裁平成30年4月26日判決・大川小学校児童津波被災国家賠償事件控訴審判決参照）。

また、そのような危機管理マニュアルを改訂の際に、どのような事情を考慮して改訂を行ったのか、どのような事情を想定して改訂を行ったのかは重要な記録であり、危機管理の専門部局である危機管理政策課のアドバイスは重要な記録となる。

仮に、具体的なアドバイスがなかったにせよ、指導助言を行った以上、適切なマニュアル改訂が行われたかどうかを検証するためにも、助言・指導の内容を文書により記録すべきである。

(2) 危機管理関係機関情報交換会

自然災害や重大テロ、国民保護事項、その他の危機事案発生時に、防災関係機関である自衛隊、警察、消防、県が、より迅速かつ適切な対応がとれるよう、平時から相互が定期的に情報共有を図り、顔の見える関係を築く事を目的に開催されている。令和3年度は、令和3年7月16日に、岐阜県、自衛隊、県警本部、6つの消防本部で開催している。

【事実関係】

情報交換会を定める条例・規則はなく、各機関の情報交換を目的とした会であり、具体的な協議事項の定めはなく、議事録なども作成されていない。

【意見 危機管理政策課】

情報交換会においては、重要な関係機関との情報交換を行う場であり、互いに交換された情報の内容を記録することは重要である。情報交換としてどのような情報が取り交わされたかを文書によって記録するのが望ましい。

6 原子力防災ネットワークシステム

(1) 原子力防災ネットワークシステムとは

原子力防災ネットワークシステムは原子力事故発生時における避難指示などの防護対策について、国の現地災害対策本部や揖斐川町等と通常回線によらず通信ができる

ように整備した地上専用線及び衛星回線に係る機器である。当該システムは、IP交換機、IP電話機、IPFAX、TV会議システム、ノートPC及び接続のための中継機器等から構成され、岐阜県庁を始め計5か所に設置されている。システムはリース契約により導入されており、リース期間は平成30年3月15日から令和5年3月14日であり、リース契約と同時に保守管理業務を担当業者に委託している。

令和3年度中の当該システムに関する支出額は、30,218,544円である。当該支出に対する予算に対しては、国の交付金による全額補助がなされている。

(2) システムのメンテナンス

システムのメンテナンス方法は、担当者による年1、2回の定期点検により実施されており、故障時においては、保守担当者において速やかな修善が行われることとなっている。

【事実関係 リモコンの紛失】

令和4年5月23・24日に実施された保守点検において、点検業者によりテレビ会議システム付属の操作用リモコンが紛失しているとの報告がなされている。この紛失報告の真偽について担当課にヒアリングをしたところ、「操作用リモコン自体は、危機管理政策課の備品として保管されており、業者の報告が誤りである。検査当日に、業者が担当者に質問してくれれば、保管していたリモコンを説明することが出来た。」とのことであった。なお、危機管理政策課において、報告書の内容に操作用リモコンが紛失しているとの記載がなされていたことについては、監査人からの指摘がなされるまで気付いていなかった。

【規範】

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定め、地方公共団体の財産の善管注意義務が定められている。

【意見 危機管理政策課】

本システムは原子力防災における重要な防災備品である。付属の操作用リモコンは、システム本体の使用そのものが出来なくなるというものではないが、付属品が紛失している時点で、普段の管理体制が適切ではないこととなる。

管理業者の報告書に紛失の記述がなされているのは、実際には紛失していないとしても客観的資料からは紛失したと評価される恐れが高い。そもそも業者の点検の際に、担当職員が関与していないことがこのような報告書の原因であるが、紛失が疑われる際には、業者が担当者に確認を求めるなどの対応をすることで、容易に確認が可能であり、業者の点検時の職員の立会若しくは業者の点検時の職員への確認のルールなどを見直すことが望ましい。

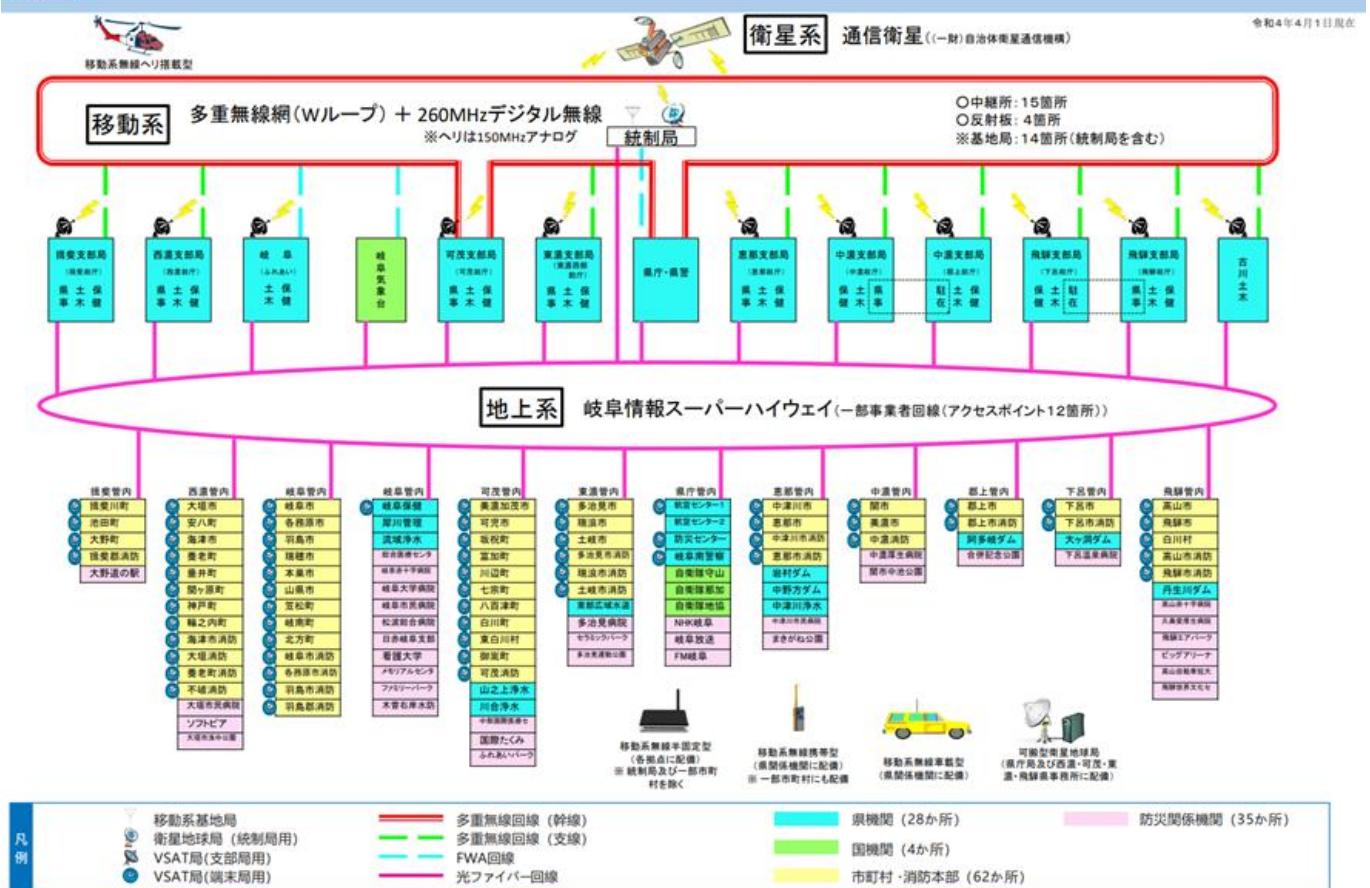
7 岐阜県防災情報通信システム

(1) 岐阜県防災情報通信システムとは

岐阜県防災情報通信システムは、県内外の 28 か所の県機関、4 か所の国機関、62 か所の市町村及び消防本部、35 か所の防災関係機関とのネットワークを形成し、それぞれに通信設備が設けられている。

「地上系」、「移動系」、「衛星系」の 3 種類の回線で構成され、それぞれの長所を活かし、地震災害、風水害、火山災害、雪害など多様な災害に対応できる防災情報通信システムである。

構成図



当該システムは平成 7 年に設置された同種のシステムが運用開始から 20 年が経過したこと、平成 17 年度から平成 26 年度まで平均して年間約 180 件の障害が発生したこと踏まえ、新たなシステムの導入が決まり、平成 30 年より稼働している。

システムの設置工事金額は、総額 8,797,856,040 円であり、そのほか保守点検業務委託もなされている。令和 3 年度は防災行政無線管理費として保守点検業務等について 382,233,929 円が支出されている。

また、当該システムの衛星通信環境の維持の為に、全国の都道府県等が加盟設立した一般財団法人自治体衛星通信機構により、通信衛星を活用した「地域衛星通信ネッ

トワーク」が管理され、衛星利用チャンネル数に応じた負担金として令和3年度は31,635,000円の支出がなされている。

(2) 衛星可搬局について

岐阜県防災情報通信システムは、接続する各機関のそれぞれに通信設備が設けられているが、その他に、屋外でも通信を可能とする衛星可搬局が存在し、防災交流センターと県内の4つの総合庁舎に保管されている。

衛星可搬局は、被災した地域に設備を持ち込み、電話、FAX、メールのほか、県庁や防災交流センターとのテレビ会議といった通信手段により、現場とリアルタイムで情報交換をするという使用のほか、拠点の衛星設備が故障した際の代替手段としての使用を想定している。

設置状況全景



【事実関係① 保管場所】

総合庁舎に置かれた衛星可搬局については、保管場所について担当職員以外が所在を把握しておらず、保管場所が庁舎の何処であるかも容易に分かる工夫がされていない。

【意見 危機管理政策課】

衛星可搬局は、大地震等により電話回線等が使用できず、庁舎に設置された備え付けの防災行政無線すら地震等で破壊され使用できないような場合に、庁舎外に持ち出して使用することが想定されている。

このような極限的な場面では、衛星回線を用いた情報のやり取りが、正確な現地の情報の把握に役立ち、災害対応において本庁の指示を伝えることにつながることとな

る為、非常に重要な防災備品の一つと考えられる。

しかし、極限的な状況であることから、そもそも防災担当職員が被災等により不在となる可能性が存在する。そのような極限的な場合においても、防災担当職員以外の者によって緊急時に運用が可能となるように、防災担当職員以外の者が衛星可搬局の存在や保管場所を把握できるように、普段から職員に周知し、防犯の観点にも留意しながら発災時に持ち出しやすい場所に保管することが望ましい。

【事実関係② 保管場所】

衛星可搬局の保管場所を確認したところ、西濃総合庁舎においては、庁舎の外にある倉庫内に保管されていたが、西濃総合庁舎周辺の洪水浸水想定区域図（計画規模）を確認すると、浸水した場合に想定される水深（浸水深）は 0.5m～3.0mの浸水が想定されている。また、飛騨総合庁舎にも衛星可搬局が保管されているが、飛騨総合庁舎の一部は、土砂災害警戒区域に庁舎が建てられている。

【意見 危機管理政策課】

衛星可搬局は、様々な通信設備が使用できなくなった際の最終的な通信手段となり得る為の機器であることからすると、大地震や大きな被害をもたらす風水害が発生した際などに始めて必要となりうる機器であると考えられる。

その際、保管場所とされる場所が、大地震や大雨で被害が想定しうる場所に保管しては利用が出来なくなる可能性があることから、設置場所については、大規模災害を想定しても可能な限り利用可能な場所に保管するのが望ましい。

【参考報告 飛騨県事務所】

飛騨県事務所においては、自主的な点検として、管理業者による点検とは別に、衛星可搬局の動作確認を3か月に1度、防災担当職員で行っており、有事の際の速やかな使用が可能となるよう普段から心がけている。

このような対応は、他の県事務所では確認できなかったが、発災時に備えた有効的な取組であることから参考報告とする。

8 防災訓練

（1）防災訓練の状況

令和3年度において、危機管理部が把握する防災訓練としては、以下の訓練が存在する。なお、防災訓練は危機管理政策課と防災課両課がそれぞれ行っているが、報告書の整理の関係で、危機管理部全体の防災訓練をここでまとめて報告する。

4月27日・28日 緊急初動特別班初動訓練

5月19日 テーマ別訓練（防災機器の操作、被害情報等の集約）

6月3日 豪雨災害対応防災訓練

10月24日 岐阜県総合防災訓練

- 10月29日 美浜地域における3県・内閣府合同原子力防災訓練
- 11月10日 緊急対策チーム図上訓練
- 11月20日 岐阜県原子力防災訓練 避難退避時検査・簡易除染訓練
- 11月24日 岐阜県原子力防災訓練 原子力災害医療訓練
- 11月28日 岐阜県原子力防災訓練 住民避難訓練・本部運営訓練

【事実関係】

危機管理政策課及び防災課に対し、岐阜県が主催する防災訓練についての情報提供を求めたところ、両課とも自身の課が主催する防災訓練しか情報を把握していないとの回答があった。

なお、監査人が把握する限り、岐阜県のホームページや新聞報道で公表されている他課の防災訓練として下水道課が実施した木曾川右岸流域下水道防災訓練（令和4年9月21日）、古川土木事務所が実施したトンネル防災訓練（平成30年10月23日）、岐阜県警が実施した総合防災訓練（令和4年9月1日）、水道企業課が実施した岐阜県営水道防災訓練と、様々な訓練がなされていた。

この内、岐阜県警が実施した総合防災訓練については、危機管理政策課職員が視察に行っているが、監査人から危機管理政策課及び防災課に対し把握している防災訓練を質問した際の当初の回答においては、同訓練の把握について報告はなかった為、具体的な検証を行うことはできていない。

【規範】

岐阜県行政組織規則第6条の2において、危機管理政策課は、分掌事務として「危機管理及び防災に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。」が定められ、防災課は、分掌事務として「防災施策の企画調整及び推進に関すること（原子力防災を除く。）」が定められている。

【指摘 防災課】

防災訓練は、災害発生時等の緊急時において有効な災害対応や災害復旧活動を行う為には必要不可欠な活動である。非常時においても、各担当部局の役割が定められているものの、それらの担当部局における防災訓練が行われていないと、発災時に防災計画が有効に機能しない恐れがある。

防災訓練そのものは、各担当部局が独自に行うと定めたとしても、全庁的な防災への取組が適切に進められているかどうかを確認する必要があり、最低限、各部局がどのような防災訓練を行っているかを防災施策全体の調整・管理を担う担当課が把握する必要がある。

危機管理政策課と防災課は、各部局に対して、毎年どのような防災訓練が行われているか、民間団体との協定に基づく訓練が実施されているか等を確認すると共に、地域防災計画等に従った活動に備えた防災訓練が行われていない担当課が存在する場合は、適切に実施することを指導すべきである。

これについては、防災課より、当初は「防災課が把握しなければならない法的な根

拠をお示してください。」との質問が投げかけられるなど、把握に消極的な姿勢が見られたが、最終的には、「地域防災計画の実行体制の確認のため、防災課において、年度当初に、他部局が実施している訓練や協定に基づく訓練について、当年度の計画と前年度の結果を照会し、全容を把握する。」との回答がなされている。

(2) 総合防災訓練

岐阜県は、毎年1回、岐阜県庁において防災関係機関と連携した総合防災訓練を実施している。令和3年度の防災訓練は、午前7時30分頃から、午前12時00分にかけて行い、濃尾断層帯地震が発生したことを想定して、大規模地震発生後の災害情報集約、避難所支援、物資支援等の災害応急対策を訓練し、関係機関がリモートで参加し、感染症対策を踏まえた災害対応を実施している。

なお、監査人は、令和4年9月4日(日)に実施された令和4年度岐阜県総合防災訓練の様子を視察した。当該訓練は、恵那山・屏風山及び猿投山断層帯地震が発生したことを前提に、大規模地震発生後の災害情報集約、避難所支援、物資支援等の災害応急対策、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた災害対応を訓練している。

《令和4年度防災総合訓練の様子》



【事実関係 防災訓練の結果の記録】

岐阜県総合防災訓練の過去の取組を確認したところ、これまでの取組として、総合防災訓練の参加者からのアンケートを回収し、翌年度の総合防災訓練にその意見を反映させ総合防災訓練の計画に利用する取組は行っているものの、実施に関する報告書が作成されておらず、毎年どのような訓練が実施されたかの記録が残されず、振り返りに対する外部評価などが存在していなかった。監査人が確認したところ、外にも緊急初動特別班訓練、豪雨災害対応防災訓練の報告書が作成されていなかった。

報告書の有無について、防災課からは、「豪雨災害対応防災訓練については報告書を作成しています。」との説明がなされているが、その内容は「アンケート回収に止まらず今後の対応も整理済」との内容であり、訓練予定日に予定どおりの訓練が実施された事実や参加人数が何人であったかといった基本的な情報をまとめたものではなく、

アンケート回収とその取りまとめに止まっている。監査人としては、このようなアンケート回収と取りまとめだけでは、後日の実施状況の確認や検証を行う為の報告書としては、不十分と判断している。

【規範】

国の中央防災会議が令和3年5月12日に決定した令和3年度総合防災訓練大綱によれば、防災訓練の目的として、「防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱点や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善を図ること。」を掲げ、防災訓練実施に当たっての基本方針として、「訓練の客観的な分析・評価の実施」を行うこととし、具体的には「訓練終了後には、シナリオ作成途上で判明した問題点の分析、参加者の意見交換、訓練見学者及び外部有識者からの意見聴取等を通じ、訓練の客観的な分析・評価を行い、課題等を明らかにした上、必要に応じ、訓練の在り方、防災マニュアル、防災協力協定等の見直し等を行って、実効性ある防災組織体制等の維持・整備、防災関係機関相互の連携強化を図る。」ことが求められ、「計画的・体系的訓練の推進」が求められている。

公文書規程第3条の2において「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成するものとする。」としている。

【指摘 防災課】

防災訓練の実施とアンケートの回収のみで、その結果について報告書等により整理・記録化をしないのであれば、防災訓練がどのように行われ、そこでどのような成果や反省が得られたかを客観的に検証することはできない。

これまで行われてきた防災訓練によって浮かび上がった課題や問題点等の記録化は、国の総合防災訓練大綱が求める、訓練の客観的な分析・評価の実施や計画的・体系的訓練の推進の為には、必要不可欠である。

特に、今後、新しい課題等が発生した場合に、それらの課題に対応する訓練が過去に行われたかどうかによって、今後の防災訓練の見直しを行うことができるが、過去の蓄積が検証できないのでは、それまで実施した訓練も活かすことも出来ない。

事前の計画どおりに防災訓練を実施したかどうか、防災訓練において見つかった課題が何であり、その対策としてはどのような取組が必要かを、報告書等の書面で記録化したうえで、今後の防災訓練等に活かす取組を行うべきである。

なお、このような指摘については、防災課より「防災訓練は、被害情報等の収集・伝達、対処方針や応急対策の立案、広域受援の調整など、災害が発生した場合に備えた手順等を確認するために行っており、報告書を作成することに主眼はおかれていません。」との意見が述べられ、今後の報告書作成についての意向が当初は確認されなかったが、最終的には、「防災訓練は、災害対策マニュアルがうまく機能を発揮するのかを検証し、見直し、改善につなげている。新県庁舎へ移転後の令和5年1月18日の訓練では、約300人の参加者のアンケートを集計し、課題の抽出とその対応について、

整理し記録している。」とし「今後は、実施計画と異なり実際に生じた課題等を記録、保存し、後日の検証が可能な状態として、その後の防災訓練に活かすよう取り組んでいく。」との回答を受けている。

【参考報告 危機管理政策課】

原子力防災訓練に関しては、実施内容や専門家による講評等を具体的に記録化し、過去における防災訓練の具体的実施内容も記録化されており、過去の取組状況を検証することが可能な状況であった為、総合防災訓練等に反映させる意味でも参考報告とする。

(3) 緊急対策チーム図上訓練

防災課においては、総合防災訓練事業費として、令和3年度は3,867,312円を支出し、その内、3,619,000円が、緊急対策チーム図上訓練に支出されている。

緊急対策チーム図上訓練とは全ての緊急対策チームの活動が必要となる大規模地震発災3日目を想定し、シナリオ非開示のブラインド方式で実施するものである。

訓練には全ての緊急対策チームが参加することから、実践的で質の高い訓練に向けて多種多様かつ複雑な訓練シナリオや付与条件等の作成等が必要になるため、訓練の運営支援を外部業者に委託している。

(4) 緊急初動特別班初動訓練

岐阜県では、毎年、県内で震度5強以上の地震が発生した際に緊急初動特別班員が行うべき業務の全容について、その対応手順を理解及び習熟させることを目的に訓練を実施している。

【事実関係】

緊急初動特別班員は、県庁舎から20分以内に徒歩または自転車で参集可能な者からなる職員で構成され、防災交流センター宿舎入居者については緊急初動特別班員に自動で指定される。令和3年度の緊急初動特別班の参加状況を確認したところ、防災交流センター宿舎入居者の中で同班に指定されている17名の内、訓練に参加したのは8名であり、残りの9名は防災訓練に参加していなかった。

【意見 防災課】

緊急初動特別班員は、緊急時に対応を求められる職員であり、毎年の訓練は必要不可欠である。仮に他の業務等の事情等を考慮するとしても、指定される全員が訓練に参加することが望ましい。

(5) 岐阜県庁の被災想定訓練

【事実関係】

岐阜県において過去の防災訓練の記録が一部しか存在しない為、その正確な情報は不明瞭であるが、危機管理政策課及び防災課の担当職員に確認したところ、令和3年

度までの防災訓練において、岐阜県庁そのものが被災場所となったことを想定した総合防災訓練は実施されていないとの回答を得た。

なお、県内で震度5強以上の地震が発生した場合における迅速な初動対応に資するため、緊急初動特別班員を対象とした緊急初動特別班初動訓練を毎年実施している。これは防災交流センターの宿舎等入居者や県庁まで徒歩または自転車で20分以内に登庁可能な職員が、緊急時に参集し災害対策本部を防災交流センターに設置し災害対応にあたることを想定した訓練である。

危機管理政策課及び防災課によれば、このような緊急初動特別班初動訓練で、県庁における大規模災害時にも対応できる為、県庁が被災場所となったことを想定した防災訓練まで行う必要性は乏しいとのことである。

また、令和5年1月18日には、新県庁舎での地震対応訓練が実施され、新県庁舎が被災（停電、通信不安定）したと想定した訓練は実施されているが、豪雨災害による被災や地震と豪雨災害による複合的な災害を想定した訓練は行われていない。

【意見 危機管理政策課・防災課】

防災ハザードマップ等を確認する限り、岐阜県庁周辺の洪水浸水想定区域図（計画規模）では、最大3メートルの浸水が想定され、洪水浸水想定区域図（想定最大規模）では、最大5メートルの浸水が想定されている。

浸水継続時間も72～168時間と最大1週間が想定されている。

また、地震の際には、液状化が懸念される場所であり、大地震の際には、県庁そのものが地震に耐え切れずとしてもライフラインが切断され、周辺道路が一時期使用困難等になる可能性も懸念される。

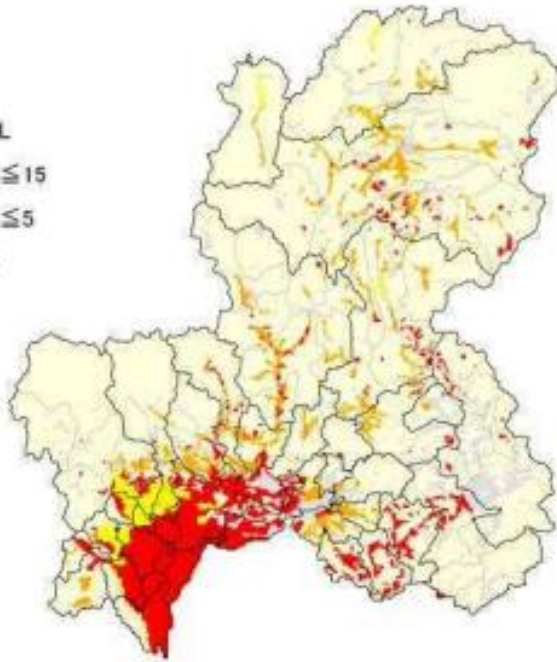
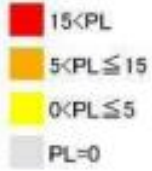
この場合、県庁そのものが利用できなくなる可能性も懸念される場所であるが、そのような事態になった場合に実際に、どのように臨時に災害対策本部を移転するのかも含めた事前の訓練が必要と考える。

なお、県庁が被災した事態に備えた防災交流センターは、岐阜県庁から直線距離にして約1Kmしか離れておらず、県庁が被災し、ライフラインが切断等された状況においては、防災交流センターそのものが機能する為のライフラインも寸断されることが想定される。

これまで県庁が豪雨災害や複合的な災害によって被災したことを想定した総合防災訓

凡例

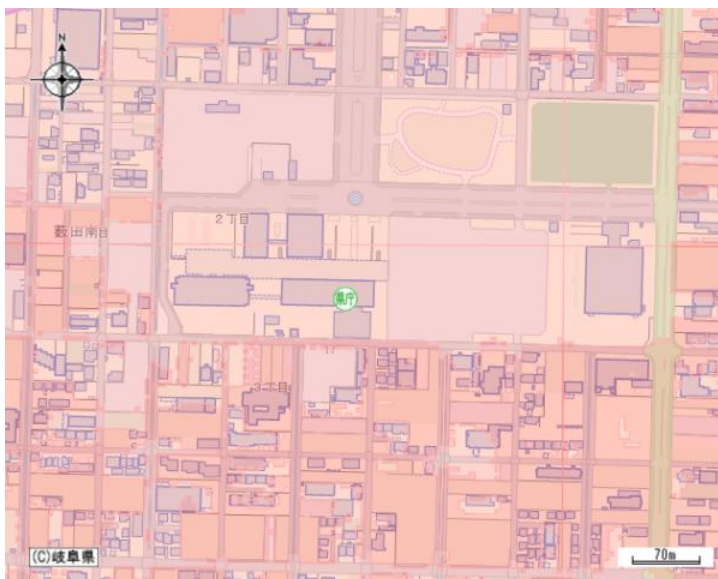
PL値



南海トラフの巨大地震

練や図上訓練が実施されていないというのであれば、新県庁舎の機能を踏まえ、専門家からの訓練の必要性や訓練方法について意見を踏まえ、災害対策本部の移設を想定した具体的な訓練を計画し、実施することが望ましい。

「岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」より
(液状化の可能性が高いエリアに県庁も含まれる)



岐阜県庁周辺の洪水浸水想定区域図(想定最大規模)
浸水深3.0m~5.0mとされている。

「ぎふ山と川の危険箇所マップ」より

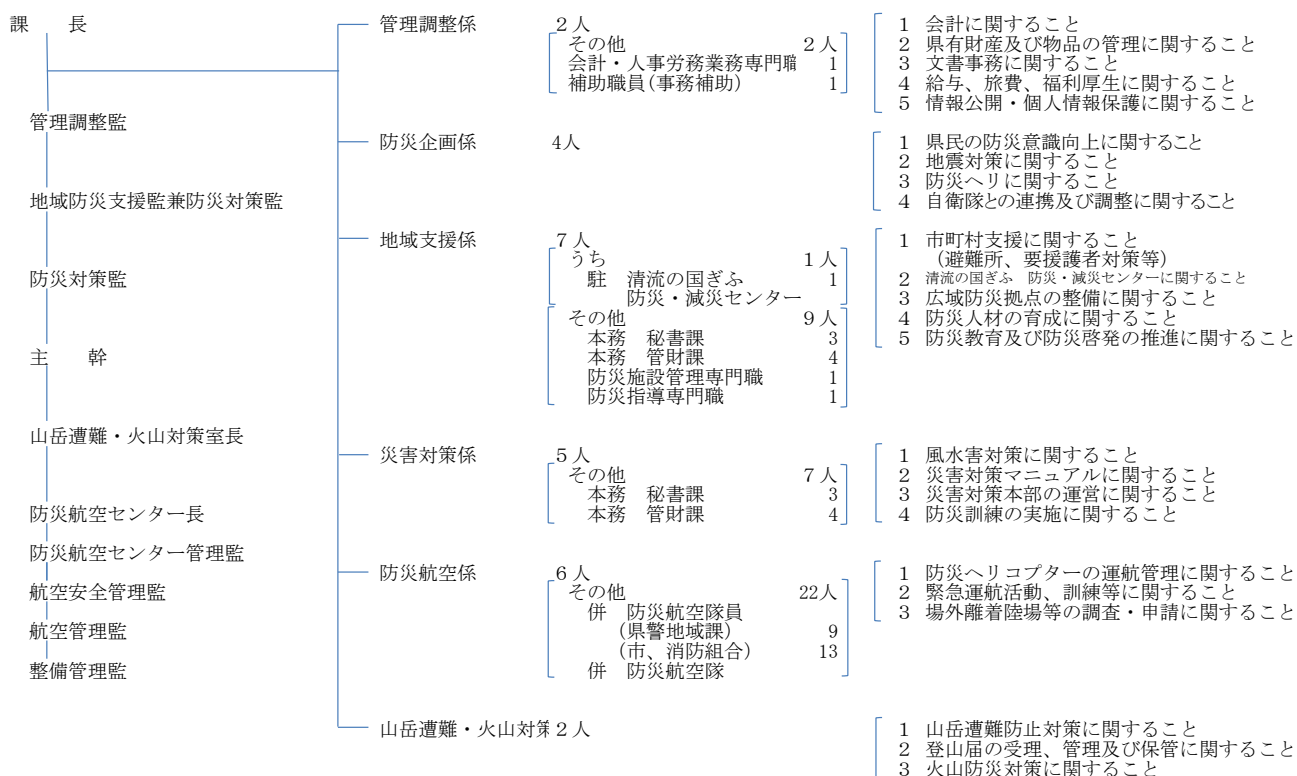
第3 防災課

1 防災課の概要

(1) 組織及び事務分掌

防災課内の組織及び事務分掌は以下のとおりである（令和3年7月1日時点）。

(所属組織図)



(2) 主な防災業務

防災課の主な業務は、防災施策の企画調整及び推進に関すること（ただし、原子力防災については除く）、県民の防災意識の向上に関すること（ただし、原子力防災については除く）、市町村地域防災計画の指導及び助言に関すること（ただし原子力防災については除く）、地域防災力の強化に関すること、清流の国ぎふ防災・減災センターに関すること、地震・風水害等の災害予防及び災害対策に関すること、自衛隊との連携及び調整に関すること（危機管理事案を除く）、防災ヘリコプターに関すること、山岳遭難防止施策の総合的な企画立案及び推進に関すること、火山の災害予防及び災害対策に関すること、広域防災センターに関することなどがある。

(3) 令和3年度の予算及び決算の概要

定期監査資料に従った、令和3年度における防災課の予算及び決算は、予算額1,912,775,481円に対し、決算額は1,165,875,944円である。

この内、監査人において整理した防災予算額（巻末資料6参照）に従って整理したところ、防災課の当初予算額179,514,000円に対し、支出済額は1,205,097,991円であった。なお、定期監査資料との差額は当初予算額の外に、年度内における補正予算

が計算され、他課からの年度中の再配当額が存在している事が主な要因である。令和元年度、令和2年度の防災予算額は、当初予算額を見ても、令和元年度が2,375,333,000円であり、令和2年度が1,927,710,000円であったのと比較して、令和3年度は179,514,000円である。

令和3年度に対する件の定期監査資料の中で予算・決算額の多くを占めるのは防災総務費（予算額1,908,429,097円、決算額1,161,529,560円）であり、その内訳は、給与費（318,111,474円）、防災運営費（303,599,291円）、広域防災センター運営費（11,468,029円）、自治体衛星通信施設管理費（28,069,689円）、防災ヘリコプター管理費（487,217,063円）である。

2 監査の重点及び監査手続

防災課は、その予算の多くが防災総務費に充てられており、それらの支出が適切に行われているか、設置された設備が有効に機能しているかに着目して、監査を実施した。

なお、防災課の事業のうち、清流の国ぎふ防災・減災センターに係る業務、防災航空センターにかかる業務及び岐阜県広域防災センターにかかる業務については、後記第6から第8で監査結果を記載している。

具体的な監査手続として、令和4年4月26日、同年8月24日、同年11月25日、同年12月9日、令和5年1月25日、同年2月1日、同月20日、同月21日、同年3月6日に、危機管理部長、管理調整監、防災企画係長、管理調整係長、地域支援係長、災害対策係長からのヒアリングを行った。また、定期監査資料（防災課・令和2年7月16日、同・令和3年7月19日、同・令和4年7月21日）、岐阜県地域域防災計画、岐阜県災害時広域受援計画、各種システムに関する契約書、補助金（岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金、避難所生活環境確保事業費補助金、ライフライン保全対策事業費補助金、岐阜県山岳遭難防止対策補助金、岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金）に関する資料一式、災害時応援協定一覧、平成15年度までに民間団体と締結された協定などの提出資料等について、書類監査を実施した。

3 防災計画上の位置づけ

（1）岐阜県地域防災計画（一般対策計画）令和4年3月

防災課は、岐阜県行政組織規則第6条の2第2項において、分掌事務の一つに「防災施策の企画調整及び推進に関すること（原子力防災を除く。）」と定められており、岐阜県地域防災計画における防災対策の企画調整及び推進が同課の業務である。

（2）第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）

防災課は、岐阜県行政組織規則第6条の2第2項において、分掌事務の一つに「防災施策の企画調整及び推進に関すること（原子力防災を除く。）」と定められており、岐阜県強靱化計画における防災対策の企画調整及び推進が同課の業務である。

(3) 岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 (令和3年3月)

防災課が所管する岐阜県強靱化計画アクションプラン事業の概要は以下のとおりである。

防災課						
(単位：千円)						
No.	強靱化計画の施策項目名	主要施策	R3年度当初予算額	事業目標		
				指標名	現状値	目標値
1	孤立・大雪対策の推進	孤立発生を想定した対策の推進	8,300			
2	総合的な水害・土砂災害対策の推進	住民への災害リスクの周知	1,144	想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図に基づく洪水ハザードマップを改定・公表した市町村の割合	21.4% (R1)	100% (R6)
3	総合的な水害・土砂災害対策の推進	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成	0(2の再掲)	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率	64.3% (R1)	100% (R6)
				土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率	61.3% (R1)	100% (R6)
4	帰宅困難者対策の推進	帰宅困難者対策の推進	0(2の再掲)	指標無し		
5	被災住宅への支援	速やかな被災者の生活再建支援	0(細々事業無)			
6	避難所の防災機能・生活環境の向上	良好な避難所環境の確保	146,000	避難所運営マニュアル策定市町村数	38市町村 (R1)	42市町村 (R6)
7	避難所環境の充実	良好な避難所環境の確保	0(6の再掲)	避難所運営マニュアル策定市町村数	38市町村 (R1)	42市町村 (R6)
				「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数(累計)	3,291人 (R1)	5,800人 (R6)

8	総合的な大規模停電対策の推進	倒木によるライフライン被害軽減対策の推進	30,000	ライフライン保全対策事業実施面積	7.01ha (R1)	30ha (R3)
9	総合的な大規模停電対策の推進	医療施設等重要施設への電力供給体制の整備	0(細々事業無)			
10	総合的な大規模停電対策の推進	早期復旧体制の整備	0(細々事業無)			
11	総合的な大規模停電対策の推進	県民への情報発信の充実	0(細々事業無)			
12	災害初動対応力の強化	防災連携トップフォーラムの実施	731			
13	災害初動対応力の強化	豪雨災害対応防災訓練の実施	4,341			
14	災害初動対応力の強化	災害時における市町村支援体制の強化	3,737			
15	防災拠点機能の強化	広域防災拠点の体制強化	3,381	実践的な支援物資輸送訓練実施回数	3回 (R1)	毎年度実施
16	防災拠点機能の強化	市町村における受援体制の強化	0(2及び15の再掲)	市町村の物資輸送に係る受援計画策定数	3市町村 (R1)	42市町村 (R6)
17	広域連携の推進	災害時の広域応援・受援体制の強化	1,700	災害マネジメント支援職員養成数	28人 (R1)	42人 (R6)

18	広域連携の推進	市町村域を越える広域避難の検討	0(細々事業無)			
19	住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化	住民等への情報伝達の強化	163,583	想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図に基づく洪水ハザードマップを改定・公表した市町村の割合	21.4% (R1)	100% (R6)
20	防災情報システム及び行政情報通信基盤の耐災害性強化	岐阜県防災情報通信システムの維持管理	438,561			
21	業務継続体制の整備	業務継続体制の整備	0(細々事業無)			
22	非常用物資の備蓄促進	非常用物資の備蓄促進	27,482			
23	住民主体での避難対策の強化	「災害・避難カード」を作成する取組みの普及促進	8,360	災害・避難カード作成事業実施市町村数	27市町村 (R1)	42市町村 (R6)
24	住民主体での避難対策の強化	地区避難計画等の策定推進	0(23の再掲)			
25	住民主体での避難対策の強化	南海トラフ地震臨時情報を踏まえた避難訓練の実施	0(細々事業無)	南海トラフ地震臨時情報の認知度 南海トラフ地震臨時情報発表時に備えた防災訓練の実施市町村数	0% (H30) — (H30)	75% (R6) 39市町村 (R6)
26	住民主体での避難対策の強化	住民への災害リスクの周知	0(2の再掲)	想定最大規模の洪水浸水想定区域図及び水害危険情報図に基づく洪水ハザードマップを改定・公表した市町村の割合	21.4% (R1)	100% (R6)

27	要配慮者支援の推進	避難行動要支援者名簿の活用	0(2の再掲)	「事前に避難行動要支援者名簿情報の提供について同意を得た方を対象とした個別計画」の策定市町村数	15市町村 (R1)	42市町村 (R6)
28	要配慮者支援の推進	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成 <再掲>	0(2の再掲)	洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率	64.3% (R1)	100% (R6)
				土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率	61.3% (R1)	100% (R6)
29	支援物資供給等に係る官民の連携体制の強化	応援協定締結機関との連携強化	0(13及び15の再掲)	関係機関参加の総合防災訓練の実施回数	1回 (R1)	毎年度実施
				実践的な支援物資輸送訓練実施回数	3回 (R1)	毎年度実施

4 計画（岐阜県災害時広域受援計画等）

岐阜県では、県内に大規模災害が発生した場合に想定される県外からの救援物資や警察、消防、自衛隊などの応援部隊の受入体制など、県外からの応援を受け入れる場合の基本的なルールとして岐阜県災害時広域受援計画を定めている。

同計画は、現行計画に至るまでの間、数次の改訂がなされており、例えば、平成30年3月には、国が被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送する「プッシュ型」の物資支援に対応すべく平成29年度において実施された災害時広域受援体制調査・分析等事業を踏まえた改訂がなされている。

また、新たに「岐阜県広域物資輸送拠点物資集積・輸送マニュアル（案）」を作成するとともに、平成30年度から、広域物資輸送拠点において、荷下ろし・仕分けを行うための非常用電源設備やフォークリフト等を準備整備しているところであり、災害発生時における拠点運用の実効性を高めるべく、同マニュアル（案）を随時見直しながら更新していく仕組みづくりと、フォークリフト等、作業に従事する職員の習熟度を高める取り組みを行っている。

具体的には、平成30年度以降、整備が完了した広域物資輸送拠点としている施設において、物資の輸送訓練を行い、拠点運営及び実機操作を行う職員の技術の向上を図るとともに、各拠点で行う訓練の結果を集積し、物資のレイアウト、運営・作業に必要な人員、各団体との協定内容等について検証を行い、マニュアル（案）の見直しや必要な施設の整備を実施している。令和3年度においては、広域物資輸送拠点として指定されているソフトピアジャパンにおける訓練を実施すべく176万円の予算が計上されたが新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に中止となっている。なお、令和2年度に実施された岐阜メモリアルセンター及びセラミックパークMINOでの訓練の際には、抽出された課題を踏まえてマニュアル（案）が改訂されている。

**岐阜県広域物資輸送拠点
物資集積・輸送マニュアル（案）の改定について**

○改定内容

- (1) 令和2年度に物資輸送訓練を実施した「岐阜メモリアルセンター」及び「セラミックパークMINO」について、当訓練で抽出された課題を踏まえてマニュアルを改定。
- ・一時集積場所の変更
 - ・トラックの付け方により集積場所のレイアウト図を追加（セラミックパークMINO）
 - ・大型トラック（10t）について、進入不可能のため4t対応であったが、進入方法の変更により対応可能とした。（セラミックパークMINO）
- (2) 物資輸送訓練から抽出した課題を踏まえ、必要となる資機材の見直しを実施。
- ・必要資機材について、物資ラベル用のラベルシール用紙を追加

○訓練実施時の課題

・物資の一時集積場所の設定について

【岐阜メモリアルセンター】

今回の訓練では、現行マニュアル（案）に従い、で愛ドーム東側駐車場を一時集積場所として設定したが、東側駐車場からで愛ドームへの搬入口は約1mの段差があるため、フォークリフトによる搬入が必須である。

しかし、東側駐車場を一時集積場所として設定すると、トラックからの積み下ろしから一時集積場所までと、一時集積場所からドーム搬入と2回のフォークリフト使用が必要となってしまう、訓練上大幅なタイムロスが生じた。

このため、で愛ドームを集積場所として使用する場合は、駐車場に横付けしたトラックから荷下ろししてそのままフォークリフトで搬入口からドーム内に入れ、通路をハンドリフトで運び、アリーナ内の搬入口寄りの場所に一時集積場所を設けることとした。

【セラミックパークMINO】

現行マニュアル（案）のレイアウトでは、一時集積場所を展示ホール搬入口駐車場に設けていたが、フォークリフトがホール内走行可能（耐荷重1t）であることから、コンパネ養生によりフォークリフトが入れるエリア（なお、実災害時には養生不要）を設定し、一時集積場所をホール内に設定して直接フォークリフトで運ぶこととした。

・トラックの誘導について

【セラミックパークMINO】

トラックの誘導については、展示ホール搬入口駐車場にバックで付けることとし、事前に拠点運営班による現地打合せも行っていたが、訓練当日ではトラックが搬入口に前付けになってしまい混乱が生じた。

セラミックパークMINOは、進入路が長く、かつ大型車のすれ違いが困難であり、転回するためにはトラックを一旦地下駐車場に入り、分岐まで戻ってバックする必要があるため、転回方法や誘導への配慮についてマニュアルに記載した。これにより、同拠点は大型（10t）車の使用も可能とした。

・物資ラベルについて

現行の様式では、全てのダンボールにラベルを貼ることを前提としている。ただ、訓練ではラベルの記入、貼付が手間だという意見が大変多く、作業効率の向上を図る必要がある。

単純に記入、貼付の手間を省くため、ラベルシール用紙を各支部に必要資機材として用意させることとした。

5 各種連携

（1）市町村連携事業について

市町村との連携強化を図るため、市町村職員を集めた研修・会議を開催し、必要な知識や技術等の養成、課題克服のための意見交換を図り、防災・危機管理体制の強化、迅速な災害対応、防災職員のスキルアップなどの支援を行っている。

令和3年度の予算額は1,144,000円、決算額は357,908円である。具体的な事業は以下のとおりである。

ア 市町村防災アドバイザーチーム会議

市町村の実情に即したきめ細かな助言・支援を行うため、個別訪問などにより市町村の取組を支援

令和3年度

開催内容：「市町村防災アドバイザーチーム（第1回）」

市町村の防災に関する取組を支援

開催日：令和3年6月～7月（圏域ごとに開催）

対象者：市町村及び県防災担当者

開催内容：「市町村防災アドバイザーチーム（第2回）」

個別会議方式による市町村の取組を支援

開催日：令和3年10月～12月（市町村ごと開催）
対象者：市町村及び県防災担当者

イ 市町村防災担当者研修

市町村の防災担当者災害への対応に必要な知識を習得する研修を実施

開催日：令和3年4月23日 開催内容：市町村防災担当者会議 （1）避難情報の判断・伝達マニュアルの改訂依頼について （2）風水害タイムライン改訂依頼について （3）個別避難計画作成努力義務化について
開催日：令和3年6月11日 開催内容：災害対策基本法の改正に伴う「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の改定等に関する研修会 （1）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」について （2）「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」について
開催日：令和3年12月21日 開催内容：災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～ 市町村職員向け研修会 （1）ガイドラインの説明（防災課） （2）女性防災士による活動報告
開催日：令和4年1月28日 開催内容：市町村防災担当者会議 （1）広域避難について （2）地域防災計画について （3）ホテル・旅館を活用した避難について

（2）他団体との協定に関する事業について

岐阜県においては、事業者（民間企業）、団体、他の行政機関等と、大規模災害時における応援協定を締結しており、令和3年8月1日時点、締結した協定数は272ある。大規模災害時における応援協定の内容等について統一的なルールはない。防災課は、各所管課が締結した協定をとりまとめているが、個別の協定は、各所管課が責任を持って締結している。監査においては、社会情勢の変化とともに締結すべき協定の内容が変化することが当然に想定されることなどを踏まえ、272ある協定のうち平成15年度までに締結された協定26件について監査することとした。

協定の中には、岐阜県の連絡窓口が、現在存在しない総務部消防防災課や消防政策課とされているものがある。担当課によると、これらの協定については、担当課が協定締結相手の連絡先について、年に1回、担当者・電話番号・電子メールアドレスを

確認しており、有事に備えているとのことである。

この点、岐阜県行政組織規則により各部の内部組織と事務分掌が定められており、同規則に定める部局以外の部局は存在しないところ、岐阜県においては、協定については、同規則に存在しない部局が記載されている場合であっても、必ずしも協定の変更をする必要はないと認識されているため、協定上は、存在しない部局が担当部局として記載されたままとなっている。

【事実関係① 協定に定める名簿の未提出】

岐阜県は、社団法人アマチュア無線連盟岐阜県支部との間で、平成9年2月24日、アマチュア無線による災害時情報伝達に関する協定を締結している。協定においては、地区のリーダーとなるべきアマチュア無線局を市町村ごとに指定し、毎年1回その名簿を県に提出するものされている。防災課においては、協定締結先の連絡先については、年に1回、担当者・電話番号・電子メールアドレスを確認し、有事に備えているところ、令和3年度、協定に規定された名簿は提出されておらず、防災課も名簿の提出を求めている。

【規範】

「JARL県支部の長は、地区のリーダー戸なるべきアマチュア無線局（以下「リーダーハム」という。）を市町村毎に指定し、毎年1回その名簿を県に提出するものとする。」（協定第6条）

【指摘 防災課】

協定に基づき、毎年1回、リーダーハムの名簿を県に提出させるべきである。

【改善報告】

担当課は、令和5年2月15日、リーダーハムの名簿を受領しており、改善がなされたことから改善報告とする。

【事実関係② 協定に定める訓練の未実施】

岐阜県は、岐阜県生コンクリート工業組合との間で、平成10年3月12日、災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定を締結している。協定においては、毎年1回、非常時を想定した給水訓練を行うものとされているところ、令和3年度、給水訓練は行われていない。

【規範】

「甲及び乙は、非常時を想定した給水訓練を毎年1回行うものとする。」（協定第6条）

【指摘 防災課】

協定に基づき、毎年1回、給水訓練をするか、あるいは、毎年1回の給水訓練が必要ないのであれば、必要に応じて給水訓練以外の訓練で代替できるように協定の見直しを図るべきである。

【意見 防災課】

平成 16 年度以降の協定について不備が生じている可能性があるため、他部局にも注意喚起を促し、適切な運用となるように働きかけを行うことが望ましい。

(3) 鹿児島県との連携に関する業務について

東日本大震災は、東北・関東地方の広範囲に甚大な被害を及ぼす「超」広域災害となり、被災県及び近隣県のみによる応援体制では十分な対応が出来ないことが明らかになった。そのため、岐阜県では、今後発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるためには、近隣県との連携強化はもとより、同時被災の可能性の少ない遠隔県等との連携強化が重要であるとの考えに基づき、平成 23 年 11 月に姉妹県の鹿児島県と災害時応援協定を締結し、連携強化を図っている。

具体的には、平成 23 年 5 月 24 日、姉妹県盟約締結 40 周年記念式典（鹿児島市内）において、鹿児島県知事から災害時の応援協定締結について提案があり、同年 11 月 7 日、姉妹県盟約締結 40 周年記念式典（岐阜市内）において、「岐阜県・鹿児島県相互応援協定」が締結された。平成 24 年度以降、両県の総合防災訓練に相互の職員が参加するようになり、平成 27 年 7 月 22 日に開催された鹿児島県・岐阜県知事懇談会において、鹿児島県知事から桜島火山爆発総合防災訓練への岐阜県職員の視察参加について提案がなされたことから、平成 28 年度以降、桜島火山爆発総合防災訓練に岐阜県職員が参加することとなった。令和 3 年度は、令和 4 年 1 月 8 日（土）に鹿児島市内において開催された「第 52 回桜島火山爆発総合防災訓練」に防災課職員 1 名が参加し、避難所体験・展示訓練の様態を視察している。

このように、岐阜県においては、鹿児島県との間で連携協定を締結し予算措置を講じて鹿児島県の訓練等に参加している。

【事実関係】

岐阜県が策定した各種計画において、岐阜県と鹿児島県の災害応急措置や災害復旧対策について具体的な言及がない。

【意見 防災課】

予算措置を講じて鹿児島県との連携を強化する取組をしている以上、地域防災計画などにおいて連携について記載するのが望ましい。

6 システムに関する業務

(1) 震度情報ネットワークシステムに関する業務について

震度情報ネットワークシステムは、県内 100 か所（県設置 92 か所、国等の設置震度計からの分岐 8 か所）に設置された震度計が感知した震度を、サーバに集積し、気象庁、消防庁、県に周知する仕組みである。

現行システムの稼働後既に 10 年近くが経過しており、システムの老朽化に伴う更新が必要な状況にあるため、令和 2 年度には、主回線の新世代通信回線網への切り替え及び計測震度計 10 か所を更新した。令和 3 年度以降、計測震度計の更新を実施してい

る。令和3年度は、震度情報ネットワークシステム更新工事業費として65,971,400円が支出されている。

また、令和2年度から令和6年度までの5か年にわたり、事業者との間で、震度情報ネットワークシステム保守事業契約を締結している。令和3年度には、震度情報ネットワークシステム保守事業費として9,020,000円が支出されている。

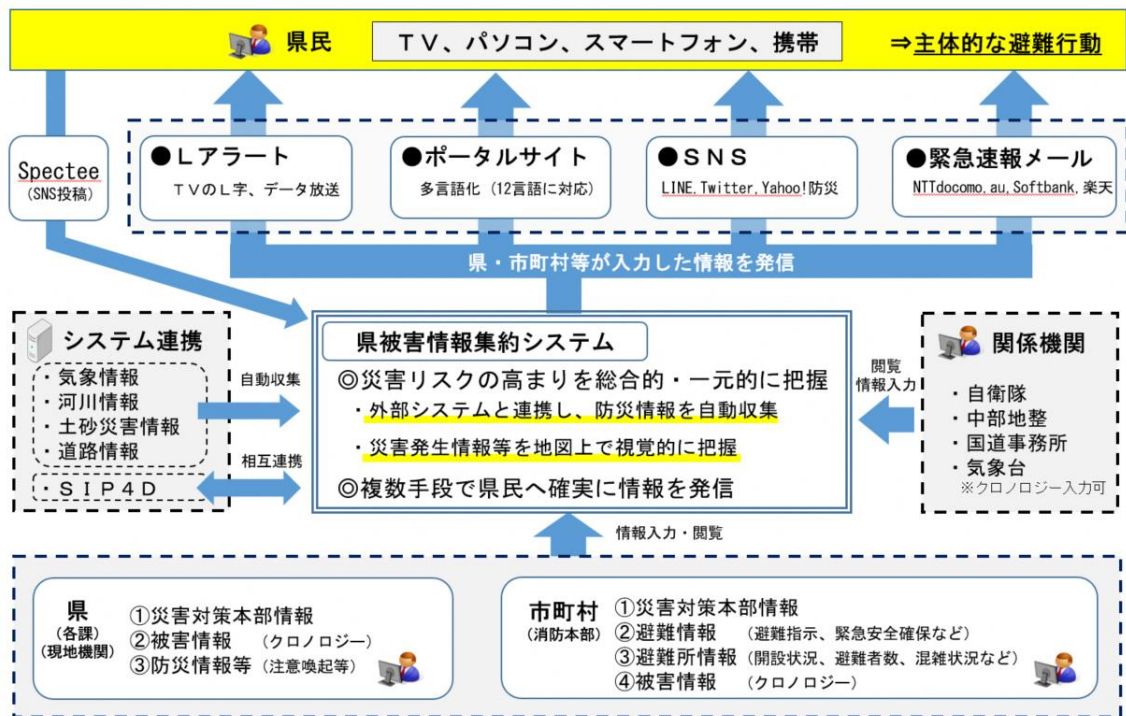
なお、現在、震度観測地点（震度計）100か所のうち2か所は移設工事の影響により停止中である。

（2）被害情報集約システムに関する業務について

災害発生時における被害情報（本部設置状況、避難指示発令状況等を含む。）の市町村から県への報告、関係機関間の情報共有を行うためのシステムである。平成28年度に運用を開始した旧システムは運用期間を5年間としており、令和3年度から新システムへの移行を行っている。旧システムは被害情報の集約に特化したシステムであり、新システムでは①関係システムとの連携により気象情報や河川情報等を自動取得②避難情報発令支援機能の導入③多媒体への情報の一括配信の機能を追加している。コロナ禍において、避難所における三密の回避、体調不良者専用スペースの設置など、新型コロナウイルス感染症対策を実施した結果、避難所の収容定員が減少していることを踏まえ、災害時、特定の避難所へ避難者が集中することがないように、避難所の混雑状況を広く発信するため、被害情報集約システムの改修を実施した。具体的には、災害時に、避難所の混雑状況を区分けして表示するなど視覚的にわかりやすく「県総合防災ポータル」に掲載するとともに、報道機関等に対し、テレビのデータ放送や防災アプリで使用されている「混雑」「空き」等の統一標記で自動配信するよう被害情報集約システムの改修を実施した。令和3年度、被害情報集約システム改修事業費として7,480,000円支出している。

なお、令和3年度から7年度の5か年にわたり、事業者との間で、被害情報集約システムの保守契約を締結している。令和3年度、被害情報集約システム運用・保守事業費として20,589,689円支出している。

また、避難情報や避難所情報といった避難行動に資する情報等について、被害情報集約システムを活用し、Lアラート（災害情報共有システム）や県総合防災ポータル等を通じて県民に対し広く発信している。



【事実関係】

岐阜県被害情報集約システム運用・保守業務における令和4年3月31日付け検査調書上、「給付を完了した旨の通知を受けた日」覧に「令和3年3月31日」と記載されている。また、「検査日」覧に「令和3年3月31日」と記載されている。事実を確認したところ、いずれも、正しくは、「令和4年3月31日」と回答を得た。なお、検査業務自体は適正に実施されていると回答を得た。

【規範】

「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない」（岐阜県公文書規程第3条2項）

【指摘】

検査調書の必要的記載事項について、正確に記載すべきである。

(3) 防災情報モバイルネットワークシステムに関する業務について

防災情報モバイルネットワークシステムは、気象情報配信システムと安否確認・職員参集システムで構成され、令和3年度上半期に再構築され、令和3年10月1日より運用開始している。令和3年度には、再構築業務に関して防災情報モバイルネットワークシステム再構築事業費として9,043,474円を、また、保守業務に関して防災情報モバイルネットワークシステム事業費として2,462,922円をそれぞれ支出している。

気象情報配信システムは、防災関係職員が保有する携帯電話、スマートフォン及びパソコン等へ気象情報（注意報・警報、特別警報、土砂災害警戒情報、地震情報、記録的短時間大雨情報、竜巻注意情報、府県気象情報、指定河川洪水予報、噴火警報・

予報)を自動でメール配信するシステムであり、利用者はあらかじめ気象情報・市町村の設定を行う。仕様上、県職員(公安委員会含む)10,000名、市町村職員2,000名、消防職員600名の計12,600名の利用に耐えるシステムとすることが想定されているところ、令和4年9月22日時点の利用者数は県職員(公安委員会含む)10,234名、市町村職員1,293名、消防職員534名となっている。

なお、安否確認・職員参集システムは、県職員(公安委員会含む)が保有する携帯電話、スマートフォン及びパソコン等へ自動又は手動で安否確認や職員参集のメール配信し、受信者の安否状況や参集状況を確認するためのシステムである。仕様上、県職員(公安委員会含む)10,000名の利用に耐えるシステムとすることが想定されているところ、令和4年9月22日時点の利用者数は10,089名となっている。

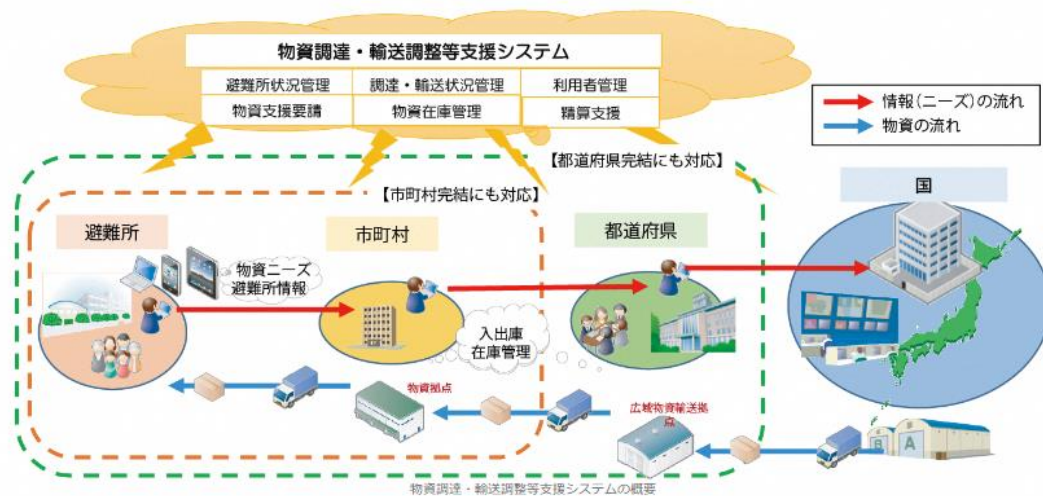
(4) 物資調達・輸送調整等支援システムに関する業務について

地方公共団体における備蓄物資の状況については、国が策定する防災基本計画において、内閣府が運用する「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用することが定められており、岐阜県地域防災計画にも記載されているところである。岐阜県においては、当該システムの活用について具体的な予算は計上されていないが、令和3年度においては、消防庁からの依頼に基づき、岐阜県内各市町村に対して、備蓄物資の状況を当該システムに入力するよう依頼をするとともに、岐阜県及び県内各市町村それぞれの物資等の備蓄状況について当該システムにより出力した在庫管理表により情報共有することとしており、岐阜県内のすべての市町村が、当該システムにより在庫管理をしている。

在庫管理表(様式)

○：都道府県別管理項目
◎：市区町村別管理項目

市区町村名			岐阜県	岐阜市	大垣市	高山市	多治見市
大項目	中項目	小項目	管理主体				
食料	主食類(米・パン等)	主食類(米・パン等)					
食料	主食類(米・パン等)	精米					
食料	主食類(米・パン等)	アルファ化米					
食料	主食類(米・パン等)	菓子パン					
食料	主食類(米・パン等)	惣菜パン					
食料	主食類(米・パン等)	即席麺(袋)					
食料	主食類(米・パン等)	乾パン					
食料	主食類(米・パン等)	おにぎり					
食料	主食類(米・パン等)	缶詰(主食)					
食料	主食類(米・パン等)	アレルギー対応食品(主食)					
食料	主食類(米・パン等)	その他(主食類)					



(内閣府ホームページ)

7 補助金に関する業務

(1) 岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金

岐阜県は、甚大な自然災害が発生した際に、被災者の生活及び住宅の再建に資するため、市町村が当該被災者に対し支援金を支給する事業に要する経費に対し、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助金を交付することとしており、岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業日補助金交付要綱に基づき事業を実施している。令和3年度においては多治見市他合計5件4,208,000円の補助が行われた。

(2) 避難所生活環境確保事業費補助金

岐阜県は、災害時における避難所で使用される資機材について市町村が整備する事業に要する経費に対し、避難所生活環境確保事業費補助金を交付することとしており、避難所生活環境確保事業費補助金交付要綱に基づき事業を実施している。

令和3年度においては白川町他合計30件59,836,000円の補助が行われた。

(3) ライフライン保全対策事業費補助金

岐阜県は、強風、大雪等による停電及びこれに起因する被害の発生を抑制するため、市町村が行う電線の周辺に所在する立木を伐採する事業に要する経費に対し、ライフライン保全対策事業費補助金を交付することとしており、岐阜県ライフライン保全対策事業費補助金交付要綱に基づき事業を実施している。令和3年度においては美濃市など合計13件43,114,000円の補助が行われた。

この点、令和3年度に補助が行われた八百津町(補助対象経費14,217,779円に対し、電力会社負担金7,108,000円、49.9%)、七宗町(補助対象経費5,348,200円に対し、電力会社負担金2,674,000円(49.9%)、中津川市(補助対象経費15,988,500円に対し、電力会社負担金7,994,000円(49.9%))など、電力会社の負担金が2分の1

(50%)を下回っている自治体がある。これらの自治体においては、1,000円未満の端数を切り捨てていることによるものであるところ、説明によると、電力会社の負担金額については当事者である市町村と電力会社が決定しているとのことである。

担当課としては、要綱上、補助金の対象となる事業については、「強風・大雪等による停電の発生を抑止するため、補助事業者の管内にある道路及び電線の周辺（岐阜県ライフライン保全対策事業実施要綱（平成31年4月1日防第14号）に定める立木を伐採する事業であって、当該事業に要する経費の2分の1に相当する額の負担を電力会社から受けるもの）」と、電力会社の負担金については、「経費の2分の1に相当する額」と規定していることに照らし、1,000円未満の端数の取扱いについて市町村ごとに異なる運用となることは予定されているため、問題は無いと整理している。

（4）岐阜県山岳遭難防止対策補助金

岐阜県は、山岳における登山者の安全を確保するため、岐阜県山岳遭難防止対策協議会等が行う事業に要する経費に対し、岐阜県山岳遭難防止対策補助金を交付することとしており、岐阜県山岳遭難防止対策補助金交付要綱に基づき事業を実施している。令和3年度においては岐阜県北アルプス遭難対策協議会ほか合計7件9,005,576円の補助が行われた。

（5）岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金

岐阜県は、平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火を踏まえ、住民、登山者等の安全確保の促進のため、火山防災対策として市町村が行う事業に要する経費に対し、岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金を交付することとしており、岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金交付要綱に基づき事業を実施している。令和3年度においては高山市に対して275,000円の補助が行われた。高山市における補助事業は、乗鞍岳・御嶽山の登山口等において、乗鞍岳・御嶽山が活火山であることや最新の火山活動情報等の入手方法の周知、また、噴火警戒レベルに応じた規制を行うため、乗鞍岳・御嶽山火山防災対策看板等の製作である。

【事実関係① 事業確認調書の記載事項】

岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金に係る事業確認調書上、実地検査及び書面検査の検査年月日欄に「令和2年3月28日」と記載されている。事実を確認したところ、正しくは「令和4年3月28日」との回答であった。

【規範】

「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない」（岐阜県公文書規程第3条2項）

【指摘 防災課】

事業確認調書の必要的記載事項について、正確に記載すべきである。

【事実関係② 実績報告書提出前の完了確認】

補助事業の記録一式を確認したところ、事業確認調書（第6号様式（第8条関係））が令和4年3月31日付のものと令和4年3月28日付のもの二通存在している。

補助金交付要綱上、実績報告書の提出期限については、「補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする」（第7条2項）とされ、完了確認については、「知事は、実績報告書の提出を受けたときは、事業確認調書（別記第6号様式）により補助対象事業の完了確認を行う者とする」（第8条1項）とされているところ、高山市からの令和4年3月29日付実績報告書は、令和4年4月4日付担当課の收受印が押印されており、完了確認が、実績報告書の提出以前に行われている。なお、補助金は、令和3年度予算より支出されている。

【規範】

岐阜県補助金交付規則において、「知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事情等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等に額を確定し、当該補助事業者当に通知するものとする」（14条）とされ、補助金交付要綱上、「知事は、実績報告書の提出を受けた場合は、事業確認調書（別記第6号様式）により補助対象事業の完了確認を行うものとする。」（8条）とされている。

【指摘 防災課】

完了確認においては、報告書等の書類の審査が予定されていること、補助金交付要綱上、完了確認が実績報告書の提出を受けた場合に行うものとされていることを踏まえ、完了確認は、実績報告書の提出を受けてから行うべきである。

なお、実績報告書の提出が令和4年度であることから、予算支出も令和4年度予算で支出すべきと考える。

【規範】

地方自治法上、「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」（第210条）とされ、歳出については、会計年度の所属区分について、地方自治法施行令第143条が定めている。具体的には、例えば、「工事請負費、物件購入費、運賃の類及び補助費の類で相手方の行為の完了があった後支出するものは、当該行為の履行があった日の属する年度」（1項4号）と規定され、「当該行為の履行があった日」とは、履行確認の日と解されている。

また、岐阜県会計規則取扱要領において、「検査を行う日は、会計年度を区分する重要な意味を持つことから、検査は、契約の属する年度の末日（3月31日）までに行わなければならない。」（122条関係第3項）とされている。

【指摘 防災課】

岐阜県火山防災対策施設等整備費補助金交付要綱における実績報告書の提出期限の定めによると、契約の属する年度の末日までに、完了確認をすることができない事態が生じるため、要綱を改めるべきである。

なお、防災課が所管する岐阜県ライフライン保全対策事業費補助金交付要綱においては、実績報告書の提出期限について、「補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して 30 日を経過した日又は当該補助対象事業の完了の日の属する年度の 3 月 20 日のいずれか早い日とする。」（第 8 条 2 項）とされており、完了確認をするための期間が設けられており参考となる。

【事実関係③ 実績報告書の添付書類】

実績報告書別紙の「事業着手年月日」覧には「令和 4 年 2 月 17 日」と記載があり、令和 4 年 3 月 31 日付事業確認調書の「事業の実施期間」覧には、「着手 令和 4 年 2 月 17 日」と記載があるところ、実績報告書の添付書類からは、事業着手年月日が明らかにならなかった。担当課からは、何をもって「事業着手」とするかについて明確なルールはなく、今回の「事業着手年月日」覧には、「入札手続の伺い日」が記載されているとして、高山市から取り寄せた決裁文書が提出された。

なお、今後は、「事業着手年月日」欄には、補助対象事業者が事業にかかる契約を締結した時点を記載する旨の回答を得た。

【規範】

補助金交付要綱上、実績報告書の様式は別記第 5 号様式のとおりとされ（第 7 条 1 項）、別記第 5 号様式の別紙には、注意書きとして「事業実績が確認できる書類（契約書や検査調書の写しなど）を添付すること」とされている。

【指摘 防災課】

実績報告書には、「事業着手年月日」覧記載の着手年月日を確認することができる資料を添付させるべきである。

8 人材育成等

（1）職員向け研修について

危機管理部においては、職員等向けに防災に関する研修を行っており、県職員等が受講する研修はおおむね以下のとおりである。

ア 危機管理実務研修

職員研修所が実施する「階層別職員研修（新任課長級研修、新人係長・課長補佐級研修）」等の実施に際して危機管理政策課職員を講師として派遣し、危機管理政策課主催の部次長及び県事務所振興防災課長、本庁及び現地機関危機管理担当職員に対する研修の実施である。危機管理部としての具体的な予算の支出はない。

令和 3 年 4 月 6 日 部次長及び県事務所振興防災課長 20 名

令和 3 年 4 月 6 日 本庁及び現地機関危機管理担当職員 20 名

令和3年5月6日 新任課長級職員 104名

令和3年5月24日 新任係長・課長補佐級職員 145名

令和3年11月26日 危機管理対応基礎研修（主事級～主査級） 55名

イ 危機管理部関係研修

危機管理部関係者を対象に災害時や危機事案の対応などについて、習熟するため、年度当初に実施する研修であり、下記の計画に従って研修内容に応じて、部内職員だけでなく、部外職員（緊急対策チーム員、土木事務所職員等）、市町村防災担当者を対象に実施している。

当該研修については、危機管理部等の職員が講師を務めるものであり、通常業務としての事務費以外の特段の支出は存在しない。

令和3年度は、危機管理部職員全員を対象に部内研修を実施し、部外研修等は、各部局における危機管理事案対応の責任者となる職員（次長など）や県事務所の担当者、本部連絡員を対象に実施している。

【部内職員を対象とした研修】

担当課	日時・場所	内容（所要時間：分）	説明者
危機管理政策課	4月2日(金) 9:30～11:05 災害情報集約センター	危機管理部の体制 ・災害等発生時の初動体制等について 自然災害 (30) 原子力災害 (15) 国民保護 (15) ・防災情報通信システムについて (15) 危機管理部職員の業務 ・消防庁への即報基準等 (10) ・緊急消防援助隊等 (10)	防災課 災害対策係 危機管理政策課 原子力防災係 危機管理政策課 政策企画係 危機管理政策課 防災情報管理係 消防課 予防保安係 消防課 企画係
危機管理政策課	4月5日(月) 9:30～10:30 災害情報集約センター	危機管理部職員の業務 ・危機管理当番・宿日直について (15) ・原子力防災ネットワークシステム (5) ・林野火災発生時の対応 (10) ・モバイルネットワークシステム操作説明 (10) ・被害情報集約システム操作説明 (10) ・山岳遭難関係 (5)	危機管理政策課 管理調整係 危機管理政策課 原子力防災係 防災課 災害対策係 防災課 災害対策係 防災課 災害対策係 防災課 山岳遭難・火山対策係
防災課	4月7日(水) 9:30～10:50 災害情報集約センター 特別会議室	・災害対策本部運営手順について (60) ・大型表示装置の操作 (20)	防災課 災害対策係 危機管理政策課 防災情報管理係
防災課	4月15日(木) 9:30～11:30 本部連絡員室又はZoom	災害対応業務に従事する職員としての構え(120) ・講師：村岡治道（岐阜大学地域減災研究センター特任准教授）	清流の国ぎふ、防災・減災センター

【部外職員を対象とする研修】

担当課	日時・場所	対象者	内容	説明者
危機管理政策課	4月6日(火)9:00~9:45 災害情報集約センター テレビ会議システム	各部次長 県事務所振興防災課長	・危機管理とは(5) ・危機事案への対応について(40)	危機管理部次長(警察) 危機管理政策課 政策企画係
危機管理政策課	4月6日(火)13:00~14:05 災害情報集約センター テレビ会議システム	各県事務所担当者	・緊急消防援助隊、消防団員確保対策(20) ・原子力防災について(15) ・防災情報通信システムについて(15) ・市町村防災トビイグチーム等について(15)	消防課 企画係 危機管理政策課 原子力防災係 危機管理政策課 防災情報管理係 防災課 地域支援係
	4月6日(火)14:15~15:30 災害情報集約センター テレビ会議システム	各県事務所担当者 各部署本部連絡員	・災害時の初動体制等(30) ・危機事案への対応について(45)	防災課 災害対策係 危機管理政策課 政策企画係
	4月6日(火)15:30~15:45 災害情報集約センター	各部署本部連絡員	・被害概要とりまとめ資料の作成手順(15)	防災課 災害対策係
防災課	4月8日(木)9:00~9:45 テレビ会議、Zoom	各市町村担当者	・被害情報集約システム操作研修 ※オンライン形式又は3月研修動画配信形式	防災課 災害対策係
防災課	4月19日(月)~21日(水) 職員研修所0A研修室、テレビ会議、Zoom	各県事務所担当者 各土木事務所担当者 各防災機関担当者	・被害情報集約システム操作研修 ※集合形式、オンライン形式又は3月研修動画配信形式	防災課 災害対策係
防災課	未定 8:30~12:00 防災交流センター	防災交流センター宿舎構入居者 各部署緊急初動特別班	・緊急初動特別班(入居者、各部署職員)研修 ※緊急初動特別班初動対応訓練と同時開催	防災課 災害対策係
防災課	未定 9:00~16:00 災害情報集約センター 特別会議室	他部の指揮総括チーム員、災害情報集約チーム員	・災害情報の集約手順 ・本部員会議運営手順 ・大型表示装置の操作 ※テーマ別訓練(豪雨災害対応防災訓練のプレ)として実施	防災課 災害対策係 危機管理政策課 防災情報管理係

【その他研修】

担当課	日時・場所	対象者	内容	説明者
危機管理政策課	4月19日(月)13:30~15:30 シンクタンク 大会議室	各市町村担当課長 (危機管理・防災・消防)	・災害時の対応について ・災害関連法令の改正等について ・危機管理体制の徹底 ほか	危機管理部 健康福祉部 県土整備部 都市建設部 教育委員会 等
防災課	5月12日(水)	各市町村担当者	・各種防災気象情報について	防災課 災害対策係

【事実関係】

研修受講者数については、出席が確認されておらず、受講者数は分からなかった。

【意見 危機管理政策課・防災課】

危機管理部研修については、防災に携わる職員が防災に対する専門知識を習得するために必要な研修である。部内全体や部外の対象職員の研修受講率を確認する為にも、出席の有無を確認することが望ましい。

ウ 災害マネジメント支援職員養成研修

災害時において、被災市町村が行う災害マネジメントを支援するため危機管理部経験者から選抜した職員を対象に実施し、基礎研修及び専門研修から構成されている。

当該研修のための費用は1,540,000円である。研修費用は、令和3年11月26日に実施された1日間の専門研修の為に外部業者に委託した委託費である。

委託した研修の内容は、「大規模災害時の災害マネジメントのあり方について」と「災害対策全般を統制するために必要となる状況判断及び行動について」であるが、前者は、実際に災害対応に従事した経験を有する者を講師に招いての災害対応経験を踏まえた解説を聞く内容であり、後者は、実際に支援職員が直面する可能性がある複数の場面を想定し、その場の判断と行動について、各受講者に検討、判断させたいうえで、討議や講師による解説、質疑対応を行う参加型の研修である。

【事実関係】

令和3年度は、5月に基礎研修を行い、11月に専門研修を実施している。受講予定人数は43名であったが、実際の受講者は15名であった。受講できなかった28名については、研修資料を取得し、各自知識の取得に努めるとされている。

【規範】

地方自治法第2条14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定め、地方財政法第4条1項によれば、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定める。

【指摘 防災課】

受講予定者に対して実際の受講者が半数以下であり、受講率が低いと評価せざるを得ない。当該研修には、1日に154万円もの公費が支出されており、実際の受講者数に換算すれば1人10万円以上の支出である。研修費用としてみれば、支出額が一般的な研修と比較して非常に多額であり、そのような高額な研修費用をかける以上は、最少の経費で最大の効果を挙げるためにも、受講者の参加は必要不可欠である。

受講予定者の多くが多忙であるにしても、研修の内容からすれば実際の研修に参加して始めて有意義な研修となると考えられるのであり、可能な限り多くの職員が参加すべきである。

また、欠席した者に対して、後日、資料を渡して独学させるのであれば、レポートの提出を求めるなど、欠席者の学びを確保する対策をとるべきである。

エ 選択研修「県職員のための災害対応」

災害時の対応や減災についての心構えや対応のポイント等を学ぶため、職員研修所が主催し、防災課職員が研修講師を務め、受講を希望する職員を対象に行われている。令和3年度は7月と12月の年2回で、各回30名が受講している。当該研修については職員研修所が行い危機管理部の職員が講師を務めるものであり、通常業務としての事務費以外の特段の支出は存在しない。

オ 原子力防災研修

県内市町村、県警、消防職員等の原子力防災業務に携わる職員等を対象とした研修であり、令和3年度は以下の研修等を実施している。研修のための委託費としては、983,400円が支出されている。

- ・原子力防災基礎研修（参加者55名）
- ・原子力災害対策要員研修（参加者31名）
- ・原子力防災基礎研修（参加者18名）
- ・原子力防災業務関係者（バス輸送）研修（参加者11名）

(2) 住家被害調査員育成制度について

市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し当該災害による被害の程度を証明する書面（罹災証明書）を交付しなければならないこととされている（災害対策基本法第90条の2）。

岐阜県においては、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる住家被害調査員を育成することにより、災害発生時の被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の実施に必要な罹災証明書の交付の円滑化を図るため、令和4年度より、岐阜県独自の制度である住家被害調査員育成制度を創設し、岐阜県住家被害調査員育成制度実施要領に基づき実施している。具体的には、①市町村職員に対し研修を実施し、必要な知識と技能を持った職員の育成、②研修受講者に対し修了証を発行し、住家被害調査員育成研修修了者名簿に登載、③修了者名簿を災害時の応援職員派遣時に活用することとされている。令和4年11月に実施された市町村職員を対象とした研修においては、参加者にタブレット端末を配布し、CG化されたモデル家屋等の被害調査を行う演習方式の実践的な研修が行われた。なお、令和4年度の予算額は2,700,000、執行済額（令和4年2月10日時点）は2,371,600円である。他都道府県においても参考になる取組と思われる。

（3）防災士を含む地域防災リーダーの育成について

自然災害の被害を軽減するためには地域防災力の強化が不可欠であり、岐阜県においては、平成27年4月に岐阜県と岐阜大学が共同して設置した「清流の国ぎふ防災・減災センター」において、防災・減災活動を行う人材育成の取組が行われている（清流の国ぎふ防災・減災センターの事業内容等については別途論じる。）。具体的には、岐阜県においては、平成25年度から、岐阜県総合防災リーダー育成講座を開催してきたが、同センターの設置にあわせ、名称を防災リーダー育成講座と改め、地域の防災リーダーの育成に注力している。この防災リーダー育成講座は認定特定非営利活動法人日本防災士機構の「防災士養成研修」の認証を受けているため、希望する修了者は、防災士試験を受験することができる。

このような形で、岐阜県においては、行政と大学の連携で設置されたセンターの特長を活かし、地域防災力の強化を図るべく、地域防災リーダーを育成している。

なお、令和元年12月末時点において、岐阜県は、人口10万人あたり防災士認証者数で全国8位となっている。

◆防災士認証者数（都道府県・県内市町村）

都道府県	防災士数	人口10万人 当たり	市町村	防災士数
合計	185,249	146.5	合計	6,265
1 愛媛県	14,057	1,039.9	1 大垣市	768
2 大分県	10,647	931.0	2 岐阜市	697
3 高知県	4,011	568.0	3 中津川市	472
4 石川県	6,353	555.6	4 恵那市	381
5 徳島県	3,493	474.6	5 可児市	347
6 宮崎県	4,799	444.0	6 羽島市	326
7 福井県	3,199	413.3	7 下呂市	296
8 岐阜県	6,265	313.8	8 輪之内町	233
9 香川県	2,539	263.9	9 海津市	206
10 和歌山県	2,229	238.5	10 瑞浪市	190

（岐阜県地域強靱化計画から抜粋）

【事実関係】

県教育委員会では、令和3年度、岐阜県強靱化計画アクションプランの事業として位置付けたうえで、6名（県立学校防災担当教員）が公費で防災士の資格を取得しているところ、防災施策の企画調整及び推進に関する事務を担う防災課は、県教育委員会と事前の調整はしておらず、公費で防災士の資格を取得した職員について把握していない。

【意見 防災課】

防災課として、少なくとも、公費で防災士の資格を取得した職員については把握するのが望ましい。

（4）防災教育推進「岐阜県民運動」について

岐阜県においては、常態化する想定外の災害から命を守るためには県民一人ひとりがハザードマップ等で自らの災害リスクを認識し、その高まりに応じて主体的に避難するなど、自助・共助の底上げが必要となっているとの認識のもと、令和2年度から5年間で計画期間とする第2期岐阜県強靱化計画において、強靱化推進の基本的な方針として「防災教育」を位置づけ、「災害から命を守る岐阜県民運動」を全世代に向けて展開することとしている。

県民運動の推進母体として、行政、県民、防災関係団体、事業者、経済団体等、オール岐阜で構成する「県民会議」を立ち上げ、ハザードマップを「知る・学ぶ」、防災訓練に「参加する」など具体的な行動目標を盛り込んだ「行動計画」を策定し、防災行動の実践を促進することとしている。

令和3年度には、防災教育推進費及び防災啓発推進費として18,980,136円を計上し、

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ「Withコロナ」「新しい行動様式」に沿った形で、自宅にしながら学習できる「災害から命を守る動画コンテンツ配信」とプッシュ型の啓発として各所で「パネル展」を実施するなどしている。

具体的には、①防災タウンミーティング（13回）、②岐阜新聞の「備えて命を守るプロジェクト」との連携による広告掲載（4回）、③シェイクアウト訓練（9月）、④YouTubeによる動画コンテンツ配信（14本）、⑤Line 県公式防災アカウントによる情報発信、⑥県図書館、ショッピングモールなどを活用したパネル展示、⑦濃尾地震 130 年のため白黒写真をカラー化し巡回パネル展示、⑧防災副読本の小学校高学年用と中学生用を作成（46,000 部）、⑨地震体験車による啓発（1,948 名）、⑩防災啓発テレビ番組放送（3回）などの事業を実施している。



（地震体験車の啓発）

9 デジタル版災害・避難カードに関する業務

岐阜県においては、平成 30 年 7 月豪雨の際に、中小河川の氾濫や土砂災害により、多くの県民が家屋浸水など甚大な被害を被った。また、23 市町村において延べ 40 万人超の住民に対し避難情報が発令されたが、避難所への避難者は延べ 9,600 人と、約 2%にとどまった。自然災害の被害軽減のためには、実効性のある避難対策の推進が急務となっており、市町村による避難情報発令の体制整備は必要不可欠となっているが、中小河川等では、基準水位がないことや局地的・激甚な降雨時には水位上昇が著

しく急であることなどにより、限界があることも認識されている。このことより、住民自身による適切なタイミングでの避難が極めて重要となっている。

このことから、岐阜県においては、令和2年度以降、地域住民自らが自宅周辺の危険性や、避難先までの避難路、避難するタイミングを1枚のカードに記載する「災害・避難カード」の普及に関する取組を推進している。その結果、令和2年度には140名が、また、令和3年度には1,044名が各市町村での作成講習会において「災害・避難カード」を作成し、災害への備えができた。この間、パンフレットの作成やカード作成に係る指導者の養成を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、講習会の開催を自粛せざるを得ない状況となり、住民自らが防災の意識を高めてもらうためには、従来の普及方法だけではなく、ウェブやアプリの活用が重要であるとの認識のもと、令和3年度においては、カードの作成を電子上でできる環境を整えるための事業を行っている。

具体的には、令和3年度、デジタル版「災害・避難カード」開発事業費の予算を計上し、814万円にて、デジタル版災害・避難カード作成サイト構築委託業務契約を締結し、「災害・避難カード」をウェブサイトで作成できるようにした。

令和3年度当初予算要求において、事業目標として、令和3年中に「災害・避難カード」の取組を42全市町村が住民へ紹介することとされていたところ、13市町村で取組ができておらず、令和4年10月時点においても、11市町村で取り組みができていない状況である。

なお、岐阜県国土強靱化計画においては、住民主体での避難対策の強化として、①風水害に備え、住民一人ひとりが自らの災害リスクを我が事として捉え、予め避難のタイミングと手順を定める「災害・避難カード」を作成する取組を推進し、住民主体での適時・適切な避難行動につなげること、②「災害・避難カード」作成支援機能を持たせた専用アプリの開発など広く県民に普及させる取組について調査・検討する旨規定されている。

【事実関係】

仕様上、サイトの機能として、アクセス数確認、すなわち、サイトへのアクセス数を日付ごとに集計し、表形式で出力できる仕様となっている（令和4年4月30日から令和5年2月1日までの総アクセス数4,058）が、デジタル版「災害・避難カード」の作成数の確認はできなかった。また、デジタル版「災害・避難カード」の作成に当たっては、作成の最後に災害・避難カード保存・印刷画面（以下「最終ページ」という。）が存在するところ、最終ページのアクセス数を確認することも出来ないとのことであった。

このような結果になったのは、発注時の仕様において、作成数を確認する仕様を定めなかったことによる。

【意見 防災課】

災害・避難カードの普及は、住民自身による適切なタイミングでの避難を促すため

にも重要な取り組みであり、岐阜県国土強靱化計画においても同カードの作成の推進が明記されるなど、岐阜県としても強く作成を推進する取組である。

その意味で、デジタル版「災害・避難カード」について、より広く利用を促すことが重要であり、利用の呼びかけに対し、どの程度の利用があったかを確認するのは事業の進捗を確認する為には必要不可欠な情報である。

なお、ホームページそのもののアクセス数は、実際にカードを作成した数とイコールではなく、特に災害・避難カードの作成には、簡易版だけでも5分、通常版で15分の作成時間を必要とする為、監査人として、ホームページの全体のアクセス数のみでは、作成数を推認することは困難と考える。

既に814万円もの費用をかけて作成したホームページであるが、最終ページのアクセス数すら確認出来ない仕様であったことは非常に残念であり、今後新たにホームページ等を作成するにあたっては、作成の目的を踏まえ、予算にも配慮しながら、カードの作成数や辿り着いたページへのアクセス数など、利用数が確認出来る情報が得られる仕様によりホームページを作成するのが望ましい。

10 災害対策本部

(1) 災害対策本部の内容

岐阜県においては、風水害の際には、大雨・洪水・暴風警報の全てが発表されるに至ったとき等の基準を満たした場合、地震の際は、岐阜地方気象台が県内における震度5強以上の地震を発表したとき等、自然災害の内容に応じて、災害対策本部の設置が予定されている。

災害対策本部の構成は以下のとおりである。

・本部員会議	本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織され、災害対策本部にかかる災害応急対策の基本的な事項を協議するとともに、災害対策の総合的な調整とその実施の推進に当たる。
・各部、各班	部及班を設け各班の災害対策を実施している。 各部及び各班の分担任務は「岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則」に定めるほか「岐阜県地域防災計画」に記載している。
・緊急対策チーム	各部・各班が分担する任務のうち、大規模災害時に特に重要で横断的な調整を必要とするものについて、課題別のチームから構成する緊急対策チームを設置している。
・本部連絡員	各部・各班と他の部・班との連絡調整や、災害対策本部員会議における庶務、及び危機管理部からの情報の伝達を担う。

(2) 災害対策本部の設置状況

令和元年度中は合計6回、延べ9日間、設置されている。

令和2年度中は合計4回、延べ190日間、設置されている。

令和3年度中は合計12回、延べ52日間、設置されている。

令和元年と比較して令和2年度・3年度は大雨災害の影響により、50日以上に亘り災害対策本部が設置されている。

【事実関係】

監査人においては、このような災害対策本部への取組などの災害対応により、関係する職員に大きな労務負担が生じているのではないかと考え、人事課を通じ、令和3年度の職員における時間外勤務時間の平均時間の提出を受けた。

提出を受けたのは、危機管理部と県土整備部の一部の所属で、主な結果は以下のとおりであった。

<令和3年度 平均時間（一般職職員1人あたりの年間平均時間外勤務時間（月））>

所属名等	知事部局 全体	危機管理 政策課	防災課	消防課	県土整備部 現地機関
平均時間外 (1人あたり/月)	17:22	30:27	27:21	47:07	17:49

<令和3年8月 平均時間（一般職職員1人あたりの平均時間外勤務時間）>

所属名等	知事部局 全体	郡上 土木事務所	恵那 土木事務所	下呂 土木事務所	高山 土木事務所
平均時間外 (1人あたり/月)	20:57	27:46	32:33	29:31	37:21

[R5.1.11時点データ]

【事実関係】

令和3年度における一般職職員1人あたりの年間平均時間外勤務時間（月）を比較すると、危機管理部の各所属については、知事部局全体の平均時間を超えている状況であった。

また、県土整備部の現地機関については、概ね知事部局全体の年間平均時間外勤務時間（月）と変わらない時間数であったが、断続的に激しい雨が降り続いた令和3年8月の状況をみると、災害対応を行った郡上、恵那、下呂、高山の各土木事務所については、知事部局全体の平均時間と比較して多くなっていることが確認された。

本監査において、労働時間については、時間外労働の時間数を確認するに留まっているため、必ずしも災害対応のみが原因とは判断できないところであるが、上記結果を踏まえると、災害対応が影響していることがうかがわれる。

こうした状況から、災害発生時に、災害対応にあたる所属に在籍する職員には一定程度負担が生じていることが分かるところである。

(3) 市町村との役割分担

発災時において現地の対応を行うのは主に市町村であり、県が行うべき業務は主に、以下のとおりである。

- ① 市町村の危機管理体制、重大な危機管理情報、県民の生命・身体に関わる情報の収集と公表（災害情報集約センター）
- ② 市町村災害対策本部への情報連絡員の派遣
情報連絡員：派遣先市町村における被災状況の把握、派遣先市町村が把握する被害等の情報の収集並びに、派遣先市町村における災害対策の実施状況及び県又は国等に対する要望事項の把握等を主な業務とする職員
支部職員の中から、1市町村あたり2名を選抜し、2名1組で派遣され、昼夜二交代で勤務する。
- ③ 市町村への災害マネジメント支援職員の派遣
災害マネジメント支援職員：派遣された市町村の災害対策本部における災害対策推進の支援、派遣先災对本部の態勢の把握及び県災害対策本部への緊急支援隊の派遣要請等を主な業務とする職員
危機管理部経験者の中から、災害対応や市町村派遣の経験のある職員を選抜し、2名1組で派遣する。
- ④ 市町村への緊急支援隊の派遣
緊急支援隊：派遣された市町村の災害対策本部における市町村支援業務、災害マネジメント支援職員の業務支援を主な業務とする職員。
平常時において、本庁各部及び各支部の職員から350名をリスト化し、5名1組の班を編成し派遣する。
- ⑤ 県外の各支援部隊の受理、相互の活動調整及び活動支援
- ⑥ 防災ヘリコプターによる情報収集
- ⑦ 避難所等における被災者のニーズ把握・避難所情報の収集
- ⑧ 国の各省庁等との渉外事務
- ⑨ 災害時の医療救護体制の確保及び医療機関との調整
- ⑩ 市町村への食糧物資供給の総括・調整
- ⑪ ライフラインの被害状況、復旧状況の把握
- ⑫ 交通状況の総括及び調整
- ⑬ 被災者の支援に関する総括及び調整に関すること
- ⑭ 県民からの相談対応

【事実関係】

担当課の説明によれば、県の取組として、平時に市町村に寄り添い、全ての市町村と個別に意見交換を実施し、各種支援をしているとのことである。また、気象防災アドバイザーを活用し、平時には気象防災アドバイザーが、市町村職員を対象に勉強会やワークショップの講師として気象情報の説明を行い、災害対応時には、気象情報の

読み解きや見通しを解説し、避難情報が、適時的確に発令されるよう、発令区域やタイミングに関してアドバイスを行い、市町村の災害対応力の強化に努めているとのことである。

この他、発災時には、被災市町村の災害マネジメントを支援するための職員派遣を制度として確立している。

(4) 被災自治体からの関係人調査

監査人は、令和2年・3年において大雨による災害を経験した自治体2か所（下呂市・高山市）を選出し、大雨災害時の県との関わりについて確認を行った。

両自治体の被害状況としては、令和2年7月は、同月7日から8日にかけて中濃から飛騨地方を中心に断続的に非常に激しい雨となり、下呂市や高山市を含む6市に大雨特別警報が発表されたほか、降り始めからの降水量が県内11地点で1,000ミリを超えるなど、記録的な大雨となり、下呂市、高山市いずれにおいても、人的被害はなかったものの、住家の全壊、半壊、床上浸水、床下浸水などの被害が発生した。

令和3年8月11日からの大雨では、特に13日から14日にかけて激しい雨が続いた結果、県内の32観測地点の3分の2以上で8月の降水量の過去最大値を更新するなど、東濃や飛騨南部を中心に記録的な大雨となり、下呂市や高山市を含む17市町村で土砂災害警戒情報が発表されるなど極めて危険な状態になった。下呂市、高山市いずれにおいても、人的被害はなかったものの、床下浸水などの被害が発生した。

両自治体は、共に岐阜県飛騨地方の自治体であるが、下呂市は、人口31,090人（令和3年4月1日時点）で、職員数330人（令和3年度）と、県内では小規模な自治体であるのに対し、高山市は人口85,939人（令和3年4月1日時点）で、職員数526人（令和3年度）と下呂市と比較して大規模な自治体である。

両自治体とも令和4年8月12日に、担当職員からの当時の県との協働状況について確認を行った。

ア 下呂市からの関係人調査（危機管理課職員・建設課職員より聴取）

下呂市の職員からは、令和2年、令和3年の災害時における情報連絡員、災害マネジメント支援職員等の派遣の状況について確認した。ヒアリングした内容は主に以下のとおりである。

令和2年の災害時は情報連絡員と災害マネジメント支援職員の派遣を受け、令和3年の災害時は、情報連絡員の派遣のみを受けた。

情報連絡員には、被害情報集約システムへの入力や県との窓口などを対応してもらった。災害マネジメント支援職員からは、災害救助法の適用によって受けられる県からの補助金や、国からの補助金について支援の有無や書類の申請等について教授してもらった。

その他、県との協定に基づき支援物資としてカップラーメンや段ボールの間仕切り

などの支援を受けた。

令和2年の被災を経験した改善点としては、県では様々な役割によって担当する窓口が分かれているが、それぞれの担当が市の担当所属を把握せずに連絡をすることがあった。そういった電話が一旦市の危機管理課に回されることとなったため、混乱する状況もあった。その意味で十分な連携が取れなかったところがある。

下呂市には、危機管理課が5人しかいない為、マスコミや市民からの問い合わせがあると対応に追われる。

令和3年度までは、物資調達・輸送調整等支援システムについては入力していない。国、県などのやり方が統一されていない。飛騨県事務所の防災倉庫（注）に何が、どれだけ備蓄されているかを下呂市は把握していない。

注：以下、本監査においては防災に関する倉庫を全て「防災倉庫」という。なお、防災倉庫の中で水防活動に関する倉庫は「水防倉庫」と呼称する。）

イ 高山市からの関係人調査（危機管理課職員・維持課職員より聴取）

高山市の職員からは、令和2年、令和3年の災害時における情報連絡員、災害マネジメント支援職員等の派遣の状況について確認した。ヒアリングした内容は主に以下のとおりである。

令和2年の災害時に情報連絡員の派遣を受けたが、災害マネジメント支援職員の派遣は受けていない。情報連絡員には、被害情報集約システムへの入力をしてもらう等した。

他に県からの支援としては、防災ヘリによる救助活動を受けた。災害救助法の適用によって受けられる財政上の支援などについては、平成30年災害の教訓を活かし、高山市職員で対応した。

県への要望としては、人手が必要となるのは避難所の運営であり、その分野での支援をしてもらいたいと考えている。大規模災害においては避難所の運営における人手が足りなくなることが予想される。

物資調達・輸送調整等支援システムについては入力している。飛騨県事務所の防災倉庫に何が、どれだけ備蓄されているかは高山市では把握していない。

【意見 防災課】

自治体の規模や災害の規模によって、県による支援の要否は異なり、特に小規模自治体であれば、対応職員そのものが少ないこともあり、システムの入力状況にも大きな差があるように、県からの支援職員を必要とする状況がある。

小規模な市町村は、県の窓口情報や備蓄品の情報などは、十分に確認していない状況も存在することが懸念されるため、発災時には、県の職員は、現場のニーズを丁寧に聴取するなどの配慮を行うことが望ましい。

(5) 岐阜県災害対策マニュアル

岐阜県災害対策マニュアルは、風水害、地震災害、火山災害、雪害、大規模事故災害等、大規模災害発生時における、岐阜県災害対策本部の体制と業務指針等を定める「全体のフレーム」を規定する業務マニュアルである。

本マニュアルが定める全体フレームに基づいて、個々の災害に対応するマニュアルは別途定めるとともに、各部においては各業務の詳細な業務マニュアルが必要であり、これらが連携してはじめて県の対策が機能するとされる。

【事実関係】

飛騨総合庁舎、郡上総合庁舎、古川土木事務所庁舎は、それぞれ敷地や周辺道路が土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域に指定されており、特に、郡上総合庁舎や古川土木事務所については、庁舎が土砂災害警戒区域に指定されている。

監査人からは、飛騨総合庁舎における大雨の際の土砂災害に注意する意味で、「大雨警報（土砂災害）や緊急安全確保の発令がなされた場合は、土砂災害の危険性のない場所での災害対応を行うことを含め、支部の移転の時期等についてマニュアルを見直すべきである。」との指摘を、防災課と飛騨県事務所に宛てに述べたところ、防災課からは、「飛騨県事務所においては、土砂災害警戒区域内に庁舎はない。」「イエローゾーン（土砂災害警戒区域）では建物自体の破壊（倒壊）まで想定されていない。」と説明し、支部機能の移転の必要性を否定するような意見が述べられた。

その後、「大雨警報（土砂災害）や緊急安全確保の発令における支部移転は事実上困難である。」との意見を踏まえ、「土砂災害警戒情報の発表など土砂災害の発生の危険が高まった場合には」と移転を検討する時期を変更して、マニュアル等の見直しを検討すべきとの指摘を述べたが、それでもなお見直しに否定的な態度が見られた。

監査人からは、防災課のイエローゾーンの認識について疑問を投げかけると、最終的には、防災課からは「ご指摘を踏まえ、各県事務所の支部計画について、適宜指導・助言してまいります。」との見解が説明されている。

【規範】

県は、所属する地方公務員に対しての信義則上の安全配慮義務が存在している（最高裁平成22年（受）第9号同23年7月12日第三小法廷・集民第237号179頁参照。）。

岐阜県行政組織規則6条の2によれば、防災課は「防災施策の企画調整及び推進に関すること」と定めており、災害対策本部や支部の設置については岐阜県災害対策マニュアルに具体的に定められ、同マニュアル作成の職務分掌は防災課が所管する。また、岐阜県災害対策本部の各地域の支部計画は、各支部を所管する県事務所が作成を行い、防災課は、同計画について指導・助言を行う立場にある。

【指摘 防災課】

各地の県事務所が作成する支部計画について、安全性に疑念等が生じた際には、指導・助言する立場にある防災課は、適切な計画が作成されているかを確認し、適切な支部計画となるよう指導・助言すべきである。

11 災害救助費

岐阜県は、災害救助法に基づいて、大規模災害が発生した際の救助活動費用に充てる目的で災害救助基金積立金として基金所要金額を積み立てている。令和3年度においては、12,791,214円を積み立てており、令和3年度末の基金残高は、1,218,952,926円となっている。

また、災害救助法に基づき、被災市における救助業務に対する経費を支弁しており、令和3年度においては、令和2年7月豪雨災害時の救助業務に対する経費として2,496,800円を支弁している。

< R 3年度 >

支払日	相手方、名目	金額
R4.3.30	下呂市（令和2年7月豪雨）	2,496,800
R3.9.30	運用利息収入分の基金への積立	313,147
R4.3.31	運用利息収入分の基金への積立	324,845
R4.3.31	積立不足分の基金への積立	9,656,422
	計	12,791,214

12 災害検証

岐阜県においては、過去、幾度となく水害に直面しているところ、都度、災害への他応力を向上すべく災害の検証を実施している。

（1）平成30年7月豪雨の検証

近年でいうと、平成30年7月には、岐阜県においても、県内3地点で降り始めからの雨量が1,000ミリを超え、県内全32のアメダス観測地点のうち16地点で72時間雨量が観測史上1位を記録、県内初となる大雨特別警報が16市町村で発表されるなど、記録的な豪雨となり、平成30年7月豪雨と気象庁により定められた。

長良川をはじめとする大河川では、これまでの治山・治水事業の効果もあり、辛うじて氾濫は免れたものの、関市の津保川をはじめとする中小河川の氾濫により、死者1名、重傷者2名、軽傷者1名、住家の全壊12棟、半壊236棟、一部損壊7棟、床上浸水72棟、床下浸水420棟などの被害が発生した。

これを受け、岐阜県では、平成30年7月豪雨災害検証委員会を設置し、岐阜大学の教授らを始めとする6名の学識経験者の協力を受けながら、災害の状況やその原因の検証を行い、平成30年8月に対応策を取りまとめた上で、平成31年3月には検証結果のフォローアップ会議を実施し、その結果をホームページで公表している。

（2）令和2年7月豪雨の検証

令和2年7月には、同月7日から8日にかけて中濃から飛騨地方を中心に断続的に非常に激しい雨となり、6市に大雨特別警報が発表されたほか、降り始めからの降水量が県内11地点で1,000ミリを超えるなど、記録的な大雨となった。

これにより、飛騨川を中心とする河川の氾濫や土砂災害、下流域の白川町ではバックウォーター現象による浸水被害が発生し、また八百津町では短時間の突風による損壊家屋が発生するなど、特定の地域でピンポイントに局所的な被害が発生し、死者0名、重傷者1名、軽傷者1名、住家の全壊6棟、半壊37棟、一部損壊87棟、床上浸水30棟、床下浸水299棟などの被害が発生した。

これを受け、岐阜県では、令和2年7月豪雨災害の検証に係る合同会議を設置し、清流の国ぎふ防災・減災センターとともに検証を行い、令和2年9月に対応策をとりまとめた上で、令和3年3月に検証結果を踏まえた対応策の進捗についてホームページで公表している。

(3) 令和3年8月11日からの大雨の検証

令和3年8月11日からの大雨では、特に13日から14日にかけて激しい雨が続いた結果、県内の32観測地点の3分の2以上で8月の降水量の過去最大値を更新するなど、東濃や飛騨南部を中心に記録的な大雨となった。

これにより県内の17市町村で土砂災害警戒情報が発表されるなど極めて危険な状態になり、令和2年7月豪雨災害と同様に土砂災害や河川の溢水(いっすい)が発生し、復旧工事中の箇所が被災する事態も生じた。また、八百津町では竜巻により家屋への被害が発生した。

さらに、災害対策基本法の改正で新設された「緊急安全確保(警戒レベル5)」が、県内で初めて美濃加茂市及び坂祝町において発令された。かかる大雨により、死者0名、重傷者0名、軽傷者1名、住家の全壊0棟、半壊0棟、一部損壊40棟、床上浸水23棟、床下浸水55棟などの被害が発生した。

これを受け、岐阜県では、令和3年8月11日からの大雨について、今後の災害対策につなげるため、清流の国ぎふ防災・減災センターと合同で検証を実施し、令和3年9月に開催した災害対策本部員会議において、検証結果を報告した上で、令和4年3月に検証結果を踏まえた対応策の進捗についてホームページで公表している。

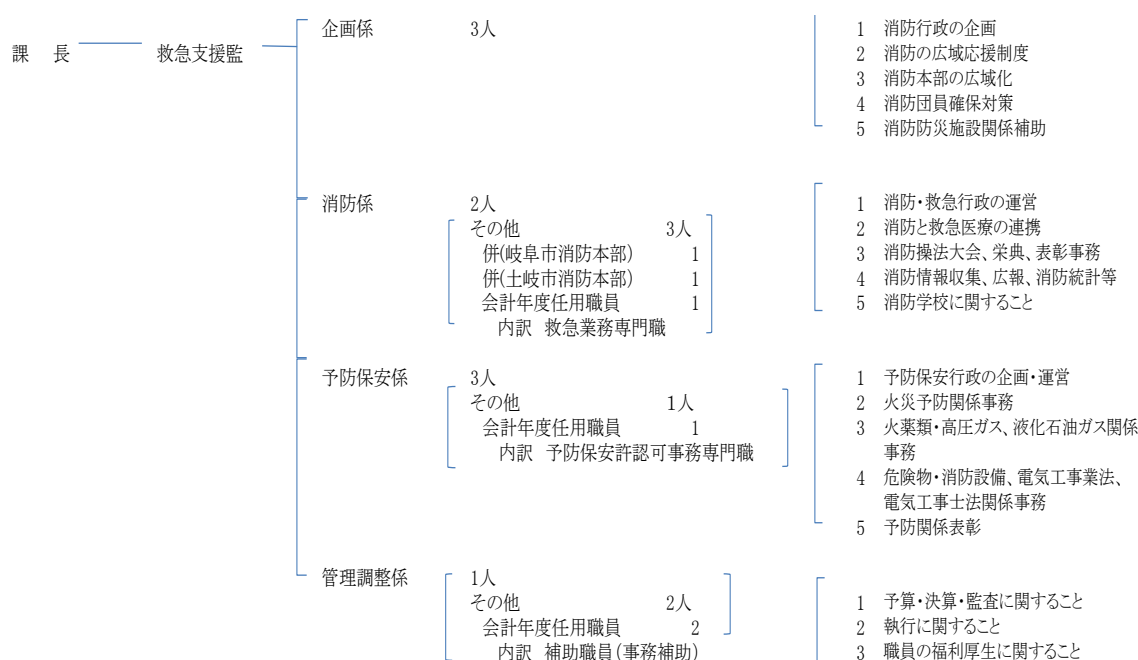
このような形で、岐阜県においては災害の都度、検証を実施したうえで検証結果を踏まえた対応策の進捗確認をすることにより、災害に対する対応力の向上に努めている。

第4 消防課

1 消防課の概要

(1) 組織及び事務分掌

消防課の分掌事務は以下のとおりである（令和3年7月1日時点）。その事務の内容は、主に県民の安全・安心な暮らしを確保するため、消防体制の強化、消防団の充実強化、救急搬送の充実強化、危険物や高圧ガス、火薬類等による事故・災害等の発生防止及び公共の安全確保である。



(2) 主な業務

消防課の業務の概要は、県民の安全・安心な暮らしを確保するため、消防体制の強化、消防団の充実強化、救急搬送の充実強化、危険物や高圧ガス、火薬類等による事故・災害等の発生防止及び公共の安全確保に努めることである。

消防課における主な業務は、市町村消防力の強化に向けた取り組みの計画的な推進（企画係・消防係）、火災予防の推進（予防保安係）、産業保安の確保（予防保安係）である。市町村消防力の強化に向けた取り組みの計画的な推進の中に、消防学校に関する業務が含まれる。

令和3年度の重点事項としては、①消防体制の強化、②消防の連携・協力の推進、③消防団員確保対策の推進、④消防団員人材育成事業の支援、⑤公共の安全の確保、⑥消防学校の教育・訓練機能の充実強化である。

(3) 令和3年度の予算及び決算の概要

定期監査資料に従った、令和3年度における消防課の予算及び決算は、予算額452,529,512円に対し、決算額は411,314,900円である。

この内、監査人において整理した防災予算額（巻末資料6参照）に従って整理したところ、消防課の当初予算内示補正後額は、480,430,000円に対し、支出済額は402,245,002円であった。なお、定期監査資料との差額は、当初予算額の他に、年度内における補正予算が計算され、他課からの年度中の再配当額が存在している事が主な要因である

定期監査資料によると令和3年度の予算・決算額の多くを占めているのは防災総務費（予算額114,976,000円、決算額113,970,165円）と消防指導費（予算額254,818,900円、決算額215,105,737円）であるが、防災総務費は主に消防課職員の人件費である。

消防指導費の内訳は、一般指導費（84,788,095円）、訓練指導費（12,182,661円）、火災予防費（270,000円）、危険物取扱費（22,522,879円）、消防設備指導費（7,852,265円）、消防学校費（87,489,837円）である。

その他に、消防課予防保安係職員の人件費を主な内容とする商工総務費（予算額21,069,000円、決算額20,912,514円）や保安対策費（予算額7,673,000円、決算額7,333,872円）が存在する。

2 監査の重点及び監査手続

消防課は、その予算の多くは、消防課職員の人件費と一般指導費に充てられている。その中でも、岐阜県消防団加入促進事業費交付金に24,940,000円など、消防団員の確保を目的とした補助事業に重点を置いていることから、これらの事業を中心に監査を実施した。なお、消防課の事業の一つである消防学校については、現地機関の一つとして第8で監査結果を記載している。

具体的な監査手続としては、令和4年4月22日、同年5月18日、同年8月31日、令和5年2月15日に、救急支援監、消防係長、企画係長、予防保安係長からのヒアリングを行った。

資料については、定期監査資料（令和2年8月28日、令和3年7月19日、令和4年7月5日）、工事契約等の契約関係書類・保守点検業務委託契約、令和2年度危険物取扱者保安講習委託業務精算報告書、委託業務完了届、県有物品無償貸与契約の締結について（依頼）、県有物品無償貸与契約書、救急救命士養成教育に関する協定、借受書、岐阜県救急救命士派遣計画一覧表（案）、岐阜県内の消防団入団状況（令和3年4月1日時点）、令和3年度消防団協力事業所に係る認定一覧（県全体）、消防団員数状況調及び交付金内訳表（令和3年度）、全国消防操法大会操法実技の一部見直しについて、「消防感謝祭」第71回岐阜県消防操法大会にかかる実施要綱等について（通知）

等の提出資料等について、書類監査を行った。

3 防災計画上の位置づけ

岐阜県における各種防災計画が定める消防課の機能・強化事項は、それぞれ以下のとおりである（消防学校に関する事項は第9参照）。

(1) 岐阜県地域防災計画（一般対策計画）令和4年3月

同計画上、消防課の取組は、「地域防災力を維持するため、市町村と連携したキャンペーンの実施や地域ぐるみで消防団・水防団を応援する取組み等により、団員の確保を図るものとする。」とされている。

(2) 第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）

同計画上、消防課の取組は以下のように位置づけられている。

(消防団員、人材の確保・育成)

- 消防団員の確保環境が一段と厳しさを増している中、消防団、市町村、企業等の意見を踏まえながら効果的な確保対策を検討するとともに、基本団員の確保に加え、大規模災害団員をはじめとした機能別消防団員の拡充、消防職団員OBや女性、学生、外国人など多様な人材の活用などの方策を推進する。また、市町村には消防団員の処遇改善を働きかける。
- 災害時に、消防職員が被災住宅の屋根の応急措置など特殊作業に従事できるよう、県消防学校に所要の教育訓練課程を設けることを検討する。

(消防力の強化)

- 災害時における外国人からの119番通報対応や災害現場での外国人救助を円滑に行うため、県内全消防本部において運用されている多言語同時通訳体制を引き続き維持する。
- 業務の効率化と迅速な災害対応が期待される消防指令業務の共同運用実現に向け支援を行う。

(緊急消防援助隊の体制強化)

- 大規模災害発生時における広域的な消防応援体制の強化を図るため、緊急消防援助隊岐阜県大隊の増隊を図るとともに、中部ブロック訓練への参加及び岐阜県大隊の訓練を継続して実施し、部隊の災害対応能力の維持・向上を図る。

(3) 岐阜県強靱化計画アクションプラン2021（令和3年3月）

消防課が所管する岐阜県強靱化計画アクションプラン事業の概要は以下のとおりである。（令和4年3月1日時点の状況）

消防課 (単位：千円)						
No.	強靱化計画の施策項目名	主要施策	R3年度 当初予算額	事業目標		
				指標名	現状値	目標値
1	住宅・建築物の耐震化・防火対策の促進	感震ブレーカーの普及に向けた取組みの推進	135			
2	消防団員・水防団員等人材の確保・育成	消防団の活動内容の普及啓発	3,760			
3	災害対応力強化のための資機材整備	消防団員が使用する救助用資機材の整備	625	消防団が使用する救助用資機材の整備数	3,821台 (R2)	5,081台 (R6)
4	消防団員・水防団員等人材の確保・育成	消防団の加入促進活動への支援	51,280	消防団員の条例定数に対する充足率	91.0% (R2)	98% (R6)
5	消防団員・水防団員等人材の確保・育成	消防団協力事業所に対する支援の実施	1,181			
6	消防団員・水防団員等人材の確保・育成	女性消防団員が活躍できる環境整備	4,000			
7	消防団員・水防団員等人材の確保・育成	消防職員の現場対応力の強化	333			
8	消防力の強化	消防本部における消防指令業務の強化	2,502	Net119緊急通報システムの導入消防本部数	1消防本部 (R1)	20消防本部 (R6)
9	緊急消防援助隊の体制強化	緊急消防援助隊の増隊等による災害対応能力の維持・向上	4,973	緊急消防援助隊岐阜県隊の登録隊数	145隊 (R2)	149隊 (R5)

4 所管業務に関する計画

(1) 岐阜県緊急消防援助隊受援計画

緊急消防援助隊の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制を確保するための計画である。直近の改正は平成30年8月である。計画を改定する際には、岐阜県災害時広域受援計画との関係を調整するために、改正の情報提供を防災課に行っている。

(2) 岐阜県広域消防応援基本計画

岐阜県内における大規模な災害等が発生、または発生するおそれがあり、広域的な消防応援が必要とされる場合、広域応援を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めた計画である。直近の改正は、令和3年12月である。

令和5年4月改正予定の後記緊急消防援助隊岐阜県大隊応援等実施計画の改正後に、編成表を改正予定とのことである。

(3) 緊急消防援助隊岐阜県大隊応援等実施計画

緊急消防援助隊の岐阜県隊として、迅速に被災地に出動し、的確な応援活動を実施するための計画である。直近の改正は、令和4年4月である。

5 消防の連携・協力

消防の連携・協力のうち、特に広域化に繋がる効果が大きいとされる消防指令センターの共同運用について、市長会、町村会等が開催する会議へ参画し、技術的な助言や情報提供などの支援を実施している。令和3年度の具体的な支援は次のとおりである。

(1) 会議の参画

会議に出席し、必要に応じて助言、情報提供を行った

- ・市長会、町村会が令和2年度に実施した意向調査において、共同運用の意向を表明した市町による「消防指令業務の共同運用に関する任意協議会等設立準備に関する会議」に出席（7月）
- ・上記会議に参加した市町のうち、共同運用について情報交換を希望する市町が参加した情報交換会に出席（7月）
- ・共同運用を検討している東濃西部広域行政事務組合主催の「東濃地域消防機能広域化研究会」にオブザーバーとして出席
- ・西濃圏域等における情報交換会に出席（11月）、他地域事例の情報提供。

(2) 共同運用を検討している東濃5市に対する助言等

- ・他県の先進事例や、国の動向などについて随時情報提供
- ・共同運用に活用できる補助金や国の財政措置等の内容について、国へ確認し、助言
- ・共同運用に係る具体的な事務手続き等について助言

(3) 国への要望

財政的支援の対象外となっている協議会運営費や共同運用導入に係る経費について、支援対象に含めるよう国に対し要望書を提出（令和3年度から4回にわたって要望）。

6 操法大会

「消防感謝祭」岐阜県消防操法大会は、消防団の消防技術の向上と士気の高揚を図ることを目的として、昭和27年から続く歴史ある大会であり、県内各市町村から選抜された出場隊が日頃の訓練の成果を競うものである。岐阜県ではポンプ車操法と小型ポンプ操法を交互に実施する方法で毎年開催している。岐阜県及び（一財）岐阜県消

防協会が主催をしている。なお、令和3年度は新型コロナウイルスの影響のため開催が見送られた。

【事実関係】

岐阜県消防操法大会における操法実技について、いわゆるパフォーマンス的な、あるいはセレモニー的な動作の審査方法について見直しがなされた。具体的には、岐阜県消防操法大会実施要領に関し、①審査は、「操作はじめ」の号令から解散までの間、②動作を合わせることの廃止、③注水補助の実践的な動作への見直し、④服装点検の実質的な動作への見直し、⑤総合審査の基準を明確化、⑥速さの加点を廃止した。

また、操法大会の開催市町村の負担軽減の観点から会場の固定化が検討されており、この点に関する計画案について、現在関係者との調整が行われている。具体的には、県消防協会において、令和5年度大会の開催地を消防学校とすること、今後消防学校を消防操法大会の固定化会場として検討していくことが決められた。今後は、令和5年度操法大会の具体的な運営を行うため設立する県消防操法大会実行委委員会において大会の実施に係る具体的な計画を策定すると共に、会場固定化に向けた運営の在り方を県消防協会内部の「岐阜県消防操法大会の在り方に関する検討委員会」で検討していくとのことである。なお、現在令和4年度中の完成を目指して、大会に関する実施要綱や具体的計画等を作成しているが、監査人の監査期間中においては、新たな実施要綱等の決定には至っていない。

7 補助金

(1) 消防団加入促進事業費補助金

消防団加入促進事業費補助金は、新規入団員数や団員の純増数に応じて、活動支援金を（一財）岐阜県消防協会を通じて消防団に交付するものである。令和3年度は、24,940,000円の補助金が交付された。その効果として、1,217名の消防団員を新たに確保した。

もっとも、当該事業開始前の平成26年時点での消防団員の条例定数に対する充足率は、92.6%であるところ、令和元年に92.9%と増加したものの、令和3年度においては91.0%と減少している。

(2) 消防団協力事業所支援減税制度

消防団協力事業所支援減税制度とは、「消防団活動に協力する事業所等を有する法人又は個人を応援すること」によって、消防団員が消防団の活動に参加しやすい環境づくりを目的としている。当該制度は、消防団活動を行うことができる職場環境づくりに取り組む事業所等、または消防団の活動に協力する法人・個人に対して、「岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例」により、事業税の優遇措置による支援を行うものである。

令和3年度の制度の利用実績は、622件であり、控除申請額の総額は370,749,250円であった。

対象となる税目	法人事業税・個人事業税	
対象	基準日において、次の要件を全て満たす法人(※)又は個人。 ※法人の場合、事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法（平成7年法律第105号）に規定する相互会社を除く。）に限る。	
要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 県内に事業所等を有し、かつ、その事業所等の全てが「消防団協力事業所表示制度」による消防団協力事業所として市町村長から表示証の交付を受けていること。 2. 県内の事業所等における使用人等のうち、消防団員が1名以上いること。 3. 消防団活動について配慮した規程（就業規則等）を整備していること。 	
基準日	法人	各事業年度の終了日
	個人	12月31日
控除内容	事業税額の2分の1に相当する額を控除（100万円を限度） 〔消防団員数が使用人等の1割以上である場合は200万円を限度〕	
適用期間	法人	平成28年4月1日から令和7年3月31日までの間に終了する各事業年度 ※対象事業年度のうち、認定要件の基準日（事業年度終了日）に認定要件を満たした事業年度の事業税が対象
	個人	平成29～令和7年度（平成28年～令和6年の所得に対して課税）※対象事業年のうち、認定要件の基準日（12月31日）に認定要件を満たした事業年の事業税が対象
知事の認定取得	不均一課税（優遇措置）の適用を受けるには、法人の場合は事業年度ごとに、個人の場合は年ごとに、知事の要件認定を受ける必要があります。	

（3） 消防団員雇用貢献企業報奨金交付事業

消防団員雇用貢献企業報奨金交付事業とは、消防団員の確保が特に困難な過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づき指定されている地域）の消防団員を新たに雇用した企業に対し、新たに確保した消防団員1人につき5万円、在籍消防団員が純増している場合は、純増者1名につき5万円を加算した報奨金を交付する事業である。令和3年度においては、1,750,000円を交付した。結果として、15事業者で、19名の消防団員を新たに確保した。

（4） 機能別分団等導入促進事業費補助金

大規模災害時において多様化・増加する業務を果たし、被害を最小限に食い止めるため、市町村が行う分団等の立ち上げに要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金

を交付するものである。

令和3年度の補助額は321,000円であった。

(5) 女性消防団員充実強化事業費補助金

女性が活躍しやすい環境を整え、女性消防団員活動の活性化を促進することにより、地域防災力の向上を図ることを目的とした補助金である。

具体的には、市町村が女性消防団員に対して実施する事業経費に対する補助を行う。

①資機材や装備品等に要する経費、②教育・訓練・活動に要する経費、③女性が活躍しやすい環境改善に要する経費、④女性消防団（員）等が女性防火クラブ等と連携して実施する事業経費などが対象である。補助率は、2分の1である。補助金交付の条件は、申請年度4月1日の女性団員数が、前年度と同数以上であること、限度額は、100万円（女性分団、女性消防隊を有する場合は200万円）である。

令和3年度は、6市町村が行った事業（女性用トイレの整備、心肺蘇生訓練用の人形、活動服等の購入）に対し、合計3,848,000円を交付した。

なお、上記（4）機能別分団導入促進事業費補助金及び（5）女性消防団員充実強化事業費補助金は、令和3年度をもって廃止され、令和4年度から、両事業に加えDXに係るメニューを追加し、「消防団活動活性化促進事業費補助金」が創設されている。

8 消防団員の確保

(1) 消防団員確保促進事業

令和3年4月1日時点の消防団員数は、対前年1,365人の増加と4年ぶりに増加となった。この増加の要因は、岐阜市の専任水防団員が機能別団員として入団したことである。

また、消防団員確保促進事業（決算額3,283,914円）として、将来の消防団の担い手として期待される、県内の高校3年生に対し、消防団活動を紹介する消防読本を配布している。

(2) 消防団員「アリガト」キャンペーン事業

消防団やその活動内容について、地域住民や団員家族などの理解を深めるための「消防団「アリガト」キャンペーン」を市町村と共同して実施している。もっとも、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で実施することができなかつたため、岐阜県図書館で消防活動に関するパネル展示を2回行った。

9 救急振興財団費

現在、救急救命士の新規養成は、（一財）救急振興財団（消防機関の救急救命士養成を主たる目的として、全国47都道府県の共同出資により、平成3年5月に設立）の東京研修所の他、名古屋市が運営する救急救命研修所で実施しており、令和3年度は24名の要請を行った。なお、令和3年度の（一財）救急振興財団への負担金は10,500,000円であった。

【事実関係】

岐阜県は、救急業務を適正かつ円滑に運営し、救命率の向上をめざして、東海三県の救急隊員が救急救命士国家試験の受験資格を取得するための教育訓練（以下「研修」という。）を名古屋市において実施することについて、名古屋市と協定を締結している。協定第8条第2項によると、名古屋市救急救命研修所において教育訓練を概ね7か月実施する経費について、「教育訓練用資機材は乙（愛知県、岐阜県、三重県）が負担し、負担方法は現物貸与とする。」と規定されている。そして、当該現物貸与に関して、岐阜県は名古屋市との間で、「県有物品無償貸与契約書」を締結している。具体的には、平成4年から令和3年までの間に、名古屋市に貸与している物品は、心肺蘇生訓練用人形等18品で購入金額は合計13,350,110円である。もっとも、無償貸与している年度もあれば、無償貸与していない年度もある。また、無償貸与している年度間においても貸与品の購入金額は異なる。この点、無償貸与するか否か、無償貸与するとして貸与品の金額の相当性についての具体的な取り決めはされていない。

【意見 消防課】

県が名古屋市に対し無償貸与する物品について、当該物品購入額に相当する金銭負担が他の県及び研修生の人数等に照らして相当であるか否かを判断できるようにするために、名古屋市との間で県が負担すべき金額に関する取り決めをし、文書にしておくことが望ましい。

なお、令和5年度からは、現物貸与ではなく、研修生1人あたりの費用を算出の上、費用負担で経費負担する予定とのことである。

10 公共の安全の確保

（1）火災予防の推進

危険物、消防用設備の適切な維持管理により、火災を予防するとともに、火災等による被害が少なくなるために、主に次の事業を行っている。

- ・危険物及び消防用設備の規制に関すること
- ・危険物取扱者及び消防設備士に関すること

また、県内各地に設置されている、民間防火組織の育成と火災予防思想の普及を図っている。

（2）産業保安の確保

火薬類、高圧ガス及び電気等の取り扱いが多様化する中、災害を未然に防止するため、立入検査、保安検査、講習会等を通じ、事業所における自主保安体制の向上を図っている。令和3年度は、高圧ガスを扱う組合等5社に対し、保安業務用機器の保有状況、作動状況の調査を行った。

第5 岐阜県防災交流センター

1 岐阜県防災交流センターの概要



(所在地 岐阜市下奈良3丁目11-6)

岐阜県防災交流センターは、平成7年の阪神・淡路大震災などを教訓に、平成9年度から11年度にかけ、約34億円をかけて整備し、平成11年6月29日にオープンした施設である。建設地決定に至る経緯については公文書が残されておらず正確な把握はできなかったが、担当課からは、県庁舎が大きな被害を受けた阪神・淡路大震災を教訓に、災害対策に関わる幹部職員等が短時間で参集できること、被災した県庁舎に残る災害対応資材等を融通できること及び免震構造で建設することで県庁舎との同時被災を避けられることを考慮して建設地を決定したと思われる旨の説明があった。

岐阜県防災交流センターの敷地面積は、3332.48平方メートルあり、センター棟及び職員宿舎棟からなる。

このうちセンター棟は、3階建ての施設であり、震度7の地震にも耐えられるよう免震構造となっている上、災害時に自給自立できるよう、自家発電設備や断水用貯水槽を備えており、大規模災害により県庁舎の通信機能、災害対策本部機能がマヒした場合のバックアップ施設として位置づけられている。

なお、令和5年1月、県の新庁舎が開庁した。担当課によると、新庁舎と防災交流センターを比較した場合、新庁舎のほうが耐震性に優れているが、新庁舎の開庁後も、岐阜県防災交流センターが新庁舎のバックアップ施設としての位置づけであることに変更はないとされている。

職員宿舎棟は、3階建ての壁式鉄筋コンクリート造の構造となっており、防災待機室1戸、単身者用16戸、世帯用4戸からなる施設である。現在は、20戸のうち17戸に職員が居住しており、居住者については、幹部を除く全員が緊急初動特別班として自動指定されている。

岐阜県防災交流センターは、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例上、公の施設として設置の上、施設の種類としては、「県民の防災知識の向上を図るための展示

及び研修を行う施設」(別表第一)とされ、同条例の規定に基づき、「岐阜県防災交流センター管理規則」が制定されている。

令和3年度には、岐阜県防災交流センター運営費として151,037,000円が予算計上され、134,286,283円が決算認定されている。

なお、岐阜県防災交流センターは危機管理政策課の所管する施設である。

【事実関係 緊急初動特別班】

職員宿舎の居住者については、全員が緊急初動特別班として自動指定されているが、幹部職員は指定から除外されている。

【規範】

岐阜県災害対策マニュアルによれば、防災交流センター宿舎入居者は、緊急初動特別班に指定されている。

【指摘 防災課】

岐阜県災害対策マニュアルによれば、防災交流センター宿舎入居者は、一律緊急初動特別班として自動指定されることとなるため、本来であれば幹部職員もまた、緊急初動特別班に指定すべきである。

なお、幹部職員も自動指定するとの結論は、実際の発災時に幹部職員がどのような役割を担うべきかによっては、緊急初動特別班の役割との調整が必要とも考えられる。

その為、緊急初動特別班の役割を確認したうえで、幹部職員も他の職員と同様に緊急初動特別班の一員とするのか、他の活動に従事すべきと判断するのであれば、緊急初動班の指定に関する規定を見直し、発災時の対応に沿った規程等を定めるべきである。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜県防災交流センターについては、公の施設として施設の設置目的に沿った適切な運営がなされているかという点も含め施設が有効かつ適切に運営されているかという観点に着目して監査を実施した。具体的な監査手続として、令和4年6月9日、同年9月7日、防災交流センターにてヒアリングを、同年11月25日、令和5年1月10日、2月3日に本庁舎にてヒアリング実施した。また、定期監査資料(危機管理政策課・令和2年7月31日、同・令和3年8月6日・令和4年8月8日)、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例、岐阜県防災交流センター管理規則、岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱、会議室利用申請書、会議室利用許可書の決裁文書などの提出資料等について、書類監査を実施した。

3 公の施設の設置目的に即した施設の運営

【事実関係① 研修の開催】

前記のとおり、岐阜県防災交流センターは、公の施設として設置され、「県民の防災知識の向上を図るための展示及び研修を行う施設」と位置づけられているところ、当

該施設において令和3年度に行われた研修は以下のとおり2件だけである。

なお、令和4年1月19日及び令和4年1月20日、消防課が開催主体の研修が予定されていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に中止となった。

	日時	開催内容	開催主体
1	5月10日～5月11日 9時から17時 10月11日～10月12日	危険物取扱者試験 予備講習（有料）	岐阜県危険物安全協会
2	7月26日 8時30分～17時30分 7月27日 8時30分～18時	CMR研修	岐阜県防災課

岐阜県議会の平成12年6月定例会において、「平常時においては、防災講座等防災に関する研修を計画的に実施する」旨の答弁がなされているが、担当課の説明によると、少なくとも、過去の資料が確認できる平成20年度以降、研修の計画は立案されていないとの回答であった。いつから計画を立案していないかは、資料が残っておらず、必ずしも明らかとはならなかった。

なお、令和4年度には、住家被害研修会（8月23日、8月30日、11月9日、11月10日）及び岐阜市と連携した周辺住民対象の防災講座（10月30日）が新たに行われた。今後は、防災・減災センター等の関係機関と連携した研修を行っていく予定である。

【規範】

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例上、岐阜県防災交流センターは、「県民の防災知識の向上を図るための展示及び研修を行う施設」とされている。

【指摘 危機管理政策課】

現在、研修の計画はされておらず、また、県が実施した研修は1件のみである。今後も、岐阜県防災交流センターについて、研修を行う施設と位置づけるのであれば、施設の設置目的に照らして、計画的に研修を実施すべきである。

【事実関係② 展示物の見直し】

岐阜県防災交流センターは、公の施設として設置され、「県民の防災知識の向上を図るための展示」も行う施設とされているが、展示物の見直しに関する計画は立案されておらず、令和3年度に展示物の見直しは行われていない。なお、担当課によると、令和4年度（6月）に展示物の見直しをしたが、前回展示物の見直しが行われたのは令和元年5月であるとの回答を得た。

なお、令和元年5月当時の決裁資料の提出はなく、展示物の見直しの経緯は不明であった。

【規範】

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例上、岐阜県防災交流センターは、「県民

の防災知識の向上を図るための展示及び研修を行う施設」とされている。

【意見 危機管理政策課】

今後も、岐阜県防災交流センターについて展示を行う施設と位置づけるのであれば、施設の設置目的に照らして、計画的に展示の見直しをすることが望ましい。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条1項は「事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。」と、また、同3条の2第1項は「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とそれぞれ規定している。

【指摘 危機管理政策課】

県民の防災知識の向上を図るための展示を行う施設であるから、展示の見直しは重要な事務であり、展示の見直しに関する決裁資料等文書を作成すべきである。

【事実関係③ 来館者数の把握】

担当課の説明によると、岐阜県防災交流センターの年間来館者数の見込みは立てておらず、令和3年度の施設利用者数及び利用日数は485人（31日）とのことであった。施設の有効利用がなされているかを確認するため、岐阜県防災交流センターの年間来館者数の推移について資料を求めたところ、令和元年度1,015名（41日）、令和2年度503名（30日）であったが、資料の保存期間の関係で平成30年度以前の年間来館者数については確認ができなかった。

なお、人数及び日数は大会議室及び第二会議室の利用者数及び利用日数であり、県の機関の利用も含んでいる。

【規範】

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例上、岐阜県防災交流センターは、「県民の防災知識の向上を図るための展示及び研修を行う施設」とされている。

【意見 危機管理政策課】

公の施設は、住民の利用に供する施設であり、来館者数は公の施設が施設の設置目的に沿った運営がなされているかを判断するために必要となる基本的な数値である。施設の設立趣旨から、県が従来行っていた災害研修と同程度の教育の場となるよう、利用用途は防災知識の普及・啓発に関するものに限定し、また有事の際には災害対策本部の拠点として使用することから、利用対象者を限定した運用を行っていることを踏まえても、今後は、来館者数を意識することが望ましい。

4 施設（会議室）の利用

【事実関係① 会議室の利用】

岐阜県防災交流センターでは、県民に対し防災に関する会議、講座、研修等の学習の場として岐阜県防災交流センターの会議室の活用を図るため、岐阜県防災交流センターの大会議室及び第二会議室の利用を行っているところ、令和3年度の利用実績は以下のとおりである。

◆大会議室

日付	借受時間	返却時間	利用時間	借受者
R3.5.11	8:00	16:50	8:50	A
R3.5.13	10:00	13:00	3:00	B
R3.6.1	12:30	14:45	2:15	C
R3.6.3	10:00	16:00	6:00	D
R3.6.22	8:50	17:00	8:10	B
R3.6.23	8:50	16:50	8:00	B
R3.6.24	8:50	17:15	8:25	B
R3.6.25	10:00	14:50	4:50	C
R3.7.9	10:32	15:30	4:58	D
R3.7.26	8:00	17:00	9:00	F
R3.7.27	8:00	17:10	9:10	F
R3.7.28	12:20	16:15	3:55	C
R3.8.26	11:00	15:00	4:00	C
R3.9.17	10:00	16:45	6:45	D
R3.10.11	8:00	16:40	8:40	A
R3.10.12	8:30	16:40	8:10	A
R3.10.14	9:00	13:00	4:00	B
R3.11.22	12:40	15:00	2:20	C
R3.11.26	9:30	16:30	7:00	E
R3.12.1	10:30	15:00	4:30	G
R3.12.10	9:00	13:00	4:00	B
R3.12.17	10:00	15:00	5:00	D
R3.12.23	9:00	16:00	7:00	D
R4.1.12	12:50	14:30	1:40	C
R4.1.17	8:10	16:35	8:25	A
R4.1.18	8:30	16:45	8:15	A
R4.1.27	10:00	16:30	6:30	D
R4.2.7	12:10	14:45	2:35	C
R4.3.1	10:00	14:30	4:30	D
R4.3.8	10:00	15:45	5:45	D
合計使用時間			175時間38分	

◆第2会議室

日付	借受時間	返却時間	利用時間	借受者
R3.5.11	8:00	16:50	8:50	A
R3.5.13	10:00	13:00	3:00	B
R3.6.1	12:30	14:45	2:15	C
R3.6.3	10:00	16:00	6:00	D
R3.6.22	8:50	17:00	8:10	B
R3.6.23	8:50	16:50	8:00	B
R3.6.24	8:50	17:15	8:25	B
R3.7.9	10:32	15:30	4:58	D
R3.7.26	8:00	17:00	9:00	F
R3.7.27	8:00	17:10	9:10	F
R3.7.28	12:20	16:15	3:55	C
R3.8.26	11:00	15:00	4:00	C
R3.9.17	10:00	16:45	6:45	D
R3.10.11	8:00	16:40	8:40	A
R3.10.12	8:30	16:40	8:10	A
R3.12.1	10:30	15:00	4:30	G
R4.1.17	8:10	16:35	8:25	A
R4.1.18	8:30	16:45	8:15	A
合計使用時間			120時間28分	
合計利用団体			7団体	

【規範】

地方財政法第8条は「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と規定する。

【指摘 危機管理政策課】

利用団体数、利用実績数ともに低調で有効活用がなされていないため、有効活用が

なされるよう、改善を図るべきである。

【改善報告】

令和4年度は住家被害研修会(8月23日、30日、11月9日、11月10日)及び岐阜市と連携した周辺住民対象の防災講座(10月30日)が新たに行われ、今後は防災・減災センター等の関連機関と連携した研修を行っていくなど、既に改善に着手している。

【事実関係② 会議室の貸出・貸出要綱】

会議室の利用については、岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱に基づいて利用されていた。地方自治法上、公の施設を住民が利用する方法としては、公の施設の利用、行政財産の貸付、行政財産の目的外使用許可が想定されるところ、条例上、公の施設の利用に関する規律は存在せず、会議室の利用に関して行政財産の貸付や目的外使用許可の決裁がなされていないことを踏まえ、これまでの同要綱に基づく会議室の利用について、地方自治法上の位置づけについて質問したところ、「本来、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可にあたるもの」との回答がなされた。

また、今後の方針について尋ねたところ「防災交流センターの本来の設置目的である『防災知識の向上を図るための展示及び研修』に即した形での施設運用を念頭に、本年度から広域防災センターとの役割分担や利活用の促進、運用改善に着手している。県の講座の空き時間を利用して防災に関係する団体等や行政利用として会議室の使用を承認する取扱いについては、地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産使用許可手続きを確実に行う。なお、従来の貸出要綱については、文言を見直し、行政財産許可の際の運用指針として位置づけ、施設を適切に管理していく。」などと回答を得た。

【規範】

岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱において、要綱に目的は「県民に対し防災に関する会議、講座、研修等(以下、「会議等」という。)の学習の場として岐阜県防災交流センターの会議室の活用を図るため、岐阜県防災交流センターの会議室の貸出について必要な事項を定める」(第1条)とされている。

【指摘 危機管理政策課】

従前の会議室の利用について地方自治法の規律を前提に必要な措置を講ずるとともに、会議室の貸出について規律したと認めるのが相当な「岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱」は改定するなど適切に対応すべきである。

【事実関係③ 県職員の利用】

岐阜県防災交流センターでは、県民に対し防災に関する会議、講座、研修等の学習の場として岐阜県防災交流センターの会議室の活用を図るため、岐阜県防災交流センターの大会議室及び第二会議室の貸出を行っているところ、岐阜県の職員が、研修、テレワーク、試験、会議など様々な形で利用している。岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱上、貸出対象者が限定されており、具体的には、市町村、消防機関、自主

防災組織、その他、防災知識の普及・啓発目的に適合する用途で利用する防災関係団体に限定されており（第2条）、県の機関の利用については規律されていない。

担当課に説明を求めたところ、県の機関の防災研修以外の利用については、現状は、要綱に準じる形で利用しているが、この取り扱いについては、「行政財産の目的外使用」手続が適切であると考え、今後は、適切な手続きに改めるとの説明がなされた。

【規範】

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる（地方自治法238条の4第7項）。

【指摘 危機管理政策課】

目的外使用許可の手続を適切にすべきである。

【事実関係④ 県職員の利用の際の変更手続】

令和3年度、県の機関が企画した研修が新型コロナウイルス感染症の拡大で中止となっているが、岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱には、会議室の利用変更等の際の手続について規律が存在しない。

担当課に利用変更の際の手続を確認したところ、「会議室の利用変更等の際の手続については、要綱に準じた利用をしていること、会議室の利用に変更が生じた場合、変更の申請書を提出させる運用をしているが、県の機関の場合は変更の申請書を提出させておらず口頭で連絡を受けていること、変更の場合の取扱いについて今後明確化する。」との回答を得た。

【意見 危機管理政策課】

会議室の利用変更等の手続について、明確化することが望ましい。

5 施設の管理

【事実関係① 情報公開】

岐阜県防災交流センターの公式ホームページに、開館情報が掲載されているところ、令和4年6月9日時点において、1月3日まで休館日とされ、1月4日は開館とされていた。

【規範】

岐阜県防災交流センター管理規則2条3号によると、「十二月二十八日から翌年の一月四日まで」は休館日とされている。

【指摘 危機管理政策課】

公の施設の開館情報は住民にとって重要な情報であるから、正しく情報を提供すべきである。

【事実関係② ホームページの更新】

監査人からの上記指摘を受け、令和4年6月10日、ホームページの開館情報を修正

すべく決裁がなされたが、監査人がホームページを改めて確認したところ、1月4日まで休館日との修正はなされていたが、ホームページの更新日の変更がされていなかった。

ホームページの更新日が変更されていなかった理由を尋ねたところ、ホームページを修正する際に「更新日」欄の修正を失念したため、「更新日」が正しく表示されていなかった。

【規範】

「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない」（岐阜県公文書規程第3条2項）

【指摘 危機管理政策課】

ホームページの更新に関する決裁手続に際しては、更新日も含め、正確に処理すべきである。

【事実関係③ 時間外利用について】

前記のとおり、令和3年度に実施された研修は時間外に実施されている。会議室の利用状況は後述のとおりであるが、開館時間前の鍵の貸出が20件、閉館時間後の鍵の返却が23件確認された。

時間外の利用について、担当課に説明を求めたところ、「利用申請者の個々の事情により開館時間の変更を認めており、会議室利用の申請時に申請書で時間の確認をし、時間外であれば岐阜県防災交流センター管理規則第3条2項を適用して承認している」と回答を得た。

そのため、会議室利用申請書及び会議室利用承認書の決裁文書を確認したところ、要綱第6条の規定に反してでも岐阜県防災交流センターの開館時間外の利用の必要性を基礎づける事情や、要綱第6条の規定に反してでも3条2項を適用する理由についての記載は確認できなかった。

【規範】

岐阜県防災交流センター管理規則3条によると、センターの開館時間について、「センターの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。」（第1項）とされ、「前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる」（第2項）とされている。

岐阜県防災交流センター会議室貸出要綱第6条によると、「会議室の利用時間は、岐阜県防災交流センターの開館時間のみとし、時間外及び閉館日の使用についてはこれを認めない。」とされている。

岐阜県公文書規程第3条第1項は「事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。」と、また、同3条の2第1項は「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とそれぞれ規定している。

【指摘 危機管理政策課】

岐阜県防災交流センター管理規則 3 条 2 項適用の要件である開館時間変更の必要性の内容や、同項を適用して開館時間を変更したことが、決裁文書上明らかではない。要綱に従えば、時間外の利用は認められないところ、利用者の事情により要綱の規律に反してでも変更を認めたのであればどのような事情で認めたのか記録が必要である。適切に公文書を作成すべきである。

【事実関係④ 時間外利用の周知】

開館時間を変更した際に、対外的な周知が行われていない点について、担当課に説明を求めたところ、利用申請者の個々の事情により開館時間の変更を認めていることから、その都度対外的な周知は行っていないが、このことにより、住民に不利益を与えることにはならない旨の回答を得た。

【意見 危機管理政策課】

公の施設は、住民の利用に供する施設であるから、開館時間を変更するのであれば、あらかじめ、ホームページ等において対外的な周知を行うことが望ましい。

【事実関係⑤ 鍵の管理】

令和 3 年 5 月 11 日の会議室の利用については、決裁文書上、午前 9 時から午後 5 時までの利用について承認されているところ、利用者への鍵の貸出時刻は午前 8 時となっている。同様に、同年 10 月 11 日及び 12 日についても、決裁文書上、午前 9 時から午後 5 時までの利用について承認されているところ、利用者への鍵の貸出時刻は午前 8 時となっている。このように、会議室の利用を承認した時刻と利用者への鍵の貸出時刻に大幅なずれがあり、鍵の管理及び会議室の利用時間の管理が不適切である。

なお、会議室の利用時間は、鍵の管理の記録から容易に確認が可能な事項である。

【規範】

岐阜県公有財産規則第 13 条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない」と規定する。

【指摘 危機管理政策課】

鍵の管理及び会議室の利用時間の管理を適正にすべきである。

【事実関係⑥ 駐在管理人による時間外管理及び利用者の時間外利用】

前記のとおり、令和 3 年度に実施された研修の開始時刻は 8 時 30 分と 9 時、終了時刻は 17 時、17 時 30 分、18 時のものがある。岐阜県防災交流センターの管理については、民間企業との間で、「岐阜県防災交流センター管理業務」に関する委託契約が締結され、駐在管理業務等の委託がなされている。

具体的な委託契約の内容としては、仕様書上、駐在管理人 1 人の配置、対応時間として 8 時 30 分から 17 時 15 分、業務内容として防災交流センター会議室等使用者への

鍵の貸出などとされている。開館時間前の管理業務は駐在管理人が、17時15分以降の管理業務は担当課職員が行っている。なお、鍵は、毎朝、担当課職員が駐在管理人に交付している。

開館時間の変更に伴い、駐在管理人に対して仕様書に記載がない時間帯（8時30分前の時間帯）の業務が発生している。

担当課の認識を確認したところ、受注者の判断で8時前後に駐在場所に駐在人を配置しており、本来、8時には業務を行う必要はないが、利用者へ便宜を図り会議室の鍵の貸出をしたものとなっており、今後は、準備行為も利用時間に含めることを明確化するとともに、受注者には利用申請時間前の鍵の貸出は行わないことを徹底していくとの回答を得た。

6 目的外使用許可

(1) 目的外使用許可団体による使用部分外のスペースの利用

【事実関係】

令和4年6月9日時点において、防災交流センター施設棟の1階廊下に、目的外使用許可を得て入居している民間団体職員の絵画が10点以上展示されていた。なお、当該団体に対しては、「使用部分」を「岐阜県防災交流センター1階事務室の一部」とした上で行政財産使の目的外使用許可がなされており、1階廊下は、当該民間団体に使用の許可は出されていない場所である。

担当課は、8月19日、民間団体に対し、書面ではなく口頭で、施設の管理上、壁面への掲示物の掲示を認めていないため、施設管理者による施設管理権の行使として、絵画を全て撤去させている。

事実関係を確認するため、対応内容の報告、目的外使用許可外の場所における絵画展示の適法性を含め、指導の方針等経緯をとりまとめた書面を提出するよう担当課に求めたところ、担当者が現地を確認し危機管理政策課長に報告の上、安全上の問題から口頭で撤去を指導したため、経緯をまとめた資料は作成していない旨の回答を得た。

そのため、いつから絵画が展示してあったのか、どの程度のスペースを占有していたのかなど、担当課がどの程度の事実関係の調査を行ったのか、担当課が把握した事実がどのようなものであったか、何らの対価を支払うことなく行政財産を利用したことに対して、どのような検討が行われたのか、再発防止策としてどのような検討が行われたのか、また、これらの検討を誰が責任をもって行ったのか等について記録が作成されておらず、かかる事情が必ずしも明らかとならなかった。

担当課は、今回の事案に関しては施設管理上の監督不行き届きがあったことから、今後は施設の管理・監督を徹底していく考えである。

なお、管財課によると、共用部分である廊下の壁面使用に関しては、本来であれば、施設管理権による承認により使用が可能となり、あらかじめ承認を得た場合には、行政財産の目的外使用に対する使用料は発生しないとのことである。

【規範】

自動販売機を都道にはみ出して設置した者に対して占用料相当額の損害賠償請求又は不当利得返還請求権を行使しないことの違法性が問われた不作為の違法確認等請求事件において、最高裁平成 16 年 4 月 23 日判決は、道路が権限なく占有された場合には、設置した日から撤去した日までの間、占用料相当額の損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するとした上で、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法 240 条、地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」と判示している。

【指摘① 危機管理政策課】

行政財産が権限なく占有された場合には、本来であれば目的外使用許可の対価である使用料が発生する場所であるか否かを問わず、損害賠償請求権を取得することになると考えられるから、事実関係を確認の上、適切に対応すべきである。

【規範】

岐阜県公文書規程第 3 条第 1 項は「事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。」と、また、同 3 条の 2 第 1 項は「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とそれぞれ規定している。

【指摘② 危機管理政策課】

行政財産の無権限での利用が確認されており、決して処理に係る事案が軽微とはいえない。岐阜県公文書規程に則り、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう書類を作成すべきである。

(2) 目的外使用許可団体以外の団体の利用

【事実関係】

岐阜県防災交流センターにおいては、民間 2 団体に対して目的外使用許可をしているところ、そのうち 1 団体に対して使用許可を出しているスペースに別の団体の事務所の看板が掲げられ、施設の館内案内表示にも別の団体名が記載されていた。

具体的には、一般財団法人岐阜県消防協会に対して許可されているスペースに生活協同組合全日本消防人共済会の岐阜県支部の事務所が設置されている。

目的外使用許可の申請書には、生活協同組合全日本消防人共済会に関する記載はなく、令和 4 年 6 月 9 日時点において、担当者は、生活協同組合全日本消防人共済会の岐阜県支部の存在を把握していなかった。

なお、生活協同組合全日本消防人共済会事業規約によると、同会岐阜県支部が同消防協会に置かれる旨規定されている。

このような現状について、担当課の説明によると、目的外使用許可は、岐阜県消防協会に対してなされており、同協会に生活協同組合全日本消防人共済会事業規約に基づき置かれる岐阜県支部に関する業務については、許可申請のあった「消防職員及び消防団員の福利厚生」に含合されるものとして、消防協会のみ許可をしている状況であるとのことである。

担当課が管財課に確認したところ、「この案件は2団体の連名による許可申請が適切であるとの助言を得た。」と回答を得たことから、監査人から管財課に確認したところ、以下の回答を得た。

「岐阜県においては、2団体の連名による行政財産の目的外使用許可の申請を認めている。行政処分としては一つであるが、処分の名宛人は複数であり、各名宛人に効力が及ぶ。目的外使用許可書は一通を、代表する申請者に対して交付する。今回のような事例においては、両方の職員である者が使用することから、当該区域を共同で使用するに係る許可を申請しているものとして、当該区域を共同で使用する独占的権利を各名宛人に付与している。目的外使用許可の使用に対する使用料については、各名宛人が同一の債務を負うことになるところ、各名宛人が使用許可面積全体を使用することができることから、不可分債務となる。目的外使用許可の使用に伴い発生する光熱水費等の実費は、行政財産の使用に伴い発生する経費のため、原則として各名宛人がそれぞれの使用量に応じて負担すべきものであるが、それぞれの使用量を明確にできない場合は各名宛人間において合理的な基準等により按分して負担することになると考えられるが、県との関係においては、使用料と同様、不可分債務となる。」

【規範】

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる(地方自治法 238 条の 4 第 7 項)。

行政財産使用許可の条件として、転貸禁止の項目があり、具体的には、「使用者は、使用許可物権を他の者に転貸してはならない」と条件が附され、許可条件の違反は、使用許可の取消事由とされている。

【指摘 危機管理政策課】

管財課の見解を前提とすると、申請書に記載がない団体は処分の名宛人となっておらず、当該区域を使用する権利が付与されていないため、使用料を支払うことなく無断で行政財産を利用していた、あるいは、申請書に記載がある団体が、当該区域を使用させていたと評価することが相当である。過去の利用について、事実関係を確認の上で適切に対応するとともに、目的外使用許可の事務を適切に行うべきである。

7 物品の管理

【事実関係① 物品の保管】

令和4年6月9日時点において、防災交流センター施設棟の1階第2会議室に、民間団体所有と思われた段ボール（各段ボールに民間団体宛の伝票が貼付されていた）が15箱程度保管されていた。当日、担当課からは、民間団体所有と思われた段ボール箱が行政財団である会議室においてある理由について明確な説明はなく、後日、担当課から、消防課が発送物を入れるために民間団体から無償で譲り受けた段ボールの空箱であり、民間団体所有の段ボールではないことが判明した旨説明を受けた。また、消防課が段ボールの空箱を民間団体から譲り受けた際の手続について説明を求めたところ、「民間団体で不要となったものを再利用しているため、譲り受けの手続はしていません。」と回答を得た。

【規範】

岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない」と規定する。

【指摘① 危機管理政策課】

行政財産である会議室の管理を適切に行うべきである。

【改善報告】

消防課に対して段ボールの撤去を指示しており、既に改善が図られた。

【規範】

岐阜県会計規則第86条により、物品の寄付申し込みがあったときは、①寄付申込者の住所、氏名及び職業、②品目、数量及び評価額、③維持費の見込額、④諾否の意見を明らかにした書類により諾否を決定することとされている。物品については、岐阜県会計規則第83条により、備品のほか、消耗品（備品及び動物以外の物品のほか、取得価格が5万円以下の物品及び破損しやすい物品を含む。）も含まれている。

【指摘② 消防課】

寄付採納をうけたのであれば、寄付採納の手続をすべきである。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第1項は「事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。」と、また、同3条の2第1項は「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とそれぞれ規定している。

【指摘③ 消防課】

寄付採納の手続は会計規則上求められている手続であり、決して軽微な事案ではない、適切に公文書を作成すべきである。

【事実関係② 所有者不明物品】

令和4年6月9日時点において、防災交流センター施設棟の1階第2会議室に、所有者不明のテレビが設置されていた。担当課からは、目的外使用許可をしている入居団体に確認したが所有者は判明せず、備品シールが貼られていないことから、不用決定なされたが処分されないまま放置されたと推測されると回答を得た。

【規範】

岐阜県会計規則第92条の3は、管理する物品（消耗品を除く）を、物品一覧表、物品出納一覧表その他の物品を記録管理するために作成した一覧表と照合しなければならないとしている。また、「物品の現物実査実施要領」において、①現物と物品帳簿の整合性の確認（物品帳簿に記録されている物品の存在を目でかめること及び存在する物品がすべて物品帳簿に記録されていること）、②利用状況の確認、③維持管理状況の確認をすることとされている。

【指摘 危機管理政策課】

物品を適切に管理すべきであり、所有関係を明らかにした上で、県所有のテレビでない場合には、所有者に対して撤去を求めるべきであり、県所有のテレビであれば廃棄等会計規則に則り適切に対応すべきである。

8 契約関係

【事実関係 偽装請負の疑い】

岐阜県防災交流センター管理業務委託仕様書において、駐在管理業務として、以下の事項が記載されている。①防災交流センター内に異常が発生した時の発注者側担当者への連絡として、勤務中、防災交流センター（宿舎棟や駐車場含む）で異常が発生した場合は、速やかに岐阜県危機管理政策課に連絡し、指示を受け対応を行うこと、②駐在業務として、電話について、岐阜県危機管理政策課からの指示事項の場合、指示に従う、③岐阜県放射線監視ネットワークシステムに関する機器異常にかかる初期対応として、岐阜県危機管理政策課又は、岐阜県環境管理課の指示により業務を行うこととされている。

担当課の説明によると、①防災交流センターで異常が発生した場合の「指示」とは、想定しているものは、例えば「火災発生時に入館者等の安全な避難誘導」を指示するものなどで、対応に関する指示に変わりはない、②電話についての「指示」とは、あらかじめ危機管理政策課が案件に対する問答を作成しているもの（例：〇〇研修会の問い合わせ電話については△△へ連絡をする）については、その問答に従い対応することを示しているもの、③岐阜県放射線監視ネットワークシステムに関する機器異常にかかる初期対応の指示とは、仕様書の（ア）（イ）の業務を危機管理政策課又は環境管理課の指示により行うことを示しているものであり、「指示」とは仕様書に記載された範囲内の業務であり、新たに業務を行わせるものではないが、次年度の契約に向けて仕様書の記載方法などを見直し、わかりやすいものとしていくとのことである。

【規範】

雇用と請負の区別に関し、「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」（平成 24 年 1 月内閣府）には、地方公共団体の業務の民間委託に関し、いわゆる「偽装請負」であると都道府県労働局から指摘を受ける例がみられると紹介されている。

同手引きにおいて『偽装請負』とは、契約上は請負（委託）とされているものの、発注者が民間事業者の労働者を指揮命令するなど、実質的に労働者派遣法の「労働者派遣事業」に該当する」とされている。

【指摘 危機管理政策課】

発注者である県が受注業者の労働者である駐在管理人に対して直接指示をすることは、偽装請負と評価されかねないことから、適切に仕様書の内容等を改めるべきである。

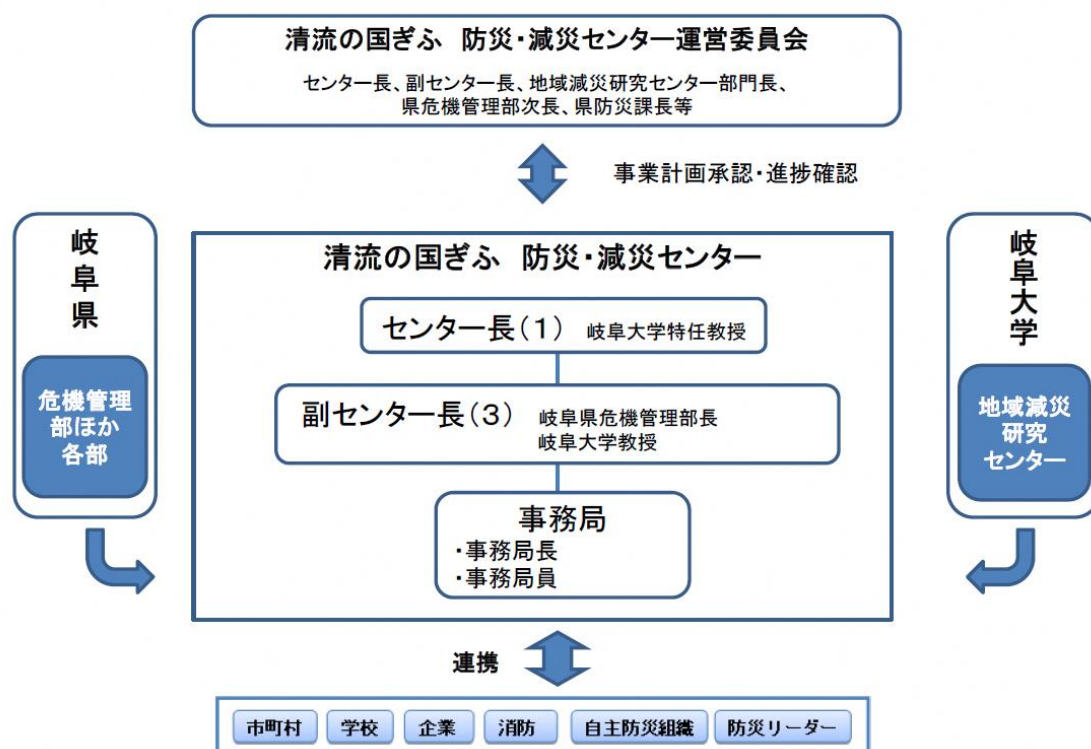
第6 清流の国ぎふ防災・減災センター

1 清流の国ぎふ防災・減災センターの概要

(1) 組織及び事務分掌

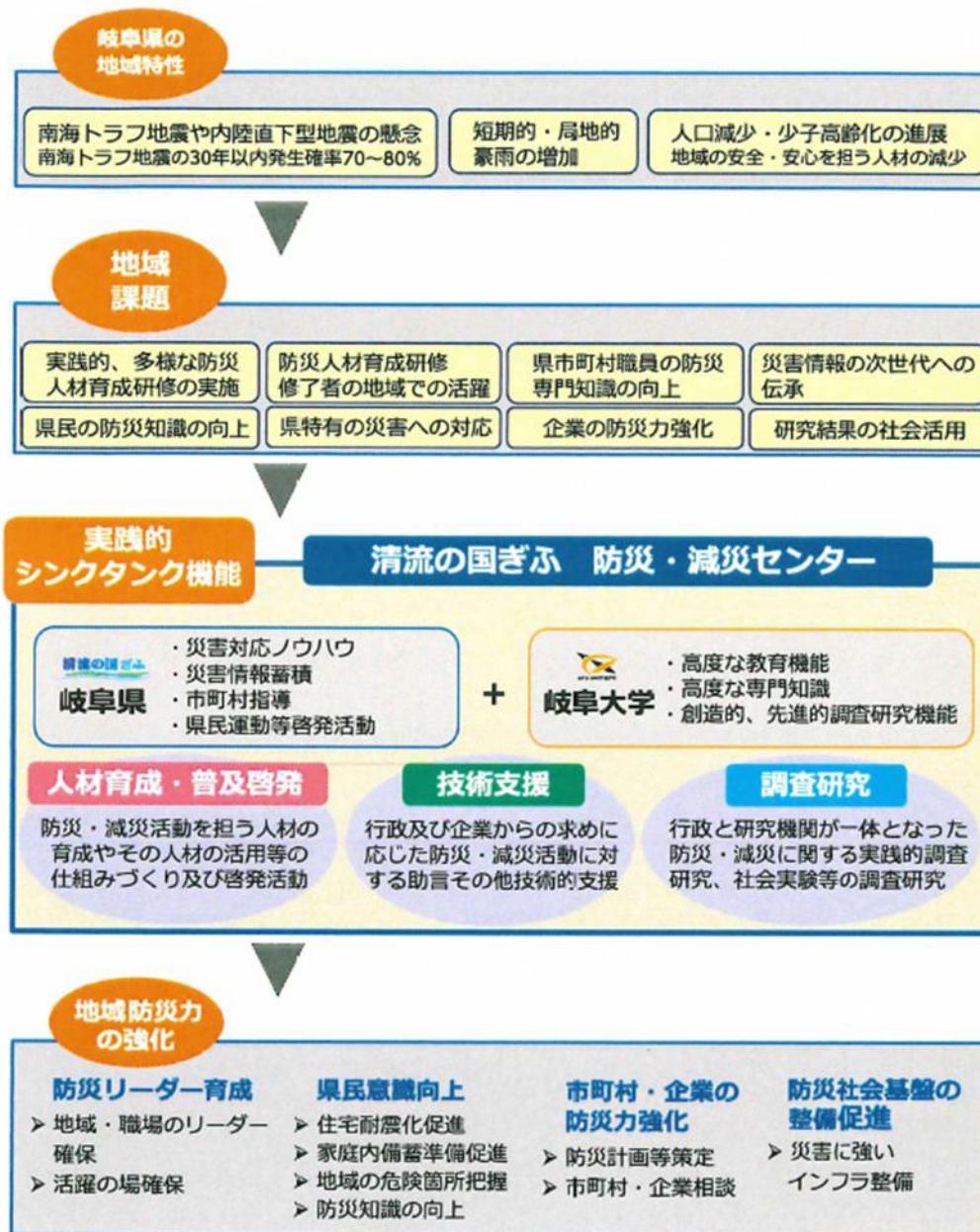
清流の国ぎふ防災・減災センターの組織及び事務分掌は以下のとおりである（令和3年7月1日時点）。

清流の国ぎふ 防災・減災センター 組織



清流の国ぎふ防災・減災センターは、高度教育機能・研究機能をもつ岐阜大学と、実際に災害対応を行う岐阜県が、岐阜県における地域防災力の向上に資するため、平成27年、「岐阜県と国立大学法人岐阜大学との連携に関する協定書」及び「清流の国ぎふ防災・減災センター設置に関する協定書」に基づいて岐阜大学の構内に設置した組織である。

同センター作成の資料によれば、同センターは、人材育成や行政・企業等への技術支援に加えて、地震被害想定調査研究等、防災・減災にかかる実践シンクタンク機能を担っている。また、様々な啓発活動、人材育成プログラムの主催や講師派遣を通じて、地域防災力の強化を推進している。



(2) 主な業務

ア 人材育成・普及啓発事業

防災・減災活動を担う人材の育成やその人材の活用等の仕組みづくり及び啓発活動を行うものであり、以下のような事業が行われている。

①情報発信・意見交換・交流事業

防災に関する様々なテーマを取り上げ、最新の知見を提供するとともに、参加者同士の意見交換の機会を設け、互いに顔の見えるネットワークづくりを支援する「げんさい楽座」の開催などを行っている。令和3年度の「げんさい楽座」の開催実績は12回であり、参加者は合計545名である。

②研修・講座【主催事業】

防災・減災に関する専門的知識を修得し、地域の防災リーダーとして活躍できる人材を育成する講座である「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座（入門編・実践編）」、各々が掲げた目標の達成に向けて、経験豊富な指導者（スーパーバイザー）による年間を通じた指導により、防災に関する基礎力と課題解決力を向上させる「げんさい未来塾」、市町村職員、防災リーダー、自治会役員等を対象に、災害・避難カード事業が市町村で実施できる体制を支援するための指導者を養成する講座である「災害・避難カード指導者養成講座」などを開催している。

令和3年度には、「げんさい未来塾」は通年実施、「災害・避難カード指導者養成講座」については11回（受講者数104名）、「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」については入門編が1回（受講者数152名）、実践編が2回（受講者数83名）開催された。

そのほか、「実践的・地区災害図上訓練（実践DIG）」、「避難所運営指導者養成講座（指導者HUG）」、「避難所運営体験講座（体験HUG）」が開催された。

③研修・講座【共催・講師派遣等】

自治会、自主防災組織、まちづくり協議会、各種事業者団体、各行政機関等を対象に、研修等を行っている。

令和3年度は、以下の研修が行われた。

- ・ 県職員向け研修（4回）
- ・ 市町村職員向け研修（2回）
- ・ 教職員向け研修（41回）
- ・ 児童・生徒・保護者向け研修（14回）
- ・ 児童・生徒向け研修（60回）
- ・ 住民向け研修（22回）
- ・ 業種別防災講座（1回）
- ・ 自主防災組織リーダー等研修（5回）
- ・ 市町村長向け研修（1回）

イ 技術支援

行政及び企業からの求めに応じて、防災・減災活動に対する助言その他技術的支援を行うものである。

- ・ 自治体及び企業向け知的支援の実施

自治体の各種防災関係計画等策定への助言、企業の防災計画への助言、自治体、企業の防災研修・訓練等への助言を行っている。

令和3年度の実施回数は20回である。これに加えて、岐阜県防災副読本作成の監修が行われた。

- ・ 学校からの相談対応

学校の防災体制等への助言、児童生徒への防災教育の助言を行っている。

令和3年度には28校の相談への対応がなされた。

- ・ 地域防災課題の相談窓口

相談内容に応じた窓口調整及び助言を行っている。

令和3年度には9つの団体に対して、窓口調整及び助言が行われた。

ウ 調査研究

行政と研究機関が一体となった防災・減災に関する実践的調査研究、社会実験等の調査研究を行うものである。

令和3年度には、「屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯における重点的な調査観測（恵那山プロジェクト）・地域予測情報に関する情報発信のあり方に関する研究」及び論文発表が行われた。

エ 県との協働事業等

清流の国ぎふ防災・減災センターと岐阜県の協働事業として、令和3年度には以下の会議等が行われた。

- ・清流の国ぎふ防災・減災センター政策会議
- ・静岡県熱海市における土石流災害及び令和3年8月11日からの大雨への対応に係る検証
- ・災害時における家財の一時預かりに関する検討会
- ・風水害時における高齢者施設入所者の避難体制構築に向けた検討会議
- ・令和3年度岐阜県・岐阜大学連携推進会議
- ・岐阜県災害ボランティア支援協議会
- ・避難所及び在宅避難者支援ボランティア検討会

(3) 令和3年度の予算及び決算の概要

款	項	予算	決算	差額
センター費	人件費	8,236,000	8,503,967	267,967
	事業費	6,664,000	3,998,340	▲2,665,660
	小計	14,900,000	12,502,307	▲2,397,693
研究費	研究費	1,115,000	1,226,797	111,797
総計		16,015,000	13,729,104	▲2,285,896

「清流の国ぎふ防災・減災センター運営要綱」によれば、清流の国ぎふ防災・減災センターの運営に係る経費（労務にかかる経費等も含む）は、岐阜県と岐阜大学が等分の負担をすることを基本とし、詳細については双方が協議するものとされている（第5条）。

岐阜県からは、「清流の国ぎふ防災・減災センター運営事業負担金交付要綱」に基づき、清流の国ぎふ防災・減災センターの事業に対して負担金が交付されている。ただし、清流の国ぎふ防災・減災センターには法人格がないため、同負担金の交付先及び支出主体は岐阜大学である。

岐阜県の負担金は、清流の国ぎふ防災・減災センターの運営に係る経費のうち、「セ

ンター費」(人件費及び事業費)に宛てられている。当該人件費、事業費の支出は、清流の国ぎふ防災・減災センター運営要綱第6条に基づき、東海国立大学機構謝金支給取扱要項等、もっぱら岐阜大学の内部規程に基づいて行われる。

一方、「研究費」は、岐阜大学の研究者が岐阜県以外から受ける外部資金(国の委託金等)により賄われている。

2 監査の重点及び監査手続

清流の国ぎふ防災・減災センターについては、人材育成等の事業が適切に実施されているかどうか、実績は上がっているかなどの点に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和4年5月16日、同年9月9日及び令和5年1月13日に事務局長及び同センター所属の岐阜大学教職員からヒアリングを行った。また、メールによる質問を行った。

また、防災課定期監査資料(令和3年7月19日付)、清流の国ぎふ防災・減災センターのウェブサイト、岐阜県と国立大学法人岐阜大学との連携に関する協定書、清流の国岐阜防災・減災センター設置に関する協定書、清流の国ぎふ防災・減災センター運営事業費負担金交付要綱、令和3年度清流の国ぎふ防災・減災センター事業実施状況等の資料を閲覧した。

3 計画・実施状況

(1) 防災に関する計画における位置づけ

ア 岐阜県地域防災計画(一般対策計画) 令和4年3月

岐阜県地域防災計画(一般対策計画)において定められた計画のうち、清流の国ぎふ防災・減災センターの事業内容と関連するものは以下のとおりである。

第2章 災害予防

第2節 防災思想・防災知識の普及

3 (1) 地域住民に対する普及

3 (4) 災害伝承

第4節 自主防災組織の育成と強化

3 (7) 研究の実施

3 (8) 防災人材の育成

第35節 防災対策に関する調査研究

3 (2) 風水害対策基礎調査

3 (3) 火災対策基礎調査

3 (4) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

イ 第2期岐阜県強靱化計画(令和2年3月)

第2期岐阜県強靱化計画において定められた施策のうち、清流の国ぎふ防災・減災センターの事業内容と関連するものは以下のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

- (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成～自助・共助の底上げ～
 防災教育の推進
 住民主体での避難対策の強化
 防災人材の育成
 コミュニティ活動の担い手養成

ウ 岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021（令和3年3月）

岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 において、施策分野ごとの主要施策として挙げられているもののうち、清流の国ぎふ防災・減災センターの事業と関連するものは以下のとおりである。

第2章

- (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成～自助・共助の底上げ～
 防災教育の推進
 住民主体での避難対策の強化
 防災人材の育成

「清流の国ぎふ 防災・減災センター」を核とした防災人材の育成
 コミュニティ活動の担い手養成

(2) 重要業績指標

第2期岐阜県強靱化計画及び岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 において定められている重要業績指標（KPI）のうち、清流の国ぎふ防災・減災センターの事業に関連するものは以下のとおりである。

強靱化計画の施策項目名	主要施策	事業目標		
		指標名	現状値	目標値
防災人材の育成	「清流の国ぎふ 防災・減災センター」を核とした防災人材の育成	「清流の国ぎふ防災・減災センター」による清流の国ぎふ防災リーダー育成講座受講者数（累計）	871人 (R1)	1,700人 (R6)
		「清流の国ぎふ防災・減災センター」による災害図上訓練指導者養成講座受講者数（累計）	1,144人 (R1)	2,700人 (R6)
		「清流の国ぎふ防災・減災センター」による避難所運営指導者養成講座養成者数（累計）	3,291人 (R1)	5,800人 (R6)
		防災士の育成数（累計）	6,726人 (R1)	10,000人 (R6)

4 負担金

【事実関係】

岐阜大学は、岐阜県から交付を受けた防災・減災センター運営事業負担金に関し、岐阜県知事に対して事業報告を行っているが、当該事業報告には、清流の国ぎふ防災・減災センター運営事業負担金交付要綱第7条において添付するものとされているもののうち、収支決算書は添付されているが、補助対象事業に要した経費に係る支払関係書類が添付されていない。

【規範】

清流の国ぎふ防災・減災センター運営事業負担金交付要綱第7条第1項は、「岐阜大学は、防災・減災センター運営事業に属する出納その他の事務が終了したときは、速やかに事業報告書・・・に収支決算書、補助対象事業に要した経費に係る支払関係書類、その他知事が必要と認める書類を添付し、岐阜県知事に提出しなければならない」とする。

また、同要綱第8条は、「岐阜県知事は、この要綱に基づく負担金にかかる予算の執行の適正を期するために必要があるときは、岐阜大学に対して報告をさせ、又は岐阜県知事が指定する職員に防災・減災センター等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。」とする。

【指摘 防災課】

収支決算書だけでは支出が適正になされているかどうかを判断することができないため、経費に係る支払関係書類等も提出させるべきである。

もっとも、年間の支払関係書類は膨大な量となるため、上記要綱に従った運用が実態にあわないのであれば、上記要綱を、実態に即して改訂すべきである。

5 物品の所有関係

【事実関係】

清流の国ぎふ防災・減災センターが使用する什器備品、消耗品等の物品の中には、岐阜県からの負担金を財源として取得されたものが含まれている。

これらの物品は、清流の国ぎふ防災・減災センターの要望に基づき、岐阜大学が岐阜県の負担金を財源として購入したものであり、そのうち備品については岐阜大学の所有物として台帳管理されている。

このような取扱いの理由は、清流の国ぎふ防災・減災センターには法人格がなく、同センターが契約主体及び所有権の主体となることができないためである。

購入された物品の例として、65 インチインフォメーションディスプレイ（ディスプレイスタンド含む。購入金額 327,272 円（消費税込））がある。

【規範】

「清流の国ぎふ 防災・減災センター運営要綱」第5条は、「防災・減災センターの運営に係る経費（労務にかかる経費も含む。）は、県と岐阜大学が等分の負担をすることを基本とし、詳細については双方が協議するものとする。」と定める。

【意見 防災課】

岐阜県の負担金により購入され、専ら清流の国ぎふ防災・減災センターが使用する物品が、岐阜大学の所有物として管理されている状態である。

清流の国ぎふ防災・減災センターに法人格がないことがその理由とされているが、実質的に岐阜県の支出により取得した物品であるし、「清流の国ぎふ 防災・減災センター運営要綱」第5条において、同センターの運営に係る経費は県と岐阜大学が等分の負担をすることが基本とされていることからしても、清流の国ぎふ防災・減災センターの使用に供するために取得した物品が当然に岐阜大学の所有物となることには違和感がある。

物品の内容を見てみると、上記インフォメーションディスプレイなど、岐阜県の他部署においても利用可能と思われる物品が含まれていることから、少なくとも、消耗品以外で将来的に岐阜県の他部署において利用する可能性のある物品については、岐阜県において購入し、岐阜大学に貸与する形を検討することが望ましい。

6 調査研究

【事実関係】

調査研究の対象選定については、清流の国ぎふ防災・減災センターと連携する岐阜大学の地域減災研究センターに所属する研究者の研究内容のうち、清流の国ぎふ防災・減災センターの事業に関連するものを、同センターの意思決定機関である運営委員会において同センターの調査研究と位置付けており、同センターの事業報告である「令和3年度の清流の国ぎふ防災・減災センター事業実施状況」においては、「3 調査研究」において、以下の内容が記載されている。

「○屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯における重点的な調査観測（恵那山プロジェクト）

- ・地震予測情報に関する情報発信のあり方に関する研究
- ・発表論文（*監査人注：3件。表題は省略）

調査研究の対象について、これまでに岐阜県から要望が出されたことはない。

【規範】

「清流の国ぎふ 防災・減災センター設置に関する協定書」第2条（事業の内容）
県と岐阜大学は、前条の目的を達成するため、防災・減災センターを設置し、次に掲げる事業を行う。

略

（3）行政と研究機関が一体となった防災・減災に関する実践的調査研究、社会実験等の調査研究

略

【意見 防災課】

清流の国ぎふ防災・減災センターの事業である調査研究について、岐阜県が積極的に関与しているとはいえない状況である。

同センターの事業として行われるべき調査研究は、「行政と研究機関が一体となった」防災・減災に関する実践的調査研究であるから（「清流の国ぎふ 防災・減災センター設置に関する協定書」第2条（3））、岐阜県は、同センターの調査研究の対象について要望を出すなどして積極的に関与することが望ましい。

7 事業実績の記録化

【事実関係】

清流の国ぎふ防災・減災センターにおいては、技術支援として、自治体及び企業向け知的支援、学校からの相談対応、地域防災課題の相談窓口を行っているところ、行った支援、助言対応等の内容について、十分な記録化がなされておらず、現地に職員が赴いて実施した場合について、旅費関係の復命書が存在するのみである。

また、現地に赴くことなく電話で助言した場合については、記録化がされていない。

【意見 清流の国ぎふ防災・減災センター】

今後の事業計画の前提として実績の記録化が必要であること、また、担当者の交代などがありうることからすれば、助言内容についても記録化することが望ましい。

8 ウェブサイト

【事実関係】

「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座(入門編)」について、岐阜県のウェブサイト(清流の国ぎふ防災・減災センターの紹介部分)において受講案内があり、同講座の「受講申込みフォーム」として、外部リンクが貼られている。しかし、そこをクリックすると、申込みフォームではなく、清流の国ぎふ防災・減災センターのウェブサイトに飛ぶだけになっている。

また、防災士養成講座について、実際には岐阜県内の一部市町での受講も可能であるが、岐阜県のウェブサイト上ではその旨の案内がなされていない。

【意見 防災課】

「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座(入門編)」の受講案内が適切に表示されておらず、受講を検討する人にとっても親切ではないため、修正することが望ましい。また、防災士養成講座について、岐阜県内の一部市町でも受講できる場合がある旨の案内をすることが望ましい。

9 「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」

【事実関係】

清流の国ぎふ防災・減災センターでは、防災・減災に関する専門知識を修得し、地域の防災リーダーとして活躍できる人材を育成する講座として、平成 27 年から「清流の国ぎふ防災リーダー育成講座」を開講している。同講座は、防災士資格の取得要件としての講習に位置づけられるものである。

防災課が設定した令和 6 年までの同講座の受講者数累計目標は 1,700 人であるところ、令和 3 年度末時点での累計受講者数は 1,071 人である。

令和 3 年度の受講者数は 152 人であり、令和 4 年度の受講者数は 176 人である（同年度までの累計受講者数 1,247 人）。

清流の国ぎふ防災・減災センターによれば、防災士資格取得要件としての講習と位置付けるためには会場での開催が必要であり、新型コロナウイルス感染症への対策を実施して開催する必要があることから、年間受講者数の上限は 200 人程度であるが、順調に行けば令和 6 年までに 1,700 人という目標数に近づく見込みである。

10 県立学校の危機管理マニュアルの見直し

【事実関係】

令和 3 年度において、岐阜県教育委員会の学校防災体制支援事業として、全県立学校の危機管理マニュアルの見直しを実施した。令和 2 年度末に、文部科学省から、危機管理マニュアルの見直しの指示があったためである。

岐阜県教育委員会から、清流の国ぎふ防災・減災センターに危機管理マニュアルの見直しを依頼した。

清流の国ぎふ防災・減災センターにおいて、県立学校 66 校 特別支援 21 校の見直しをした。見直しの結果、避難場所などの多数の指摘を受け、全学校において、危機管理マニュアルの改訂が行われた。

見直しのための予算は計上されていたが、結果的に支出はなされず、無償で見直しが実施された。

【参考報告 清流の国ぎふ防災・減災センター】

清流の国ぎふ防災・減災センターの知見が活用された事案であり、参考報告とする。また、結果的に費消負担なく実施されており、業者委託等に比して経済的な方法であったといえる。

11 ウェブサイトにおける動画等の紹介

【事実関係】

清流の国ぎふ防災・減災センターでは、同センターのウェブサイト上の「げんさい

ライブラリ」において、県内で防災・減災の報道・放送を手掛ける各種メディアの有志団体である「ぎふメディアミックス」による防災・減災活動に関するラジオ番組や、過去に開催したげんさい楽座の動画、岐阜県が防災啓発番組として作成した「防災探検隊」の動画等の動画を紹介している。

【参考報告 防災課・清流の国ぎふ防災・減災センター】

県民の防災・減災に関する知識修得に資する取組みであり、参考になる。

清流の国ぎふ防災・減災センター
岐阜県と岐阜大学が共同設置した防災・減災に関するシンクタンク組織です。

センターの概要 最新情報 主な取り組み 詳しい内容 防災人材 防災活動大賞 防災情報 げんさいライブラリ

ぎふメディアミックス
令和4年3月から始まった新プロジェクト。県内で防災・減災の報道・放送を手掛ける各種メディアの有志の皆さんが立ち上げた団体で、令和3年10月の第76回げんさい楽座を「メディアとの連携」をテーマに開催したのがきっかけとなっています。
毎週、岐阜市のメディアユースモスから「てにておラジオ」が提供。防災・減災活動のポイントや、実際に活動している方のお話をご提供していますので、是非ご視聴ください。また、自分も登録してみたいという方は、是非ご連絡下さい。

01 てにておラジオ Vol.21
ぎふメディアミックス Vol.21
2023年1月10日放送
出演：浅井彰子（てにておラジオ）・高木朋義（岐阜大学教授）
「クリスマス特別企画：減災教室カルタ大会」

見る YouTube

※ 各回のテーマ、出演者情報は以下をご覧ください。一覧（プレイリスト）からもご覧いただけます。
→ 第1回 「ぎふメディアミックスとは」浅井彰子・高橋天清博・高木朋義
→ 第2回 「白日本新聞災害からの教訓」小沢清子・浅井彰子・高木朋義

人材育成・啓発 (56)
げんさい楽座 (52)
新型コロナウイルス感染症対策研修 (4)
イベント (33)
振り返り (12)
未分類 (0)

月別記事一覧
月を選択

清流の国ぎふ防災・減災センター
岐阜県と岐阜大学が共同設置した防災・減災に関するシンクタンク組織です。

センターの概要 最新情報 主な取り組み 詳しい内容 防災人材 防災活動大賞 防災情報 げんさいライブラリ

げんさい楽座
げんさい楽座は、専門家と一般お聴者が防災・減災について語り合い、防災・減災への関心を深め、知識を得るとともに、参加者同士が意見交換を行う交流の場です。参加者が相互に理解を深めることで、お互いに助け合えるネットワークづくりと災害に強い地域社会を創りだすことを目指しています。
事前の申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。

第91回げんさい楽座 (R5.1.21)
げんさい楽座
地域防災、災害対応、水害

第90回げんさい楽座 (R4.12.19)
げんさい楽座
地域防災、災害対応、水害

第89回げんさい楽座 (R4.11.28)
げんさい楽座
地域防災、災害対応、水害

第88回げんさい楽座 (R4.10.10)
げんさい楽座

第87回げんさい楽座 (R4.9.26)
げんさい楽座

第86回げんさい楽座 (R4.8.28)
げんさい楽座

清流の国きふ防災・減災センター

群馬県と群馬大学が共同設置した防災・減災に関するシンクタンク組織です。

[センターの概要](#) [最新情報](#) [主な取り組み](#) [詳しい内容](#) [防災人材](#) [防災活動大賞](#) [防災情報](#) [ばんざいライブラリ](#)

進め！防災探検隊

近年岐阜県では、豪雨等による災害が数多く発生しているとともに、「南海トラフ地震」発生の可能性も高まっています。そこで、きふちゃん（減災放送）と岐阜県、当センターがタイアップし、「防災探検隊」を組成し、毎回、様々なテーマごとに防災の疑問を解決していきます。



第7 防災航空センター

1 防災航空センターの概要

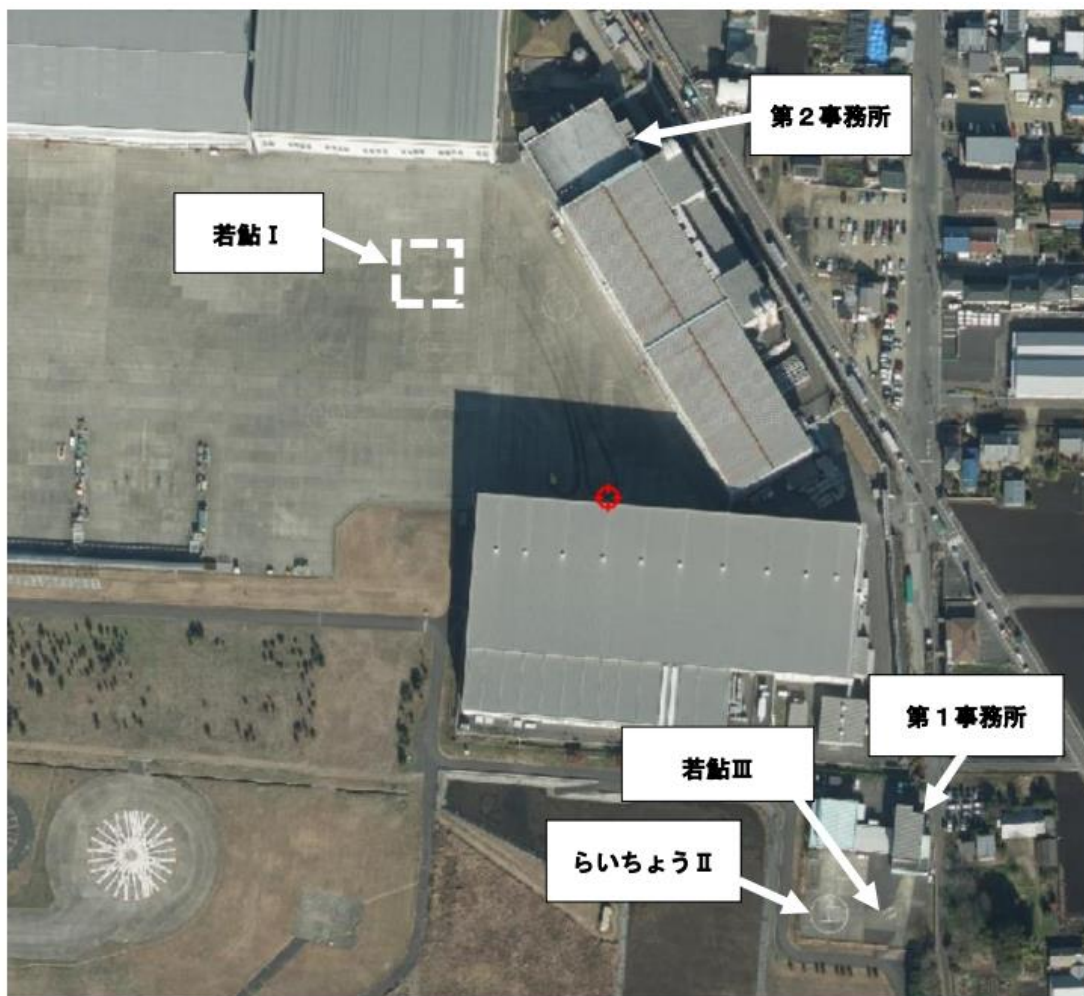
(1) 所在：岐阜県各務原市那加官有無番地

岐阜県防災航空センター 上空写真

第1事務所：航空自衛隊岐阜基地内

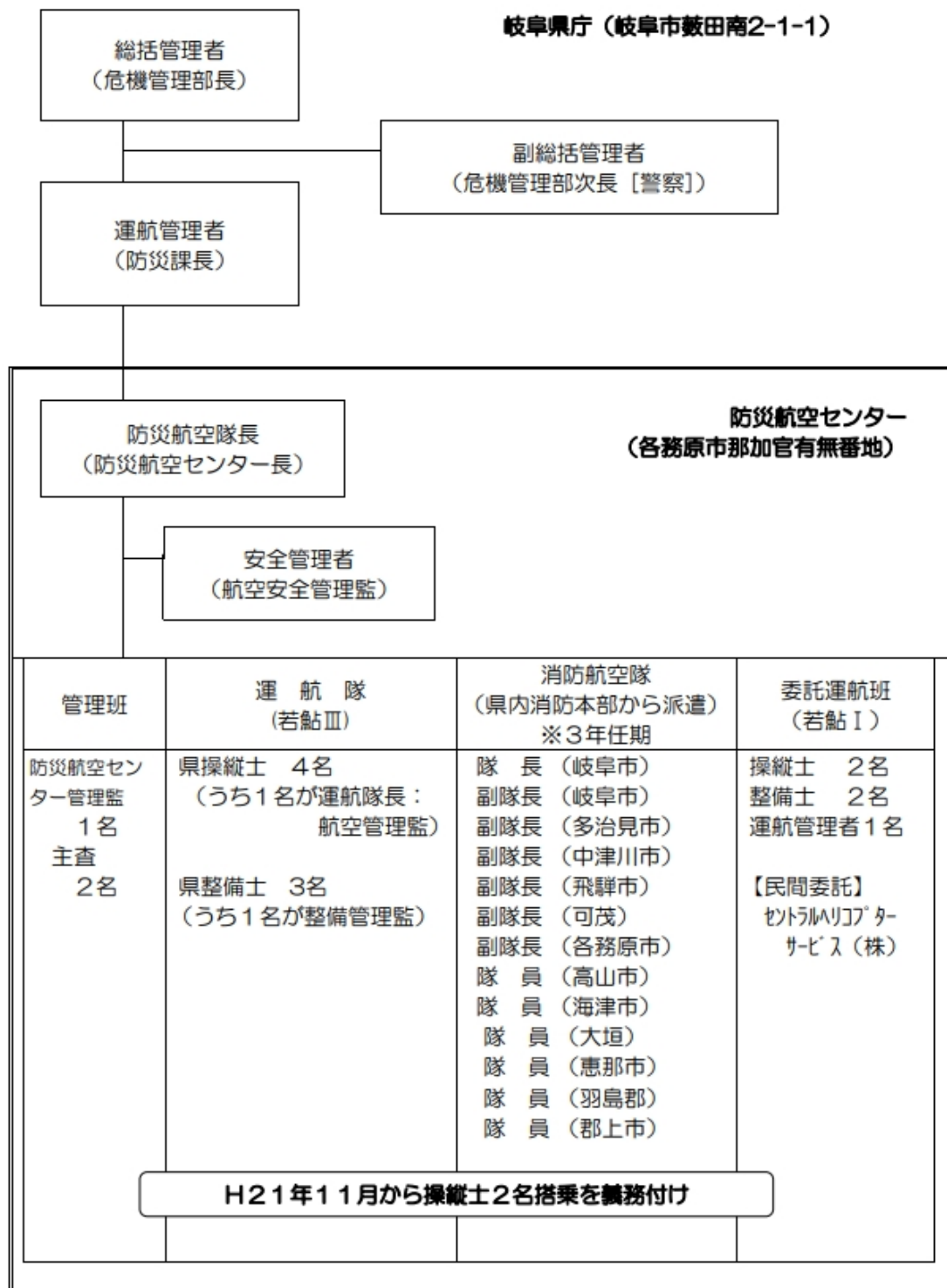
第2事務所：川崎重工業（株）岐阜工場内

※両事務所間の移動距離及び時間は、それぞれ約400m、徒歩約5分



(防災航空センター提供)

(2) 組織 (令和3年4月1日時点)



(3) 令和3年度の支出の概要

ア 防災課の定期監査資料に従った令和3年度における防災航空センターに関する支出としては、防災ヘリコプター管理費 487,217,063 円である。ヘリコプター点検整備・検査費 209,328,651 円（うち修繕料 14,073,133 円）、防災ヘリコプター運航調整交付金（8,975,000 円）、防災ヘリコプター人件費負担金（42,730,000 円）などが含まれている。なお、若鮎 I の運航管理・点検整備業務について 224,570,497 円（うち委託料 166,888,700 円）が支出されている。

イ 防災ヘリコプター基地内航空燃料として、令和3年度は、15,701,650 円の支出が行われている。

2 監査の重点及び監査手続

防災航空センターは、その予算の多くが防災ヘリコプターの関連費に充てられており、それらの支出が適切に行われているか、有効に機能しているかに着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和4年6月7日及び同年9月7日に、防災航空センター長、防災航空センター管理監、防災航空係主査より現地ヒアリングを行った。

資料については、令和元年度、令和2年度及び令和3年度定期監査資料、岐阜県防災航空隊の概要、市町村防災訓練等参加に関する取扱要領、緊急運航報告書、若鮎運航実績、岐阜防災ヘリ整備業務監査報告書、緊急運航報告書、緊急運航キャンセル事案報告書、令和2年7月豪雨災害における活動状況報告書、備品管理台帳、資材耐用年数一覧、安全管理要綱、岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会の提言書、岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会からの提言を踏まえたアクションプラン、アクションプランの進捗状況、少量危険物貯蔵庫完成検査報告などの提出資料等について、書類監査を行った。

3 防災計画上の位置づけ

岐阜県における各種防災計画が定める防災航空センターの機能・強化事項は、それぞれ以下のとおりである。

(1) 岐阜県地域防災計画（一般対策計画）令和4年3月

同計画上、防災航空センターの取組は、第2章「災害予防」では、第1節「総則」の中で、県が備えるべき防災設備と位置づけ、第8節「防災通信設備等の整備」の中では、ヘリコプターによる情報収集活動が予定され、第35節「防災対策に関する調査研究」では、災害危険予知の為の利用が予定されている。

また、第2章内では「航空災害対策」、「鉄道災害対策」、「道路災害対策」「危険物等保安対策」「大規模な火事災害対策」等の各災害対策における情報収集活動、救急・救助活動、搜索活動支援への活用が予定されている。

第3章「災害応急対策」では、第6節「交通応急対策」の中で、道路に関する被害状況の把握、輸送手段としての活用が予定され、第9節「災害情報等の収集・伝達」では、情報の収集・連絡手段の一つとして位置づけられ、第11節「消防・救急・救助活動」では、救急活動への利用が予定され、第16節「孤立地域対策」では、食料品等の生活必需物資の搬送への利用、第26節「救助活動」では、救助活動への利用、第35節「ライフライン施設の応急対策」では、復旧用資機材及び輸送手段としての利用を予定している。

また、第3章内では、「航空災害対策」「放射性物質災害対策」「危険物等災害対策」「林野火災対策」「大規模な火事災害対策」等の各災害対策における被害者等の捜索・把握、災害情報の収集・連絡への利用を予定している。

特に第3章、第15節「県防災ヘリコプターの活用」が計画されており、防災対策上の重要な役割を担っている。

(2) 第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）

同計画の第6章【重点化施策項目】（8）行政機能の欄において、「ヘリコプター広域応援体制の整備」と記載されている。

4 防災ヘリコプターの概要

(1) 防災ヘリコプターの概要

区分	防災ヘリコプター「若鮎Ⅰ」	防災ヘリコプター「若鮎Ⅲ」
運航開始	平成26年12月 機体納入 平成27年3月5日 運航開始	平成23年3月 機体納入 平成23年11月17日 運航開始
購入金額	1,166,400千円	1,297,695千円
運航体制	委託運航 委託先：セントラルヘリコプターサービス(株)	自主運航
機体	川崎重工業 BK117C-2 搭乗定員 10人乗り 全長 13.03m ストレッチャー装置 1台 最高速度 269km/h 最大巡行速度 246km/h 最大運用高度 5,454m 最大航続時間 3時間20分 ・小型で機動性がある。 ・巡航速度が速い。	ベル社 412-E P 搭乗定員 15人乗り 全長 17.10m ストレッチャー装置 1台 最高速度 259km/h 最大巡行速度 226km/h 最大運用高度 6,096m 最大航続時間 3時間00分 ・大型で搭乗定員が多い。 ・高高度での山岳救助が可能 ・航続距離が長い。 ・ヘリテレを装備
装備品	ホイスト装置（吊り上げ救助機材）、リペリング装置（降下装置）、カーゴフック（物資吊り下げ装置）、空中消火装置、ストレッチャー装置、機外スピーカー、サーチライトなど	
基地	川崎重工業(株)岐阜工場内 (防災航空センター第2事務所)	航空自衛隊岐阜基地内 (防災航空センター第1事務所)

飛行時間	令和3年度実績 約199時間 (防災198時間34分)	令和3年度実績 約371時間 (防災209時間20分・県警161時間20分)
離着陸場	<p>・航空法第81条の2（捜索救助の特例）の規定により、捜索又は救助など人命の危機、財産の損傷を回避する場合は、機長判断でどこでも離着陸が可能である。</p> <p>※訓練などでは、臨時離着陸場の許可を受けた場所でしか離着陸できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内の臨時離着陸場 252ヶ所(令和3年4月1日時点) 県内の病院の屋上ヘリポート整備状況 <p>県総合医療センター、岐阜大学医学部附属病院、岐阜市民病院、岐阜赤十字病院、岐阜ハートセンター、大垣市民病院、中濃厚生病院、県立多治見病院、久美愛厚生病院（地上ヘリポート）県立下呂温泉病院、多治見市民病院、松波総合病院、市立恵那病院、（地上ヘリポート）、中部国際医療センター</p>	

【若鮎 I】



(2) 防災ヘリコプターの沿革

平成6年1月1日岐阜県防災航空隊発足（隊員7名）

平成6年1月31日防災ヘリコプター（川崎式BK117B-2）導入

平成6年4月1日防災ヘリコプター「若鮎 I」運航開始

平成 8 年 10 月 31 日防災ヘリコプター（ベル式 412 型）導入
平成 9 年 1 月 1 日防災ヘリ導入に伴い、隊員 13 名に増員
平成 9 年 4 月 1 日防災ヘリコプター「若鮎Ⅱ」運航開始
平成 16 年 6 月 1 日国立岐阜大学医学部付属病院と協定締結
岐阜県版救急ヘリ試行運航開始
平成 17 年 4 月 1 日岐阜県版救急ヘリ運航開始
平成 21 年 9 月 11 日防災ヘリコプター「若鮎Ⅱ」運航不能
平成 23 年 3 月 26 日防災ヘリコプター（ベル式 412 型）導入
平成 23 年 11 月 17 日防災ヘリコプター「若鮎Ⅲ」運航開始
平成 26 年 11 月 30 日防災ヘリコプター「若鮎Ⅰ」（旧）運航終了
平成 26 年 12 月 18 日防災ヘリコプター（川崎式 BK117C-2）導入
平成 27 年 3 月 5 日防災ヘリコプター「若鮎Ⅰ」（新）運航開始

（3）運航目的

岐阜県では平成 6 年 4 月から「若鮎Ⅰ」を、平成 23 年 11 月から「若鮎Ⅲ」を配備し、複雑多様化するさまざまな消防防災業務に対し、県下 20 消防本部と連携して空から迅速な対応を行っている。

消防・救急救助業務や大規模災害時の応急対策の分野において、迅速な対応を可能とする航空機動力活用体制を整備し、県内消防本部との連携のもと、県下の消防防災体制の充実強化を図っている。また、必要に応じ他の都道府県との相互応援協力を実施している。

（4）運航形態

ア 運航形態

若鮎Ⅰは、セントラルヘリコプターサービス（株）との間で、運航・点検・整備に関する業務委託を締結しており、委託運航を行っている。

若鮎Ⅲは、自主運航である。

イ 運航時間

365 日体制。運航時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分。ただし、緊急時で特に必要な場合は、日の出から日没まで。

※夏期（5 月 16 日から 8 月 15 日）は、午後 6 時 15 分まで待機勤務

（5）防災ヘリコプターの活動内容

ア 救急活動

ドクターヘリの運航や交通不便地からの救急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送、高度医療機関への重篤患者の搬送などの活動である。なお、ドクターヘリの運航とは、防災ヘリコプターに医師を乗せて救急現場に向い、現場で重傷病者の救命措置を施したあと、病院まで搬送する業務である。

イ 救助活動

河川等での水難事故、山岳遭難事故、高層建築物火災等における救助及び陸上から接近できない被災者の救出などの活動である。

ウ 火災防ぎょ活動

林野火災における空中消火活動、火災における情報収集・伝達・住民への避難誘導などを行う活動である。

エ 災害応急対策

災害・大規模事故等の状況把握と応急対策指揮、孤立集落等への緊急物資・医薬品等の輸送及び応援要員・医師の搬送、住民への避難誘導及び警報等の伝達などを行う活動である。

オ 災害予防活動

災害危険箇所の調査、各種防災訓練への参加、住民への災害予防広報等を行う活動である。

カ 訓練のための活動

防災業務を遂行するために必要な技術を習得するための訓練を行う活動である。

キ 一般行政活動

県の一般行政での利用である。

(6) 令和3年度における防災ヘリコプターの運航実績

緊急運航（火災防ぎょ、捜索救助等）73回、市町村等訓練等の通常運航259回、その他17回の合計349回である。

区分	活動回数	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	全県	県外
緊急運航	73回	14	8	30	8	7	0	6
火災防ぎょ	火災防ぎょ	5回	0	0	4	0	1	0
	捜索救助	34回	7	5	16	3	3	0
	救急搬送	28回	7	3	10	5	3	0
	災害応急対策	0回	0	0	0	0	0	0
	広域航空応援	1回	0	0	0	0	0	1
	相互応援	5回	0	0	0	0	0	1
自隊訓練	232回	53	73	21	73	7	0	4
市町村等訓練	24回	5	4	6	3	6	0	0
災害予防	1回	0	0	0	0	1	0	0
広域航空応援訓練	0回	0	0	0	0	0	0	0
行政利用	2回	1	1	0	0	0	0	0
その他	17回	10	2	0	1	0	0	4
合計	349回	83	88	57	85	21	1	14

(7) 直近年度別の緊急運航の状況

活動区分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2

火災防ぎょ	9	12	12	9	23	8	6
捜索救助	59	56	56	48	52	44	41
救急搬送	40	34	35	29	30	28	28
災害応急	1	0	0	0	0	0	4
広域・相互応援	8	4	7	5	12	11	7
合計	117	106	110	91	117	91	86

(8) 隣接県との相互応援協定の状況

平成7年10月6日締結 災害時の相互応援に関する協定（福井県）

平成7年11月14日締結 中部9県1市応援協定（福井県・愛知県・三重県・滋賀県・石川県・富山県・静岡県・長野県・名古屋市）

平成10年3月10日締結 岐阜県・滋賀県航空消防防災相互応援協定（滋賀県）

平成15年1月1日締結 富山県・長野県・岐阜県航空消防防災相互応援協定（富山県・長野県）

平成15年9月30日締結（平成27年4月1日改正）

四県一市航空消防防災相互応援協定（静岡県・三重県・愛知県・名古屋市）

平成20年10月14日締結 石川県・岐阜県航空消防防災相互応援協定（石川県）

平成22年4月12日締結 福井県・岐阜県航空消防防災相互応援協定（福井県）

5 アクションプラン

【事実関係】

令和元年度、職員間のハラスメント事案及び機体の点検・整備に係る不適切事案が発覚した。

令和2年1月の若鮎Ⅲの運航再開に向けての再発防止策について提言を行うことを目的に岐阜県防災へり運航管理のあり方検討会が設置され、令和2年3月に提言書が取りまとめられた。

令和2年4月、岐阜県は、岐阜県防災へり運航管理のあり方検討会からの提言を踏まえたアクションプランを策定・公表した。アクションプランには、提言を踏まえ、再発防止策、若鮎Ⅲの運航再開時期、中長期的な検討テーマについての記載がなされている。

令和2年7月末、アクションプランの進捗状況が取りまとめられ、公表がなされた。進捗状況については次のように記載されている。

(1) 「実施済み」とされたもの

- ・防災航空センター管理監の配置
- ・ハラスメント相談窓口の設置
- ・「岐阜県防災ヘリコプター整備管理要領」の策定
- ・防災ヘリ運用上遵守すべき法令・手続きに関する手順書の策定
- ・防災ヘリ運用上遵守すべき法令等の勉強会の実施
- ・点検表の改善
- ・外部アドバイザーの起用
- ・情報共有・報告手順のルール化
- ・「岐阜県防災ヘリコプター危険物管理要領」の策定
- ・「岐阜県防災ヘリコプター安全管理要領」の改正
- ・適切な人員配置と役割分担の明確化
- ・長期的な人事計画の策定
- ・若手整備士及び操縦士の育成に向けた体系的な育成プログラムの策定
- (2)「継続的に実施中」とされたもの
- ・ハラスメント相談窓口の周知
- ・育成プログラムによる研修受講等の促進
- ・防災課と防災航空センター管理職員の業務分担の見直し
- ・育成プログラムの運用及び検証の実施
- ・県警との相互理解と連携の深化
- (3)「年度内に実施予定」とされたもの
- ・定期的な外部監査の導入
- ・CRM研修会の実施
- (4)「今後実施予定」とされたもの
- ・「岐阜県防災ヘリコプターCRM訓練実施要領」の策定
 - ※なお、令和2年10月1日策定されている（令和2年11月1日施行、令和3年12月28日改訂）。
- ・若鮎Ⅲの運航再開
 - ※なお、若鮎Ⅲは、令和2年10月から運航が再開されている。
- (5)「実施中」とされたもの
- ・危険物管理にかかる屋内貯蔵所の設置
 - ※なお、令和3年1月27日に防災航空センター第1事務所少量危険物貯蔵庫が完成した。各務原市火災予防条例施行規則に基づく「少量危険物貯蔵庫・取扱い開始届出書」にかかる各務原市消防本部の現地確認を終え、同日、各務原市消防本部より使用を認められ使用開始。
- ・長期的な人事計画の策定
 - ※なお、令和2年6月30日付けで「岐阜県防災ヘリコプター人事育成基本方針」が策定されている（令和4年1月18日改訂）。また「防災航空センター 操縦士・整備士 長期計画（令和2年7月）」が作成されている。

6 長期的な人事計画

【事実関係】

岐阜県防災ヘリ運航管理のあり方検討会からの提言では、防災航空センターの組織の特殊性として、次の点に言及がなされている。

防災航空センターは、県の一般的な職場と異なり、少数かつ多職種の多様なキャリアと専門性を有する職員で構成され、操縦士及び整備士は人事異動がないなどの特異性のある組織である。

．．．

(5) 適切な人員配置と役割分担の明確化

整備士及び操縦士の業務内容や職員の能力・経験年数を踏まえた適切な人員配置と役割分担の明確化を図るべきである。とりわけ、安定的な運航体制を確保するため、定数各3名を早期に確保するとともに、長期的な人事計画に立って定数増についても検討すべきである。

上記提言に基づき令和2年6月30日付けで「岐阜県防災ヘリコプター人事育成基本方針」が策定されている（令和4年1月18日改訂）。

同基本方針では、職種（操縦士、整備士、消防航空隊員、事務職員）ごとに人事育成の目標及び期間が定められている。また職種ごとの育成プログラムが策定され、訓練課程や審査項目が定められている（令和2年6月策定、操縦士育成プログラムは令和4年1月、整備士育成プログラムは令和4年3月改訂）。

また職員の採用計画につき、「防災航空センター 操縦士・整備士 長期計画（令和2年7月）」が策定されている。現職員の退職年度に併せ、令和2年から令和22年度までの採用目標にかかるスケジュールが策定されている。

7 備品管理台帳

【事実関係】

備品管理台帳には、「品目コード」「物品固有番号」「取得年月日」「製品名・規格等」「保管場所」「写真」「備考（耐用期限等）」の記載欄が設けられている。

救護器具などの備品は、各資材耐用年数（メーカー耐用年数）とともに、岐阜防災更新計画にて耐用年数が定められている。

耐用年数は、「各資材耐用年数一覧」に記載があるものの、備品管理台帳の「備考（耐用期限等）」の欄には何も記載されていない。

【意見 防災航空センター】

備品管理台帳は、保管場所の記載とともに、対象備品の写真が添付された内容となっており、一見して対象備品を判別することができ、現物実査を容易にするものとなっている。

よりよい内容とするため、備品のうち救護器具や自己確保器具などについて、「備考（耐用期限等）」の記載欄に耐用年数を記載することが望ましい。

8 不用品の処分

【事実関係】

第1事務所内に、「廃棄予定 使用不可」とのシールの張られた物品（以下、「当該コンプレッサー」とする）が保管されていた。ヒアリングによれば、当該コンプレッサーは、平成17年に格納庫を設置した際に配管を利用して使用する大型のコンプレッサーであり、配管の定期点検など整備効率が悪く、メンテナンスに経費がかかることから、令和2年度の整備にかかる外部監査より、機動性のある小型のコンプレッサー



の導入についての助言がなされた。その結果、令和4年2月に小型のコンプレッサーを購入した。現在は、小型のコンプレッサーで各対応が可能となっており、当該コンプレッサーは整備が必要なこともあり、使われていない。ただ、今後の整備の更新により利用が再開される可能性があるとのことである。

「廃棄予定 使用不可」とのシールについては、管理担当者と現場整備士との間での行き違いがあり、貼られることとなったとのことである。

【規範】

地方財政法第8条（財産の管理及び運用）において「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と定められている。

【指摘 防災航空センター】

将来的に使用する予定があるのであれば、「廃棄予定 使用不可」との誤解を与えるシールを張って管理をするべきではない。

【改善報告】

現在は、シールをはがしたうえで、管理担当者と現場整備士との間で、情報の共有がなされたとのことであり、改善報告とする。

第8 岐阜県広域防災センター

1 概要

所在地：各務原市川島子綱町2151

(岐阜県のホームページより)

(1) 設置目的

岐阜県広域防災センターは、県民の防災知識の普及・向上や防災用資機材の備蓄等を目的として、昭和57年に開設された防災学習体験施設である。

岐阜県広域防災センターは、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例上、公の施設として設置の上、施設の種類としては、「県民の防災知識の向上を図るた



めの展示、研修及び防災訓練指導を行う施設」(別表第一)とされ、同条例の規定に基づき、「岐阜県広域防災センター管理規則」が制定されている。

岐阜県広域防災センターの施設は、消防学校に隣接しており、本館施設は、平成26年度に危機管理政策課から防災課に移管しているとのことである。

(2) 施設概要 (本館)

- ・鉄筋コンクリート造3階建／建築面積347.42㎡、総床面積1,076.4㎡
- ・昭和56年の新耐震基準に基づき建築されている。
- ・学習・体験館として、地震体験装置(平成16年度更新)、消火器操作体験、過去の災害、防災啓発パネル等の展示を行っている。

1階 (地震体験装置)

- ・仕様：駆動方式：電動式
- ・定員：8人～10人
- ・特徴 正面に100インチスクリーンを配置し、地震によって崩れゆく建物など被災する街並みを映し出し、左右の壁面には家屋の倒壊を再現する「バーチャルウォール」や、食器棚が倒れる様子を再現する「カラクリウォール」を備えている。



・再現する地震 (6種類)

濃尾地震(濃尾大震災)、関東地震(関東大震災)、兵庫県南部地震(阪神淡路大震

災)、新潟県中越地震、東海地震(想定)、東南海地震(想定)

2階(展示パネル、岐阜県地形ジオラマ)
・風水害、雪害、火山、林野火災、消防団について解説したパネルを展示している。



3階(避難所体験)
・感染対策とプライバシー保護を考慮した模擬避難所を設置し、避難所における生活を疑似体験できる。



(3) 開館日等

- ア 入館料 無料(訓練実習も無料)
イ 開館日 毎週火～金曜日 毎月第3日曜日
※祝日及び年末年始(12月28日～1月4日)は休館
ウ 開館時間 午前9時から午後4時30分まで

(4) 利用実績

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
人数	4,707	4,219	4,323	499	895

(5) 予算及び決算概要

令和3年度予算として、広域防災センター運営費11,468,029円、防災資機材等整備事業費1,232,040円が決算認定されている。

なお、岐阜県広域防災センターは防災課の所管する施設である。

2 監査の重点及び監査手続

岐阜県広域防災センターは、県民の防災知識の向上を図るための展示、研修及び防災訓練指導を行うことも目的とした施設であることから、施設や地震体験車が目的のために十分利活用されているかに着目して監査を実施した。また、県の防災資機材の

拠点施設でもあることから、その備蓄方針や管理状況に着目して監査を実施した。

なお、同センターに隣接する防災備蓄館は、岐阜県の備蓄拠点の中で最も大きく、岐阜県全体の備蓄に関する指摘・意見も本項目で報告する。

具体的な監査方法としては、令和4年5月11日、同年8月26日には現地往査において、令和5年2月1日、同月20日には岐阜県庁において、防災課担当からのヒアリングを実施するとともに、現地往査においては、本館施設、地震体験車、防災備蓄館の視察を行った。

また、定期監査資料（防災課・令和2年7月16日、同・令和3年7月19日、同・令和4年7月21日）、岐阜県広域防災センター管理規則（昭和57年7月30日規則第79号）、岐阜県広域防災センターの管理運営について（平成19年10月12日防第253号危機管理統括官通達）、岐阜県広域防災センターカードキー接受簿、広域防災センタープログラムと題する資料、館内見学と題するアナウンス資料、地震体験説明と題するアナウンス資料、岐阜県地域域防災計画、岐阜県災害時広域受援計画、岐阜県保管防災資機材一覧（令和4年5月1日時点）、地震体験車に関する資料一式、広域防災センター令和4年度夏休み期間中の特別開館に関するアンケート調査結果報告書などの提出資料等について、書類監査を実施した。

3 防災計画上の位置づけ

岐阜県における各種防災計画が定める岐阜県広域防災センターの機能・強化事項は、それぞれ以下のとおりである。

（1）岐阜県地域防災計画（一般対策計画）

同計画上、岐阜県広域防災センターの取組は、第2章、第2節「防災思想・防災知識の普及」の中で、地域住民に対する普及として、住民が防災の基本理念を理解し、正しい知識と判断を持って行動できるように行われる手段の一つとして、施設が位置づけられている。

また、岐阜県広域防災センターには、防災備蓄館が隣接し、災害時に必要とされる防災用資機材が保管されており、第2章、第17節「必需物資の確保対策」における県備蓄の拠点施設として位置づけられる。

（2）第2期岐阜県強靱化計画

同計画上、岐阜県広域防災センターの取組は以下の様に位置づけられている。

（防災教育の推進）

○ 「広域防災センター」の展示内容が老朽化・陳腐化しているためリニューアルを行い、県民、学校、自治会、自主防災組織等を対象とする防災教育の拠点としての機能を高める。

（3）岐阜県強靱化計画アクションプラン2021

岐阜県広域防災センターに関連する岐阜県強靱化計画アクションプラン事業の

概要は以下のとおりである。

広域防災センター

(単位：千円)

No.	強靱化計画の施策項目名	主要施策	R3年度 当初予算額	事業目標		
				指標名	現状値	目標値
23	防災教育の推進	「広域防災センター」を活用した防災教育の推進	1,600	広域防災センター年間利用者数	4,323人 (R1)	7,000人 (R6)

岐阜県強靱化計画アクションプランに記載されている予算額は、岐阜県広域防災センターの運営費である。

4 施設の運営

(1) 施設の管理

【事実関係① 施設管理】

ヒアリングによれば、岐阜県広域防災センター内の鍵の管理については、メインキーについては本課において管理簿作成のうえ管理しているとのことであったが、メインキー以外のセンター内の鍵の管理については、管理簿は存在しないとのことであった。

【意見 防災課】

不特定多数の者が出入りする公の施設においては、施設内の鍵について、鍵の管理簿を作成することが望ましい。

【改善報告】

監査人からの意見を受けて、令和5年2月20日に、施設内の個別の鍵の管理簿も作成し、今後は管理簿により管理を記録するとのことであり、改善報告とする。

【事実関係② 遺失物の管理】

遺失物の管理について、ヒアリングによれば、過去、2、3年保管されていたものを処分したことがあった。また、警察への届け出はしていない。

【規範】

遺失物法第13条は、「施設占有者は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。」と規定する。これを受けて、管財課は、遺失物取扱要領（平成21年9月15日管第245号）を定めている。

【指摘 防災課】

遺失物法及び遺失物取扱要領に則った処理をすべきである。

【事実関係③ 開館日、開館事案の変更】

岐阜県広域防災センター管理規則第2条は、「センターの開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。」（第1項）、「前項の規定にかかわらず、知事は、必要があ

ると認めるときは、開館時間を変更することができる」(第2項)と規定している。また、同規則第3条1項1号は、センターの休館日について、毎月第3日曜日を除く日曜日、月曜日及び土曜日とし、「前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、休館日を変更することができる」(第2項)と規定している。

岐阜県広域防災センターは、令和4年度の夏休み期間中は、土日も開館することとし、開館時間も午後4時30分から午後5時30分まで延長している。開館日と開館時間を変更した際の決裁資料を閲覧したところ、専ら、夏休み期間中のセンター職員の勤務体制についての決裁資料であり、課長決裁とされている。ヒアリングによれば、開館日と開館時間の変更については、部長にも説明しており、了解を得ているとのことであった。

【規範】

岐阜県事務決裁規程第5条第1号は、部長の専決事項とされるものの基準として「部の所掌する事務及び事業の実施計画及び実施方針に関すること。」と規定する。また、第6条第1号は、課長の専決事項とされるものの基準として、「事務の実施に関すること。」と規定している。

【指摘 防災課】

公の施設である岐阜県広域防災センターの開館日や開館時間の変更は、事務の実施というより、実施計画や方針に類する事項と考えられる。管理規則第2条2項、第3条2項に基づき開館日や開館時間を変更する場合には、少なくとも部長決裁を受けるべきである。

(2) プログラム策定と情報発信

【事実関係①】

岐阜県広域防災センターには、1階に地震体験装置があり、2階に過去の大規模地震の写真等が展示されており、3階に視聴覚室がある。ヒアリングによれば、平日は、学校の児童生徒や、企業の外国人等新入職員の研修、土日祝日は家族連れが訪れることが多いとのことである。しかし、利用者の需要や属性に応じて、施設内にある資源を連結した防災プログラムが策定されていないため、岐阜県広域防災センターにおいて、どのようなプログラムを受けることができ、これによって、どのような防災に関する効果が得られるのかが明確でない。

【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例、別表第1は、岐阜県広域防災センターの種類として「県民の防災知識の向上を図るための展示、研修及び防災訓練指導を行う施設」と規定する。

【指摘 防災課】

利用者の属性に応じた防災プログラムを策定し、県民の防災知識向上を図るべきである。

【事実関係②】

岐阜県広域防災センターのホームページを閲覧したところ、施設や設備の紹介がされているのみである。また、プログラムが策定されていないことから、どの程度の時間をかけて、どのような体験ができるかが明確でない。また、岐阜県広域防災センターは、地理的に分かりづらい場所にあることもあり、認知度は低いと言わざるを得ない。ヒアリングによると、防災課としても、認知度を上げ、施設を利活用すべく周知する必要があると認識しているとのことであった。

【意見 防災課】

ホームページは、施設の魅力を伝え、来館へと繋げる重要なツールである。施設の利活用を目指すのであれば、フロアガイド、イベントの案内、見学予約、アクセスが一覧できるようなホームページとすることが望ましい。また、プログラムを複数策定した上で、ホームページ上において、どれ位の時間で、どのような体験ができ、どのような効果が期待できるかについても明示することで、来館へと繋げることが望ましい。例えば、静岡県地震防災センターのホームページでは、以下のとおり、「フロアガイド」、「イベント・学習」、「知る・学ぶ・調べる」の項目分けが分かり易く、「見学予約」の項目では、見学コースと所要時間が明示されており、参考になる。



更新日：令和4年12月22日



(出典 静岡県地震防災センターのHP)

見学コース及び所要時間	Aコース (1階) ふじのくに防災シアターと地震津波ゾーン (60分)
	Bコース (1階) ふじのくに防災シアターと地震津波ゾーン (2階) 風水害ゾーンまたは火山災害ゾーンの展示案内 (90分)
	Cコース (1階) ふじのくに防災シアターと地震津波ゾーン (2階) 風水害ゾーンと火山災害ゾーンの展示案内 (90分)
	Dコース (1階) ふじのくに防災シアターと地震津波ゾーン (2階または3階) 防災講話 (90分)
	Eコース (1階) ふじのくに防災シアターと地震津波ゾーン (2階) 風水害ゾーンと火山災害ゾーンの展示案内 (2階または3階) 防災講話 (120分)
	※ご希望のコースをお選びください。

(出典 静岡県地震防災センターのHP)

(3) 企画の立案

【事実関係】

令和4年8月20日と21日、防災課は「防災教育フェア」という企画を初めて実施した。ヒアリングによれば、センターとして水害に対するコンテンツが弱いと感じてい

たため、中部まちづくり協議会に依頼し、VRゴーグルを使用した水害体験を企画したほか、消防学校と協働した放水体験、防災ヘリの展示も目玉として行った。予算は160万円規模で、145名の参加者があった。地元小学校にチラシを配布したところ、受付開始16分で満員となったとのことである。

【意見 防災課】

防災教育に対する需要は高く、岐阜県広域防災センターが果たすべき役割は重要である。岐阜県広域防災センターは、魅力的な企画を立案して来館を促し、もって県民の防災知識の向上を図ることが望ましい。

今回の企画は、水害コンテンツの充実など目的意識をもった企画があり、消防学校や関係団体と協働した魅力的な事業として評価できる。岐阜県広域防災センターは、消防学校が隣接しており、防災教育を行える人材や設備を調達しやすい環境にあることはメリットであることから、企画立案に当たっては、消防学校等の関係機関と協働した企画が望まれる。

(4) 事業評価

【事実関係】

岐阜県広域防災センターの設置目的は、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例、別表第1の「県民の防災知識の向上を図るための展示、研修及び防災訓練指導を行う施設」と考えられる。評価軸として、岐阜県強靱化計画アクションプラン2022

(令和4年3月)には、令和6年度までに年間利用者数7,000人との目標が掲げられているが、目標と現状のギャップから対処すべき課題が検討されておらず、目標を達成するための具体的実行計画が存在しないため、PDCAサイクルが機能していない。

【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

【意見 防災課】

現状を分析したうえで、適切なKGI（目標達成指標）を策定し、目標と現状のギャップから対処すべき課題を検討したうえで、KPI（重要業績評価指標）のための実行計画を策定していくことで、PDCAサイクルを回していくことが望ましい。

(5) アンケート

【事実関係】

岐阜県広域防災センターでは、来館者数は把握しているものの、その内訳（例えば、年齢層や予約来館者と飛び込みによる来館者の割合など）については把握していない。来館者アンケートは、平成18年度に実施したほか、令和4年度には開館日や開館時間延長に関する意向調査を主目的としたアンケートを実施しており、付随的に利用者の満足度調査も実施しているが、これまで、施設利用者の満足度を調査することを

主目的としたアンケートは継続的に実施されていないことが確認された。

なお、広域防災センター令和4年度夏休み期間中の特別開館に関するアンケート調査結果報告書によれば、令和4年7月21日から8月31日までの夏休み期間中、541名の来館者のうち163名から回答を得ている。また、令和4年8月20日と21日に開催した親子防災イベントでは、145名の参加者のうち142名から回答を得ているとのことである。

【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

【指摘 防災課】

アンケートは、事業評価や事業改善の基礎となる重要な要素である。まずは、施設利用者の満足度等を調査するためのアンケートを、継続的に実施すべきである。

また、アンケートを適切に評価し、PDCAサイクルに繋げるためには、一定数のアンケートを確保すべきことに留意する必要がある。令和元年度の大分市包括外部監査では、「アンケート結果を適切に評価するための量の十分性の方針の確立」として、統計学的視点からの提言がされており大変参考となる（同報告書243頁～244頁）。詳細は、同報告書等を参照していただきたいが、必要なサンプル数であるアンケート数は、許容誤差（アンケート数と母集団である利用者との誤差。例えば、許容誤差5%とした場合、アンケートで「満足」としている者が80%とすると、利用者のうち80%±5%、つまり75%～85%の者が「満足」としている」と評価できる。）や、信頼度（アンケートがどの程度の確率で許容誤差内かを示す数値）をどのように設定するかで大きく異なることに留意する必要がある。

（6）ランドデザイン

【事実関係】

岐阜県広域防災センターには、地震体験装置、濃煙迷路体験施設、消火体験を除いて、県民の防災意識を高めるための体験型設備は更新されていない。令和4年度は、避難所の暮らしを体験するための簡易テントを設置しているが、他県と比較して、県民の防災知識の向上のための魅力的施設になっているとは言い難い。

また、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例上、岐阜県広域防災センターは「県民の防災知識の向上を図るための展示、研修及び防災訓練指導を行う施設」、防災交流センターは「県民の防災知識の向上を図るための展示及び研修を行う施設」を施設の種類として掲げており、設置目的が重複しており、その位置づけが明確でない。

【意見 防災課】

岐阜県広域防災センターと岐阜県防災交流センターのそれぞれの位置づけや役割を明確にしたうえで、両センターの中長期的なランドデザインを策定することが望ましい。

5 地震体験車

(1) 地震体験車の概要

ア 震度1から震度7までの9種類の震度階級を選択し体験できる。

イ 6種類（関東大震災、兵庫県南部地震、新潟中越地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震、北海道胆振東部地震）の過去実際に発生した再現地震と、8種類（南海トラフ地震、揖斐川-武儀川断層帯地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、長良川上流断層帯地震、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震、阿寺断層帯地震、跡津川断層帯地震、高山・大原断層帯地震）の今後発生すると想定されている地震が体験できる。

ウ 音声ナレーション及び画面テロップを6か国語（日本語、英語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語）の中から選択できる。

エ 振動台の動力源としてリチウムイオン電池を使用しており、作動に際して排気及び騒音が出ないため、屋内での運用も可能。

オ 災害時における電源車としての活用も可能。（例：800W家庭用クーラーなら10時間他）



(2) 利用実績

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
貸出件数	118	64	19	0	15
利用人数	10,468	11,742	2,547	0	1,948

(3) 地震体験車の再調達

地震体験車は、大規模地震の体験を通して災害への備えを啓発する機器として、新型コロナウイルスの影響前は、年間約1万人以上の県民に利用されてきており、県の所有する地震体験車の需要は高いものがある。貸出については、岐阜県地震体験車貸出要領により、5か月前の月初に受付を開始しているが、予約が重複した場合は先着順となる。

旧地震体験車は平成20年度に導入されたもので、平成30年度から31年度にかけて経年劣化による故障が相次ぎ、令和元年度には半年以上使用することができなかった。その都度修繕により対応してきたものの、これ以上の修繕は安全確保及びコストの観点から非現実的であるため、令和3年2月16日に再調達された。

新たな地震体験車は、リチウムイオン電池（東芝製のSCiB）を震動装置の動力源としたもので、災害時の電源供給車としても活躍することが可能とのことである。しかし、全国初のSCiB10モジュール仕様としたことにより、これを製造できる業者が全国で1社、これを納入できる販売代理店が県内では1社に限られ、随意契約により調達されている。

【事実関係①】

災害時の電源供給車として使用するために、ハイスペックなSCiB10モジュール仕様としている。しかし、岐阜県地震体験車貸出要綱は、第3条（用途）において、「地震体験車は、原則として地震に関する防災知識の普及啓発の他、災害時における電源供給等、防災に関わる用途に供する。」と規定するのみであり、災害時における電源供給車の具体的な使用ルールについての規定が存在しない。

【意見 防災課】

災害時の電源供給車として使用する必要が生じた場合の、地震体験車としての貸出と電源供給車としての使用の優先関係やその決定権者、電源供給車として貸し出す場合の手續などについて、具体的ルールを策定することが望ましい。

【事実関係②】

現在の地震体験車は、①9種類の震度階級を選択し体験できるほか、②6種類（関東大震災、兵庫県南部地震、新潟中越地震、東北地方太平洋沖地震、熊本地震、北海道胆振東部地震）の過去実際に発生した再現地震と、③8種類（南海トラフ地震、揖斐川-武儀川断層帯地震、養老-桑名-四日市断層帯地震、長良川上流断層帯地震、屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震、阿寺断層帯地震、跡津川断層帯地震、高山・大原断層帯地震）の今後発生すると想定されている地震が体験できる仕様になっている。

ヒアリングによれば、どの地震を選択したかという使用状況は自動で記録が残るため把握できており、③8種類の想定地震よりも、②6種類の再現地震が利用されることが多い。特に、利用者が多い場合には、熊本地震など最初の方にインパクトが大きい（揺れが大きい）ものを選ぶことが多いとのことである。

【意見 防災課】

多数の再現地震や想定地震を取り揃えているのであれば、メニューを偏らせることなく、イベントや防災訓練、教育の目的に合わせてその効果を最大限高めるため、メニューを適切に使い分け、地震体験車の能力を十分に引き出す工夫をすることが望ましい。

6 防災備蓄館

（1）防災備蓄館の概要

岐阜県広域防災センターの防災備蓄館は、県の災害時に必要とされる防災用資機材の中核施設として位置付けられており、一般災害、孤立集落対策、林野火災、広域防

災拠点運営のための資機材が備蓄されている。

備蓄館内部はラック式の倉庫になっており、資機材の出し入れには専用のフォークリフトを使用する。



防災備蓄館（外観）



ラック式の倉庫



専用フォークリフト

（２）不測事態の想定

【事実関係】

岐阜県広域防災センターは、地理的に周囲を河に囲まれており、ヒアリングによれば、岐阜県側から通じる橋が通行できなくなった場合には、愛知県側からアクセスしなければならなくなる。また、岐阜県広域防災センター自体が被災した場合のシミュレーションはしていないとのことであった。

【意見 防災課】

岐阜県広域防災センター自体が被災した場合、アクセスの問題や、ラック式倉庫の高所にある資機材をフォークリフトで搬出できない可能性もある。センター自体が被災した場合のシミュレーションを実施することが望ましい。

（３）備蓄計画

【事実関係】

ヒアリングによれば、災害用の備蓄は、原則市町村が行うべきであり、市町村で補えないものや、数が足りないものを県が備蓄するという考え方が基本となっている。県は、令和４年度からは、物資調達・輸送調整等支援システムにより把握しているとのことであるが、市町村の備蓄状況を踏まえて、岐阜県広域防災センターとして備蓄しておく防災資機材として、何がどの程度必要かという根拠は存在しない。また、岐阜県広域防災センターとして備蓄しておく防災資機材の種類や数量について、防災会議や専門家の意見を求めたことはないとのことである。

【意見 防災課】

岐阜県広域防災センターとして備蓄しておく防災資機材の種類や数量について、防災会議や専門家の意見を求めたうえで、明確にすることが望ましい。

（４）防災資機材に関するルール

【事実関係① 岐阜県防災資機材運用要綱】

岐阜県においては、岐阜県広域防災センターに保管される資機材については、「防災資機材倉庫及び防災資機材管理規程」が存在し、その他の災害応急対策用の備蓄については「岐阜県防災資機材運用要綱」が定められている。

岐阜県防災資機材運用要綱においては、第5条で防災資機材を使用しようとする者は、岐阜県防災資機材借受申請書を提出することとされており、第8条において、使用者は毛布については、同等の新規製品の返還をすることとされており、具体的な手続の方法が定められている。

しかし、同要綱は、防災資機材を記載した別表のみが適用の対象であり、飛騨総合庁舎においては、同じ倉庫内に同要綱の対象となる防災資機材と、対象とはならない防災資機材が混在する状況であった。

要綱の対象とならない防災資機材の貸し出し等については、岐阜県会計規則に沿った扱いを行うこととなっている。

【規範】

岐阜県会計規則 98 条 3 項は、収支等命令者は、第 1 項の規定により物品を貸し付けるときは借受書を、相手方から徴するとともに、物品登録内容変更書により当該貸付けに係る事項を記録しなければならないと定めており、返還時の方法については、岐阜県防災資機材運用要綱に定めるような具体的な規程がない。

【意見 防災課】

飛騨総合庁舎の防災倉庫のように、物品によって取扱いの根拠が異なることになることは、今後の利用において法規に従った運用に支障をもたらす原因となる。

取扱いの混乱が生じないように、管理物品の貸出等の法的関係を整理し、防災資機材一覧表の整理を行うのが望ましい。

また、岐阜県防災資機材運用要綱を管理する防災課は、現場の保管物品の状況を考慮して、同要綱による管理が行き渡るよう、現場で管理する物品を防災資機材要綱の別表に反映するのが望ましい。

【事実関係② 防災資機材等の点検】

各地の防災資機材について、飛騨県事務所では、職員の任意により、3か月に1回、衛星可搬局などの通信設備やその他の防災資機材（発動発電機等）の点検を行っているとの事例が確認された。なお、衛星可搬局については、保守業者による定期点検を年1回行い、点検記録簿が担当課に提出されている。

監査人が各県事務所職員による当該点検の実態を確認したところ、全庁的な点検の方法を定めた規約等は存在しておらず、あくまで各県事務所職員の任意の点検に過ぎず、点検簿もない為、実際の点検の有無を確認することは出来なかった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条の2は「職員は、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る

事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とし、文書を作成すべき事項の例として同1号で「条例及び規則の制定または改廃並びにその経緯」と定めている。

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

【指摘 危機管理政策課・防災課】

各地の県事務所等で保管する防災資機材等の管理に関しては、現状は県事務所職員の任意に任せているが、任意の管理では引き継ぎの内容によっては点検が実施されないおそれがある。また、実際に管理されているかを県事務所長や担当課が確認する意味でも点検簿等の作成は必要である。

防災資機材等として保管されている物品は、複数の課にまたがっていることから、各担当課と協議の上、点検回数や点検方法等について適切な管理方法を定めて規約・マニュアル・点検簿等を作成すべきである。

(5) 防災資機材の情報管理

【事実関係】

防災課は、「岐阜県保管防災資機材一覧」を作成し、県内各地に保管する防災資機材の品目・個数・備置場所等を統合的に管理している。

令和4年6月1日時点の「岐阜県保管防災資機材一覧」によれば、物品は、「一般災害」、「孤立地域対策」、「林野火災」及び「広域防災拠点運営」という用途区分において管理されており、このうち、西濃県事務所の物品については、「一般災害」と「広域防災拠点運営」の2区分において、それぞれ品目及び個数が記載されている。

他方、西濃県事務所が有する防災資機材に関する「一覧表」においては、「災害用・啓発用備蓄品」、「災害用資機材」、「県広域防災拠点（ソフトピア、浅中公園）運用資機材」、「避難所用感染症対策資機材」、「業務継続計画対応職員用」及び「通信関係の機器」という区分において管理されている。

防災課が「岐阜県保管防災資機材一覧」において把握している物品は、西濃県事務所が有する物品のうち、「県広域防災拠点（ソフトピア、浅中公園）運用資機材」及び「避難所用感染症対策資機材」に記載された物品のみであり、それ以外の物品については、把握されていない。

そして、備蓄品の品目等から、防災課の「岐阜県保管防災資機材一覧」・「一般災害」と、西濃県事務所「一覧表」・「避難所用感染症対策資機材」とが対応しているものと思われるが、それぞれの品目及び個数には、以下のとおり相違がある。

防災課「岐阜県保管防災資機材一覧」 「一般災害」			西濃県事務所「一覧表」 「避難所用感染症対策資機材」		
品名	規格	数量	品目	規格	個数
ワンタッチパーティション	ファミリールーム	33 個	ワンタッチパーティション	2.1m×2.1m×1.8m (収納時 82 cm×95 cm×7.8 cm)	3 張
紙の間仕切り	パーティション 4部屋タイプ	5 個	パーティション	2×5ユニット連結型	10 枚
水発電機	エネクトロン	1 個	水発電機 (エネクトロン)	190 mm×260 mm×330 mm 0.2~0.7 kW 6 kg	1 台
体温計	非接触型	3 個	非接触型体温計	単三電池 2 本	3 個
マスク		50 箱	マスク	50 枚/箱×50 箱	2,500 枚
防塵マスク	DS-2	31 箱	—	—	—
—	—	—	簡易テント	2 張/箱×15 箱+ 柱 3 箱	30 張

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 防災課】

県内各地に保管する防災資機材の品目・個数・備置場所等を統合的に管理するためには、管理区分等について統一されたルールに則り、各現地機関との間で、常にその品目・個数等の情報共有・更新を図り、一覧表上において正確に反映・把握すべきである。

第9 消防学校

1 消防学校の概要

(1) 設置目的等

令和3年5月1日時点において、岐阜県下の消防機関は、20の消防本部と44の消防団があり、火災を始めとする各種の災害から住民を守るため日夜活動している。

岐阜県消防学校（以下「消防学校」という。）は、消防職団員等の教育訓練を行うことを目的に、消防組織法に基づき昭和28年に岐阜市内で消防訓練所として発足し、昭和41年に消防学校に名称変



【消防学校ホームページより】

更後、昭和48年に各務原市川島小網町に移転し、現在に至っている。

岐阜県下の消防職員は、各市町村消防本部や広域連合消防本部、組合消防本部等で採用され（県は直接消防職員の募集を行っていない。）、その後、消防学校へ消防職員としての知識・技術を修得するために入校する。また、消防職員のほかに、消防団員及び各事業所の自衛消防隊員等の入校・教育をも行っている。

消防学校では、岐阜県の職員と各本部から派遣された消防職員がおり、相互協力して教育訓練を担っている。そして、より充実した教育を図るべく他県の消防や消防庁消防大学の職員、大学教授、検事及び各官公庁の職員等専門的知見を有する講師に講義を依頼することもある。

消防学校の教育訓練には、新規採用職員が受ける初任教育を始め、火災調査、救助、救急及び予防等の専門的知識を磨くための専科教育並びに幹部教育など様々なプログラムがあり、それぞれのレベル・内容に応じた座学及び実技訓練が行われている。

(2) 施設概要

消防学校（敷地面積37,130㎡）が有する施設等の概要は、以下のとおりである。

- ・ 事務棟：鉄筋／3階建／1,238.46㎡
- ・ 総合訓練棟：鉄筋／地下1階・地上3階建／630.33㎡
- ・ 訓練塔：鉄筋／7層建／180.0㎡
- ・ 屋内訓練場：鉄筋／2階建／876.0㎡
- ・ まとい寮：鉄筋／3階建／1,304.43㎡
- ・ 桜寮：鉄筋／4階建／1,564.46㎡
- ・ 土砂災害訓練場：225.0㎡
- ・ C S R M訓練場：414.0㎡

- ・濃煙熱気実火災訓練施設：コンテナ製／
35.82㎡
- ・水難救助訓練施設兼防火水槽：鉄筋コン
クリート／面積33.5㎡・容積約100㎡
- ・移動式街区訓練施設：プレハブ／延床面
積（5棟計）103.34㎡
- ・消防車両（一部）：水槽付ポンプ車、ポ
ンプ車、はしご車、救助工作車、水槽
車、指揮車、高規格救車



(土砂災害訓練場)



(CSRM訓練場)



(濃煙熱気実火災訓練施)



(水難救助訓練施設兼防火水槽)



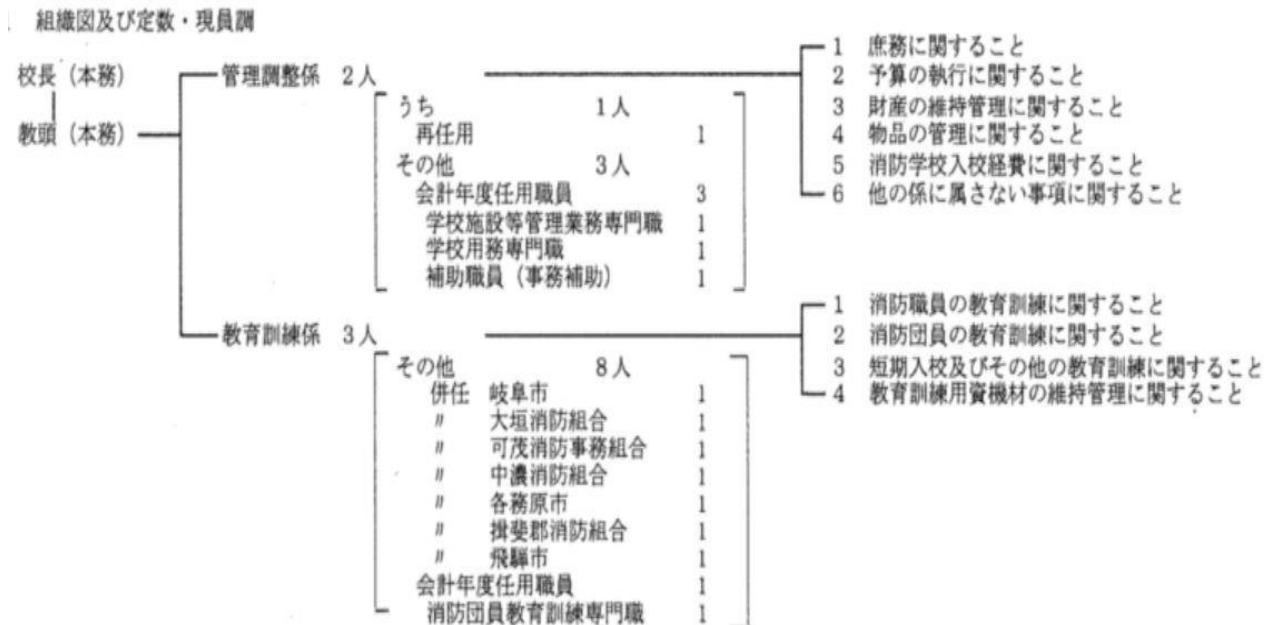
(移動式街区訓練施設)

消防学校平面図



(3) 組織及び事務分掌

消防学校の組織及び事務分掌は、以下のとおりである（令和3年5月1日時点）。



【令和3年6月29日定期監査資料】

(4) 主な防災業務

消防学校における主な防災業務は、以下のとおり各種消防訓練の実施である（令和3年5月1日時点）。

ア 消防職員に対する教育訓練

① 初任教育：6か月（800時間）

② 専科教育

- ・警防科：16日間（82時間）
- ・特殊災害科：10日間（55時間）
- ・予防査察科：16日間（75時間）
- ・救急科：2か月間（276時間）

③ 幹部教育

- ・上級幹部科：2日間（12時間）

④ 特別教育

- ・消防操法指導科：1日間（7時間）
- ・はしご自動車科：2日間（14時間）
- ・エレベーター教育：1日間（3時間）
- ・ホットトレーニング（実火災体験型訓練）指導者講習：3日間（21時間）
- ・救急救命士集合研修：1回あたり1日間（4時間） 5回程度実施
- ・処置範囲拡大追加講習：2日間（16時間） 3回実施

- ・通信指令員の救急に係る教育：3日間（21時間）
- ・大規模災害対応に係る教育：2日間（14時間）

イ 消防団員に対する教育訓練

① 基礎教育：2日間（14時間）

消防本部で7時間、消防学校で1日間（7時間）

② 専科教育

- ・機関科：2日間（14時間）

③ 幹部教育

- ・初級幹部科：1回あたり1日間（7時間） 6回実施
- ・指揮幹部科現場指揮課程：2日間（14時間）
- ・指揮幹部科分団指揮課程：2日間（13時間）

④ 特別教育

- ・指導員科：3日間（21時間）

⑤ 短期入校

消防操法訓練、ドローン操作研修、学生・女性消防団員を対象とした小型ポンプ操作研修等

ウ 消防関係職員等に対する教育訓練

- ・自衛消防隊員教育他（事業所の自衛消防隊員）：2日間（14時間）
- ・県職員新規採用研修（消防学校入校体験）

（5）重点事項

消防学校における主な防災業務のうち、令和3年度において重点事項と定められた事項は以下のとおりである。

- ① 初任教育の充実強化
- ② 救急教育の充実強化
- ③ 現任教急救命士に対する教育の充実強化
- ④ 大規模災害に関する教育の強化
- ⑤ 風水害対応教育の強化
- ⑥ 予防教育の強化
- ⑦ 消防団教育の強化

（6）予算及び決算概要

消防学校における令和3年度の予算執行状況のうち、主に防災の観点に関する内訳は以下のとおりである。

科目	予算令達額（円）	支出済額（円）
防災総務費（広域防災センター運営費）	2,730,510	1,532,981

消防指導費	107, 531, 500	75, 537, 644
-------	---------------	--------------

2 監査の重点及び監査手続

岐阜県における防災計画を策定した第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）、岐阜県強靱化計画アクションプラン（令和3年3月）及び地域防災計画（令和4年3月）における消防学校の位置付け・役割、施設の強化・利用促進対策等を中心に、施設・物品の管理、会計処理及び各種契約関係等という施設管理に関する事項にも着目して監査を実施した。

具体的な監査方法としては、令和4年5月11日、同年8月26日の現地往査において、校長、教頭、管理調整係長等からのヒアリングを実施するとともに、施設及び物品等に関する見分を行った。

また、定期監査資料（令和2年9月8日、令和3年6月29日及び令和4年6月28日）、令和4年度消防学校教育訓練計画、各種訓練施設概要、各種契約書及び許可申請書、会計帳簿等につき書類監査を行った。

3 施設の利用計画等

（1）総合計画・指針

岐阜県における各種防災計画が定める消防学校の機能・強化事項は、それぞれ以下のとおりである。

ア 地域防災計画（令和4年3月）

地域防災計画のうち、消防学校が関係する事項として、「一般対策計画」・「防災協働社会の形成推進」において、主に次の事項が定められている。

○ 消防人材・消防団員等の確保・育成

県は、複雑・多様化する災害への対応能力を高めるため、消防職員及び消防団員等の教育環境の整備を図るものとする。

イ 第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）

第2期岐阜県強靱化計画のうち、消防学校が関係する事項として、行政機能（公助の強化）において、主に次の事項が定められている。

- 災害時に、消防職員が被災住宅の屋根の応急措置など特殊作業に従事できるよう、消防学校に所要の教育訓練課程を設けることを検討する必要がある。
- 消防学校に新たに整備した訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、引き続き消防職員及び消防団員の複雑化、多様化する災害への現場対応力の向上を図る必要がある。

ウ 岐阜県強靱化計画アクションプラン2021（令和3年3月）

岐阜県強靱化計画アクションプラン2021のうち、消防学校が関係する事項として、行政機能（公助の強化）において、主に次の事項が定められている。

○ 消防団員が使用する救助用資機材の整備【国・県・市町村】

国の補助制度を活用し、消防団員が使用する救助用資機材の整備を促進するとともに、資機材使用方法の習熟を図るため、消防学校においてチェーンソー及びエンジンカッターの取扱いに係る教育訓練を実施する。

○ 消防職員の現場対応力の強化【県・市町村】

消防職員の現場対応力を強化するため、消防学校において、被災住宅の屋根の応急処置に係る教育訓練を実施する。

エ 小括

以上のとおり、岐阜県における各種防災計画等を横断的に読み込めば、現時点において、消防学校に対して求められている主な防災重点化事項は、次の3点（便宜上「防災重点化事項①ないし③」と表記する。）と整理できる。

【防災重点化事項①】

被災住宅の屋根の応急処置に係る教育訓練課程を設け、消防職員の教育訓練を実施する。

【防災重点化事項②】

チェーンソー及びエンジンカッターの取扱いに係る消防団員の教育訓練を実施する。

【防災重点化事項③】

新たに整備された訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、現場対応力の向上を図る。

(2) 施設計画

消防学校においては、施設の中長期的な利用計画として、以下のとおり、「消防職員の消防学校教育訓練5か年計画」を策定して運用している。

消防職員の消防学校教育訓練5か年計画

教育種別	実施 サイクル	基準時間					摘 要			
		国	県	令和5年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度	令和9年度	
初任教育救急科	毎年	800+250	800+250	○	○	○	○	○		
専 科	警防科	隔年	70	70	○		○		○	
	特殊災害科	隔年	49	49	○		○		○	
	予防査察科	隔年	70	70	○		○		○	
	危険物科	隔年	35	35		○		○		
	火災調査科	隔年	70	70		○		○		
	救急科	毎年	250	250						令和5年度以降は初任教育救急科に統合
	救助科	隔年	140	140		○		○		
幹 部	初級幹部科	3年で2回	70	70	○	○		○		令和5年度以降は中級幹部科未実施年に実施
	中級幹部科	3年毎	49	49			○		○	令和5年度以降は初級幹部科未実施年に実施
	上級幹部科	3年毎	21	21		○			○	
防 職 員 特 別	水難救助科	隔年	73	75						実施未定
	らっぱ科	隔年	-	14		○		○		
	消防操法指導科	毎年	-	7	○	○	○	○	○	ポンプ車・小型両方を実施
	はしご自動車科	隔年	-	14						実施未定
	エレベーター教育	隔年	3	3	○		○		○	救助科のない年に実施
	ホットトレーニング 指導者講習	毎年	-	21	○	○	○	○	○	
	ビデオ喉頭鏡追加講習	随時	3	3						MC救命士養成講習の中で実施
	処置範囲拡大追加講習	随時	24	24	○	○	○	○	○	当面の間、年2or3回実施
	救急救命士集合研修	毎年	-	14/14	座学	実技	座学	実技	座学	座学・実技と交互実施
	MC救命士養成講習	隔年	-	33		○		○		
	通信指令員の救急に係る教育	随時	-	14	○	○	○	○	○	
	大規模災害対応に係る教育	随時	-	14	○	○	○	○	○	
消防職員教育者育成科	隔年	-	70	○		○		○		

(3) 利用実績

ア 教育訓練

消防学校の令和2年度及び3年度における各教育訓練による施設利用実績は以下のとおりである。

(ア) 消防職員に対する教育訓練

【令和2年度】

教育名	科(課程)名	日数 (日)	時間数 (時間)	人数 (人)
	初 任 教 育	135	800	97
専科 教育	危険物科	5	35	28
	火災調査科	14	70	36
	救急科	55	276	85

	救助科	30	140	37	
幹部教育	初級幹部科	12	70	27	
特別教育	らっぱ科	0	0	0	※
	消防操法指導科	1	7	44	
	ホットトレーニング指導者講習	6	42	20	
	救急救命士集合研修	0	0	0	※
	処置範囲拡大追加講習	2	16	22	※
	MC救命士養成講習	5	35	35	
	通信指令員の救急に係る教育	3	21	26	
	ブルーシート講習	1	6	14	
計		269	1,518	471	

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止（一部中止）

【令和3年度】

教育名	科（課程）名	日数（日）	時間数（時間）	人数（人）		
初 任 教 育		190	800	95		
専科教育	警防科	16	80	30		
	特殊災害科	10	56	33		
	予防査察科	15	75	30		
	救急科	54	270	91		
幹部教育	上級幹部科	2	13	22		
特別教育	消防操法指導科	1	7	43		
	はしご自動車科	0	0	0	※	
	エレベーター教育	0	0	0	※	
	ホットトレーニング指導者講習	3	21	11		
	救急救命士集合研修(座学)	5	20	640		
	処置範囲拡大追加講習		2	16	24	
			2	16	20	
			2	16	24	
	通信指令員の救急に係る教育	3	21	28		
大規模災害対応に係る教育	1	7	32	※※		
計		306	1,418	1,123		

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

※※新型コロナウイルス感染拡大防止のため座学、図上訓練のみ実施（実科訓練は令和4年度へ繰越）

(イ) 消防団員に対する教育訓練

【令和2年度】

教育名	科(課程)名		日数 (日)	時間数 (時間)	人数 (人)
基礎教育			2	14	21
専科教育	機関科		0	0	0 ※
幹部教育	初級幹部科	飛騨地区	1	7	71
		中濃地区	1	7	45
		東濃西部地区	1	7	75
		西濃地区	1	7	29
		東濃東部地区			
	指揮幹部科	現場指揮課程	0	0	0 ※
		分団指揮課程	0	0	0 ※
特別教育	らっぱ科		0	0	0 ※
	指導員科		0	0	0 ※
	救助資機材技術講習		1	6	19
短期入校			0	0	0 ※
計			8	55	316

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

※※東濃西部地区と合同開催

【令和3年度】

教育名	科(課程)名		日数 (日)	時間数 (時間)	人数 (人)
基礎教育			2	14	8
専科教育	機関科		1	7	31
幹部教育	初級幹部科		1	7	150
			1	7	83
	指揮幹部科	現場指揮課程	0	0	0 ※
		分団指揮課程	1	7	27
特別教育	指導員科		1	6	61
			1	6	63
短期入校			0	0	0 ※
計			8	54	423

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(ウ) 消防関係職員等に対する教育訓練

【令和2年度】

教育対象者	日数 (日)	時間数 (時間)	人数 (人)

自衛消防隊員教育 (社会福祉施設従事者等)		0	0	0	※
県職員新規採用研修		6	24	176	
公開講座	通信指令員の救急に係る 教育入校生、各消防本部 希望者 (オンライン)	1	1	33	
計		7	25	209	

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

【令和3年度】

教育対象者	日数 (日)	時間数 (時間)	人数 (人)
自衛消防隊員教育 (事業所の自衛消防隊員等)	1	6	29
県職員新規採用研修	6	24	170
計	7	30	199

【事実関係① 教育訓練への組み込み】

各種防災計画等における防災重点化事項①「被災住宅の屋根の応急処置に係る教育訓練課程を設け、消防職員の教育訓練を実施する。」を踏まえ、消防学校では、消防職員に対する教育訓練において、特別教育・ブルーシート講習課程が設けられている。

【参考報告 消防学校】

各種防災計画等における重点化事項であるブルーシート講習につき、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、1日・6時間・14人という実績であったが、令和3年度からは、確実に教育訓練の実施が図られるよう、専科教育（警防科、救助科）の中の1コマとして位置付けられた。

各種防災計画等における重点化事項を、法定された教育訓練に組み込むことによって、その実施を確実なものとする本取組みについては、参考として報告する。

【事実関係② 中長期的な計画】

各種防災計画等における防災重点化事項②「チェーンソー及びエンジンカッターの取扱いに係る消防団員の教育訓練を実施する。」を踏まえ、消防学校では、令和2年度、消防団員に対する教育訓練において、特別教育・救助資機材技術講習課程が設けられ、1日・6時間・19人の訓練が実施された。なお、同訓練は、県内44消防団の全消防団員を対象とするものではなく、各消防団の指導的な立場にある者を対象とするものとのことである。令和4年度においても、消防団員に対する教育訓練（特別教育）において、救助資機材取扱訓練が予定されているが、ヒアリングの結果によれば、今後の中長期的な目標・計画の策定まではないとのことであった。

【規範】

岐阜県消防学校教育訓練規則第2条は、「前条の規定により消防職員及び消防団員に対して行う教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を満たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを目的とする。」と規定する。

また、岐阜県強靱化計画アクションプラン2021の第2章冒頭には、「これら（令和3年度に実施する主要施策）の実施にあたっては、限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるため、前頁に掲げる重点化施策項目について、特に取組みの推進に努めるものとする。」と明記されている。

そして、岐阜県職員倫理憲章消防学校実行計画には、「県民の安心・安全を担うという崇高な使命を持つ消防職団員を育成するために、どのような教育訓練をするのがよいかを考え計画を立案し、実施後は反省検討を加え、次につなげるよう改善に努めます。」と定められている。

【意見 消防学校】

大規模災害等で必要となる可能性があるチェーンソー及びエンジンカッターの救助資機材については、各消防団（分団）が自ら所有し、十分な訓練を行うことは困難であるといえ、故に発災時において個々の消防団員が同資機材を用いて十分な機能を発揮するためには、消防学校における事前の直接的な教育訓練が必要である。

したがって、消防学校は、安全上及び発災時における確実な救助資機材の運用という観点から、より多くの消防団員に対して訓練が実施されるよう、全県的・中長期的な目標・訓練計画を策定し、これを実行することが望ましい。

【参考報告 消防学校】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、新入消防団員教育の実施が進まない中、消防学校は、新入消防団員に対する出前講座を実施し、その訓練のサポートを開始している。

出前講座の取組みは、消防団員に対する教育・訓練の実施という消防学校の本来的役割の履行のみならず、各種防災計画等において重点化事項とされている「消防団員の人材確保」にも資する活動と言える。したがって、コロナ禍における施設外での能動的・積極的な消防学校の同取組実績を、参考として報告する。

イ 教育訓練以外の施設使用訓練

各種防災計画等における防災重点化事項③「新たに整備された訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、現場応対力の向上を図る。」に関して、消防学校では、①濃煙熱気実火災体験型訓練（ホットトレーニング）施設、②水難救助訓練施設、③CSRM訓練場、④土砂災害訓練施設、⑤移動式街区訓練施設及び新車両配備等を整備し、いずれの訓練施設も消防学校のホームページ等で紹介している。

令和元年度から令和3年度において、県内各消防本部が、法定された入校訓練等を除き、訓練施設使用申込みによって自主的に各施設を使用して訓練を実施した実績は、以下のとおりである。

番号	消防本部名	年度	使用施設ごとの訓練参加延人数（人）											合計	
			総合訓練棟	屋内訓練場	屋外訓練場	高層訓練棟	補助棟	放水壁	実火災体験型訓練施設	水難救助用訓練水槽	C S R M訓練場	土砂災害訓練場	移動式街区訓練施設		
1	岐阜市消防本部	R1			80										80
		R2													0
		R3	36	36					36						108
2	大垣消防組合消防本部	R1													0
		R2							23					23	
		R3							46					46	
3	可茂消防事務組合消防本部	R1													0
		R2	57	30		30	30	27					57	231	
		R3												0	
4	高山市消防本部	R1													0
		R2							20		20			40	
		R3							29			20		49	
5	中濃消防組合消防本部	R1												42	42
		R2												0	
		R3												0	
6	各務原市消防本部	R1				101					61			162	
		R2	20										20		
		R3	30			30			20				80		
7	多治見市消防本部	R1	50											50	
		R2	84										84		
		R3											0		
8	土岐市消防本部	R1							11		17			28	
		R2									17		17		
		R3							10		17		27		
9	羽島市消防本部	R1												0	
		R2											0		
		R3											0		
10	中津川市消防本部	R1								13	32			45	
		R2								13			13		
		R3											0		
11	恵那市消防本部	R1												0	
		R2											0		
		R3											0		
12	瑞浪市消防本部	R1										11		11	
		R2											0		
		R3											0		
13	羽島郡広域連合消防本部	R1	180								30			210	
		R2	80								24		104		
		R3	60								30		90		
14	不破消防組合消防本部	R1												0	
		R2											0		
		R3											0		
15	揖斐郡消防組合消防本部	R1												0	
		R2											0		
		R3											0		
16	養老町消防本部	R1												0	
		R2											0		
		R3											0		
17	下呂市消防本部	R1												0	
		R2											0		
		R3											0		
18	飛騨市消防本部	R1		20						20				40	
		R2											0		
		R3											0		
19	海津市消防本部	R1												0	
		R2	6										6		
		R3											0		
20	郡上市消防本部	R1												0	
		R2							53				53		
		R3											0		
合計			603	86	80	161	30	27	294	30	188	61	99	1,659	

【事実関係 訓練施設の使用実績】

上記の各施設使用実績によれば、①濃煙熱気実火災体験型訓練（ホットトレーニング）施設については、県内 20 消防本部のうち 12 消防本部が使用実績なし（訓練実施率 40%）、②水難救助訓練施設については、県内 20 消防本部のうち 19 消防本部が使用実績なし（訓練実施率 5%）、③CSRM訓練場については、県内 20 消防本部のうち 15 消防本部が使用実績なし（訓練実施率 25%）、④土砂災害訓練施設については、県内 20 消防本部のうち 17 消防本部が使用実績なし（訓練実施率 15%）、⑤移動式街区訓練施設については、県内 20 消防本部のうち 18 消防本部が使用実績なし（訓練実施率 10%）という状況である。

また、令和元年度から令和 3 年度までにおいて、羽島市消防本部、恵那市消防本部、不破消防組合消防本部、揖斐郡消防組合消防本部、養老町消防本部及び下呂市消防本部の 6 消防本部については、消防学校の全訓練施設に対する使用実績がない。

【規範】

災害対策基本法第 4 条第 1 項は、「都道府県は、基本理念にのっとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。」とし、同条第 2 項において、「都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県消防学校教育訓練規則第 2 条は、「前条の規定により消防職員及び消防団員に対して行う教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を満たす消防に係る知識及び技能の効率的かつ効果的な修得を図り、もって適切公正、安全かつ能率的に業務を遂行できるよう、消防職員及び消防団員の資質を高めることを目的とする。」と規定する。

そして、岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 の第 2 章冒頭には、「これら（令和 3 年度に実施する主要施策）の実施にあたっては、限られた資源で効率的・効果的に本県の強靱化を進めるため、前頁に掲げる重点化施策項目について、特に取り組みの推進に努めるものとする。」と明記され、岐阜県職員倫理憲章消防学校実行計画には、「県民の安心・安全を担うという崇高な使命を持つ消防職団員を育成するために、どのような教育訓練をするのがよいかを考え計画を立案し、実施後は反省検討を加え、次につなげるよう改善に努めます。」と定められている。

【指摘 消防学校】

消防学校に新たに整備された上記移動式街区訓練施設等については、いずれも昨今の多様化・複雑化する社会情勢及びそれに伴う災害の多様化、救助・応急措置等の特殊化に対応すべく、相当額の県費を投じて設けられたものである。

発災時において、消防職員等が十分な役割を発揮するためには、多様化・特殊化する事項に対応した事前の教育訓練を実施し、各職団員における現場応対力の向上を図る必要がある。そして、同訓練の実施・支援は、各種防災計画等において行政機能（公助の強化）を担う消防学校に定められた計画であり、消防学校は、同計画を実施する責務がある。

したがって、消防学校は、防災重点化事項③の遂行として、上記各訓練施設の使用を、より積極的に推進し、各消防本部における訓練実施率の向上を図るべきである。

【意見 消防学校】

各訓練施設の使用については、法定された消防職団員等の教育訓練に支障を来さない範囲で行う必要があることから、その限られた日数・時間において効率的に運用することが求められる。そこで、消防学校においては、各消防本部におけるこれまでの各訓練施設の使用実績等を踏まえた上で、訓練・習熟度に地域差が生じないように、その利用方法・優先度を考慮した全県的・中長期的な訓練施設使用計画を策定し、これを実行することが望ましい。

（付言）

なお、上記の指摘及び意見に対し、消防学校は、「消防本部等が行う消防学校での訓練は、各消防本部等が消防力の状況をふまえて策定する訓練計画に基づき、消防学校での訓練実施の必要性を判断するものである。また、消防学校の訓練施設は、教育訓練において年間を通じて使用しており、教育訓練に支障のない範囲で消防本部等へ貸し出している。施設の借用については県ホームページに掲載するとともに、消防長会、消防協会を通じて広く周知しており、消防本部等が希望する日時において使用可能な場合は、全て貸し出しを行っている。」とし、いずれも指摘及び意見に該当しない旨を回答する。

しかし、県は、地域に係る防災に関する計画を作成し、その区域内の市町村等が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。そして、消防学校は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、消防職員及び消防団員の資質を高めることを目的として設置された施設である。その上で、県は、各種防災計画の中で、消防学校に関わる防災重点化事項③として、「新たに整備された訓練施設を各消防本部、消防団の訓練にも活用し、現場応対力の向上を図る。」ことを具体的な目標として設定しているのである。

以上より、消防学校は、積極的・能動的に、各消防本部等（特に消防学校に新たに整備された訓練施設の利用実績がない消防本部等）に対して、各本部が策定する訓練計画の中に、新たに整備された訓練施設の利用を組み込むよう促すなどして、県が設定した目標の達成を図る責務がある。

したがって、新たに整備された訓練施設の訓練実施率の向上が図られない理由につき、要旨、県として同施設の利用を広報しているが、各消防本部等が同施設の利用を訓練計画に組み込まず、同施設の利用を希望しないからとする消防学校の上記回答

は、単に消極的・受動的な姿勢を示すのみであり、県が設定した目標に向けて取組みを推進させる責務を有するものとして十分な内容でないことは明らかと考える。

よって、監査人としては、消防学校の上記回答を踏まえた上で、上記指摘及び意見を維持する方針とした。

【事実関係② 施設の一般公開】

消防学校は、消防組織法に基づき、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うことを目的として設置された施設であるため、基本的には、一般県民に向けた施設・訓練の見学や研修等は予定されていない。

ただし、岐阜県少年消防クラブ運営指導協議会が主催する少年消防クラブリーダー研修会（例年実施（令和2～4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止により中止））や、県防災課が主催する小学生親子を対象とした防災教育フェア（令和4年8月20日及び21日実施）において、消防学校の施設を用いて放水体験を実施している。

【規範】

岐阜県地域防災計画において、災害予防の基本方針は、「公助」、「自助」、「共助」である旨が示されており、第2期強靱化計画においては、「防災教育・人材育成と官民連携の取組推進」が、岐阜県強靱化計画アクションプラン2021においては、「消防団の活動内容の普及啓発」として、「地域の住民や消防団員の家族等に対して、「見る」「体験する」キャンペーンを実施する。」と定められている。

【意見 消防学校】

消防学校は、その設置目的に反しない範囲で、上記少年消防クラブリーダー研修会や防災教育フェアによる施設利用のように、県民の防災意識の向上等を事業とする岐阜県広域防災センターを主とし、消防学校が同センターを補助・連携する態様で、より積極的に、広く県民全般を対象とする消防学校施設の利用方法（施設見学や危険性の低い放水体験等）を検討することが望ましい。

開かれた施設化により、消防学校を広く県民に認知させるとともに、県民の防災意識・認識を向上・深化させることで、消防団員の増強、ひいては従前の「公助」の側面のみならず、「自助」・「共助」を実現させる施設として、より消防学校の存在意義を高めることができるものと考えられる。

例えば佐賀県の消防学校においては、佐賀消防署「さが防火フェスタ2022」と同時開催で、消防学校の訓練施設を一般公開し、施設見学会を開催しており参考になる。

4 施設管理

(1) 建物登記

【事実関係】

消防学校は、土地並びに本館、訓練棟、宿舍棟、車庫及び食堂棟等の建物という公有財産を有しているところ、定期監査資料（令和3年6月29日）の財産管理状況・公有財産管理において、訓練棟（高層訓練棟）及び消防学校車庫の登記年月日に記載漏

れが認められた。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 消防学校】

ヒアリングの結果によれば、上記各公有財産については、いずれも適正に登記手続がなされており、単に定期監査資料上の記載漏れであるとのことである。

したがって、消防学校は、同各公有財産につき、その登記年月日を定期監査資料へ正確に記載すべきである。

【改善報告】

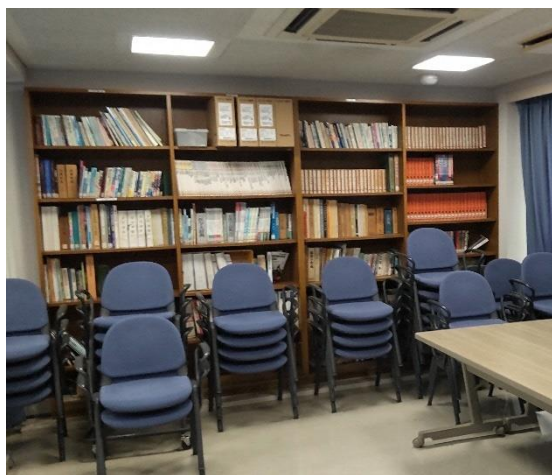
令和4年度の定期監査資料において、いずれも登記年月日が正確に記載されたため、改善報告とする。

(2) 図書館

消防学校の建物内には図書館があり、書棚には多数の書籍が存在する。

ヒアリングの結果、同書籍は、消防学校において購入したもの及び桜寮の供用開始当時（平成8年度）に職員が寄附したものとのものであった。

なお、職員の寄附に際しては、当時、寄附採納の手続が適切に行われたとのことであったが、いずれの書籍もラベル貼付等による管理は行われていない。



【事実関係】

図書館に存在する書籍の中には、法令等に関するものもあるが、いずれも出版年度の古いものが多い。

また、ヒアリングの結果によれば、法令等に関する書籍に関しては、入校の際にテキストとともに配布されるため、少なくとも昨今においては、入校者が図書館の書籍を閲覧することはもとより、図書館という施設自体を利用することもあまりないとのことであった。

なお、消防学校によれば、今後は、学生の談話室や部活動の打合せ場所等での活用を検討するとのことである。

【規範】

岐阜県公有財産規則第13条は、「公有財産を所管する部局長は、その所管する公有財産について火災の予防、盗難の防止、整理及び清潔に努め、常に善良な管理者の注意をもって当該財産を管理しなければならない。」と規定する。

また、地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

【意見 消防学校】

昨今において入校者の利用が認められない図書館においては、現在消防学校が検討している談話室等、時勢に合った有効な施設として運用を開始すべく、具体的な計画を立てて実現を図ることが望ましい。

(3) 事故・保険

消防学校における本館、寄宿棟、食堂棟等の公有財産については、火災保険に加入しているが、各施設利用者の受傷等事故については、公務災害として処理されるため、施設賠償責任保険等への加入はない。

令和3年度中には、3～4件の公務災害が認定されており、直近では入校者が肩を脱臼した事案が生じている。

なお、岐阜県広域防災センターを主催者とする岐阜県少年消防クラブの利用等、公務以外での施設利用に際しては、利用者が各自保険に加入していることを確認している。そして、万が一施設内で事故・受傷が生じた場合には、各自の保険を使用し、仮に県が賠償義務を負う場合には、都度予算等の対応を図るものとし、県として施設賠償責任保険等に加入することは検討していないとのことであった。

(4) 管理・運営

【事実関係】

消防学校の敷地内には、隣接して岐阜県広域防災センターが存在するところ、同センター建物の管理・運営に関する費用のうち、電気料金及び庁舎警備保障業務委託料等が、防災課から令達を受けた財産管理費及び防災総務費から支出されている。

【意見 消防学校、防災課】

消防学校及び岐阜県広域防災センターへのヒアリング結果によれば、上記の管理・運営・支出処理となった背景事情には、もともと岐阜県広域防災センターは消防学校と同様に「消防防災課」が所管する単独現地機関であり、その管理運営に関する費用等の支出を消防学校で行っていたところ、事後的な組織再編により、「防災課」、「消防課」、「消防学校」に分かれ、岐阜県広域防災センターは、「防災課」の所管となったという経緯があり、組織再編後も同センター建物の管理・運営に関する費用等の支出は、従来のまま隣接する消防学校がまとめて行っているということであった。

しかし、所管を異にする現状においては、消防学校と防災課（岐阜県広域防災センター）とで、電気料金等を分別してそれぞれ支出し、各定期監査資料に記載することが望ましい。

5 物品管理

(1) 消防車

【事実関係】

消防学校の敷地の端には、長らく使用していない消防車が2台存在している。いずれも平成29年度中に、県内消防本部において車両更新に伴い廃車となったものを、消防学校が無償で譲り受けたものである。

各車両については、そもそも各消防本部において相当期間使用済みであることや、譲り受けてから1年程度で壊れたこと等から、以降長らく訓練等においても使用していない現状であり、今後の修理予定もないとのことである。



【規範】

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定する。

また、岐阜県会計規則第99条第1項は、「収支等命令者は、供用の必要がない物品（次条の規定により生産製造後売り払う物品を除く。）で、管理換えによつても有効な活用を図ることができないもの又は供用することができない物品があるときは、不用の決定をするとともに、売り払うことができるものについては、売払いの決定をし、売払いの手続を執らなければならない。」とし、同条第2項は、「収支等命令者は、前項の規定により不用の決定をした物品で、売り払うことが不利又は不相当であると認めるもの及び売り払うことができないものは、解体又は廃棄することができる。」と規定する。

【指摘 消防学校】

長らく使用せず、修理予定もない消防車については、不用の決定をした上で、売払い又は廃棄を行い、善管注意義務の履行として、消防学校敷地内の整理及び清潔を図るべきである。

【改善報告】

当該2台の車両については、いずれも令和4年9月に不用決定の上、廃棄されたため、改善報告とする。

(2) 定期メンテナンス・物品購入

消防学校における各訓練施設の定期メンテナンスについては、岐阜県県有建物長寿命化計画にて定められている。

また、耐用年数が定められている空気ボンベ等の物品については、「空気ボンベ一覧」等の表を作成し、取得年月日、種類、備品登録番号、製造年月、定期検査結果及び廃棄予定等を記載して、一元的・計画的に管理している。

6 情報管理

消防学校においては、入校・入寮者の個人情報を管理（古い時代の情報は紙媒体、近年の情報はデータベース）しており、それぞれ法定された保管期限経過後に破棄（紙は溶解、データは削除）しているとのことである。

消防学校において、消防職員及び消防団員が入校申込時に提出を要する書類には、主に「入校申込書」と「学生調査書」があり、前者には階級、性別、氏名が、後者には、消防本部・団名、階級、氏名、住所、血液型、学歴、職歴、取得免許の種類、緊急時の連絡先、食物アレルギー・既往症の有無等に関する記載欄が設けられている。

同各記載事項の欄外には、主に記載方法等に関する注意書が記載されており、当該個人情報の取得等に関する事項の明示はない。ただし、消防学校は、個人情報取扱事務登録簿（消防関係職員等教育訓練に関する事務）を作成・設置している。

【事実関係】

消防学校は、毎年度作成する定期監査資料や消防学校教育訓練計画の附票、そして、各訓練における受講状況、修了者概要及び学生概要等において、教育訓練実績結果の一覧表を作成しており、そこには性別、年齢（最高、最低、平均）、所属地区・分団、在職年数（最高、最低、平均）及び階級の状況が詳細に把握・明示されている。

したがって、消防学校は、学生調査書等に記載された個人情報を、申請・入校・教育訓練事務の処理だけではなく、業務統計の作成にも利用している事実が窺われる。

この点、消防学校が作成・設置している個人情報取扱事務登録簿（消防関係職員等教育訓練に関する事務）には、「個人情報取扱事務の目的」が、「消防学校において消防職・団員及び自衛消防隊員（民間企業等が組織する消防隊員等）に対する教育を行う。」とのみ記載されている。

なお、令和3年5月に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定され、同法第50条及び第51条の規定により、「個人情報の保護に関する法律」の改正が行われ、令和5年4月1日の施行が予定されている。そのため、改正法施行後、県が取り扱う個人情報は、現行の岐阜県個人情報保護条例に代わり、改正個人情報保護法に則り事務処理されることになる。

【規範】

岐阜県個人情報保護条例第6条第1項は、「実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的をできる限り明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。」と規定する。

そして、岐阜県個人情報保護条例解釈運用基準によれば、「個人情報を取り扱う事務

の目的をできる限り明確にし」とは、事務を所掌する課（所）において、個人情報かどのような事務に、どのような目的で利用するかを可能な限り具体的、個別的に特定することをいい、特定しなくてもよい場合があるということではない。また、目的の明確化についての判断を実施機関に委ねる趣旨ではなく、これが明確にされていない場合には適法に収集されたとはいえず、利用停止の対象となり得るものである。」とのことである。

また、個人情報保護法に関するものであるが、総務省のホームページには、取得した個人情報を業務統計の作成に利用する場合につき、以下のとおり示している。

総務省ホームページ

総務省トップ>政策>国民生活と安心・安全>行政機関・独立行政法人等における個人情報の保護>よくある質問とその回答>5 個人情報の適正な取扱い

Q 5 - 4

行政機関が個人情報を取得する際、その利用目的を本人に明示しなければならないのはどのような場合ですか。例えば、次のような場合には、本人に対して、利用目的の明示を行う必要がありますか。

- 1) 保護法の施行（平成 17 年 4 月 1 日）前から保有していた個人情報を保護法の施行後も引き続き保有する場合
- 2) 口頭で本人から個人情報を取得する場合（書面以外での取得）
- 3) 第三者から個人情報を取得する場合
- 4) 申請書のように、行政機関が書面で取得した個人情報の利用目的が本人にとって明らかである場合

A

保護法では、行政機関は、自己の個人情報がどのように利用されるか分からないことから生じる個人の不安感に対応するため、本人から直接書面で個人情報を取得する際には、原則として、あらかじめ本人に対して利用目的を明示しなければなりません（第 4 条）。

・・・(中略)・・・

- ・ 4) の場合には、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性がないと考えられますから、「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」（第 4 条第 4 号）として、利用目的の明示が適用除外される場合に当たります。しかし、例えば、申請書に記載された個人情報を、申請事務の処理だけでなく業務統計の作成にも利用する場合には、通常、申請を行う者が業務統計の作成目的まで認識することは難しいと考えられますから、利用目的を明示することが必要になります。

【意見 消防学校】

学生調査書等の記載事項であり、かつ、消防学校が業務統計において指標としている性別、年齢、所属地区・分団、在職年数及び階級の状況等の情報については、それ

ぞれ単体の情報のみでは特定の個人を識別できないとしても、例えば、所属地区において入校者数・修了者数が1名の場合や、階級別の該当者が1名の場合等においては、全ての情報又は他の情報と照合することで、特定の個人を識別する可能性が皆無とまでは断言できない。

また、厚生労働省が、履歴書の様式につき、性別欄を任意記載欄とする新様式（厚生労働省履歴書様式例）を作成して公表するなど、個人の価値観が多様化する昨今の社会情勢にも鑑みれば、取得した性別情報の取扱いには、より慎重な配慮を要する。

したがって、消防学校は、今後施行される改正個人情報保護法のもと、入校者等の個人情報を取得するに際して、本人にその利用目的を正しく認識させる必要から、同情報を消防学校における教育・訓練のみならず、業務統計の作成にも利用する旨を、個人情報取扱事務登録簿（消防関係職員等教育訓練に関する事務）等に明示することの可否及びその明示方法等を検討することが望ましい。

7 金銭管理

消防学校においては、職員が、岐阜県会計規則に基づき県としての収入・支出を行う金銭・通帳管理と、入校・入寮に際して入校者（団体）から徴収する入校経費（預り金）に係る金銭・通帳管理とを分別して行っている。

入校経費の内訳としては、給食費、寝具費等（寝具類借上料、寮共益費）、図書実験費（テキスト代、教材費等）、実務研修費（資格試験受講料、修了記念アルバム等）、外部研修費（研修費）及び諸費（衛生用品、班室物品等諸費用）がある。

支払われた入校経費は、岐阜県消防学校入校経費管理委員会（以下「入校経費管理委員会」という。）において管理、執行され、同委員会において毎年度決算を行い、各消防本部消防長及び各市町村長宛てに決算報告がなされる。ただし、入校経費に関する日々の管理・執行等の庶務は、入校経費管理委員ではなく、消防学校長が事務を負託され、消防学校職員がこれを行っている。また、会計処理等については、岐阜県会計規則に準じた処理を行っているとのことであるが、あくまでも県の会計ではないことから、同規則の適用はない。

入校経費管理委員会は、岐阜県消防学校入校経費管理委員会設置要綱（以下「委員会設置要綱」という。）に基づき事務を執行しており、同要綱には、所掌事務、組織、任期、会長及び職務、会議（定足数：委員の3分の2以上の出席、表決数：出席者の過半数）、庶務、委任の各条項が定められている。令和3年4月1日時点における委員8名の構成は、6名が県内消防本部の総務課長、1名が一般社団法人岐阜県消防協会事務局次長、1名が消防学校教頭（充職）となっている。

【事実関係① 入校経費の取扱い】

入校経費に関する入出金処理は、県の収入・支出とは分別し、入校経費管理委員会において執行（事務処理は消防学校職員）しているが、委託業者等からの請求書の宛名は、消防学校名義となっている。

【規範】

岐阜県会計規則第 74 条第 2 項は、「支出に係る証拠書類は、次の各号に掲げる書類とする。」とし、同項第 3 号は、「債権者の請求書」と規定する。

【指摘 消防学校】

岐阜県会計規則が、債権者の請求書を支出に係る証拠書類と位置付けていることに鑑みれば、請求書の宛名は、その支払義務者を証する重要な書類と言える。そして、消防学校を宛名とする請求書については、形式的には消防学校（県）がその支払義務を負う者と解される。

したがって、消防学校は、県費と入校経費（預り金）との収支を明確に分別し、形式面での混同を回避する趣旨より、請求書の宛名と支出者（負担者）とを完全に一致させるべきである。

【意見 消防学校】

請求書の宛名と支出者（負担者）とを完全に一致させる具体的な方法としては、①入校経費管理委員会（権利能力なき社団）において発注する委託業務等に関する費用請求書の宛名を「入校経費管理委員会会長●●●●」名義とする方法、又は、②入校経費に関する入出金を、全て消防学校が県費とは分別した預り金として管理・処理するものとし、入校経費に関する費用請求書の宛名を「消防学校」名義とする方法（教育委員会における学校預り金事務処理に基づく公費・私費の分別に準じる方法）が考えられる。

したがって、消防学校は、入校経費の管理・処理方法につき、①又は②のいずれかの方法を採用するかにつき、関係各部署と協議の上、その方針を早期に決定することが望ましい。

なお、本指摘事項を踏まえたヒアリングの結果によれば、消防学校としては、現時点では、②の方法を検討しているとのことであった。

【事実関係② 入校経費の管理】

現在、入校経費は、入校経費管理委員会（会長）名義の通帳で入出金が管理されているが、委員会設置要綱には、その通帳及び銀行印の管理や保管方法、事務の引継ぎ等に関する規定がない。

【意見 消防学校】

入校経費に関する通帳管理や入出金等の事務処理を、消防学校職員が担っている現状に鑑みれば、職員の権限及び適正な事務執行を可能にすべく、通帳及び銀行印の管理や保管方法、事務の引継ぎ等を、要綱・要領・事務処理マニュアル等において規定することが望ましい。

なお、上記のとおり、今後、入校経費につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採用するのであれば、通帳等の管理方法等については、新たに入校経費預り金事務取扱要領等を定めて、これに基づき適切に運用されたい。

【事実関係③ 入校経費の繰越処理等】

入校経費収入支出決算報告書によれば、入校経費の残余金については、返金処理される場合（例：令和3年度／特殊災害科第10期／320円返金）と、翌年度へ繰越処理される場合（例：令和3年度／初任科第70期（救急科第25期含む）324円繰越）とが認められるところ、委員会設置要綱には、返金や繰越処理等に関する規定がない。

【意見 消防学校】

入校経費に関する会計処理を、消防学校職員が担っている現状に鑑みれば、職員の適正な事務執行を可能にすべく、入校経費の返金や繰越処理等を、要綱・要領・事務処理マニュアル等において規定することが望ましい。

なお、上記のとおり、今後、入校経費につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、入校経費の返金や繰越処理等については、新たに入校経費預り金事務取扱要領等を定めて、これに基づき適切に運用されたい。

【事実関係④ 入校経費の監査】

入校経費に関する会計処理・決算等については、毎年度各消防本部消防長及び各市町村長宛てに決算報告がなされるが、県による確認や消防学校職員以外の第三者による監査は実施されていない。

【意見 消防学校】

入校経費に関する事務は、消防学校の事務と密接関連性・不可分一体性を有するものであることから、その事務には、適法性、経済性、効率性及び有効性並びに透明性が求められてしかるべきである。そして、入校経費に関する会計処理を、消防学校職員が担っている現状にも鑑みれば、その決算報告については、県による確認や消防学校職員以外の第三者による監査が実施されるよう、要綱・要領等において規定することが望ましい。

なお、上記のとおり、今後、入校経費につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、入校経費預り金運営委員会等の第三者委員会を設置した上で、同委員会において、予算・決算に対する監事監査等が行われるよう、新たに入校経費預り金事務取扱要領等を定めて、これに基づき適切に運用されたい。

8 契約関係

消防学校食堂棟内には、食堂厨房設備等が設置されており、給食業務の委託業者が同設備を利用して給食業務を行い、入校者等に対して食事の提供を行っている。

なお、厨房では調理はできず、調理済みのものを持ち込み、盛付け、配膳を行う形態である。また、給食時間は、原則として以下のとおりである。

朝食 6時50分～7時40分

昼食 11時50分～13時00分

夕食	初任教育	18時30分～19時30分	} 重複する場合は、 17時30分～19時30分
	専科教育	17時30分～18時30分	

【事実関係① 委託業者の選定】

給食業務委託契約については、入校経費管理委員会と委託業者との間での契約であり、年度ごとの契約締結であるが、平成 26 年度から令和 4 年度まで、全て現在の業者との間で委託契約を締結している。



委託業者の選定については、県の入札参加資格者名簿等から給食業者一覧を選定し、選定された業者のうち消防学校の近隣に事業所を有する業者等に対して、見積参加が可能か否かに関する事前調査を行い、その結果を受けて契約締結に至るという方法を採用している。

令和 4 年度の契約については、令和 3 年度委託業者以外の 3 者に対して事前調査を実施するも、いずれの業者も業務形態が異なる、人員確保が困難、採算が合わない等の理由により見積参加を辞退したため、再び従前業者との契約締結に至っている。

【規範】

地方財政法第 8 条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定し、岐阜県消防学校給食業務委託仕様書は、第 1 項において、「岐阜県消防学校給食業務を、消防学校における教育訓練の一環としての機能を損なうことなく外部へ委託することで、民間の企業努力による低コスト、効率化を図るものである。」と定める。

【意見 消防学校】

現状の制度設計においては、給食業務委託機関は、入校経費管理委員会であり消防学校ではない。そのため、県の入札・契約に関する諸規程は、直ちに適用されるものではないと解されるが、入校者等に対する給食事務は、消防学校の事務と密接関連性・不可分一体性を有するものであることから、その事務には、適法性、経済性、効率性及び有効性並びに透明性が求められてしかるべきである。

したがって、事実上特定の事業者のみとの業務委託契約が長期間継続している現状においては、他事業者が見積参加を辞退する原因等を子細に調査・聴取・分析した上で、選定業社の枠を広げることや、仕様書の内容を一部変更すること等を協議し、より低コストで高効率、充実した給食の提供事務を実施できるよう、その方策を検討することが望ましい。

なお、上記のとおり、今後、給食費を含めた入校経費等につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、給食業務委託契約については、消防学校と委託業者との間の契約とし、県の入札・契約に関する諸規程に基づき適切に、効率的に運用されたい。

【事実関係② 目的外使用許可】

入校経費管理委員会との業務委託契約に基づき給食業務を行う業者は、消防学校食堂棟内の場所・施設を使用することにつき、行政財産の目的外使用許可を得ていない。

【規範】

地方自治法第 238 条の 4 第 7 項は、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定する。

そして、行政財産の使用許可基準等を定める岐阜県公有財産規則第 15 条は、「法第二百三十八条の四第七項の規定による行政財産の使用許可は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り許可する。」とし、同条第 1 号において、「当該行政財産を利用する者の利便を図るため、食堂、売店等の施設を設置するとき。」と規定する。

また、同規則第 16 条は、「法第二百三十八条の四第七項の規定による行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。」と規定する。

【指摘 消防学校】

消防学校は、食堂棟内の場所・施設を使用し、入校者の給食業務を行う委託業者に対し、行政財産の目的外使用許可を申請させ、これを許可すべきである。

この点、目的外使用許可を得ていない現状につき、消防学校からは、入校経費管理委員会と委託業者との間の給食業務委託契約における詳細等を定めた給食業務委託仕様書において、同委員会が委託業者に対して食堂棟内の場所・施設を使用することが明記されていることから、同仕様書及びこれに基づく業務委託契約締結時における消防学校における決裁において、許可は得られているものと認識している等との説明があった。

しかし、上記規範（岐阜県公有財産規則第 16 条）で示したとおり、行政財産の目的外使用許可は、法定された書式（行政財産使用許可申請書）によって、更には、岐阜県公有財産事務処理規程第 13 条に規定された使用許可の手續に則って行う必要があり、法律に基づく行政、適正手續の観点からは、法的根拠なくその例外を認めるべきではない。

したがって、給食業務委託仕様書等をもって、行政財産の目的外使用許可に代えることはできない。

なお、今後、給食費を含めた入校経費等につき、消防学校が入校経費預り金として管理・処理する方法を採るのであれば、給食業務委託契約については、消防学校と委託業者との契約となり、目的外使用許可を要さないものと考えられるが、その場合には、県の入札・契約に関する諸規程に基づき適切に運用されたい。

第3章 県土整備に関する県庁担当課

本章においては、主に防災事業における県土整備に関する県庁担当課を取りあげている、報告の中心は県土整備部であり、その中でも道路建設課、道路維持課、河川課、砂防課については担当する計画やその進捗状況等も含めて防災事業における役割を整理し報告している。

その他、第4章において取りあげた各地の土木事務所や農林事務所において確認した事実から、県庁の担当課（用地課・技術検査課・森林保全課・農地整備課）に対しても監査を行い、全庁的に報告すべき内容も本章で報告している。

第1 県土整備部概要

県土整備部の所属課及び分掌事務は以下のとおりである（岐阜県行政組織規則第12条 令和3年8月1日時点）。その事務の内容は、主に県土整備に関する事務であり、県土整備に関しては、物流や観光を始めとする経済発展の為の基盤整備の側面もあるが、その多くは強靱な県土整備をすることであり、防災に直結する事務が多く存在する。

県土整備部	
建設政策課	1 県土整備政策の総合企画及び調整に関する事 2 部内の人事、組織、定数に関する事 3 県土整備部、都市建築部の予算・決算の総括に関する事
土木事務所(11)	
用地課	1 土地収用に関する事 2 用地事務の総合調整及び指導に関する事 3 用地先行取得に関する事
技術検査課	1 建設事業に係る工事の検査に関する事 2 建設工事等に係る入札制度に関する事 3 建設事業の事業評価に関する事 4 建設工事の積算基準及び単価に関する事 5 建設業、公益法人等の指導監督に関する事
道路建設課	1 道路整備の中長期計画に関する事 2 高規格幹線道路等の計画調整に関する事 3 補助国道、県道の道路整備に関する事
東海環状自動車道事務所	
道路維持課	1 路線の認定及び廃止に関する事 2 道路の管理及び補修に関する事 3 道路の交通安全及び災害防止に関する事 4 市町村道事業に関する事
河川課	1 河川の整備や管理に関する事 2 水防に関する事 3 河川総合開発（県施工ダム）に関する事
犀川管理事務所	
長良川上流河川開発工事事務所	
宮川上流河川開発工事事務所	
砂防課	1 砂防事業等の調査・基本計画に関する事 2 砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業に関する事 3 災害復旧事業に関する事

令和3年度の県土整備部の基本方針は、ぎふの未来を支え、命と暮らしを守る強靱な県土整備であり、主に「1. 「清流の国ぎふ」を支える人づくり」、「2. 健やかで安らかな地域づくり」、「3. 地域にあふれる魅力と活力づくり」を掲げて活動をおこなっている。

なお、県土整備部は、平成17年度に実施した政策総点検において、「将来あるべき姿に向け公共投資を進めてほしい」、「近視眼的な行政で長期的ビジョンに欠ける」など県土整備に対する長期的な計画策定を求める意見を得た結果を受け「安全・安心な県土」、「活力ある県土」を目指した道路、河川、砂防事業ごとの中長期的なビジョンを示すとともに、少子高齢化の進行など社会的なトレンドや厳しい財政状況のもとで、どのように県土整備を進めていくのかを明らかにするために「県土整備ビジョン」を平成19年3月に策定している。

この県土整備ビジョンの中で、道路に関しては、「県土1700km骨格幹線ネットワーク構想」の方針、河川に関しては「新五流域総合治水対策プラン」、砂防に関しては「岐阜県八山系砂防総合整備計画」を掲げて、国主導ではなく県が独自に策定した、中長期の計画に従って県土整備を進めてきている。

第2 道路建設課

1 道路建設課の概要

(1) 組織及び事務分掌

道路建設課内の組織及び事務分掌は以下のとおりである（令和3年7月1日時点）。



(2) 主な防災業務

道路建設課の業務の概要は、物流・観光、地域経済の持続的発展、災害に強い県土づくり、地域の生活を支え、人に優しい安全で快適なまちづくりを重点目標として、道路整備を行うことである。また、県土整備部の基本方針の中でも、「2. 健やかで安らかな地域づくり」や「3. 地域にあふれる魅力と活力づくり」の中で、道路整備に関する事業を主に課として担っている。

その事業内容の内、防災にとくに重要な事業としては、災害に強い県土づくりの根幹となる道路整備であり、災害時に有効に機能するネットワーク確保や雨量規制区間の解消を目指しての道路整備を行っている。

道路建設課としては、その他に物流・観光、地域経済の持続的発展の基礎となる道路整備を目指しているが、これらの目的と災害対策目的においては重なる面もあり、明確な区分けは難しいとされる。

道路建設課は、令和3年度中に、合計 7,623.5mの道路と橋梁（431.0m）を建設しており、その内、防災に関連する「防災・安全交付金事業」に基づき建設した道路の延長は、6,206.1mである。

（3）令和3年度の予算及び決算の概要

定期監査資料に従った、令和3年度における道路建設課の予算及び決算は、予算額 48,086,378,522 円に対し、決算額は、36,586,978,404 円である。

この内、監査人において整理した防災予算額（巻末資料6参照）に従って整理したところ、道路建設課の当初予算額は、24,222,753,000 円であり、支出済額は、36,672,307,738 円であった。なお、定期監査資料との金額の差は、当初予算額の外に、年度内における補正予算が計算され、他課からの年度中の再配当額が存在している事が主な要因である。令和元年、令和2年度の防災予算額は、支出済額を比較すると、令和元年度が、35,840,009,124 円、令和2年度が 37,769,107,389 円と、ここ数年は 350 億円～370 億円程度が支出されている。

令和3年度における道路維持課の予算及び決算のうち、主要な費目及び額については、以下のとおりである。

科目	予算令達額（円）	支出済額（円）
道路総務費	480,855,907	312,645,149
道路橋りょう改築費	32,035,159,822	20,704,155,992
直轄事業負担金	15,566,351,000	15,566,349,789

直轄事業負担金は、国が管理する道路の新築・改良事業に対する県の負担金であり、工事の実施自体は国（国土交通省）が行う。

県が管理し工事を行う道路や橋りょうの工事については、道路総務費や道路橋りょう改築費に現れている。

道路橋りょう改築費の金額は、県内の各土木事務所の道路橋りょう改築費も含まれており、道路建設課における工事及び委託事業としては合計 4,041,710,165 円である。

2 岐阜県の道路現況（令和2年3月31日時点）

岐阜県内の国道は 22 路線で延長約 1,580 km、県道は 282 路線で延長約 3,104 km、市

町村道は、85,500 路線で延長約 25,972 kmである。

このうち県が管理する道路は、国道が 16 路線で延長約 1,027 km、県道が 282 路線で延長約 3,104 kmであり、県管理道路の総延長は約 4,131 kmである。

道路種別	路線数	実延長 (km)	順位	改良率 (%)	順位	舗装率 (%)	順位	歩道設置率 (%)	順位	15m以上の 橋梁(橋)	順位	トンネル (箇所)	順位
国道	22	1,579.9	6	86.4 (92.9)	42	91.9 (93.2)	33	55.0 (59.5)	37	1,086 112,971m	2	158 125,267m	4
直轄管理区間	8	552.7	4	99.9 (100.0)	43	100.0 (99.9)	1	68.0 (64.2)	28	529 73,720m	2	53 41,946m	7
県管理区間	16	1,027.1	6	79.2 (87.7)	41	87.6 (88.2)	32	48.0 (56.3)	38	557 39,251m	2	105 83,321m	4
県道	282	3,103.7	10	63.0 (70.5)	33	77.0 (65.4)	17	35.1 (39.8)	28	1,098 68,780m	5	72 31,579m	13
主要地方道	75	1,431.1	8	74.0 (79.4)	35	83.2 (75.2)	15	43.6 (47.3)	26	624 41,579m	2	36 18,098m	20
一般県道	207	1,672.7	12	53.6 (63.4)	34	71.6 (57.6)	16	27.9 (33.9)	30	474 27,201m	10	36 13,481m	4
国県道計	304	4,683.6	9	70.9 (77.2)	36	82.0 (73.8)	16	41.8 (45.8)	31	2,184 181,751m	2	230 156,846m	8
県管理道計	298	4,130.9	11	67.0 (73.9)	36	79.6 (69.9)	16	38.3 (43.1)	32	1,655 108,031m	4	177 114,900m	6
市町村道	85,500	25,971.8	10	56.3 (59.0)	31	10.5 (18.2)	40	6.0 (8.3)	35	3,081 114,943m	5	69 20,318m	10
総合計	85,804	30,655.4	10	58.5 (61.8)	32	21.5 (26.9)	38	11.5 (14.2)	34	5,265 296,694m	4	299 177,164m	9

出典:道路統計年報2021(令和2年3月31日現在)

※1 高速自動車国道は除く。

※2 国道156号及び158号は、直轄管理区間と県管理区間があるため、それぞれ1路線でカウント。

※3 ()書きは全国平均値。全国値と順位は政令指定都市を除く数値。

※4 改良率は県道以上は車道幅員5.5m以上。また、市町村道は5.5m未満を含む延長で算出。

県土整備部 道路建設課・道路維持課作成 「岐阜県の道路 2022」より

3 監査の重点及び監査手続

具体的な監査手続としては、令和4年6月13日、同年8月31日、令和5年2月3日のヒアリングにおいて、企画係長、高速道路係長、橋りょう係長、改良係長、管理調整係長、同主任からのヒアリングを行った。

資料については、定期監査資料(令和2年8月26日、令和3年8月23日、令和4年8月18日)、パンフレット「岐阜県の道路2022」、収入未済繰越決議書、道路改築事業に関するルート変更表、新広域道路交通ビジョンに関する資料、岐阜県における新広域道路交通計画(広域道路ネットワーク計画、交通・防災拠点計画・ICT交通マネジメント計画)に関する資料、道路建設課管理の工事請負契約書などの提出資料等について、書類監査を行った。

4 防災計画上の事業の位置づけ

(1) 岐阜県地域防災計画(一般対策計画) 令和4年3月

岐阜県地域防災計画の中で、道路建設課が主に関係する事項としては、次の事項が

定められている。

第2章 災害予防

第7節 緊急輸送網の整備

緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路のネットワークの確保

(2) 第2期岐阜県強靱化計画

岐阜県強靱化計画の中で、道路建設課が主に関係する事項としては、交通・物流に関する施策として次の事項が定められている。

- 沿岸部の幹線が甚大な被害を受けた際に、東西・南北の分断が生じることのないよう、東海環状自動車道など災害直後から有効に機能する主要な骨格幹線道路ネットワークの整備を図り、広域的な代替ルートとしての機能を確保する。
- 広域的かつ大規模な災害の際に道路インフラの被災により医療施設や広域防災拠点、県庁、市町村役場等へ到達できず、救助・救急活動や災害対応に支障が生じる事態を回避するため、引き続き緊急輸送道路ネットワーク上の道路整備、橋梁耐震対策及び斜面对策等の整備を着実に進めていく。
- 災害発生後においても地域社会・経済が迅速に再建・回復できるよう、各地域の復旧・復興に必要な道路として、主要な骨格幹線道路ネットワークの整備や緊急輸送道路ネットワークを確保する。
- 日本の真ん中に位置し、7県と接する交通の結節点であるという特性に鑑み、災害時、他県からの支援の受け入れや他県への支援を中継するため、引き続き県境道路の整備により道路ネットワークの機能強化を図る。

(3) 岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021

危機管理政策課が所管する岐阜県強靱化計画アクションプランにおける各施策については以下のとおりである。

道路建設課

(単位：千円)

No.	強靱化計画の施策項目名	主要施策	R3年度 当初予算額	事業目標		
				指標名	現状値	目標値
1	道路ネットワークの整備	東海環状自動車道西回り区間及びICアクセス道路の整備促進	21,349,418	東海環状自動車道の県内供用率	71% (R2)	100% (R6)
2	道路ネットワークの整備	濃飛横断自動車道の整備推進				
3	道路ネットワークの整備	県土強靱化に資する道路ネットワークの整備及び機能強化		「高速道路における安全・安心基本計画」で優先整備区間に位置付けられた対象区間の四車線化完成率	0% (R2)	30% (R6)
				主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率	45% (R2)	50% (R6)
4	道路ネットワークの整備	地域活性化や地域の安全・安心につながる幹線道路等の整備				
5	孤立・大雪対策の推進	孤立集落対策における道路整備の推進	0			

5 防災に関連する計画及び進捗状況

道路建設課が所管する防災に関連する計画やアクションプログラムの内容を確認したところ、以下の計画やアクションプログラムが存在している。

なお、交通・防災拠点計画については、道路維持課の所管する内容もあるが、新広域道路交通ビジョンに関する計画であることから、本項目で記載する。また、岐阜県強靱化計画アクションプランの指標に記載されている「高速道路における安全・安心基本計画」は、国土交通省が作成・管理する計画である。

(1) 新広域道路交通ビジョン

平成30年3月30日に成立した「道路法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第6号)により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を指定する「重要物流道路制度」が創設された。

重要物流道路制度においては、災害時の道路の啓開・復旧の迅速化を図るために、県が管理する補助国道や地方道における道路啓開や災害復旧における国の代行制度が可能とされている。

重要物流道路の指定に当たっては、新たな国土構造の形成、グローバル化、国土強靱化等の新たな社会・経済の要請に応えるとともに、総合交通体系基盤としての道路の役割強化や、ICT・自動車運転等の技術の進展を見据えた、新たな広域道路ネットワーク等が幅広く検討されている。

こうしたことから、岐阜県の将来像を踏まえた広域的な道路交通の今後の方向性を定めた新広域道路交通ビジョンが策定された。

新広域道路交通ビジョンの中で示されている岐阜県の将来像の一つとして、巨大災害時にも有効に機能する道路ネットワークを形成し、「とまらない経済活動」に寄与する強靱な県土づくりの根幹を担うための道路ネットワークの整備を行うことが掲げられている。

新広域道路交通ビジョンに従い、新広域道路交通計画が計画され、その内容は、広域道路ネットワーク計画、交通・防災拠点計画、ICT交通マネジメント計画に現れている。

これらの計画の内、防災に直接関連する内容となっているものが、基本戦略の一つに「災害にそなえたりダングランシー（余剰の意味）確保・県土強靱化」を掲げる広域道路ネットワーク計画と交通・防災拠点計画である。

新広域道路交通計画は、2020年度を初年度とする概ね20～30年間を対象とした中長期的な視点で検討したものであり、策定後も社会経済の動向やICT・自動運転等の技術進展の状況を踏まえて定期的に見直しを行うとされている。

（2）広域道路ネットワーク計画

広域道路ネットワーク計画は、新広域道路交通ビジョンが掲げる岐阜県の将来像の実現に向けて、現状の交通課題の解消を図る拠点と新たな県土形成の観点の「両輪」を見据え、高規格幹線道路やこれを補完する広域的な道路ネットワークを中心とした必要な路線の強化や絞り込み等を行い、平常時・災害時および人流・物流の視点を踏まえた具体的なネットワーク計画である。

広域道路ネットワーク強化の方向性の基本戦略の一つとして「災害にそなえたりダングランシー（余剰の意味）確保・県土強靱化」が掲げられている。

広域道路ネットワーク計画では、道路の持つ機能から、高規格道路、一般広域道路、構想路線に分類して計画を行っている。

この高規格道路とは、人流・物流の円滑化や活性化によって我が国の経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るため、主要な都市や重要な空港・港湾を連絡するなど、高速自動車国道を含め、これと一体となって機能する広域的な道路ネットワークを構成する道路である。

一般広域道路とは、広域道路の内、高規格道路以外の道路で、求められるサービス速度が概ね40 km/h以上の道路であり、構想路線とは、高規格道路としての役割が期待されるものの、起終点が決まっていない等、個別路線の調査に着手している段階にない道路である。

これらの分類に従って、広域道路ネットワーク路線として設定されている道路は以下のとおりである。

基本戦略を踏まえ設定した広域道路ネットワーク路線

路線名	分類	起点	終点
岐阜南部横断ハイウェイ	高規格道路	美濃加茂市	大垣市
富山高山連絡道路	高規格道路	高山市	飛騨市
名岐道路	高規格道路	羽島郡笠松町	岐阜市
小松白川連絡道路	高規格道路	大野郡白川村	大野郡白川村
高山下呂連絡道路	高規格道路	下呂市	高山市
濃飛横断自動車道	高規格道路	郡上市	中津川市
名濃道路	高規格道路	可児市	美濃加茂市
美濃加茂下呂連絡道路	高規格道路	美濃加茂市	下呂市
岐阜羽島道路	一般広域道路	岐阜市	羽島市
岐阜環状道路	一般広域道路	岐阜市	岐阜市
国道十九号	一般広域道路	多治見市	中津川市
国道二十一号	一般広域道路	瑞浪市	不破郡関ヶ原町
国道二十二号	一般広域道路	羽島郡笠松町	岐阜市
国道四十一号	一般広域道路	可児市	飛騨市
国道百五十六号	一般広域道路	岐阜市	郡上市
国道二百五十八号	一般広域道路	大垣市	海津市
東濃西部ハイテク道路	構想路線	多治見市	瑞浪市

岐阜丹南連絡道路	構想路線	本巣市	揖斐郡揖斐川町
神岡上宝連絡道路	構想路線	飛騨市	高山市
関小牧連絡道路	構想路線	関市	各務原市
三河東美濃連絡道路	構想路線	中津川市	恵那市

※高規格道路について、高規格幹線道路は標記していない

※起点・終点については、岐阜県内の起点・終点を記載

広域道路ネットワーク計画の基本戦略の一つである、災害に備えたリダンダンシー確保・県土強靱化の観点からは、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）」において、高規格道路のミッシングリンク解消等による道路ネットワークの機能強化対策が、重点的に取り組むべき対策として位置づけられているため、リダンダンシーの確保を推進している。

また、道路啓開の実行力を高め、速やかな救援・復旧を可能とするため岐阜県道路啓開計画の策定や、災害時応急対策用資機材備蓄拠点の整備など災害に備える体制を整えている。

【事実関係】

岐阜県強靱化計画アクションプランの指標の一つとしては、「主要な骨格幹線道路ネットワークの整備率」を掲げているが、県土整備部ではその他に「広域道路ネットワーク計画」など、類似する計画を複数策定している。

【意見 道路建設課】

岐阜県強靱化計画アクションプランの指標には「主要な骨格幹線道路ネットワーク」の記載があるが、一見すると、岐阜県強靱化計画アクションプランと異なる計画である「広域道路ネットワーク計画」に位置づけられた路線の整備率が示されているかのようにも読み取れる。

岐阜県強靱化計画アクションプランの進捗を表現する指標であることが直感的に理解できるよう、指標名称を変更し、指標の具体的な説明を記載することが望ましい。

（3）交通・防災拠点計画

交通・防災拠点計画は、新広域道路交通ビジョンが掲げる岐阜県の将来像の実現に向けて、交通拠点のモダルコネクト（国民の日常生活や経済活動を支える重要な基盤である道路ネットワークと多様な交通モードを連携、強化し、利用者が交通を選択

しやすい環境を作ること)の強化策に関わる計画としての「交通拠点計画」と、ソフト・ハードを含めた防災機能の強化策に関わる計画としての「防災拠点計画」の二つの計画をまとめたものである。

この内、防災拠点計画は、災害時の物資輸送や避難等の主要な拠点となる「道の駅」について、各交通機関の被災状況や通行可能路線などの災害情報の集約・発信に加え、非常電源や貯水槽、備蓄設備、仮設トイレなどの防災施設の整備などを行う計画である。

防災拠点計画では、防災基本計画(中央防災会議)に基づき、復旧・復興活動の迅速かつ円滑な遂行に資する施設・資機材等の整備と充実、必要とされる食料や飲料水等の備蓄、災害時の活動体制や情報伝達体制の整備など、ハードとソフトを組み合わせた一体的な災害対策の構築を図り、他の防災施設と連携して復旧・復興活動の拠点となる「道の駅」の防災機能を強化し、最大限に活用する。

「道の駅」では、広域的な復旧・復興の活動拠点としての役割や、地域住民・道路利用者の一時避難所、災害復旧時の資機材拠点等としての役割を担うため、全ての道の駅を対象に、災害時に求められる機能に応じた必要な施設・体制を検討する。

特に、広域的な防災拠点機能を持つ「道の駅」では、大規模災害等の広域的な復旧・復興活動の拠点として、自衛隊、消防、警察、TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)等の集結・活動拠点や緊急物資等の輸送拠点としての機能強化を図る。各「道の駅」では重要物流道路や代替・補完路との関係を整理した上で、災害時に求められる機能に応じて、建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等の耐災害性の強化に向けた施設整備を行うとともに、災害時の救援活動に必要な十分なスペースとして駐車場やヘリポート等を整備する。また、BCP策定や防災訓練など災害時における体制を整備する。

県内における市町村管理の道の駅は56か所存在し、県道沿いには45か所存在する。その内トイレが設置されている道の駅は33か所存在している。岐阜県強靱化計画アクションプランにおいては、「県管理道路上の道の駅におけるトイレの非常用電源設備等の設備箇所数」について令和6年までに10か所との目標値を定め、整備を進めている。このような目標値を定めているのは、施設の設置には市町村の協力が必要である為であり、将来的には防災拠点となる道の駅全ての改修を目指している。

(4) 岐阜県道路整備アクションプログラム

本プログラムは、「県土整備部(道路建設課・道路維持課)」と「都市建築部(都市整備課)」の共同計画であり、岐阜県の県土整備ビジョン(2006年度策定)に基づく「県土1,700km骨格幹線ネットワーク構想(2006年度策定)」、「岐阜県強靱化計画(2014年度策定)」、「岐阜県緊急輸送道路ネットワーク整備計画(2013年度策定)」、「岐阜県道路施設維持管理指針(2014年度策定)及び本指針に基づき作成した各種修繕計画」、「岐阜県無電柱化計画(2015年度策定)、通学路交通安全プログラムに基づく事業を示す

ものであり、関係する両部の道路関係事業を効率的に実施するための方針を定めたものである。

また、これらの計画に基づき作成した岐阜県の社会資本総合整備計画に位置づけられた事業箇所や、市町村の社会資本総合整備計画の事業箇所も加え、県や県内市町村の連携を図り、より集中的、効果的に事業を推進するための計画である。

このアクションプログラムの重点目標の一つに「安心・安全」の為に「災害に強い県土づくりの根幹となる道路整備」が掲げられている。

岐阜県のホームページには、上記の各種計画に従った重点施策と対象となる路線を、道路改築事業、維持修繕事業、街路事業、市町村道路事業に整理し、表としてまとめ発表されている（下記は、道路改築事業に関する表）。

■実施箇所一覧表(岐阜県事業 道路改築事業)岐阜県道路整備アクションプログラム(2018～2027)

No.	事業主体	事業種別	土木種別	路線名	市町村名	工区名	道路関連施策・計画		重点施策														
							緊急輸送道路NW整備	社会資本整備計画	活力						安全・安心								
									① 1700km	② 高速アクセス	③ 物流アクセス	④ 濃飛橋断	⑤ 観光アクセス	⑥ 地域振興	① 物流アクセス	② 広域迂回路	③ 老朽化対策	④ 緊急輸送路	⑤ 雨量・孤立	⑥ 歩行者安全			
1	岐阜県	改築	岐阜	国 157号	本巣市	三橋			○	○	○		○										
2	岐阜県	改築	岐阜	主 岐阜関ヶ原線	本巣市	宗慶・温井Ⅱ期			○	○												○	
3	岐阜県	改築	岐阜	主 岐阜美山線	岐阜市	折立Ⅰ期		○		○	○			○									
4	岐阜県	改築	岐阜	国 256号	山県市	高富バイパス			○	○												○	
5	岐阜県	改築	岐阜	主 岐阜美山線	山県市	梅原		○														○	
6	岐阜県	改築	岐阜	一 羽島稲沢線	羽島市	新濃尾大橋		○	○	○				○								○	
7	岐阜県	改築	岐阜	主 岐阜東南大野線	瑞穂市	森・重聖		○		○	○												
8	岐阜県	改築	岐阜	一 扶桑各務原線	各務原市	新愛岐道路			○					○								○	
9	岐阜県	改築	岐阜	一 大垣江南線	安八町～羽島市	長良川新橋			○	○				○								○	
10	岐阜県	改築	大垣	主 岐阜関ヶ原線	神戸町	丈六道			○	○				○								○	
11	岐阜県	改築	大垣	主 岐阜南濃線	海津市	馬目		○						○								○	○
12	岐阜県	改築	大垣	一 大垣大野線	神戸町	新屋敷		○														○	
13	岐阜県	改築	大垣	一 赤坂神戸線	大垣市	赤坂新橋																○	○
14	岐阜県	改築	大垣	一 養老垂井線	垂井町～養老町	橋爪大橋		○	○		○				○						○		
15	岐阜県	改築	大垣	一 大垣江南線	安八町	安八・墨俣		○	○					○								○	
16	岐阜県	改築	大垣	一 上石津多賀線	大垣市	下山		○														○	○
17	岐阜県	改築	岐阜	揖斐 国 303号	揖斐川町	西横山バイパス		○	○	○											○		
18	岐阜県	改築	岐阜	一 本庄揖斐川線	揖斐川町	福島・長良		○		○					○								○
19	岐阜県	改築	美濃	国 418号	関市	肥田瀬拡幅		○	○	○												○	○
20	岐阜県	改築	美濃	主 岐阜美濃線	美濃市	種楽寺		○			○											○	
21	岐阜県	改築	美濃	一 上野間線	美濃市	大矢田		○	○						○								
22	岐阜県	改築	郡上	主 金山明宝線	郡上市	畑佐		○	○													○	○
23	岐阜県	改築	可茂	国 256号	白川町	上佐見小野		○	○	○												○	○
24	岐阜県	改築	岐阜	国 418号	八百津町～恵那市	瀬見～飯地		○	○	○												○	
25	岐阜県	改築	岐阜	一 大西瑞浪線	八百津町	新五月橋		○														○	
26	岐阜県	改築	多治見	一 肥田下石線	土岐市	下石		○		○	○				○	○						○	
27	岐阜県	改築	多治見	主 豊田多治見線	多治見市	滝呂バイパス		○		○												○	
28	岐阜県	改築	多治見	国 363号	土岐市	柿野バイパス		○	○													○	
29	岐阜県	改築	恵那	国 257号	中津川市	中津川		○	○			○										○	
30	岐阜県	改築	恵那	国 363号	恵那市	花白バイパス		○	○													○	
31	岐阜県	改築	下呂	一 門和佐瀬戸線	下呂市	二ノ樽		○														○	
32	岐阜県	改築	高山	国 361号	高山市	下之向		○	○					○								○	
33	岐阜県	改築	高山	国 156号	白川村	福島バイパス		○	○						○	○						○	○
34	岐阜県	改築	古川	一 古川宇津江四十八滝間の橋	高山市	宇津江		○														○	○
35	岐阜県	改築	古川	主 古川清見線	飛騨市	平岩Ⅱ		○	○		○			○								○	

新広域道路ビジョンと岐阜県道路整備アクションプログラムは、それぞれが岐阜県の将来的な道路の在り方に関する計画やアクションプログラムであるが、互いに連動するものではない。

両者の違いとしては、新広域道路ビジョンはいわば「理想の将来像」で、予算状況や整備時期などを考慮せず、重要物流道路の議論を踏まえ、人流・物流に必要な道路を示したものである。

一方、岐阜県道路整備アクションプログラムは、岐阜県の社会資本整備計画に位置づけられた事業等の情報を公表し、国や県内市町村の各種事業関係者と、連携し、「限られた予算」の中で整備優先度を検討し、効率的な事業を推進するために策定されたものである。

なお、新広域道路ビジョンは将来的なビジョンを示し、岐阜県道路整備アクションプログラムは現状の事業等の情報公開を行うものであることから、それぞれにおいて進捗率などの把握はない。

6 土木事務所との関わり

道路建設課の業務の多くは、各土木事務所における道路・橋りょう建設の事業に関して、事業の合理性・経済性を判断して、事業内容を審査することであり、道路建設に関する各土木事務所の事業計画に対して審査を行い、適切な道路工事が行われているかを監督している。

道路建設や道路改築事業に関する土木事務所と道路建設課の関係をまとめると以下のとおりである。

- ① 各土木事務所管内において、道路に関し何らかの課題（利便性向上・防災力強化・維持管理・環境問題等）が存在する。
- ② 各土木事務所において、道路の目的等の検討を行い、道路の課題を複合的に検証する。
- ③ 検討の結果、改築の必要性をまとめ、土木事務所から道路建設課に事前に相談する。
- ④ 道路建設課から概ねの了承が得られると、土木事務所が道路調査費等を用いてルート協議を行う。ルート協議の際の資料は、それぞれの課題から判断を行うもので、防災費を計算するものもあれば、維持管理費を計算したライフサイクルコスト（LCC）から計算するものもある。
- ⑤ ルート協議を行った際に道路建設課に協議資料が提示される。
- ⑥ ルートの事業化については、課長級協議、副知事や関係各部長の協議を経たのちに事業化される。なお、同時並行で、国土交通省に対し、国による補助金等が使用できるかどうかの事前折衝等も行う。
- ⑦ 最終的に事業化が認められることで、各土木事務所が事業を実施する。

【事実関係】

各土木事務所が独自に工事発注可能なのは、設計金額 3 億円未満の工事であり、3 億円以上の道路建設や改築工事については、道路建設課が直接契約を行うこととなる。令和 3 年度における、道路建設課が直接契約を行った工事は、合計 9 件、工事金額は合計 3,937,947,980 円である。

なお、道路建設課が直接所管する工事の工事に関する契約書等は、道路建設課で管理し、工事管理は各地の土木事務所において管理している。

7 主要な道路建設に関する工事

道路建設課においては、毎年、「岐阜県の道路」のパンフレットにおいて、各土木事務所における、主要な道路改築事業として 11 事業の概略を報告していることから、取りあげられた工事の内、防災を主目的として国からの防災・安全交付金により工事を行っている事業 3 事業について、工事採択の際の計画資料を確認し、防災事業としての有効性が適正に評価されているか検討した。

(1) 一般国道 303 号西横山バイパス工事



管轄土木事務所：揖斐土木事務所

全体事業費：約 66 億円予定

補助金：防災・安全交付金

着手年度：平成 26 年度 現在の進捗率 82%

ルート検討の手法

極力現道を利用し、既設構造物の有効利用を図った案から、区間全体をトンネルで最短で結んだ案まで、合計 9 パターンの工事計画を行い、それぞれの計画概要、時間短縮効果、平面線形、横断勾配、トンネル構造、上流側仮設ヤードの内容、概算工費、その他留意点を比較検討し、ルート検討を行っている。

概算工費については、トンネル工事費用、土工部、防災費の 3 項目の合算から計算されている。

採用ルートは、トンネル工事費は 62.8 億円に上るが、現道を利用した場合の防災費 52.2 億円と比較して、トンネルの設置により将来的な防災費が 2.1 億円と減少することから、費用が抑えられ総合的には最も概算工事費が少ない工事が採用されている。

(2) 一般国道 156 号福島バイパス



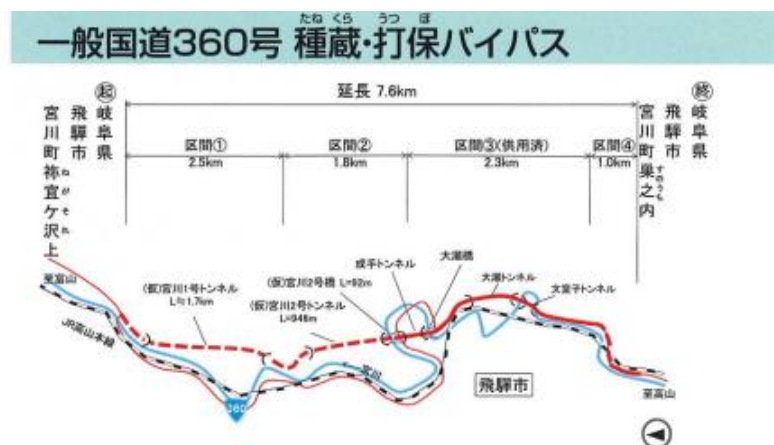
管轄土木事務所：高山土木事務所
 全体事業費：約 52 億円予定
 補助金：防災・安全交付金
 着手年度：平成 16 年度 現在の進捗率 87%

ルート検討の手法

現道を利用し拡幅工事を行った場合の案と、新設道路を設置する案の 2 パターンの工事計画を行い、それぞれの工種内容を比較検討し、ルート検討を行っている。比較した工種内容は、トンネル工事費、橋梁費、防災対策、明かり部改良費、調査試験費、用地補償費、事務費等の合算から計算されている。

採用ルートは、工区全体をトンネル新設する案に対して、現道利用案の方が防災費において、雪崩対策の為にシェットの設置費用が 2.7 億円の増額となったが、現況ルートの拡幅工事が約 47 億円に対し、新設トンネル工事費が約 20 億円との大幅に減少していることなどから総合的に概算工事費が少ない工事が採用されている。

(3) 一般国道 360 号種蔵・打保バイパス



目的

現道は幅員が狭く線形も悪いなど安全な通行に支障を来しています。現在、(仮称)宮川2号トンネルを整備中であり、本事業によるバイパス整備などにより、災害に強い道路機能の確保や富山県との観光交流の促進等に寄与します。

管轄土木事務所：古川土木事務所

全体事業費：約 185 億円予定

補助金：防災・安全交付金

着手年度：平成 9 年度 現在の進捗率 84%

ルート検討の手法

極力現道を利用し拡幅改良する案から、河川の左岸、右岸それぞれ新たな道路や橋、トンネルを設置する案の合計 4 パターンの工事計画を行い、それぞれの計画概要、事業費、主な構造物、土工規模と地質の状況、土地利用の整合性及び環境との対応、施工性及び暫定施工の考え方を比較検討し、ルート検討を行っている。

事業費については、改良費、橋梁費、トンネル工事費の 3 項目の合算から計算されている。

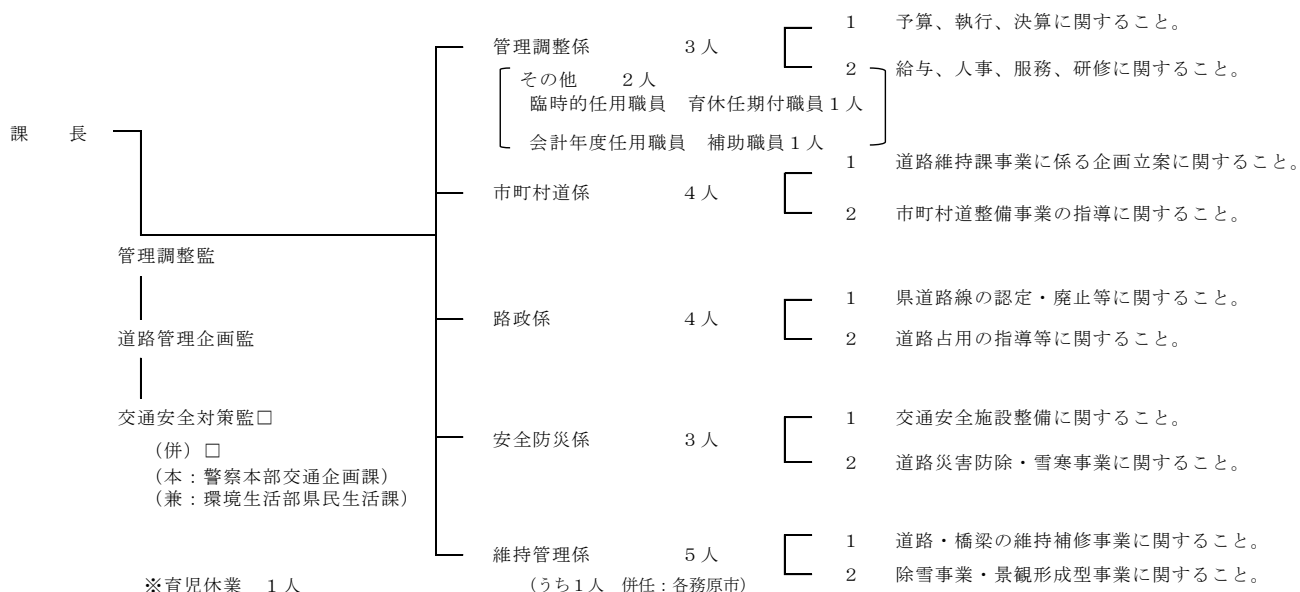
採用ルートは、トンネル工事費が 151 億円に上り、現道を利用した場合の 28 億円よりも高額となるが、現道を利用した場合の改良費 97 億円、橋梁費 106 億円に対し、採用ルートは、改良費 15 億円、橋梁費 38 億円となり、全体の工事費で、49 億円の減少が認められ、最も事業費が少ない工事が採用されている。

第3 道路維持課

1 道路維持課の概要

(1) 組織及び事務分掌

道路維持課内の組織及び事務分掌は以下のとおりである（令和3年7月1日時点）。



(2) 主な防災業務

県土整備部の業務内容のうち、防災の観点から特に重要な事業としては、強靱な県土整備としての基盤整備の推進、避難対策の推進、ダム建設事業の推進、早期復旧対策の推進、除雪対策の強化による冬期交通の安全確保、緊急輸送道路の無電柱化推進等がある。また、生活を支えるインフラ整備として、道路・河川・砂防施設の計画的な維持管理の推進、建設分野におけるDXの推進、安全・安心な通学路等の整備の推進等がある。

そのうち、道路維持課の業務概要は、路線の認定及び廃止（路政係）、道路・橋梁の管理、補修及び道路環境の向上（維持管理係）、道路の交通安全（公安委員会の所管に属するものを除く。）及び災害防止（安全防災係）、道路の雪寒対策（安全防災係、維持管理係）、市町村道の整備の指導（市町村道係）等であり、県民生活に密着している「道路」管理において、安全かつ安心して利用できる道路づくり、交通事故減少のための安全対策及び防災・減災・雪寒対策を図っている。

(3) 令和3年度の予算及び決算の概要

定期監査資料に従った、令和3年度における道路維持課の予算及び決算は、予算額 48,486,509,424 円に対し、決算額は、33,018,216,219 円である。

この内、監査人において整理した防災予算額（巻末資料6参照）に従って整理したところ、道路建設課の当初予算額は、15,387,685,000 円であり、支出済額は、32,993,093,848 円であった。なお、定期監査資料との金額の差は、当初予算額の外に、

年度内における補正予算が計算され、他課からの年度中の再配当額が存在している事が主な要因である。

令和3年度における道路維持課の予算及び決算のうち、主要な費目及び額については、以下のとおりである。

科目	予算令達額（円）	支出済額（円）
道路総務費	2,690,233,149	2,003,778,936
道路橋りょう維持費	35,476,282,722	24,560,348,847
道路橋りょう改築費	5,608,264,447	3,410,037,419
交通安全対策費	4,710,910,172	3,043,232,083

道路維持課の事業には、公共事業（国の補助）と単独事業とがあり、具体的な道路等の補修工事等は、基本的にはその道路等を管轄する土木事務所が行っており、工事費が3億円以上の工事については、議会への報告・承認が必要なため、本課が行っている。

2 監査の重点及び監査手続

道路維持課については、既設の道路や橋梁等に対して、適切に、そして計画的・効率的に維持・管理が行われているかという点に着目して監査を実施した。なお、実際の道路維持管理の現場作業については、その大半を各地の土木事務所が実施しているため、道路維持課においては、主に県全体の道路及び橋梁等に対する修繕計画・目標設定値に対する履行状況等の観点を重視した。

具体的な監査手続としては、令和4年4月26日、同年5月18日、同年8月31日、令和5年1月10日及び同年1月24日において、維持管理係、安全防災係、管理調整係等からのヒアリングを行った。

また、定期監査資料（令和2年8月24日、令和3年8月24日、令和4年8月23日）、岐阜県総合道路地図（令和4年度版）、岐阜県の道路2022、岐阜県道路施設維持管理指針（2014年7月）等の各指針、岐阜県橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月）等の各計画、岐阜県橋梁点検マニュアル（令和4年3月改定版）等の各マニュアル、岐阜県道路メンテナンス会議議事録、社会資本メンテナンスプラン検討委員会議事録、入札執行一覧表及び契約変更理由書などの資料等について、書類監査を行った。

3 道路維持等に関する計画

（1）基本計画

岐阜県内における道路維持等に関する基本計画（グランドデザイン）としては、岐阜県地域防災計画（令和4年3月修正版）、第2期岐阜県強靱化計画（計画期間：令和2年度から令和6年度まで）及び年度ごとの岐阜県強靱化計画アクションプランがあ

る。

上記基本計画を具体的に履行するために、各種計画・運用指針・マニュアル等が存在するところ、そのうち計画については、以下のとおりである。

- ・岐阜県橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月）
- ・岐阜県トンネル維持修繕計画（令和2年3月）
- ・岐阜県横断歩道橋修繕計画（令和2年3月）
- ・岐阜県舗装補修最適化計画（平成28年3月）
- ・岐阜県門型標識等修繕計画（平成30年12月）
- ・岐阜県小規模橋梁修繕計画（平成31年3月）
- ・岐阜県洞門修繕計画（平成31年3月）
- ・岐阜県道路照明施設更新計画（平成31年3月）
- ・社会資本総合整備計画（市町村道事業）
- ・岐阜県無電柱化推進計画（2022年3月）
- ・岐阜県自転車活用推進計画（2019年12月）

（2）岐阜県強靱化計画アクションプランの位置付け

第2期岐阜県強靱化計画の期間中である現時点においては、各年度に岐阜県強靱化計画アクションプランが策定されているところ、令和3年度における岐阜県強靱化計画アクションプラン2021のうち、道路維持課の事業に位置付けられる主な施策等については、以下のとおり整理できる。

道路維持課（強靱化計画アクションプラン2021）

（単位：千円）

No.	施策分野	強靱化計画の施策項目名	主要施策	R3年度当初予算額	事業目標				
					指標名	現状値	目標値		
1	(1) 交通・物流～交通ネットワークの強化～	道路ネットワークの整備	豪雨時における道路冠水対策の推進	20,000	県管理道路のアンダーパスにおける排水設備補修の要対策箇所数	15箇所 (R2)	6箇所 (R6)	※	
2			トンネル照明のLED化の推進	20,000	県管理道路上のトンネルLED化の要対策箇所数	39箇所 (R2)	19箇所 (R6)	※	
3			県土強靱化に資する道路ネットワークの整備及び機能強化	918,338	主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁における速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策（フルスペック化）の未対策箇所数	149箇所 (R2)	94箇所 (R6)	※	
					緊急輸送道路以外で利用状況等から重要性の高い県管理橋梁の耐震未対策箇所数	10箇所 (R2)	6箇所 (R6)	※	
					県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数	276箇所 (R2)	103箇所 (R6)	※	
4			孤立・大雪対策の推進	地域活性化や地域の安全・安心につながる幹線道路等の整備	1,202,190	県管理道路における無電柱化整備の着手箇所数	1,324箇所 (R2)	1,126箇所 (R6)	※
5				県管理道沿いの樹木伐採による通行安全対策の推進	20,000				
6			道路啓開の迅速な実施	除雪体制の強化による冬期交通の安全確保	350,000	県有除雪機械の保有台数	124台 (R2)	155台 (R6)	※
7	道路啓開訓練の実施	2,310							
8	無電柱化の推進	無電柱化の推進	7,000				※		
9	(7) ライフライン・情報通信～生活基盤の維持～	総合的な大規模停電対策	0						
10		道路啓開の迅速な実施	0						
11		無電柱化の推進	0	県内道路における無電柱化整備の着手箇所数	0箇所 (R2)	2箇所 (R6)	※		
12	(8) 行政機能～公助の強化～	防災拠点機能の強化	20,000	地域防災計画で防災拠点として位置付けられた県管理道路上の道の駅におけるトイレの非常用電源設備等の整備箇所数	7箇所 (R2)	10箇所 (R6)	※		
13		災害対策用資機材の確保・充実	20,000	各種災害への備え					
14	(12) メンテナンス・老朽化対策～社会インフラの長寿命化～	社会資本の適切な維持管理	3,195	一巡目の定期点検（H26～H30）で早期に措置を講ずべき状態とされた橋梁の対策を実施した割合	62% (R2)	100% (R6)	※		
15		メンテナンスに関する人材の育成	0	社会基盤メンテナンスエキスパートの養成人数（累計）	536人 (R2)	650人 (R5)	※		

※ 重要業績指標（KPI）が設定されているもの。

(3) 計画の進捗状況等

ア 計画の進捗状況

第1期強靱化計画から第2期強靱化計画をとおして、重要業績指標（KPI）が設定された各指標に関する令和3年度末までの進捗状況については、以下のとおり整理できる。

達成率評価：達成=100%以上、A=75%以上～100%未満、B=50%以上～75%未満、C=25%以上～50%未満、D=25%未満

施策分野	指標名	単位	事業進捗状況											
			第1期強靱化計画						第2期強靱化計画					
			基準値	H27	H28	H29	H30	目標値 (R1)	達成率 評価	基準値	R2	R3	目標値 (R6)	R3までの 進捗率
(1) 交通・物流～交通ネットワークの強化～	県管理道路のアンダーパスにおける排水設備補修の要対策箇所数	箇所	-	-	-	-	-	-	-	15 (H30)	15	13	6	22%
	県管理道路上のトンネルLED化の要対策箇所数	箇所	-	-	-	-	-	-	-	81 (H30)	39	23	19	94%
	主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁の落下防止フルスペック化の要対策箇所数	橋	95 (H25)	91	89	75	75	0	D	-	-	-	-	-
	主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁における速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策（フルスペック化）の未対策箇所数	箇所	-	-	-	-	-	-	-	152 (H30)	149	145	94	12%
	県境道路上の県管理橋梁の落橋防止フルスペック化の要対策箇所数	橋	9 (H26)	9	9	8	6	0	C	-	-	-	-	-
	県管理緊急輸送道路上の橋梁の要耐震補強箇所数	橋	90 (H25)	58	39	11	1	0	A	-	-	-	-	-
	県管理橋梁の要耐震補強箇所数	橋	280 (H25)	237	212	180	165	152	A	-	-	-	-	-
	緊急輸送道路以外で利用状況等から重要性の高い県管理橋梁の耐震未対策箇所数	箇所	-	-	-	-	-	-	-	10 (H30)	10	10	6	0%
	主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理道路斜面等の要対策箇所数	箇所	98 (H25)	83	77	61	53	29	B	-	-	-	-	-
	県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数	箇所	503 (H25)	465	436	352	345	301	A	345 (H30)	276	237	103	44%
	県境道路上の県管理道路斜面等の要対策箇所	箇所	11 (H25)	10	10	9	9	8	B	-	-	-	-	-
	県管理道路斜面等の要対策箇所数	箇所	1,659 (H25)	1,600	1,563	1,460	1,413	1,440	達成	1,413 (H30)	1,324	1,287	1,126	44%
	県有除雪機械の保有台数	台	53 (H25)	70	80	85	99	107	A	107 (R1)	124	130	155	48%
県内道路における無電柱化整備の着手箇所数	箇所	-	-	-	-	-	-	-	0 (R1)	0	0	2	0%	
(2) 国土保全～火山、河川、砂防、治山等対策～	御嵩町内の県管理緊急輸送道路における路面陥没対策の完了率	%	0 (H25)	37	64	89	89	100	A	-	-	-	-	-
	県内道路における無電柱化整備の着手箇所数	箇所	-	-	-	-	-	-	-	0 (R1)	0	0	2	0%
(8) 行政機能～公助の強化～	地域防災計画で防災拠点として位置付けられた県管理道路上の道の駅におけるトイレの非常用電源設備等の整備箇所数	箇所	-	-	-	-	-	-	-	4 (H30)	7	9	10	83%
(12) メンテナンス・老朽化対策～社会インフラの長寿命化～	H25改正道路法による道路施設の点検完了率	%	0 (H25)	36	60	79	100	100	達成	-	-	-	-	-
	一巡目の定期点検（H26～H30）で早期に措置を講ずべき状態とされた橋梁の対策を実施した割合	%	-	-	-	-	-	-	-	35 (H30)	62	72	100	57%
	社会基盤メンテナンスエキスパートの養成人数（累計）	人	189 (H25)	309	356	412	473	350	達成	473 (H30)	536	557	650	36%

※第1期強靱化計画と第2期強靱化計画とで同一の指標が設定されているもの。

イ 計画の引継・統合状況

主に第1期強靱化計画の終了時において目標値に達成できなかった各指標につき、第2期強靱化計画への引継・統合状況等を整理した結果は、以下のとおりである。

達成率評価：達成=100%以上、A=75%以上～100%未満、B=50%以上～75%未満、C=25%以上～50%未満、D=25%未満

施策分野	指標名	単位	事業進捗状況				引継関係	指標名	単位	事業進捗状況			
			第1期強靱化計画							第2期強靱化計画			
			基準値	H30	目標値(R1)	達成率評価				基準値	R3	目標値(R6)	R3までの進捗率
(1) 交通・物流～交通ネットワークの強化～	主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁の落下防止フルスペック化の要対策箇所数	橋	95 (H25)	75	0	D	主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁における速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策（フルスペック化）の未対策箇所数	箇所	152 (H30)	145	94	12%	
	県境道路上の県管理橋梁の落橋防止フルスペック化の要対策箇所数	橋	9 (H26)	6	0	C							
	県管理緊急輸送道路上の橋梁の要耐震補強箇所数	橋	90 (H25)	1	0	A							
	県管理橋梁の要耐震補強箇所数	橋	280 (H25)	165	152	A	緊急輸送道路以外で利用状況等から重要性の高い県管理橋梁の耐震未対策箇所数	箇所	10 (H30)	10	6	0%	
	主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理道路斜面等の要対策箇所数	箇所	98 (H25)	53	29	B	県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数	箇所	345 (H30)	237	103	44%	
	県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数	箇所	503 (H25)	345	301	A							
	県境道路上の県管理道路斜面等の要対策箇所	箇所	11 (H25)	9	8	B							

【事実関係① 指標の統合1】

第1期強靱化計画における「主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁の落下防止フルスペック化の要対策箇所数（目標達成率評価D）」、「県境道路上の県管理橋梁の落橋防止フルスペック化の要対策箇所数（同評価C）」及び「県管理緊急輸送道路上の橋梁の要耐震補強箇所数（同評価A）」（以下、総じて「旧指標」という。）については、いずれも第2期強靱化計画で新たに設定された指標（以下「新指標」という。）に統合された。

そして、旧指標において残存した合計82橋の要対策箇所は、全て新指標の基準値に包含されることとなったが、新指標における未対策箇所数（基準値）が合計152橋と大幅に増加したため、旧指標の残存要対策箇所が、全体数に埋もれて把握し難くなった

ている。

【事実関係② 指標の統合2】

第1期強靱化計画における「主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理道路斜面等の要対策箇所（目標達成率評価B）」、「県管理緊急輸送道路上の斜面の要対策箇所数（同評価A）」及び「県境道路上の県管理道路斜面等の要対策箇所（同評価B）」（以下、総じて「旧指標」という。）については、いずれも第2期強靱化計画で新たに設定された指標（以下「新指標」という。）に統合された。

しかし、新指標（要対策箇所数基準値 345 か所）は、旧指標のうち「県管理緊急輸送道路上の斜面等の要対策箇所」を、内容及び要対策箇所数ともにそのまま継承するものであり、旧指標における他の2指標（いずれも同評価B）における残存箇所は、新たな指標に含まれていない。

【規範】

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法第4条は、「地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定する。

【意見 道路維持課】

新たな強靱化計画の策定に際して、その時点における情勢等に応じた指標に変更・統合すること自体は否定されるものではないが、第1期強靱化計画における旧指標のうち、特に目標達成率評価がC（25%以上～50%未満）又はD（25%未満）評価であったものについては、第2期強靱化計画における新指標下においても、基準値の全体数に埋もれたり、対策実施対象から外したりすることなく、引き続き未対策箇所を捕捉した上で、その進捗率等を把握・管理し、最終目標達成まで対策を完遂させることが望ましい。

【事実関係③ 計画の進捗率】

第2期強靱化計画（令和2年度から令和6年度）については、令和3年度末の時点で、その3分の1の期間が経過しているところ、「主要な骨格幹線道路ネットワーク上の県管理橋梁における速やかな機能回復が可能な性能を目指す耐震対策（フルスペック化）の未対策箇所数」（進捗率12%）、「緊急輸送道路以外で利用状況等から重要性の高い県管理橋梁の耐震未対策箇所数」（進捗率0%）、「県内道路における無電柱化整備の着手箇所数」（進捗率0%）等つき、その進捗率が悪い。

なお、令和3年度末において進捗率0%の「県内道路における無電柱化整備の着手箇所数」については、新たに「岐阜県無電柱化推進計画（2022年3月）」が策定され、無電柱化推進計画の期間（令和3年度から令和7年度までの5年間）に、岐阜県管理道路において、11.7kmの無電柱化工事に着手することを目標と設定されている。

【意見 道路維持課】

令和6年度において最終目標値を達成できるのであれば、計画期間の5年間において、平均的に進捗させる必要はないが、特に進捗率が悪い指標については、その理由を分析した上で、残された期間で、最終目標値に到達できるよう、計画的に、重点的に事業を実施することが望ましい。

【改善報告（一部）】

令和3年度末までにおいて進捗率が悪い上記各指標のうち、「県内道路における無電柱化整備の着手箇所数」については、令和4年度に2か所の工事着工が行われ、進捗率が100%となったため、改善報告とする。

4 道路維持管理の方法

(1) 総論

岐阜県は、令和2年3月31日時点で、道路管理延長4,131km（全国順位11位）、橋梁（15m以上）数1,655橋（全国順位4位）、トンネル箇所数177か所（全国順位6位）、トンネル延長114,900m（全国順位1位）と、全国でもトップクラスの道路施設を管理している（下表参照）。



これらの道路施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備されたため、すでに多くが高齢化（竣工後50年以上経過）しており、今後、それが急速に進行していくことが予測されている。

【岐阜県道路施設維持管理指針（2014年7月）より】

したがって、道路施設の点検を計画的に実施するほか、点検により異常等を確認した施設の補修等の対策を計画的かつ効果的に行う必要がある。

岐阜県の道路施設（「道路統計年報2021」年報令和2年3月31日時点）

区 分	施設数等	全国順位	備 考
管理延長	4,131 km	11 位	1 位：北海道 11,604 km
橋梁数（15m以上）	1,655 橋	4 位	1 位：北海道 3,237 橋
トンネル箇所数	177 か所	6 位	1 位：大分県 250 か所
トンネル延長	114,900m	1 位	2 位：新潟県 101,595m

(2) 計画

ア 岐阜県舗装補修最適化計画

岐阜県は、橋梁・舗装の維持修繕にライフサイクルコストを考慮したアセットマネジメントの考え方を導入し、これまでの対症療法的な維持管理から予防保全型の計画的な維持管理へ転換するべく、平成16年度から「岐阜県アセットマネジメント検討委員会」を設置し、道路構造物の最適維持管理計画の検討を行ってきた。

そして、平成 18 年度には、前年度までの検討結果を踏まえて、今後 50 年間に必要となる予算額を算出し、平成 19 年度に「岐阜県 舗装最適化維持管理計画」を策定している。

その後、平成 23 年度から平成 25 年度に実施された全県的な 2 回目の舗装点検の結果に基づいて最適化維持計画の見直しが図られた。見直しにあたっては、維持管理の現状を分析し、また、舗装の劣化予測、補修箇所・補修工法の選定手法、補修単価などの諸条件を見直し、今後の舗装維持管理に必要な予算額が算出された。

同見直しの結果を踏まえて、岐阜県舗装補修最適化計画（平成 28 年 3 月）が策定され、現在に至る。

イ 道路補修計画

道路補修計画については、具体的な補修箇所の選定及び優先順位の決定を目的とするため、舗装の劣化状況を総合的に判断することを重視し、ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性を総合的に評価できる「MCI」（Maintenance Control Index。ひび割れや、わだち掘れ量から舗装の健全度を表した指数で、10 段階で表わされ、数値が小さいほど状態が悪いことを示す。）を管理指標として用いられている。

「MCI」が 4 を下回った段階を補修時期の目安としており、また、ひび割れ率 20%、わだち掘れ量 20 mm を超過する箇所についても補修箇所として選定している。

※ MCI: Maintenance Control Index(メンテナンス コントロール インデックス)

ひび割れやわだち掘れ量から舗装の健全度を表した指数で、10 段階で表わされ、数値が小さいほど状態が悪いことを示す。

$$MCI = 10 - 1.51C^{0.3} - 0.3D^{0.7}$$

C : ひび割れ率 (%)

D : わだち掘れ深さの平均 (mm)

表 4-1 MCI による補修の基準

MCI値	維持修繕の基準
3未満	早急に補修が必要
3未満以上4未満	全面的な補修が必要
4以上5未満	部分的な補修が必要
5以上	望ましい管理基準

【岐阜県舗装補修最適化計画（平成 28 年 3 月）より】

ウ 社会資本メンテナンスプラン

道路施設・舗装の状態（健全度）に応じた維持管理手法に加え、新たに道路施設の損傷などによる社会的影響度をリスクとして評価して、リスクの大きさに応じて道路施設の補修を行う、戦略的な道路維持管理手法である社会資本メンテナンスプランを平成 24 年度より導入している。

【事実関係】

道路施設等の維持管理については、中部エリアの道路関係者（中部地方整備局、県、市町村、NEXCO、岐阜県建設研究センター等）が集い、道路メンテナンスに関する現状の補助制度や個別施設計画の策定方法等を協議する「岐阜県道路メンテナンス会議」と、道路施設補修の優先順位付けの指標となる「社会資本メンテナンスプラン」

の策定等を協議する「社会資本メンテナンスプラン検討委員会」がある。

このうち、「社会資本メンテナンスプラン検討委員会」については、平成 22 年度に設置され、同委員会において、岐阜県県土整備部が管理する道路施設について、安全で安心して利用できる道路を、継続的かつ効率的に確保するために必要となる視点・施策を明確化し、県民の財産である社会基盤を次世代に確実に引き継ぐための中長期的な総合維持管理計画となる社会資本メンテナンスプランについて審議し、計画の妥当性を判定するものとされているが、平成 24 年度の開催を最後に、以降、同検討委員会は開催されていない。

なお、この点につき、ヒアリングの結果によれば、「損傷の小さいうちに補修を行う予防保全の考え方がある中で、岐阜県では、限られた予算の中で効率的かつ効果的に補修を実施していくことを目的に、道路施設の維持管理水準及び補修を行う路線の優先度等を定めるために社会資本メンテナンスプランを平成 24 年度に策定した。しかし、平成 24 年 12 月に発生した笹子トンネル天井板落下事故を契機に、国は平成 26 年に道路法施行規則を改訂し、トンネルや橋等を 5 年に 1 度、定期点検を実施するよう義務付け、各道路管理者は、点検結果に基づき、健全度Ⅲの早期に補修を実施すべき施設の補修を実施している。そのため、社会資本メンテナンスプランを運用するためには、まずは健全度Ⅲの補修を終えることが必要である。」とのことであった。

【規範】

社会資本メンテナンスプラン検討委員会設置要綱第 3 条は、同委員会の所掌事務として、①県管理道路施設の現状評価に関すること、②メンテナンスプランの目的および対象施設設定に関すること、③対象施設毎の維持管理水準の設定に関すること、④対象施設の投資基準（補修の優先度）に関すること、⑤リスクマネジメント導入に向けた分析手法に関すること、⑥対象施設毎のアクションプラン策定（中長期維持管理計画）に関すること、を定めている。

また、岐阜県職員倫理憲章・道路維持課実行計画には、「2 税の重みを深く認識し、無駄のない行政を進めます。」とし、その取組事項として、「これまで蓄積された社会基盤構造物を有効かつ長く利用し続けていくことが必要であることから、道路の維持管理においてアセットマネジメント（資産管理）の考え方を導入し、点検や各種データに基づく先見的・効率的な予防保全型の維持管理を推進していきます。」と定める。

【意見 道路維持課】

現在実施中の健全度Ⅲ（早期に補修を実施すべき施設）の補修を完遂させ、健全度Ⅱ（予防保全の観点から補修を実施すべき施設）への補修へと転換した上で、年度ごとに示される岐阜県強靱化計画アクションプランの策定時や、5 年に 1 回等の頻度で実施される道路施設等の健全度評価の結果が出た時点において、同結果に基づく先見的・効率的な予防保全型の維持管理を協議するため、「社会資本メンテナンスプラン検討委員会」の開催を再開し、もって同委員会が有する機能を最大限に引き出してこれを有効化し、限られた予算の中で、より効率的・効果的に道路維持管理等の実施を図ることが望ましい。

(3) 予算

ア 道路施設の維持管理予算

岐阜県道路施設維持管理指針（2014年7月）には、「岐阜県の道路施設の維持管理予算は、バブル経済崩壊後の公共投資の抑制とともに2010年度まで減少傾向でしたが、近年、160億円程度で推移しています（図7）。今後、管理する多くの道路施設の老朽化、新たな道路ストックの建設による管理施設の増加により、補修や更新に要する費用はますます増大することが予想される一方、少子高齢化による社会保障費の増加等も勘案すると、今後、予算状況は厳しいものとなることが予測されます。また、加えて前項の未点検の施設の点検を早急に実施する必要があるなど、道路施設の維持管理予算は、更に必要となることが予測されます。」と記載されている。

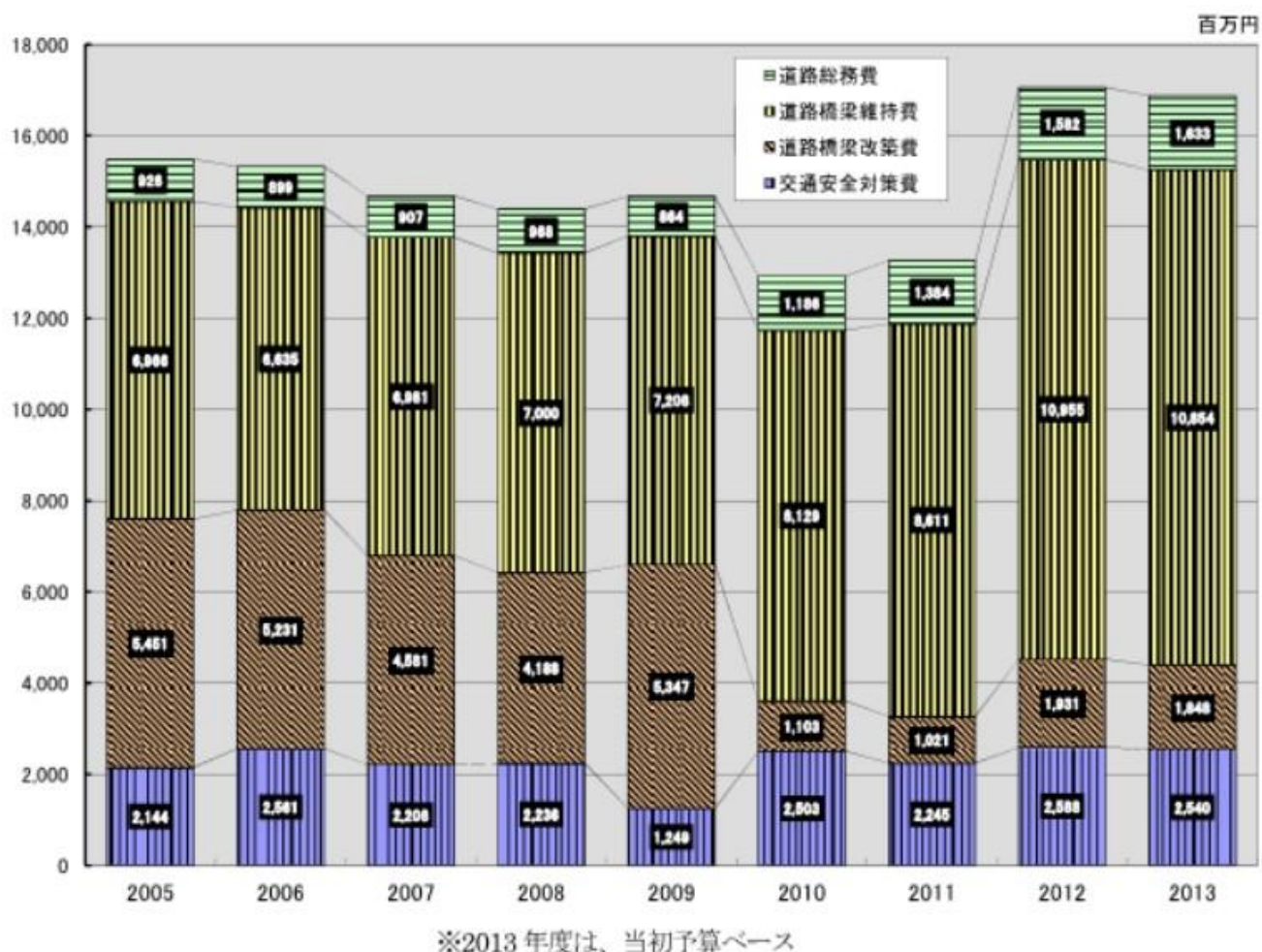
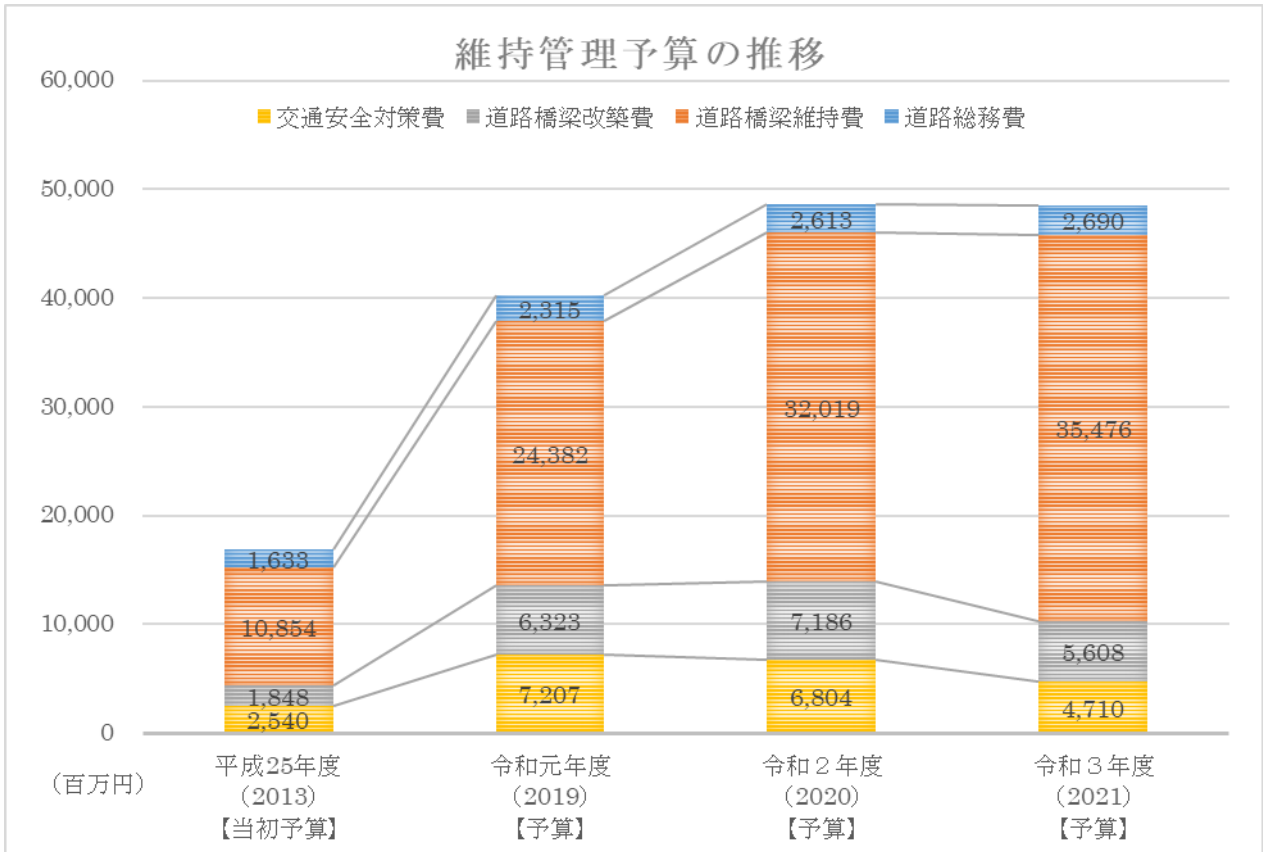


図7. 維持管理予算の推移(2005～2013年度)

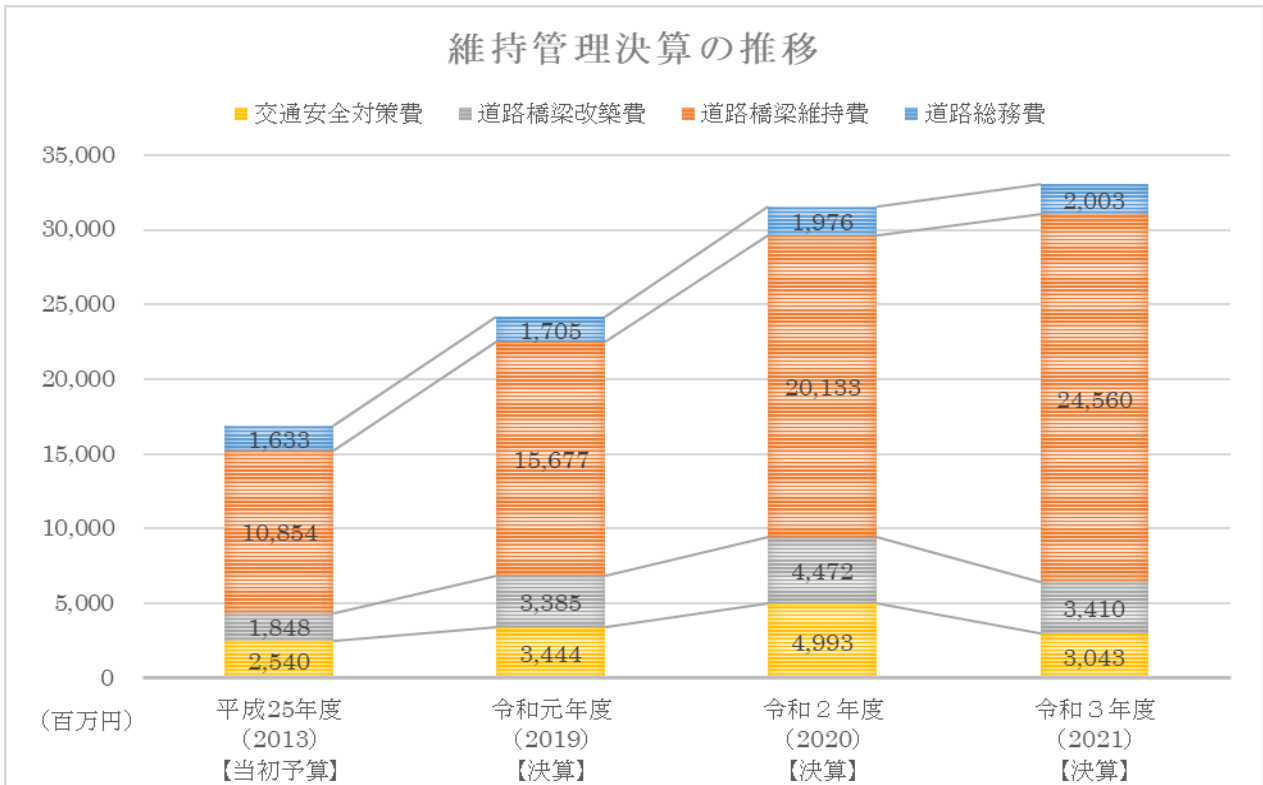
【事実関係】

同表の作成・公表から約10年後の近年において、道路施設の維持管理予算及び決算の内容は、それぞれ下図のとおりである。

維持管理予算の推移



維持管理決算の推移



【規範】

岐阜県職員倫理憲章・道路維持課実行計画には、「2 税の重みを深く認識し、無駄のない行政を進めます。」とし、その取組事項として、「これまで蓄積された社会基盤構造物を有効かつ長く利用し続けていくことが必要であることから、道路の維持管理においてアセットマネジメント（資産管理）の考え方を導入し、点検や各種データに基づく先見的・効率的な予防保全型の維持管理を推進していきます。」と定める。

【意見 道路維持課】

岐阜県道路施設維持管理指針（2014年7月）の策定時の予想どおりに（又は予想を超えて）、平成25年度頃に160億円程度で推移していた道路施設の維持管理予算額は、およそ10年間で約484億円と3倍近くまで増加している。また、決算額についても、およそ10年間で約330億円と倍増している（ただし、比較基準は平成25年度の当初予算額）。

そして、止まらない少子高齢化による社会保障費の増加等の傾向に鑑みれば、今後、予算状況は、岐阜県道路施設維持管理指針が策定された平成26年度の予想よりも遙かに厳しいものとなることが予測される。

したがって、道路維持課においては、今後、限りある財源の中で、適切に、効率的に、そして持続的に道路維持管理を実施するために、どのような計画・指標に基づき実行すべきなのか等につき、外部識者等（「社会資本メンテナンスプラン検討委員会」を含む。）の見解をも踏まえて早急に協議を図り、新たな方向性（新しい「岐阜県道路施設維持管理指針」の策定を含む。）を示すことが望ましい。

イ 舗装補修に関する予算

道路施設の維持管理予算のうち、舗装補修に関する予算については、「岐阜県舗装補修最適化計画（平成28年3月）」において、将来の舗装の経年劣化を予測し、適時・適切に補修を繰り返すシミュレーションを行ない、舗装の維持管理に必要な予算額を把握した上で、徐々に予防保全的な維持管理へと移行することで、長期的なコストの縮減と予算の平準化を図るとされ、具体的には、限られた財源を慎重かつ有効に活用し、長期にわたり舗装の管理レベルを保つ投資計画であることが必要であり、岐阜県において特に劣化が目立つ「ひび割れ率」を管理指標とし、ひび割れ率が大きい（悪い）箇所を現状から増やさないことが目標とされている。

そして、同計画における分析によれば、最近の舗装修繕に対する平均的な投資金額を初期値として、0.5億円単位で上乘せしながら将来のひび割れ分布をシミュレーションした結果、28.5億円の予算額を毎年準備できると、概ねひび割れ率が40%を超えないとのことである。これにより、改定前の計画が100kmあたりの年間予算額が9,300万円の費用を必要としていたのに対して、10kmあたり6,800万円となった点から、約27%のコスト縮減を期待できるものであり、従前の対処療法的な維持管理から、予防保全的な維持管理に転換した場合、今後50年間で約54%のコスト縮減効果が期待できるとのことである。

この点、ヒアリングの結果によれば、同計画策定以降、現在に至るまで、道路の舗装補修予算として、28.5 億円の予算額を毎年確保しながら、予防保全的な維持管理を実行しているとのことであった。

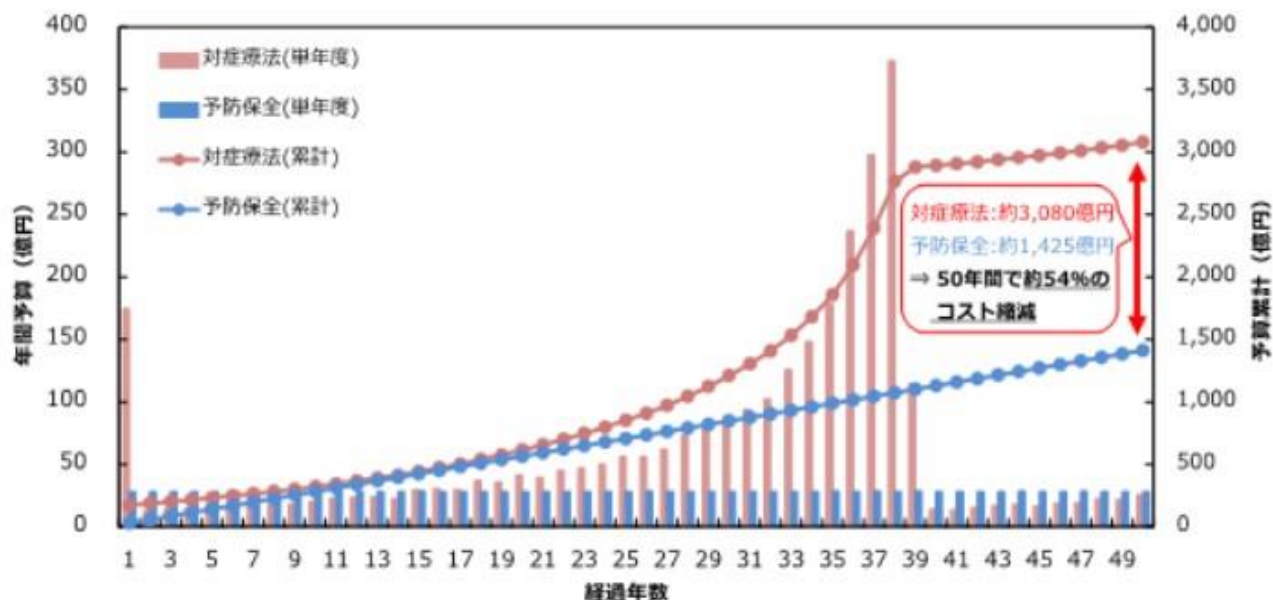


図 5-5 対症療法と予防保全の予算推移

【岐阜県舗装補修最適化計画（平成 28 年 3 月）より】

(4) 道路等（橋梁を除く）の点検

ア 道路の点検

道路の点検は、各土木事務所において、道路施設（路面、構造物など）の全体的な状態を把握することを目的として、「岐阜県道路パトロール実施要領」に基づき、道路および道路の利用状況をパトロール車から目視により把握し、道路施設の状況および交通の安全性等について監視・点検が行われている。

道路パトロールは、主に「通常パトロール」と「定期点検パトロール」が実施されており、地域の状況等に応じて「夜間パトロール」、そして、異常気象時等には「異常気象時パトロール」が実施されている。

イ 舗装の点検

道路の点検のうち、舗装については、各土木事務所において、ポットホール、段差、わだち掘れなどの異常が、自動車（特に二輪車）の走行に重大な悪影響を与え、交通安全上問題となることが多くあることから、異常箇所の早期発見を目的として道路パトロールによって日常的に点検を行っている。

しかし、道路パトロールによる点検では走行中の車内からの目視点検となるため、自動車の走行について直ちに危険かどうかを判定することは可能であるが、舗装の劣化状態を定量的に把握することは困難となる。このため、特殊な計測車両を用いて定

期的に詳細な点検が実施されている。

特殊車両による点検は、各土木事務所において、通行不能区間及び長期通行止め区間を除く舗装路線（車道部）に対して、概ね5年に1回の頻度で、舗装の劣化状態を示す指標である「ひび割れ率」（路面に生じるひび割れの劣化度合い）及び「わだち掘れ量」（車両通行の繰り返しによって、タイヤが通る位置に生じる縦方向の凹みの度合い）を調査する方法で行われる。

【事実関係① 穴ぼこ大作戦】

道路維持課においては、重点事項として、「穴ぼこ大作戦」と称する事業を実施しており、梅雨時や雪解け時などに路面を集中的に点検し、補修している。

平成21年度（合計16,119か所）から令和3年度（合計25,956か所）までにおける穴ぼこ処理状況等の推移は、下図のとおりであり、年度による増減はあるものの、平成21年度の初期値に比べてやや増加の傾向にはある。

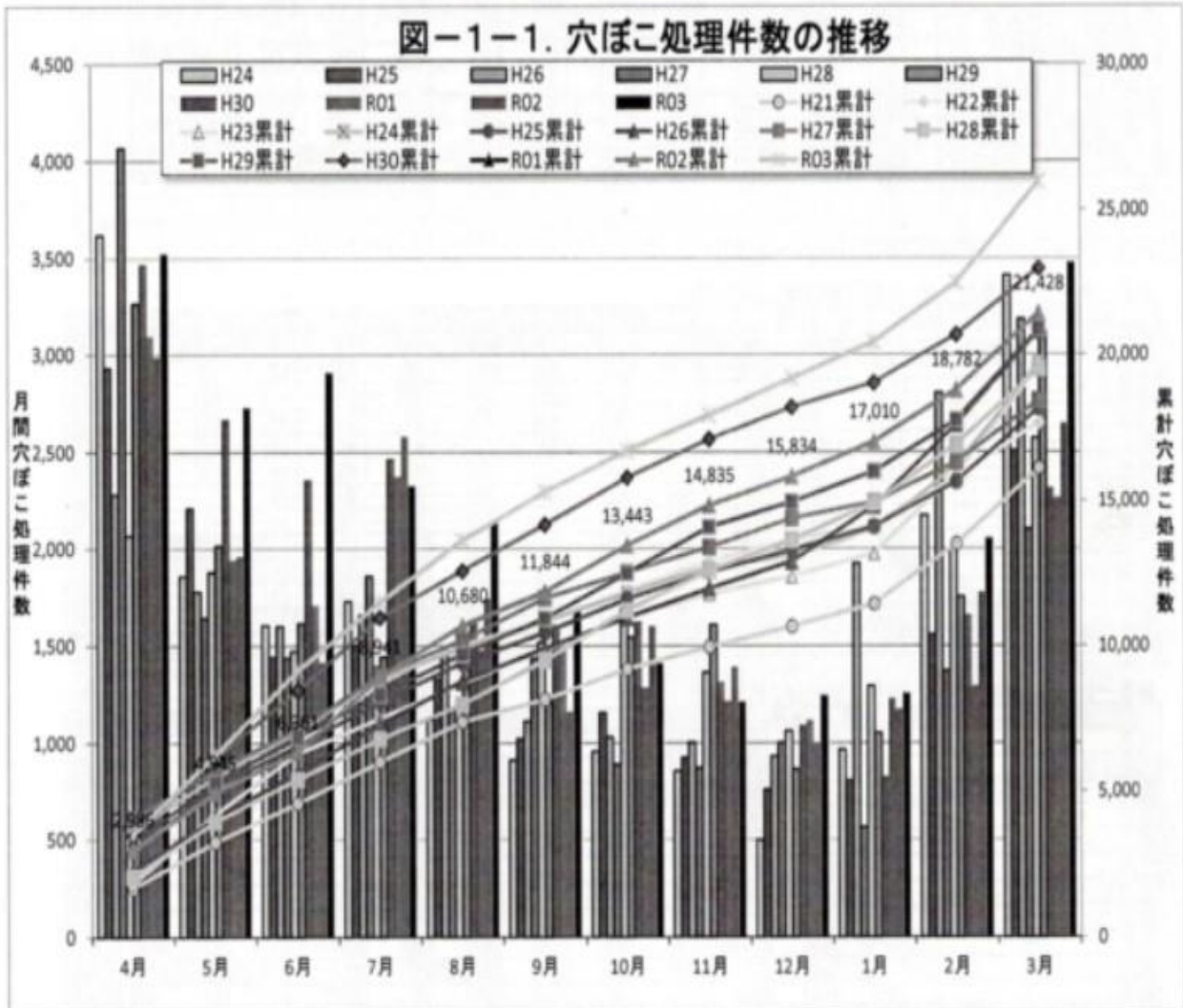
なお、ヒアリングの結果によれば、「令和3年度は、非常に強い寒気が流れ込み、県内ほとんどの地域で過去5か年の平均気温を下回る厳しい寒さに見舞われ、この低温により、凍上が発生し舗装が持ち上げられ、そこに車両が通行することにより舗装版が割れ、亀の子状のひび割れが各地で発生した。雪解け後の3～5月においては、ひび割れを起因とする穴ぼこが多数発生したため、穴ぼこ処理件数も増えた。」とのことである。

1. 穴ぼこ処理件数の推移[令和4年5月末現在]

- ・統計は、事務所別、路線別、実施日別で、直営作業(センター委託含む)と委託作業(全面委託など)別による
- ・上位3土木事務所(岐阜、高山、古川)で全体の約5割を占め、高山、古川土木事務所では1kmあたりの発生数が10以上と高水準
- ・令和3年度は、凍結融解等により舗装の劣化が融雪期に進み、過去13年間で最も穴ぼこが多かった

■表-1. 年度別 穴ぼこ処理状況 (単位:箇所)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H21	1,677	1,561	1,338	1,439	1,390	772	1,025	758	693	773	2,074	2,619	16,119
H22	2,956	2,116	1,622	2,002	1,315	804	1,058	999	761	569	1,628	1,841	17,671
H23	1,861	2,336	2,113	1,211	1,207	1,150	1,089	801	603	790	2,784	3,628	19,573
H24	3,619	1,857	1,603	1,727	1,121	911	957	855	497	966	2,174	3,410	19,897
H25	2,932	2,210	1,443	1,505	1,330	1,024	1,159	926	759	806	1,558	2,510	18,161
H26	2,283	1,777	1,601	1,656	1,485	1,114	1,031	1,004	932	1,924	2,803	3,183	20,793
H27	4,066	1,642	1,438	1,859	1,181	1,437	889	871	1,003	564	1,373	2,101	18,424
H28	2,067	1,878	1,472	1,391	1,191	1,517	1,687	1,364	1,062	1,295	2,004	2,573	19,501
H29	3,264	2,016	1,614	1,443	1,380	1,216	1,543	1,607	865	1,051	1,750	3,119	20,868
H30	3,468	2,666	2,358	2,465	1,614	1,604	1,620	1,311	1,091	824	1,652	2,315	22,988
R01	3,095	1,941	1,707	2,376	1,477	1,503	1,287	1,217	1,117	1,230	1,295	2,265	20,510
R02	2,986	1,959	1,416	2,580	1,739	1,164	1,599	1,392	999	1,176	1,772	2,646	21,428
R03	3,523	2,728	2,907	2,325	2,136	1,681	1,411	1,214	1,245	1,256	2,054	3,476	25,956



【意見 道路維持課】

穴ぼこ処理件数が、やや増加の傾向にあることは、「穴ぼこ大作戦」の効果という一面もあろうが、基本的には、舗装の劣化が進行していることを意味するものと考えられる。

したがって、引き続き穴ぼこに対する補修（対処療法）を実施し、まずはその処理箇所数の減少を図った上で、今後は、岐阜県舗装補修最適化計画（平成 28 年 3 月）にいう、「従前の対処療法的な維持管理から、予防保全的な維持管理に転換した場合、今後 50 年間で約 54%のコスト縮減効果が期待できる」の実現を図ることが望ましい。

【事実関係② 夜間パトロール】

道路パトロールについては、岐阜県道路パトロール実施要領を定め、道路パトロールの種類、パトロールの実施方法等を定め、同要領第 13 条には（記録及び報告）として、「パトロール中に取り扱った事項の内容、措置状況等をシステムに入力し、道路パトロール日誌及び写真台帳により結果を出力の上、道路課長に報告する。」と定められている。道路パトロールの種類には、通常パトロールと夜間パトロールが存在する所、通常パトロールについてはシステムへの入力がされているが、夜間パトロールについては必ずしも入力がされていない実態が確認された。

その為、道路維持課に、同要領の運用について確認したところ、システムへの入力はいくまで通常パトロールを原則としており、夜間パトロールについては必ずしも入力を求めるものではないという考えであった。

【規範】

岐阜県公文書規程第 3 条第 2 項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 道路維持課】

岐阜県道路パトロール実施要領の記載が、実際の運用と齟齬が生じている。夜間パトロールのシステムへの入力の要否等を整理し、適切な実施要領に改めた上、各土木事務所に対して適切な運用を周知すべきである。

ウ その他点検等

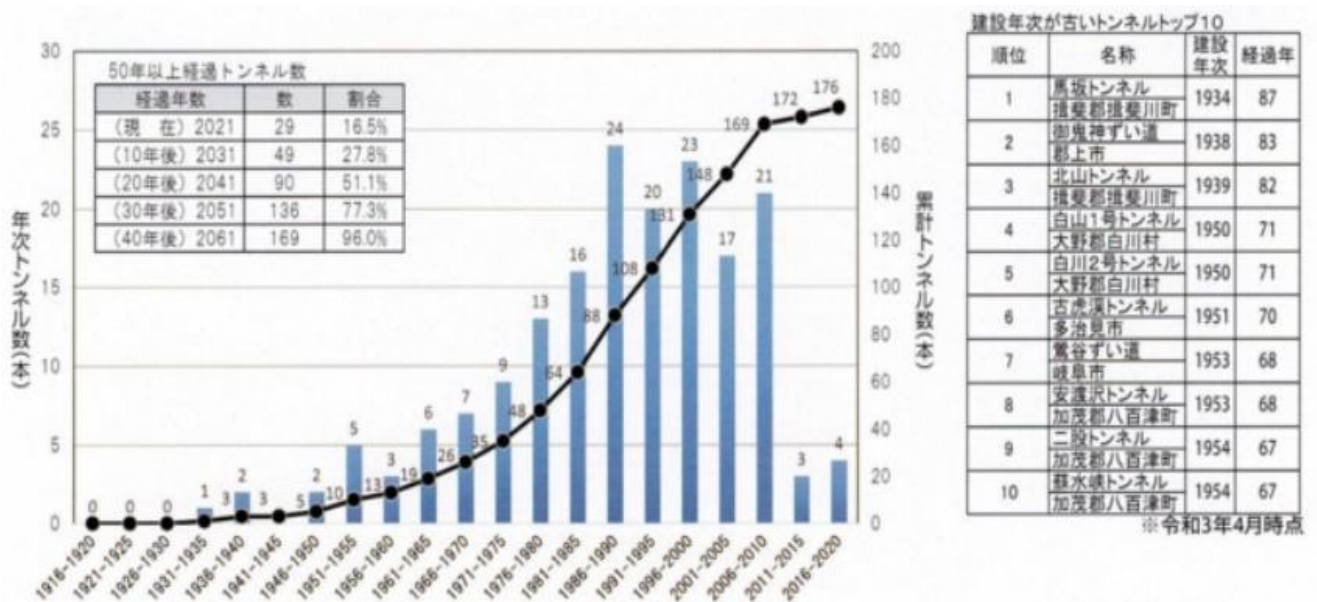
岐阜県道路施設維持管理指針（平成 26 年 7 月）に基づき、各土木事務所が、以下のとおり、各施設の点検を実施している。

① トンネルの定期点検

トンネル本体の定期点検を 5 年に 1 回、トンネル電気設備の保守点検を概ね 1 ～ 2 年に 1 回の頻度で行っている。

なお、岐阜県の管理するトンネルは、176 か所（道路維持課統計令和 3 年 4 月時点）であるが、そのうち令和 3 年 4 月時点で、建設から 50 年以上経過したトンネルは 29 か所で、全体の 16.5%となる。今後、道路施設の高齢化が進行するため、20 年後には、建設より 50 年以上経過したトンネルは 90 か所で、全体の 51.1%となる。

そこで、トンネルの点検結果に基づき、「岐阜県トンネル維持修繕計画（令和2年3月）」を策定し、計画的な補修を行うほか、点検等により緊急対策が必要な損傷を確認した場合、直ちに応急補修等の対策を実施している。



【岐阜県の道路 2022 より】

② 付属物の点検

付属設備の定期点検を5年に1回の頻度で実施している。

③ 横断歩道橋の点検

横断歩道橋の定期点検を5年に1回の頻度で実施している。

④ ボックスカルパートの点検

ボックスカルパートの定期点検を5年に1回の頻度で実施している。

⑤ 道路のり面工の点検

落石危険箇所点検等を、平成18年道路防災総点検再評価要領及び道路防災点検の手引きに基づいて実施している。

また、盛土部については、未点検の箇所の初回点検を実施している。

⑥ 道路構造物の点検

アンダーパス、地下歩道の排水設備点検を毎年5月、7月及び9月に実施している。

また、道路構造物の定期点検を概ね5年に1回の頻度で実施している。

⑦ その他の構造物の点検

電線共同溝の定期点検を占有者の規定等に基づき実施している。

また、消雪施設、監視カメラ及び積雪センサー等の定期点検を必要に応じ概ね5年に1回の頻度で実施している。

5 橋梁維持管理の方法

(1) 総論

岐阜県の橋梁の数（県管理、橋長 15m以上）は、道路統計年報 2019において、全国の都道府県の中で第5位に位置する。

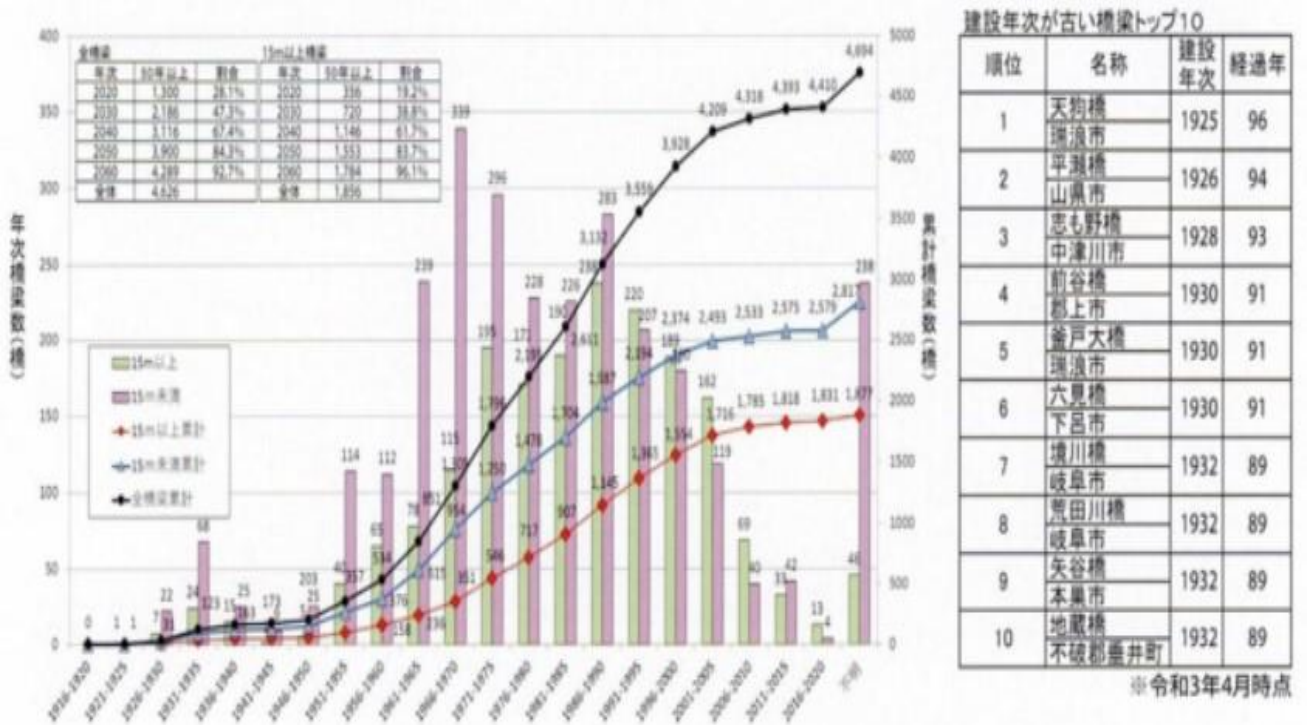
岐阜県では、昭和 40 年代から集中的に橋梁の整備が進められ、平成 30 年度から 20 年後には、岐阜県の橋梁の約 6 割が、架けられてから 50 年以上経過した古い橋梁となる。



【忠節橋 岐阜県橋梁長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月）より】

令和 2 年 3 月 31 日現在の県管理の橋梁数 4,626 橋（橋長 2 m 以上）での試算では、建設後 50 年以上経過した橋梁は全体の 30%、20 年後 71%、40 年後 98%と、今後、高齢化橋梁の割合が飛躍的に増加し、適切な対策を行わない場合、架替費など膨大な費用が発生することが予想されている。

また、県管理の延長 15m以上の橋梁については、1,877 橋（道路維持課統計令和 3 年 4 月時点）であるが、このうち令和 3 年 4 月時点で、建設から 50 年以上経過した橋梁は 386 橋で、全体の 20.5%となる。今後、道路施設の高齢化が進行するため、20 年後には、建設より 50 年以上経過した橋梁は 1,185 橋で、全体の 63.7%となる。



【岐阜県の道路 2022 より】

(2) 計画

ア 橋梁長寿命化修繕計画

通行の安全性を確保し、事故や災害のリスクを低減させ、あわせて中長期的な維持管理コストを抑制するため、戦略的かつ予防保全的な維持管理の方法・計画として、橋梁の長寿命化に係る修繕計画が策定され、同修繕計画に基づき適切な対策を行うことにより、地域の道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するとともに、ライフサイクルコストの最適化が図られている。

適時の計画変更を経て、現在は、「岐阜県橋梁長寿命化修繕計画」（令和2年3月）が策定されており、計画期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とされている。

橋梁長寿命化修繕計画は、これまでの「壊れたら直す」から「損傷が小さいうちに計画的に直す」予防保全に転換するとともに、今ある橋梁を、できる限り少ない費用で長持ちさせることを目的とするものであり、主に橋梁の健全度評価及び日常的・定期的な点検等に基づき実行される。

健全度は、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき、5年に1回の頻度で行う定期点検の結果を踏まえて、各部材の劣化や損傷状況等を早期にまた経時的に把握・評価される。

イ 社会資本メンテナンスプラン（優先順位）

道路施設の状態（健全度）に応じた維持管理手法に加え、新たに道路施設の損傷などによる社会的影響度をリスクとして評価して、リスクの大きさに応じて道路施設の補修を行う、戦略的な道路維持管理手法である社会資本メンテナンスプランを平成24年度より導入している。

具体的な社会資本メンテナンスプランに基づく橋梁長寿命化修繕計画の実施方法は、道路の特性、リスクの大きさ等の区間特性に応じて管理手法を変えることとしており、「①リスクに基づき維持管理を行う区間」、「②健全度評価に基づき維持管理を行う区間」、「③対症的に維持管理を行う区間」の3種類に分け、維持管理が実施されている。

(3) 予算

ア 長寿命化修繕計画による効果

修繕に要する工事費については、修繕計画に基づく予防保全型の対応と、対症的な対応とを比較すると、2009年度から2058年度までの50年間の対策に関する工事費は1,010億円に対し667億円と、343億円の削減となり約34.0%のコスト縮減が見込まれる（工事費には健全度把握のための点検費用は含んでいない。）。

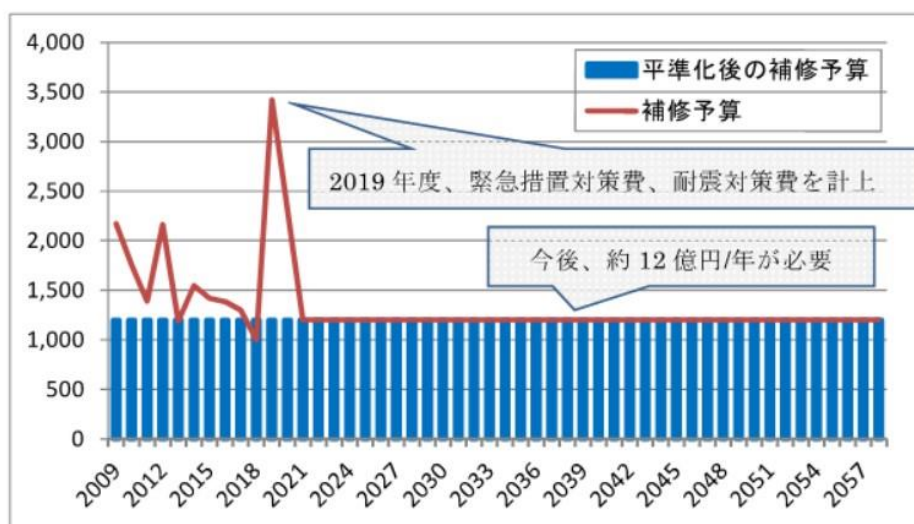
イ 対策に必要な予算の検討

令和2年3月における長寿命化修繕計画の変更は、令和2年度までの対策予算を反

映したほか、効率的に対策を進めるため、耐震対策の実施年度と整合を図りながら、コスト縮減並びに予算の平準化が可能な実施計画として行われた。

この変更により、従前の計画に基づく年度ごとの対策実施予算に関する大きな変更は無く、今後、約12億円/年の予算が必要とされている。

長寿命化計画の実施に必要な平準化後の予算（令和元年度変更後）



【岐阜県 橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月）より】

（4）橋梁の点検

ア 点検の実施

橋梁の点検については、岐阜県橋梁点検マニュアル（令和4年3月改定版）に基づき実施されている。

また、日常的な維持管理については、「岐阜県道路施設維持管理指針」に基づき「道路パトロール」により橋梁の状態を把握し、危険箇所の発見時には、簡易な補修が可能な場合は直ちに実施している。

イ 点検・診断・評価技術の向上

点検技術等については、岐阜県道路メンテナンス会議を開催し、地方公共団体が抱える三つの課題（人不足・技術力不足・予算不足）に対して、国が県と連携して、支援方策を検討するとともに、それらを活用・調整している。

ウ 技術者の養成

岐阜県では、産学官が連携し、社会資本の新規整備や維持管理・補修に必要な技術（計画・設計・実施）を持ち、地域の活性化に貢献可能な人材である社会基盤メンテナンスエキスパート（ME）を養成している。

また、発注者・受注者の双方にMEを養成することにより、効率的な県内社会資本

の維持管理等を実施することが可能となるほか、こうした高度な技術力を有する地域の担い手により、社会経済活動が安心して継続的に営まれるとともに、雇用の確保・地域建設業の再生・経済の活性化といった効果も期待されている。

6 関係団体等

県土整備部及び都市建築部技術職員が持ち回りで（令和4年度は道路維持課）、岐阜県建設技術協会の書記として、職務専念義務の免除を得て執務している。

【事実関係】

道路維持課の定期監査資料及びヒアリングの結果から、県土整備部土木技監室前の控え室（建設政策課所管の場所）には、岐阜県建設技術協会の物品（ロッカー）が設置されている事実が把握された。

同ロッカー内には、同協会の会計ファイル等が収納されているところ、行政財産の目的外使用許可は取られていない。

【規範】

地方自治法第238条の4第7項は、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定し、岐阜県公有財産規則第16条は、「法第二百三十八条の四第七項の規定

による行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書（別記第一号様式）を知事に提出しなければならない。」と規定する。

【指摘 建設政策課】

岐阜県建設技術協会に対して、ロッカーを設置する態様で、施設の一部を占有・使用することにつき、行政財産の目的外使用許可を申請させ、これを許可すべきである。

なお、この点については、新庁舎移転を契機として、フロア書庫内に物品（ロッカー）を設置し、会計ファイル等を収納するのに併せて、行政財産の目的外使用許可手続を行う予定とのことである。

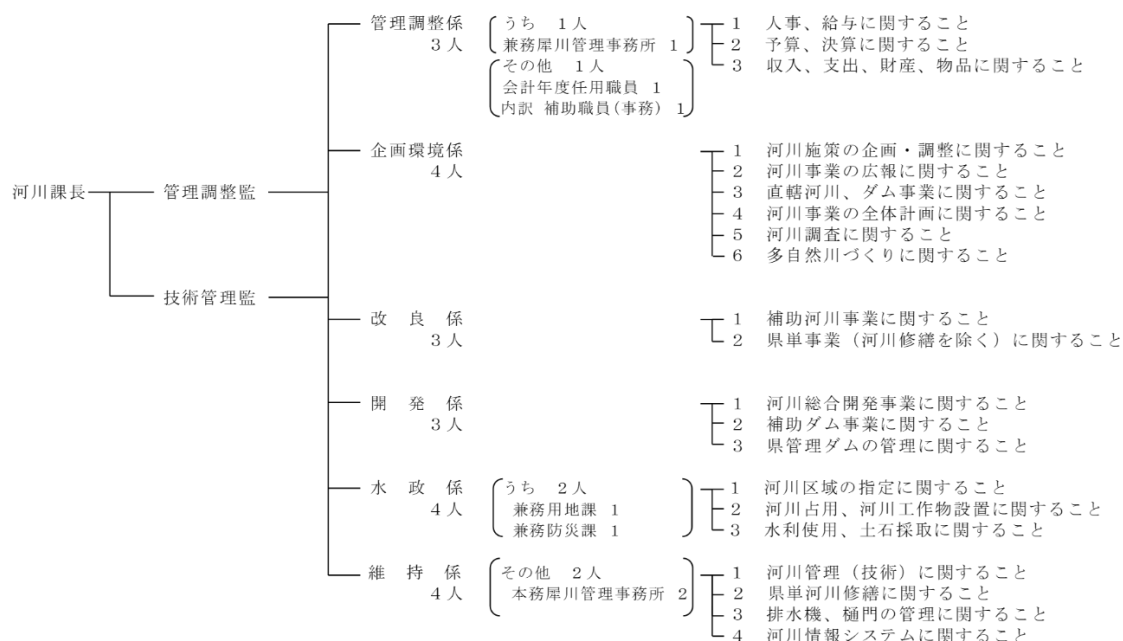


第4 河川課

1 河川課の概要

(1) 組織及び事務分掌

河川課の組織及び事務分掌は以下のとおりである（令和3年7月1日時点）。



(2) 主な防災業務

河川課の所管業務のうち、防災に関係するものは以下のとおりである。

- ア 河川整備計画の策定
- イ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
 - 河川改修事業
 - ダム事業
- ウ 被害対象を減少させるための対策
 - 伝統的防災施設の保全に向けた普及啓発
 - 水害リスク情報の充実
- エ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
 - 防災情報の提供
 - 避難確保計画の策定支援
 - 県管理の排水ポンプ車の配備
 - 水防活動・水防団
- オ 河川の維持管理
 - 長寿命化
 - 堤防や小規模樋管の維持
 - 耐震化

(3) 令和3年度の防災に関する予算及び決算の概要

定期監査資料に従った令和3年度における河川課の防災に関する予算及び決算は、予算額 35,005,639,145 円に対し、決算額は 22,958,406,656 円である。

このうち、監査人において整理した防災予算額（巻末資料6参照）に従って整理したところ、河川課の当初予算額は、11,773,324,000 円であり、支出済額は、22,956,699,246 円であった。なお、定期監査資料との金額の差は、当初予算額の外に、年度内における補正予算が計算され、他課からの年度中の再配当額が存在している事が主な要因である。令和元年、令和2年度の防災予算額は、支出済額を比較すると、令和元年度が、19,267,682,532 円、令和2年度が 22,293,211,728 円と、ここ数年は190億円～230億円程度が支出されている。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
道路総務費	303,200	303,200
道路橋りょう維持費	47,520	47,520
河川総務費	705,245,426	617,262,154
河川維持費	3,725,544,156	2,687,191,983
河川改良費	21,514,011,597	12,821,951,680
ダム建設費	5,645,169,046	3,418,659,256
直轄事業負担金	3,413,935,000	3,412,054,605
水防費	1,315,000	868,058
砂防総務費	68,200	68,200
合計	35,005,639,145	22,958,406,656

令和3年度に対する県の定期監査資料の中で予算・決算額の多くを占めているのは、河川改良費（予算額21,514,011,597円、決算額12,821,951,680円）、ダム建設費（予算額 5,645,169,046 円、決算額 3,418,659,256 円）、河川維持費（予算額 3,725,544,156 円、決算額 2,687,191,983 円）、直轄事業負担金（予算額 3,413,935,000 円、決算額 3,412,054,605 円）である。

直轄事業負担金は、国が管理する河川の改良事業に対する県の負担金であり、工事の実施自体は国（国土交通省）が行う。

県が管理する河川の工事金額は河川改良費に含まれ、県内の各土木事務所が実施する河川改良費が中心である。

2 監査の重点及び監査手続

河川課については、水害防止のための計画の策定及び進捗状況、各土木事務所との関係に着目して、監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和4年6月13日、同年9月1日、同年11月15日及び令和5年1月24日のヒアリングにおいて、河川課職員（管理調整監、管理調整係、企画環境係、改良係、開発係、水政係、維持係）からヒアリングを行った。

資料については、河川課定期監査資料（令和4年8月24日、令和3年9月2日）、岐阜県ホームページ、岐阜県の河川2022、内ヶ谷ダムの建設工事に関する記録、随意契約理由書、河川巡視結果報告書等の資料を閲覧した。

3 所管業務に関する計画

(1) 岐阜県地域防災計画（一般対策計画）令和4年3月

岐阜県地域防災計画（一般対策計画）において定められた計画のうち、河川課の所管業務と関連するものは以下のとおりである。

第2章 災害予防
第10節 水害予防対策
3 (4) 水害リスクの開示
3 (5) 防災知識の普及
3 (6) 体制整備
第16節 避難対策
3 (8) 浸水想定区域における避難確保のための措置
3 (10) 避難に関する広報
第22節 河川防災対策
3 (1) 直轄河川改修
3 (3) 補助河川改修
3 (4) 県単河川改修
3 (5) 補助ダム等工事
3 (6) 内水対策事業
3 (7) 川の防災情報
3 (8) 備蓄拠点の設置及び資機材の配備
第28節 地下街等保安対策
第2項 地下空間浸水対策
3 (4) 地下施設への流入防止など浸水被害軽減
第3章 災害応急対策
第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達
3 (1) 警報等の発表及び解除
3 (2) 警報等の伝達体制
3 (4) 雨量観測による気象状況の把握
第9節 災害情報等の収集・伝達
3 (1) 情報の収集・連絡手段
3 (2) 被害状況等の調査・報告
3 (3) 被害状況等の調査及び報告の優先順位
3 (4) 被害状況等の収集及び伝達系統
3 (5) 応急対策活動情報の連絡
3 (6) 情報の共有化
第12節 水防活動
3 (1) 水防活動

(2) 第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）

第2期岐阜県強靱化計画において定められた施策のうち、河川課の所管業務と関連するものは以下のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

- (2) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～
総合的な水害・土砂災害対策の推進
- (8) 行政機能 ～公助の強化～
災害対策要資機材の確保・充実
住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化
- (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成～自助・共助の底上げ～
防災教育の推進
住民主体での避難対策の強化
- (12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～
社会資本の適切な維持管理

(3) 岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021（令和3年3月）

岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 において、施策分野ごとの主要施策として挙げられているもののうち、河川課の所管業務と関連するものは以下のとおりである。

第2章

- (2) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～
総合的な水害・土砂災害対策の推進
総合的な治水対策の推進（ハード対策・ソフト対策）
住民への災害リスクの周知
県民協働による河川内の樹木伐採の促進
災害対策用資機材の確保・充実
住民への情報伝達の強化
- (8) 行政機能 ～公助の強化～
災害対策要資機材の確保・充実
各種災害への備え
住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化
住民等への情報伝達の強化
- (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成～自助・共助の底上げ～
防災教育の推進
総合的な治水対策の推進（ソフト対策）
住民主体での避難対策の強化
県民への災害リスクの周知
- (11) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～
社会資本の適切な維持管理
河川施設の「予防保全型」維持管理の推進

(4) 重要業績指標

第2期岐阜県強靱化計画及び岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 において定められている重要業績指標（KPI）のうち、河川課の所管業務に関連するものは以下のとおりである。

河川課

(単位：千円)

No.	強靱化計画の施策項目名	主要施策	R3年度 当初予算額	事業目標		
				指標名	現状値	目標値
1	総合的な水害・土砂災害対策の推進	総合的な治水対策の推進（ハード対策）	10,497,001	新五流域総合治水対策プランに基づく河川改修済延長	38km (R2)	47km (R6)
				平成30年7月豪雨で被災した津保川の緊急対策による改修済割合	14% (R2)	100% (R6)
				「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえた河積確保対策（掘削・樹木伐採）の実施延長	37km (R2)	45km (R6)
				「重要インフラの緊急点検」結果等を踏まえた横断工作物（堰、橋梁）の改良箇所	1箇所 (R2)	10箇所 (R6)
2	総合的な水害・土砂災害対策の推進	総合的な治水対策の推進（ソフト対策）	193,743	川を題材とした学習に取り組んだ延べ人数	23,193人 (R3)	39,000人 (R6)
				「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数	18,691人 (R2)	20,500人 (R6)
3	総合的な水害・土砂災害対策の推進	河川管理施設の耐震対策の重点実施	0	河川構造物の要耐震化施設数	2箇所 (R3)	0箇所 (R6)
4	総合的な水害・土砂災害対策の推進	県民協働による河川内の樹木伐採の推進	22,000			
5	住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化	住民等への情報伝達の強化	0 (再掲)	「ぎふ川と道のアラームメール」登録者数	18,691人 (R2)	20,500人 (R6)
6	消防団員・水防団員等人材の確保・育成	水防活動への支援	0	専任水防団員数	2,301人 (R3)	2,348人 (毎年度)
7	防災教育の推進	総合的な治水対策の推進（ソフト対策） <再掲>	0 (再掲)	川を題材とした学習に取り組んだ延べ人数	23,193人 (R3)	39,000人 (R6)
8	社会資本の適切な維持管理	河川施設の「予防保全型」維持管理の推進	0 (再掲)	「岐阜県河川インフラ長寿命化計画」の健全度評価結果を踏まえた対応済（「措置段階」以外）の割合	100% (R2)	100% (毎年度)

(5) 河川整備計画

ア 意義・法的根拠

河川整備計画とは、河川管理者において、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備をすべき区間について定める整備計画である（河川法 16 条の 2）。

一級河川の河川管理者は国であるが（河川法 9 条第 1 項）、国土交通大臣が指定する区間内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統括する都道府県知事が行うこととすることができる（同条第 2 項）、岐阜県においても、県内に存する一級河川のうち指定区間における河川整備計画の策定は、岐阜県知事が行うことになる（なお、岐阜県内に二級河川は存在しない）。

河川整備計画の策定は、一連の河川整備計画の効果が発現する単位ごととし、一級河川の指定区間においては水系ごと又は本川及び一次支川の流域を一つの策定単位（圏域）として位置付けている。岐阜県では以上のことを踏まえて、河川整備計画の策定単位を 14 圏域に分割している。

イ 計画の策定状況

岐阜県では、令和 4 年 3 月末時点で、14 圏域のうち、11 圏域において、河川整備計画の策定を終えている。今後は必要に応じて、策定済みの圏域の計画の見直しや、残る 3 圏域の計画の策定を実施していくとされている。

下記（6）の新五流域総合治水対策プランを改定した平成 26 年以降では、以下のとおり、策定済み圏域の計画の見直しが行われた。

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| ・牧田川圏域（平成 27 年 10 月変更） | 水門川、泥川の計画変更等 |
| ・長良川圏域（平成 31 年 3 月変更） | 平成 30 年 7 月豪雨に対応した内容に変更 |
| ・長良川圏域（令和 2 年 12 月変更） | 内ヶ谷ダムに発電目的を追加 |
| ・飛騨川圏域（令和 4 年 1 月変更） | 令和 2 年 7 月豪雨に対応した内容に変更 |

(6) 新五流域総合治水対策プラン改定版

ア 意義

岐阜県の河川は、8 つの流域に分かれており、そのうち主要な流域である長良川、宮川（神通川）、揖斐川、木曾・飛騨川、土岐川の 5 流域について、平成 19 年度までに新五流域総合治水対策プランを取りまとめ、治水対策を進めてきた。

平成 26 年度には、近時の災害の発生状況、河川構造物の耐震化・長寿命化、環境保全等、新たな課題に対する取組みを加えて 5 流域のプラン改定が行われた（新五流域総合治水対策プラン改定版）。

なお、同改定版に含まれていない流域（庄川、九頭竜川、矢作川）については、河川の多くが谷地形を流下していることから、必要に応じて河川、砂防等の対策を検討・実施していくとともに、各流域のプランは、これから対策を進めていく中で、災害の発生状況や社会情勢等を踏まえて柔軟に見直していくとのことである。

同プランは、河川改修などのハード対策、流出の抑制・情報提供による被害軽減・氾濫域の被害軽減などのソフト対策に加え、河川構造物の長寿命化、河川構造物の耐震化などの長寿命化・耐震化対策をも含んだものとなっている。

イ 計画の進捗状況

新五流域総合治水対策プラン改定版においては、流域ごとに（長良川流域は中上流と中流支川とに分けて）、次期短期、中期、長期それぞれの目標が定められている。

【事実関係】

次期短期は概ね10年間とされており、同プラン策定から本監査の実施時点である令和4年までに約9年が経過しているため、次期短期の目標の達成率を確認した。

次期短期（概ね令和5年度まで）のハード面における整備目標である要対策堤防等延長（河川堤防の緊急点検に基づく要対策延長）は49.64kmであるところ、令和3年度までの対策済堤防等延長は53.33kmであり、進捗率は107%である。

（7）岐阜県河川インフラ長寿命化計画

ア 意義

岐阜県が管理する河川構造物の新たな維持管理の手法、及び耐震化の手法を検討するために、平成25年度に実施した検討の成果をとりまとめ、平成26年3月に策定されたものである。

同計画においては、これまでの対症療法の維持管理から脱却し、施設の信頼性を確保しつつ、効率的かつ効果的に安全を確保するために、予防保全型の維持管理を実施して各施設の長寿命化に取り組むものとされている。

また、大規模地震に対する耐震性能の確保についても、長寿命化同様に、効率的かつ効果的な安全性の確保を実現するために、優先度を考慮するとともに、長寿命化との整合を図りながら各施設の耐震化に取り組むものとされている。

イ 計画の進捗状況等

維持管理については、652の長寿命化対象施設のうち、予防保全型の維持管理の対象とすることが適当でない小規模樋管を除いた112の施設について、施設ごとに長寿命化計画が作成されている。もっとも、施設ごとの長寿命化計画の通りに対策を行う場合、年度によって必要な予算額にばらつきがあることから、予算面で実現可能な計画とするために、緊急性の有無、施設の重要性、致命的か非致命的かの観点から点検・整備・更新の優先度にメリハリをつけて維持管理を平準化している（全体計画（平準化））。平成26年3月の計画策定後、当該施設ごとの長寿命化計画及び全体計画に従い、維持管理が行われてきた。

耐震化については、河川堤防以外の河川構造物について10年間で実施する計画を立て、要対策箇所26施設のうち、令和3年3月末（10年目）で90%の耐震化を完了している。残り2施設についても、うち1件は着手済みであり、うち1件は三重県との県境に存在する施設であるため、同県と共同で対策を検討中である。河川堤防の耐震化については、河川堤防は土を材料として構成されており、被災した場合の復旧（応

急復旧を含む)が比較的短期間に可能であることから、河川構造物の耐震化が完了した後、順次実施するものとされている。

ウ 計画の改訂

岐阜県河川インフラ長寿命化計画においては、「長寿命化計画は、点検により得た情報をもとに、補修や更新の時期や工法などを計画し、ライフサイクルコスト(LCC)の最小化を目指すものである。施設を点検し、各施設の健全度を評価するとともに、これに基づいて適切な時点にどのような対策を行うかというシナリオを定めて立案する。

ライフサイクルコストの最小化を達成するためには、「計画立案(Plan)」「計画の実施(Do)」と、この結果に基づく施設やシステムの「事後評価(Check)」と「計画の見直し(Action)」という一連の活動サイクルを維持することが重要である」とされている。

このように、岐阜県河川インフラ長寿命化計画においては、計画策定後の実施結果に基づき、定期的に計画の見直しを行うことが予定されているところ、同計画策定後の維持管理(点検、整備、更新等)実施において計画と実績に一部乖離が生じたこと、河川管理施設の維持管理に関連する国のマニュアル類が改定されたこと、新規施設が追加になったことなどから、令和3年4月に計画の改訂が行われた。

(8) 各事業計画の関係について

【事実関係】

上記のとおり、①各圏域の河川整備計画、②新五流域総合治水対策プラン改定版、③岐阜県河川インフラ長寿命化計画と複数の計画が存在するが、同一の事項に関する計画が併存するように思われたため、計画相互の関係性及び抵触の有無を確認した。河川課の説明によれば、各計画の関係は以下のとおりである。

すなわち、②新五流域総合治水対策プラン改定版は、ハード面、ソフト面双方の計画であり、他の計画を包摂する関係にある。すなわち、②新五流域総合治水対策プラン改定版の中のハード面の対策に関するものとして、①各圏域の河川整備計画及び③岐阜県河川インフラ長寿命化計画がある。

また、①各圏域の河川整備計画の中にも耐震化に関する計画が定められているが、抽象的な内容であるため、当該計画と③岐阜県河川インフラ長寿命化計画における耐震化計画との間に齟齬は生じていない。

以上のことから、①ないし③の各計画相互に抵触も生じていないとのことである。

(9) 岐阜県水防計画について

ア 計画の概要

水防法は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする法律であり(水防法第1条)、同法において、都道府県は、その区域における水防管理団体(市

町村、水防事務組合若しくは水害予防組合）が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を負う（同法第3条の6）。

都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないとされている（同法第7条1項）。この規定に基づき、岐阜県水防計画が定められ、毎年変更が行われている。同計画の所管課は河川課である。

岐阜県水防計画においては、県が実施する水防活動の編（第1編）において、県における水防組織の設置、非常配備及び執務並びに洪水予報及び水防警報の種類、発表基準等が定められており、水防管理団体が実施する水防活動の編（第2編）において、水防管理団体の非常配備、水防計画及び水防訓練、水防活動の内容、水防施設、重要水防箇所、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（洪水浸水想定区域の指定等）が定められている。

第2編第3章「水防施設」第3節「水防施設及び資器材」においては、「水防施設、器材、資材の現有量は、水防施設資器材要員総括表資料編 第3のとおりであるが、不測の事態に備えて平時から資器材の調達先については配慮しておくこと。」とされており、資料編第3「水防施設資器材要員総括表」には、各水防団体及び県土木事務所における水防施設、器材、資材の現有量が記載されている。

イ 水防協議会

水防協議会は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する為に設置された協議会である（水防法8条1項）。委員15名で構成され、会長は岐阜県知事が務める事とされている。

【事実関係① 書面決議】

岐阜県水防協議会は、令和3年6月2日に開催されているが、書面決議の方式がとられている。

【規範】

岐阜県水防協議会条例第5条は、「会長は、会議を招集し、その議長となる。」、第6条1項は「協議会は、委員の3分の1以上が出席するのてなければ会議を開くことが出来ない」と定め、書面決議についての定めがない。

【指摘 河川課】

現状、会議を招集することなく議決を行う書面決議の根拠が存在しておらず、書面決議によって決議した内容が法的に認められない可能性がある。条例の改正を行い、書面決議を可能な状況を整理した上で、書面決議を行うか、速やかに協議会を招集し、協議会を実施すべきである。

【事実関係② 知事の出席】

平成 31 年 4 月 24 日に開催された平成 31 年度岐阜県水防協議会において、会長である岐阜県知事は出席することなく、代理として県土整備部次長が出席し、議事録上、会長の代理を同次長が務めていた。

【規範】

水防法 8 条 4 項によれば、「会長は、都道府県知事をもつて充てる。」とされており、岐阜県水防協議会条例第 3 条には、「会長に事故があるときは、その指名する委員がその職務を代理する。」としている。

【指摘 河川課】

会長の事前の指名については、委員のみが対象であり、職員が代わりに職務を代行することは出来ない。

なお、「事故があるとき」とは、本来事務の正常な運行を妨げるような出来事をいい、例えば、病気、海外出張、死亡等が考えられるとされるが、一般的な公務等により代理を指名することが出来るかは慎重な判断が必要と思われる。

過去の運用も確認の上、これまで議決した内容についての法的な瑕疵が存在しないよう、法令に則した適切な協議会を開催し、現状の水防計画等の改めての承認等を行うべきである。

4 整備率

(1) 整備の状況

岐阜県のホームページ上で公表している新五流域総合対策プラン改定版の資料（「岐阜県新五流域総合治水対策プラン 改定新五流総～県土を水害に対して安全にしていくための道しるべ～」）には、県内河川の整備状況を示すものとして「整備率」なる数値が記載されており、平成 25 年度末時点の整備率は 53.0%とされている。

上記資料によれば、整備率とは、暫定の整備目標に対して整備の進捗を表す数値であり、改修が必要な河川の延長のうち、暫定の整備目標としている洪水を安全に流すことのできる区間延長の割合である。

令和 3 年度末の整備率は 53.7%である。

(2) 整備の効果

河川整備による防災に果たした効果そのものを具体的に測定することは難しいものの、過去の災害と近年の災害を比較することで、これまで岐阜県が取り組んできた河川整備の評価が可能と考える。なお、評価に当たっては、関係人調査において意見を聴取した原田准教授のご意見を参考にしている。

ア 昭和 51 年 9 月 12 日豪雨災害

岐阜県の過去の大きな水害は、昭和 51 年に起こった 9 月 12 日豪雨災害が存在する。この豪雨災害は、降り始めの同年 9 月 8 日から 14 日までの降雨量は、長良川流域の大日岳 1,175 ミリ、八幡 1,091 ミリ、美濃 840 ミリ、揖斐川流域の樽見 951 ミリ、

大垣 824 ミリなどであった。岐阜市では同月 8 日午前零時から 9 日午前 9 時までに 345 ミリという激しい雨に見舞われている。

このような雨量の結果、中小河川の決壊、溢水が各所で発生するとともに、山崩れ、がけ崩れ、道路の寸断により、人、家屋、公共施設へ大きな被害を与え、長良川の支川伊自良川など 5 か所においても決壊したほか、溢水、湛水が各地で起こり、岐阜市、大垣市、穂積町、高富町、伊自良村などで浸水家屋が続出した。この時、岐阜県庁も浸水被害に見舞われている（写真は岐阜県ホームページより）。



長良川決壊現場（安八町大森地区）

岐阜市の状況（柿ヶ瀬から黒野）

被害の内訳を見ると、住家被害 304 億 2,040 万円（29.1%）を最高に、土木関係被害 226 億 6,314 万円（21.7%）、商工業関係被害 221 億 5,677 万円（21.2%）、農業関係被害 159 億 7,819 万円（15.3%）、林業関係被害 115 億 2,431 万円（11.0%）などであり、人的被害は、死者、行方不明者は 9 人であった。

イ 近年の災害（詳細は第 1 章、第 4、3 参照）

近年においては、平成 30 年、令和 2 年、令和 3 年と 1,000 ミリを超える雨量を記録する大雨が発生し、災害が発生している。しかも、令和 2 年 7 月の豪雨災害においては、2 日間で 1,000 ミリという降り方は、昭和 51 年 9 月 12 日豪雨災害が 7 日間で 1,000 ミリを超えている状況と比較しても、短期間に激しい雨が降っている。

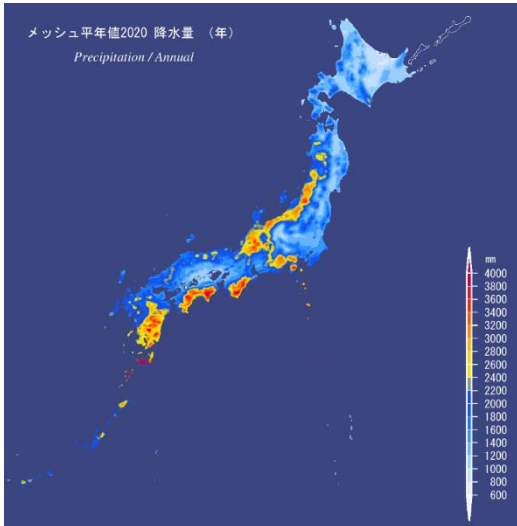
これにより岐阜県内での被害が発生しているものの、被害状況としては、平成 30 年豪雨の際には残念ながら 1 名の死者が存在するものの、令和 2 年、令和 3 年における被害としては死者や行方不明者が生じるような人的被害は発生していない。

また、岐阜市のような人口が多数集まった地域における河川堤防の決壊が生じることもなく、被害規模も昭和 51 年と比較して抑えられている。

ウ 河川整備に対する評価

このように岐阜県においては、近年の豪雨災害は、過去の豪雨災害の際のデータと比較しても、より多くの激しい雨が短期間に降っている現実があるものの、過去の被害状況と比較して被害を押しえることに成功していると評価することが出来る状況がうかがえる。

なお、原田准教授によれば、近年の日本各地で発生する豪雨災害で大きな被害が生じているのは、過去の歴史の中で、地形的に1,000ミリを超えるような大雨があまり降らなかった地域であり、岐阜県のように毎年のように過去から大雨を経験し災害対策を積み重ねた地域とは河川対策に違いが生じやすいとのことである。



気象庁が発表する1991～2020年の平年値を使って1 kmメッシュで推定した「メッシュ平年値2020」を、色の違いで図示したメッシュ平年値図を確認すると、黄色や赤の地域が過去の統計上の年間の平均雨量が多い地域を指しているが、岐阜県は北部の山間地において多くの雨が記録されている。

出典：気象庁ホームページ メッシュ平年値

図を、必要な部分のみ切り抜いた図

https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/view/atlas/docs2020/png_small/prec/precipitation_13.png

5 内ヶ谷ダム

(1) 岐阜県が管理するダム

岐阜県が建設、管理を行うダムは、下表のとおりである。

区分	水系	河川名	ダム名	目的					総貯水量 (千㎡)	完成年
				洪水調節	流水の正常な機能	発電	水道用水	渇水対策		
管理中	木曾川水系	阿多岐川	阿多岐ダム	○	○	○			2,550	昭和63年
		富田川	岩村ダム	○	○		○		180	平成10年
		大ヶ洞川	大ヶ洞ダム	○	○		○		450	平成11年
		中野方川	中野方ダム	○	○		○		411	平成18年
	神通川水系	荒城川	丹生川ダム	○	○	○	○		6,200	平成24年
調査、建設中	木曾川水系	亀尾島川	内ヶ谷ダム	○	○	○			11,500	令和8年予定
		水無瀬川	水無瀬生活貯水池	○				○	1,080	未定
	神通川水系	大八賀川	大島ダム	○	○				4,720	未定

内ヶ谷ダムは、岐阜県が建設、管理を行うダムの中でも最も規模が大きく、また、令和3年度の補正後予算金額は、3,663百万円を計上しており、予算としての規模も多額であることから、監査をおこなった。

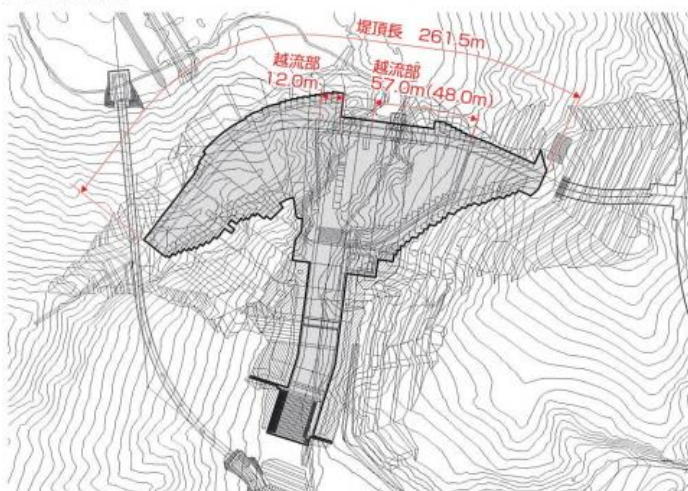
監査の方法は、工事に係る契約書、支出金調書、パンフレット等の資料を閲覧し、令和4年11月21日に現地監査を行い、河川課開発係係長、同技術主査、長良川上流

河川開発工事事務所の工務課長、同課工務係長、同係技師から、ダムの概要や事業内容について説明を受けた。

(2) 内ヶ谷ダムの概要

内ヶ谷ダムは、木曾川水系長良川支川亀尾島川の岐阜県郡上市大和町内ヶ谷に建設が進められている。

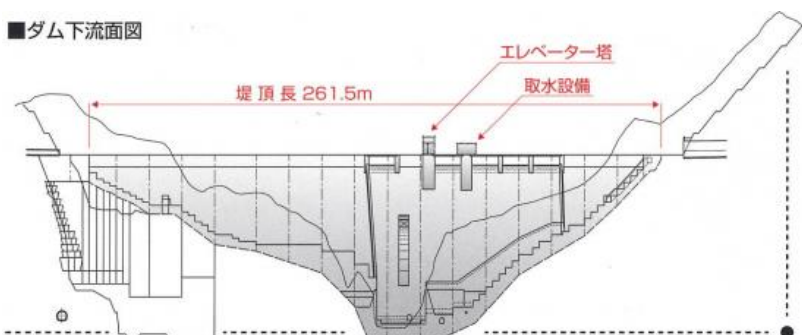
■ダム平面図



■ダム諸元

位置	岐阜県郡上市大和町内ヶ谷
型式	重力式コンクリートダム
堤高	84.2m
堤頂長	261.5m
堤体積	約330,000m ³
計画高水流量	880m ³ /s
ダム設計洪水流量	950m ³ /s
ダム天端標高	EL577.2m

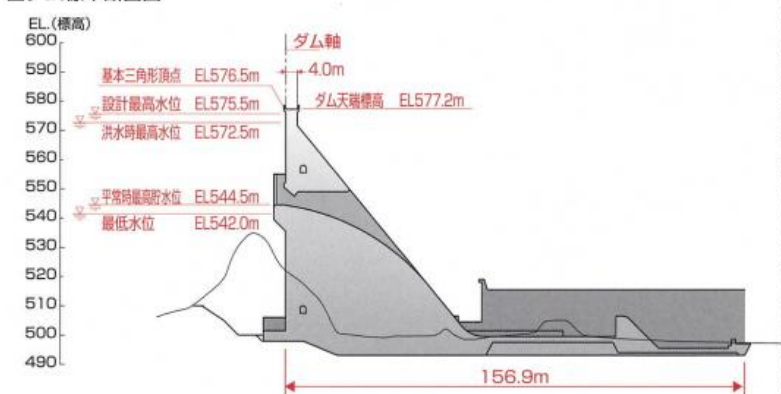
■ダム下流面図



■貯水池諸元

集水面積	39.9km ²
湛水面積	0.46km ²
総貯水容量	11,500,000m ³
有効貯水容量	9,100,000m ³
堆砂容量	2,400,000m ³
設計最高水位	EL575.5m
洪水時最高水位	EL572.5m
平常時最高貯水位	EL544.5m

■ダム標準断面図



内ヶ谷ダムの建設は、長良川流域の治水計画の一環である。亀尾島川は、岐阜県・福井県境の越美山地（標高 1,148m）にその源を發し、南東に流れて郡上市八幡町に入

り、右岸より那比川を合流した後、東南東に流れを変え、長良川に合流する流域面積 120.4 km² 流路延長 24.1km の一級河川である。

気象状況は、年平均降水量 2,800mm と多く県内でも有数な多雨地帯であり、梅雨や台風時の集中的な豪雨による出水時に下流流域に及ぼす影響は大きく、長良川沿川地域は、昭和 34 年、35 年、36 年の災害、昭和 51 年 9 月、平成 2 年 9 月の台風、更に近年では、平成 11 年 9 月、平成 14 年 7 月及び平成 16 年 10 月の台風による出水により、度々大きな被害を受けてきている。

その一方で、長良川流域は、東海北陸自動車道や東海環状自動車道等の交通網の発達により、奥美濃地域における観光や中流域から中心に製造業が発展し、流域全体の治水安全の向上が求められている。このような背景から岐阜県は内ヶ谷ダムの建設を行い、ダムの洪水調整による治水効果を期待している。

また、内ヶ谷ダムの建設の目的とその効果は、下記の通りである。

目的	効果
水害から守る	ダム地点の計画高水流量880m ³ /sのうち、690m ³ /sの洪水調節を行うことで、ダム下流域の洪水被害を軽減する。洪水が発生した場合に長良川において、5~74cmの水位低下が予測される。
流水の正常な機能の維持	河川の流量が不足しているときに、ダムから貯留水を補給することによって、亀尾島川沿川の既得取水の安定化や河川環境の維持・保全を図る。
発電に利用する	ダムからの維持放流水（最大3.0m ³ /s）を利用し、最大出力720kWの発電となる。

(岐阜県ホームページ、内ヶ谷ダムパンフレットより引用)

(3) 内ヶ谷ダムに関連する令和3年度の支出

内ヶ谷ダムの本体工事に関しては、岐阜県は、特定建設工事共同企業体、(以下JV)

年度	支出限度額 (百万円)
平成28年度	1,010
平成29年度	2,095
平成30年度	1,312
令和元年度	2,128
令和2年度	2,577
令和3年度	2,464
令和4年度	2,191
令和5年度	3,558
令和6年度	3,613
令和7年度	1,069
合計	22,020

との間で工事請負契約を締結しており、請負金額総額は 22,020 百万円 (令和 4 年 3 月 16 日時点) であり、工期は平成 28 年 3 月 24 日から令和 8 年 3 月 31 日となっている。

また、各年度の支出限度額は左記の通りであり、令和 3 年度の支出金限度額は、2,464 百万円であり、このうち、985 百万円については、令和 3 年度に支出しており、残額 1,478 百万円については、令和 4 年度予算へ繰り越されており、令和 4 年度に支出予定である。なお、令和 3 年度における支出金額は、上述の 985 百万円以外に令和 2 年度より繰り越されている 1,546 百万円を支出している。したがって、令和 3 年度の実質的な支出金額は令和 3 年度の支出 985 百万円及び令和 2 年度からの繰越 1,546 百万円の合計額である 2,531 百万円である。

(4) J Vとの工事請負契約の変更

<該当箇所>



工事請負契約書（平成 28 年 3 月 24 日）を閲覧し、当初契約額は、17,019 百万円（消費税込み）であることを確認した。なお、河川課担当者に質問したところ、直近の契約額は 22,020 百万円となっているとのことである。変更後の契約金額については、工事請負変更契約書（令和 3 年 3 月 16 日）に記載される出来高予定額の合計額と一致することを確認した。変更後の契約金額は、当初契約金額から 5,000 百万円増加している。この増加額の主な要因は、工事着手後、ダム基礎となる岩盤に亀裂の存在が確認されたため、亀裂より下流側の岩盤を除去し、コンクリート

により岩盤を置き換える補強工事が追加されたためである。この影響額は約 4,600 百万円である。河川課担当者によると、工事請負契約前に岩盤調査、学者への諮問も行ったが、当初契約時点において岩盤の亀裂の存在は識別できなかったため、追加で実施した補強工事は J V に責任はなく、増額変更契約となったのは止むを得ないとの判断であった。

(5) 出来形の算出について

内ヶ谷ダム出来形については、J V から出来形届出書の提出があった際に、岐阜県建設工事検査要領などに基づき、岐阜県の検査員が出来形検査を行う。

検査結果通知書（令和 4 年 3 月 25 日）を閲覧したところ、岐阜県検査員が認めた出来形率は 41.7% であった。これは、J V が提出した出来形届出書（令和 4 年 3 月 18 日）に記載される出来形率 41.7% と一致している。

河川課担当者に質問したところ、令和 3 年度の出来形率は J V 提出の値と岐阜県が認めた値で一致しているが、合計金額や内訳額、内訳ごとの出来形率は一致しておらず、それ以前の年度に関しては、J V の計算した出来形と大きな乖離はないものの、出来形率は必ずしも一致しないとのこと。また、県における出来形率の計算は、出来形検査による現地計測、書類検査などにより出来形数量を算出し、その数量や工数に県が有する積算単価を乗じて、令和 3 年度までの工事総額を算出する。その工事総額を、請負工事総額で除することで算出をしている。

6 岐阜県の川の防災情報

【事実関係】

河川課では、県内の河川の氾濫危険情報の発表基準点や近年浸水被害実績があるなど優先度の高い箇所について、刻々と変化する河川状況をリアルタイムで提供するため、水位計や河川監視カメラを順次設置し、令和2年度に家屋浸水が想定される県管理全河川への水位計の設置を完了した。

岐阜県では、平成14年から岐阜県のウェブサイト上に「岐阜県 川の防災情報」を設け、水位計によって計測した各河川の水位や、監視カメラによる河川の映像をリアルタイムに提供している。

このような防災情報の提供は有益なものであるところ、令和2年の月当たりの平均閲覧数は約7.4万件であり、令和3年の月当たりの平均閲覧数は約6.7万件である。河川課によれば閲覧数の目標値は特になくのことであるが、河川課では、「岐阜県川の防災情報」の周知に関する取組として、ラジオ番組を通じ周知している。また、各土木事務所において地元小学校を対象として実施する「川を題材とした総合的な学習の時間」の支援活動の中でも周知を行っている。当該支援活動は、令和2年度には36校に対し、延べ44回、1,958名を対象に実施した。令和3年度には28校に対し、延べ35回、1,300名を対象に実施されたものである。

7 河川管理パトロールの結果把握、対策

【事実関係①】

岐阜県知事が行う河川の維持については、岐阜県事務委任規則において土木事務所長に委任されているところ、各土木事務所においては、定期的に河川管理パトロールを実施している。パトロールの結果、河川施設の破損や、不法投棄・不法工作物等の違反行為が発見された場合には、各土木事務所において、修復や原状回復等の対応を行っている。

河川課長から各土木事務所長に宛てた平成25年10月30日付「河川巡視の計画作成及び結果報告について（依頼）」によれば、各土木事務所は、河川パトロールに関し、毎年4月に巡視年間計画を、12月に年度の巡視結果を河川課に提出して報告するものとされている。

土木事務所から河川課に対する河川巡視結果の報告は、河川ごとに作成された年間の巡視結果一覧表を提出する形で行われている。当該一覧表には、パトロールの実施有無、違反行為、破損等の問題有無、問題に対する処理状況が簡潔に記載されている。

R3 巡視結果

別紙

河川名		河川延長		土木事務所名	R3巡視の実施 (出水期:6月~10月)			違反行為、 破損等の 問題有無	処理状況 (CY列が有 の場合のみ 選択)
水系名	河川名	1級指定	1級指定		出水期前 の点検実 施	出水期中 の点検実 施	出水期後 の点検実 施		
		(○を記入)	(0.1km単位)						
木曾川	桑原川	○	8.4	01岐阜	●			無	
木曾川	犀川	○	10.7	01岐阜	●			無	
木曾川	天王川	○	8.0	01岐阜		●		無	
木曾川	中川	○	6.7	01岐阜		●		無	
木曾川	新堀川	○	2.4	01岐阜		●		無	
木曾川	高野川	○	0.3	01岐阜		●		無	
木曾川	新高野川	○	0.2	01岐阜		●		無	
木曾川	五六川	○	6.9	01岐阜		●		無	
木曾川	起程田川	○	0.3	01岐阜		●		無	
木曾川	宝江川	○	2.6	01岐阜・02大垣	●			無	
木曾川	長瀬寺川	○	4.0	01岐阜		●		無	
木曾川	政田川	○	2.4	01岐阜		●		無	
木曾川	境川	○	22.9	01岐阜		●		無	
木曾川	新栗田川	○	11.1	01岐阜	●			無	
木曾川	岩戸川	○	1.0	01岐阜		●		無	
木曾川	岩地川	○	2.4	01岐阜		●		無	
木曾川	大江川	○	11.3	01岐阜		●		無	
木曾川	荒田川	○	6.4	01岐阜		●		無	
木曾川	論田川	○	2.7	01岐阜		●		無	

令和3年分の巡視結果一覧表を確認したところ、各土木事務所から漏れなく報告を受けていた。

【事実関係②】

上記のとおり、岐阜県知事が行う河川の維持については、岐阜県事務委任規則において土木事務所長に委任されているところ、河川巡視によるパトロール結果や、個別の問題に対する対応状況の確認は、巡視を行う土木事務所施設管理課において取りまとめられ、その結果は土木事務所の技術職員の確認を経て土木事務所長まで決裁があげられ、事務、技術双方の複数職員による正確性の確認と、対応方針の検討を土木事務所の組織として行っている。

その上で、土木事務所長の判断により、知事の指示を受けて処理すべきものであると認めるとき（例えば全県的な対応、判断を要する案件や、社会的影響が大きく県庁での判断を要する案件等）は、土木事務所より河川課へ協議があげられ、個別事案毎に内容の把握、対応方針の検討を行うこととしており、土木事務所と河川課が役割を分担して事務の執行を行っている（事務委任規則第七条（委任事務に関する協議）による）。

河川課は、土木事務所長において委任事項が適切に処理されているか確認するため、上記の様な役割分担を前提に、平成25年度の依頼に基づき、「巡視の実施状況」、「違反行為等の問題有無」、「その処理状況」を確認し、併せて県の「スマートパトロールシステム」を利用し、システム上で県庁から土木巡視結果を適宜確認、チェックしている。

「スマートパトロールシステム」とは、河川等の巡視の効率化を図るために、令和3年度より導入されたシステムである。同システムを利用することで、河川パトロール担当者がシステム上に入力した異常個所や処理状況等の情報を、河川パトロール担

当者、土木事務所担当者及び県庁河川課においてシステム上で閲覧・共有することが可能となる。スマートパトロールシステムの使用画面は以下のとおりである。



事務委任規則第7条に基づき河川課との協議を行うべき事項に該当するか否かの判断は各土木事務所に委ねられているが、河川課においても、部分抽的にチェックを行うことでより業務の精度向上につながる可能性があることを認識している。

河川課によれば、これまでは紙ベースの巡視日報であったために、土木事務所との十分な情報共有や異常箇所の状況確認が容易ではなかったが、スマートパトロールシステムの導入による巡視日報の電子化により、これらの課題を解決できる環境が整ったとのことである。

【規範】

岐阜県事務委任規則

第五条 (現地機関の長に対する個別的委任事項)

現地機関の長において個別に処理させる事項は、別表第三に定めるとおりとする。ただし、地方自治法第二百五十二条の十七の二第一項の規定により市町村が処理することとされた事項を除く。

第七条（委任事務に関する協議）

第三条から前条までの規定により委任事務を処理する者は、事案の内容が知事の指示を受けて処理すべきものであると認めるときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

第八条（委任の留保）

次の各号のいずれかに該当するときは第三条から第五条までの規定にかかわらず、知事において処理するものとする。

- 一 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- 二 事案の内容が異例であり、又は重要な先例になるものと認められるとき。
- 三 事案に疑義があり、又は現に紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあると認められるとき。
- 四 知事が別段の指示をしたとき。

別表第三（第五条関係）

土木事務所長

六 河川法（以下この項中「法」という。）、河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号。以下この項中「施行法」という。）、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号。以下この項中「施行令」という。）、岐阜県流水占用料等徴収条例（平成十二年岐阜県条例第十二号。以下この項中「条例」という。）及び岐阜県河川法施行細則（昭和四十年岐阜県規則第三十二号。以下この項中「施行細則」という。）の施行に関する事務

39 施行令第二条の規定により知事が行うこととされている管理のうち河川の維持を行うこと。

平成 25 年 10 月 30 日付「河川巡視の計画作成及び結果報告について（依頼）」

【意見 河川課】

「スマートパトロールシステム」の活用を促進し、各土木事務所において行われた巡視結果の共有を図り、河川課から各土木事務所に対し、全県的な視点から河川管理に関する指導を行うなど、河川の維持管理の精度向上を図ることが望ましい。

8 水防倉庫

【事実関係① 水防倉庫の管理】

各土木事務所には水防倉庫が備えられている。水防倉庫には、市町村が所管する水防活動に関し、市町村から依頼を受けた際に提供するため、土嚢袋、杭、ブルーシート、つるはし、じゃかご等の資器材が備蓄されている。各土木事務所の水防資器材の現有量は、岐阜県水防計画に記載されている。

各土木事務所の水防倉庫の状況を確認したところ、水防資器材と他の物品やごみのようなものが混在しており、水防資器材が整然と管理されているとはいえない状態に

なっている例が散見され、水防計画に記載されている物品が存在しない例が認められた。

水防の所管課は河川課であるが、水防倉庫の状況については特に把握していない。

水防倉庫に関し、河川課から土木事務所に対して指導等は行っておらず、管理は各土木事務所に任せられている。ただし、毎年作成する岐阜県水防計画において備蓄されている水防資器材の数量を記載する必要があるため、年に1回、河川課より各土木事務所に備蓄する水防資器材の種類及び数量を照会している。

【規範】

地方財政法8条には、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」として管理義務を定めている。

岐阜県水防計画第2編第3章「水防施設」第3節「水防施設及び資器材」においては、「水防施設、器材、資材の現有量は、水防施設資器材要員総括表資料編 第3のとおりであるが、不測の事態に備えて平時から資器材の調達先については配慮しておくこと。」とされており、資料編第3「水防施設資器材要員総括表」には、各水防管理団体及び県土木事務所における水防施設、器材、資材の現有量が記載されている。

【指摘 河川課】

水防の所管課として、水防資器材の管理をしているとはいえない状態であり、岐阜県水防計画における各土木事務所の水防資器材現有量との齟齬もあることからすれば、所管する計画の管理の面でも不十分である。

河川課は、各土木事務所の水防倉庫及び備蓄する水防資器材の現状を把握した上で、必要になった際にはすぐに市町村に提供できるように、水防資器材を整理して備蓄するよう各土木事務所を指導すべきである。

【事実関係② 水防資器材の再検討】

ヒアリングによれば、水防資器材の利用実績はほとんどないとのことである。各土木事務所から河川課に対し、資材の追加等、予算令達依頼があれば対応することになるとのことであるが、このような依頼についても近年実例はないとのことである。

水防資器材が整理して備蓄されている土木事務所も存在したが、他に保管しなければならない物品も多数ある中で、水防資器材の備蓄のために相応のスペースを割いている状態であった。

また、各土木事務所の担当者に利用の可否を尋ねたところ、蛇籠やつるはしといった資器材は、重機による工事が主流となり、危険な水害発生時に人力で作業を行うかどうか踏まえれば、実際の水防活動で使えることになるかについては検討の余地があると思われるとの意見があった。

【意見 河川課】

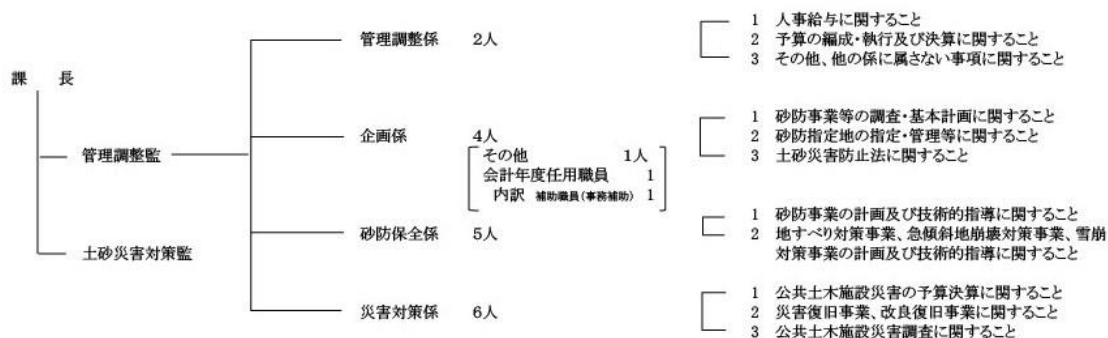
水害発生時における有用性の観点から、水防倉庫に備蓄すべき水防資器材の種類、数量などを再検討することが望ましい。

第5 砂防課

1 砂防課の概要

(1) 組織及び事務分掌

砂防課内の組織及び事務分掌は以下のとおりである（令和4年7月1日時点）。



(2) 主な防災業務

砂防課の業務の概要は、土砂災害から県民の命を守るため、「八山系砂防総合整備計画」に基づく総合的な土砂災害対策を推進すると共に、異常気象により被災した公共土木施設の速やかな復旧を図り公共の福祉を確保することである。

砂防課における主な防災業務は、八山系砂防総合整備計画の実施に関する業務、岐阜県砂防施設長寿命化計画の策定及び実施に関する業務、災害復旧事業のとりまとめ、砂防指定地内等違反行為の処理業務等である。

特に、災害発生時においては、各土木事務所からの被害状況をとりまとめ、国庫負担申請を行う役目を担う。

(3) 令和3年度の予算及び決算の概要

定期監査資料に従った、令和3年度における砂防課の予算及び決算は、予算額40,218,252,863円に対し、決算額26,900,809,135円である。

このうち、監査人において整理した防災予算額（巻末資料6参照）に従って整理したところ、砂防課の当初予算額は、8,424,046,000円であり、支出済額は、26,836,205,640円であった。なお、定期監査資料との金額の差は、当初予算額の外に、年度内における補正予算が計算され、他課からの年度中の再配当額が存在している事が主な要因である。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
河川総務費	555,500	555,500
河川維持費	4,000,000	4,000,000
砂防総務費	272,569,400	218,208,954
砂防維持費	1,544,062,501	987,143,158
砂防事業費	15,368,167,583	9,632,720,685
直轄事業負担金	1,975,487,000	1,975,486,288
土木施設災害復旧費	19,191,939,632	12,271,567,841
直轄事業負担金	1,618,305,000	1,618,304,991
災害関連事業費	193,941,000	143,596,471

令和3年度の県の定期監査資料の中で予算・決算額の多くを占めているのは、砂防事業費（予算額 15,368,167,583 円、決算額 9,632,720,685 円）及び土木施設災害復旧費（予算額 19,191,939,632 円、決算額 12,271,567,841 円）である。

2 監査の重点及び監査手続

砂防課は、その予算の多くを砂防事業費に充てている。そこで、砂防関係施設の整備・管理・修繕、すなわち災害の予防にまつわる業務に着目して監査を行った。

また、砂防課は、土木施設災害復旧費にもその予算の多くを充てている。そこで、災害復旧事業の流れの中で砂防課がどのような役割を担うのかに着目して監査を行った。

加えて、砂防課は、県内の砂防指定地内等違反行為の処理業務等を担っている。砂防指定地内等違反行為は、災害に直結する可能性が高い。のみならず、令和3年7月3日に静岡県熱海市で発生した土石流災害への世間の注目度の高さに鑑みれば、岐阜県においても高度な制度設計と適切な対応が求められているといえる。そこで、岐阜県における砂防指定地内等違反行為への対処に着目して監査を行った。

具体的な監査手続としては、令和4年5月18日、同年8月31日、同年11月9日、同年11月29日のヒアリングにおいて、災害対策課長補佐兼係長、災害対策係技術主査、災害対策係主任、企画係課長補佐兼係長、砂防保全係長、砂防保全係主任技師からのヒアリングを行った。

資料については、定期監査資料（令和2年8月25日、令和3年9月1日、令和4年8月18日）、岐阜県八山系砂防総合整備計画、岐阜県砂防施設長寿命化計画、砂防指定地内等違反行為報告書、砂防法関連に係る違反行為の処理マニュアル、災害復旧事業、などの提出資料等について、書類監査を行った。

3 所管業務に関する計画

(1) 岐阜県地域防災計画（一般対策計画）令和4年3月

岐阜県地域防災計画（一般対策計画）において定められた計画のうち、砂防課の所管業務と関連するものは以下のとおりである。

第2章 災害予防

第8節 防災通信設備等の整備

3 (9) 情報システムの高度化等

第23節 砂防対策

3 (1) 砂防対策

3 (2) 土砂流出防止対策

3 (3) 土砂災害防止対策

3 (4) 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

3 (5) 備蓄拠点の設置及び資機材の配備

- 第26節 土地災害対策
 - 第1項 土地災害対策
 - 3(1) 災害の未然防止
 - 3(2) 施工上の管理
- 第38節 道路災害対策
 - 3(1) 道路交通の安全のための情報の充実
 - 3(2) 道路施設等の整備等
 - 3(3) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
 - 3(4) 防災知識の普及
- 第3章 災害応急対策
 - 第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達
 - 3(1) 警報等の発表及び解除
 - 3(2) 警報等の伝達体制
 - 第9節 災害情報等の収集・伝達
 - 3(1) 情報の収集・連絡手段
 - 3(2) 被害状況等の調査・報告
 - 3(3) 被害状況等の調査及び報告の優先順位
 - 3(4) 被害状況等の週及び伝達系統
 - 3(5) 応急対策活動情報の連絡
 - 3(6) 情報の共有化
 - 第13節 雪害対策
 - 3(2) 雪崩対策
 - 第14節 火山災害対策
 - 3(1) 噴火警報等の種類と発表および伝達
 - 3(2) 噴火警報等の伝達体制
 - 3(3) 通信連絡対策
 - 3(4) 避難情報の発令、住民、登山者等の避難誘導、警戒区域の設定
 - 第16節 孤立地域対策
 - 3(5) 道路の応急復旧活動
 - 第40節 道路災害対策
 - 3(1) 災害情報の収集、連絡及び通信の確保
 - 3(3) 救助・救急、医療、消火活動等
- 第4章 災害復旧
 - 第1節 復旧・復興体制の整備
 - 第2節 公共施設災害復旧事業
 - 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成、事業からの暴力団排除

(2) 第2期岐阜県強靱化計画（令和2年3月）

第2期岐阜県強靱化計画において定められた施策のうち、砂防課の所管業務と関連するものは以下のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

- (2) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～
総合的な水害・土砂災害対策の推進
- (8) 行政機能 ～公助の強化～
災害対策用資機材の確保・充実
住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化
業務継続体制の整備
- (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成～自助・共助の底上げ～
防災教育の推進
住民主体での避難対策の強化
- (12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～
社会資本の適切な維持管理
情報収集手段の多様化

(3) 岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021（令和3年3月）

岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 において、施策分野ごとの主要施策として挙げられているもののうち、砂防課の所管業務と関連するものは以下のとおりである。

第2章

- (2) 国土保全 ～河川、砂防、治山、火山等対策～
総合的な水害・土砂災害対策の推進
住民への災害リスクの周知
総合的な土砂災害対策の推進（ハード対策・ソフト対策）
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成
火山災害対策の推進
火山防災対策の総合的な推進
- (8) 行政機能 ～控除の強化～
災害対策用資機材の確保・充実
各種災害への備え
住民への情報伝達の強化と伝達手段の多様化
住民等への情報伝達の強化
業務継続体制の整備
業務継続体制の整備
- (10) リスクコミュニケーション／防災教育・人材育成 ～自助・共助の底上げ～
防災教育の推進
総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策）

住民主体での避難対策の強化

県民への災害リスクの周知

(12) メンテナンス・老朽化対策 ～社会インフラの長寿命化～

社会資本の適切な維持管理

砂防施設の「予防保全型」維持管理の推進

(4) 重要業績指標

第2期岐阜県強靱化計画及び岐阜県強靱化計画アクションプラン 2021 において定められている重要業績指標（KPI）のうち、砂防課の所管業務に関連するものは以下のとおりである。

砂防課				(単位：千円)		
No.	強靱化計画の施策項目名	主要施策	R3年度当初予算額	事業目標		
				指標名	現状値	目標値
1	総合的な水害・土砂災害対策の推進	総合的な土砂災害対策の推進（ハード対策）	2,648,200	土砂災害から保全される人家戸数	約2.3万戸 (R1)	約2.4万戸 (R6)
2	総合的な水害・土砂災害対策の推進	総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策）	398,000	土砂災害を想定した防災訓練に参加した1市町村あたりの延べ人数	6,000人 (H30)	6,500人 (R6)
		土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成率		61.3% (R1)	100% (R6)	
3	防災教育の推進	総合的な土砂災害対策の推進（ソフト対策） <再掲>	0			
4	社会資本の適切な維持管理	砂防施設の「予防保全型」維持管理の推進	1,205,164	「岐阜県砂防施設長寿命化計画」に基づく補修・改築の完了率	63% (R2)	100% (R6)

(5) 八山系砂防総合整備計画の策定及び実施に関する業務について

ア 八山系砂防総合整備計画について

八山系砂防総合整備計画とは、土砂災害から県民の生命・身体を守るためソフト対策とハード対策の両面から今後の中期的な土砂災害対策の整備プログラムを県民に分かりやすく示そうとするものである。

土砂災害のおそれのない平地部の市町を除いた県内を地形・地質などによる自然的要因と広域行政単位・市町村行政単位などの社会的要因を考慮し、8つの地域、八山系（美濃山系・養老山系・揖斐山系・奥美濃山系・可茂山系・東濃山系・南飛騨山系・飛騨山系）に分けて、それぞれの山系について策定した8つの各山系砂防総合整備計画から成っている。

平成20年10月に公表された後、平成26年3月、令和2年1月に改訂版が公表され

ている。

イ 計画の概要

重点的なハード対策と警戒避難体制整備や住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を連携させ、効率的な土砂災害対策を進めるものである。

ハード対策においては、要配慮者利用施設、避難所、基幹交通網を守る砂防施設の優先整備を実施、ソフト対策においては、土砂災害警戒区域指定による危険箇所周知や、警戒避難体制整備に寄与する土砂災害ハザードマップの作成・配布を促進するため、市町村に対して基礎資料提供や研修会実施、ワークショップ開催の技術的支援などを実施している。

ウ 計画における砂防施設の補修・改築の完了数について

平成 25 年、26 年の点検の結果、計画中の「4. ハード・ソフト対策の連携とアウトカム指標」によると、補修・改築が必要な砂防施設は 261 か所であり、平成 30 年までに 133 か所の補修・改築が完了している。そして、残りの 128 か所については、令和 6 年までに補修・改築を完了することとされている。

【事実関係】

計画において補修・改築が必要とされた砂防施設 261 か所のうち、現時点で 201 か所の補修・改築が完了している。しかし、令和 2 年度以降に緊急点検を行ったところ、新たに 381 か所について補修・改築が必要と判断されている。

【意見 砂防課】

平成 25 年、平成 26 年の点検から 6 年しか経過していないのに、平成 26 年の 261 か所を上回る補修改築必要箇所が発見されている。

砂防施設は古いものが多く、これまでと同様のペースでは補修・改築が追いつかず、施設の老朽化による災害を招きかねない。

現在、計画の改訂中とのことであるが、補修・改築の計画にあっては、今まで以上のペースをもって補修・改築計画を立てることが望ましい。

(6) 岐阜県砂防施設長寿命化計画の策定及び実施に関する業務について

ア 岐阜県砂防施設長寿命化計画について

砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などの砂防施設は、土砂災害発生時に機能を発揮し、人命・財産等を保全する重要な施設である。

砂防施設の劣化損傷の進行速度は遅いため、これまでの維持管理では大きな問題は生じていなかったが、高度経済成長期に大量に整備した施設が今後一斉に高齢化を迎えることから、老朽化や損傷等の問題が顕在化する可能性がある。

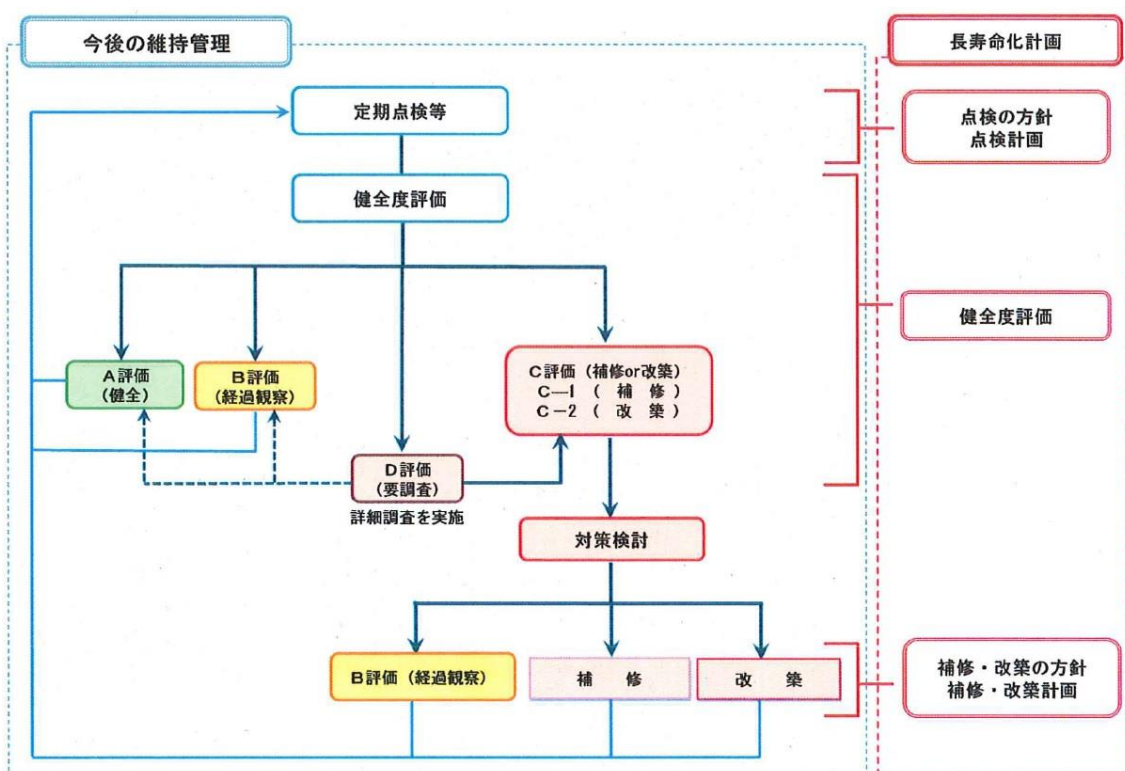
一方、県財政状況は厳しい状況が続くことが見込まれるため、予算や人員の増加は容易ではなく、従来の事後保全的な管理では施設の健全性を保持することが困難となる可能性がある。よって、計画的な定期点検により施設の劣化損傷を初期の段階で正確に把握し、必要最小限の補修を適切に実施する予防保全的な管理に移行していくも

のとした。

こうしたことを踏まえ、砂防施設長寿命化計画において予防保全的な管理に必要な点検や補修・改築にかかる方針及び基準を明確化し、「施設機能の長期保持」、「補修・改築費の平準化」を図るものとして、平成 26 年 3 月に策定された。

上記（5）の八山系砂防総合整備計画と岐阜県砂防施設長寿命化計画の関係は、八山系砂防総合整備計画の砂防施設補修・改築のあり方及び維持管理方法等について記載しているものである。

施設の維持管理と長寿命化計画の関係は以下の通りである。



イ 平成 25 年度の緊急点検

国土交通省からの依頼を受け、平成 25 年度に本件の砂防設備（砂防えん堤、床固工）、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設について緊急点検を実施した。砂防設備（えん堤、床固工）2,592 施設、地すべり防止区域 28 区域及び急傾斜地崩壊危険区域 846 区域の対策施設について点検を実施した。

その結果、補修・改築が必要な C 評価（C-1・C-2、補修・改築）は 261 か所とされ、この結果が上記八山系砂防総合整備計画の補修・改築アウトカム指標に用いられた。

ウ 施設の点検計画の策定

点検計画の策定対象は、定期点検とするものとし、施設種別、施設健全度を考慮した定期点検を実施するものとした。

施設点検の概要及び定期点検サイクル一覧表は以下の通りである。

表 4-4-1 施設点検の概要

点検種別	点検の目的	点検の頻度	点検の内容
日常点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変状の早期発見 	<p><平常時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適時 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新・砂防管理大作戦等によるパトロールにおいて遠方から目視で確認
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変状進行の把握 ・ 新たな変状の発見 	<p><平常時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的 (数年に1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視、測定機器により、施設に近接して細部まで点検
災害時点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変状進行の把握 ・ 新たな変状の早期発見 	<p><臨時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 異常降雨後 ・ 地震後 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目視、測定機器により、施設に近接して細部まで点検

表4-4-5 定期点検サイクル一覧表

施設種別	初回点検 実施年次	補正率					定期点検サイクル (初回点検年次 ×補正率)
		保全対象への 影響		健全度		合成補正率	
		種別	①補正率	種別	②補正率	①×②	
砂防設備 (砂防堰堤・床固工)	20年	影響大	0.5	A	1.00	0.50	@10年以内
				B	0.50	0.25	@5年以内
				C-1	年1回以上	年1回以上	年1回以上
				C-2	個別設定	個別設定	個別設定
				D	個別設定	個別設定	個別設定
		その他	1.0	A	1.00	1.00	@20年以内
				B	0.50	0.50	@10年以内
				C-1	年1回以上	年1回以上	年1回以上
				C-2	個別設定	個別設定	個別設定
				D	個別設定	個別設定	個別設定
地すべり防止施設	10年	-	-	A	1.00	1.00	@10年以内
				B	0.50	0.50	@5年以内
				C-1	年1回以上	年1回以上	年1回以上
				C-2	個別設定	個別設定	個別設定
				D	個別設定	個別設定	個別設定
急傾斜地崩壊防止施設	10年	-	-	A	1.00	1.00	@10年以内
				B	0.50	0.50	@5年以内
				C-1	年1回以上	年1回以上	年1回以上
				C-2	個別設定	個別設定	個別設定
				D	個別設定	個別設定	個別設定

< 表4-4-5の適用にかかる留意事項 >

- ・ 異常降雨後、地震後には災害時点検を実施すること。
- ・ 定期点検サイクルの期間内で定期点検を実施すること。(サイクルは最大値)
- ・ 点検計画の策定においては、以下の点に配慮すること。
 - ① 効率的に点検できるよう施設位置等を勘案した計画を策定すること。
 - ② ①を踏まえつつ、施工年度が古い箇所、劣化進行の早い箇所(未満砂えん堤等)を優先に点検すること。

エ 計画の改訂作業

計画策定当初の点検計画では、施設の劣化速度を想定に入れていなかったため、令和2年度から全施設の点検を行ったところ、新たに381か所について補修・改築が必要と判断されている。

そこで、施設の劣化速度を想定に入れた健全度評価方法を構築することとし、これに基づいた長寿命化計画の改訂作業が行われている(令和5年度改訂予定)。

【事実関係① 砂防施設点検結果の引継ぎ】

平成25年度に行われた緊急点検においてC評価と判断された箇所が、令和2年の点検においてB評価と判断される場合がある。

【意見 砂防課】

平成 25 年度の点検時は、施設のひび等、一定の事象が発生していれば一律に評価が決まってしまう方式であったのに対し、令和 2 年の点検では、その事象が施設全体に与える影響を考慮して評価しているため、前回点検時から評価が引き上げられる場合が発生するとのことである。

しかし、9 年前の平成 25 年度の時点で施設にひびが生じているなど C 評価たり得た施設が、9 年を経た今になって安全性を確保できているとはにわかには考え難い。平成 25 年度の点検において C 評価となった箇所については、令和 2 年の点検を踏まえた健全度評価において、C 評価のまま据え置き、補修の対象とするなど、一定の配慮をすることが望ましい。

【事実関係② 砂防施設健全度評価の公表】

健全度評価の結果は、県民に公表されていない。

【意見 砂防課】

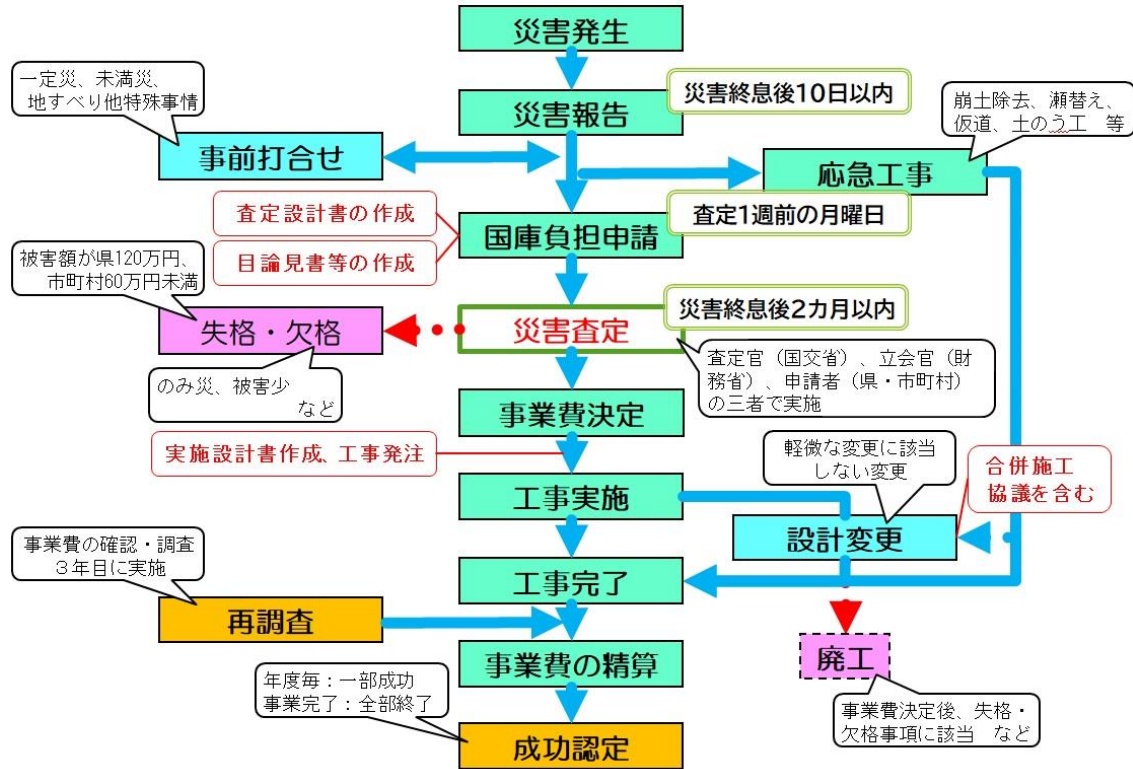
施設が存在することでその箇所の危険性は回避されているとの考え方は一理あるが、その施設の劣化の事実を県民に周知することも必要と考える。施設の劣化が原因で災害が発生することも考えられるところである。補修・改築ができていなかったこと自体については、予算や計画の関係もあり、県の過失を問われない場合も多いと考えられるが、劣化を把握しながらそれを県民に周知していなかったことは、災害によって人的被害が生じた場合には、県の過失が問われる可能性がある。健全度評価の結果、C 評価の中で県民への周知が特に必要と判断されるものについては県民に公表することが望ましい。

4 災害復旧事業における砂防課の役割

(1) 災害復旧事業の流れ

災害復旧事業の流れは、以下の通りである。

災害復旧事業の流れ



(2) 砂防課の役割

砂防課は、県内各地で発生する災害についてとりまとめを行い、国に対する国庫負担申請を行うと共に、国との折衝や照会に対応する。具体的には以下の通りである。

ア 災害報告

災害報告は、災害の終息後 10 日以内に、報告様式に従い各地の土木事務所が砂防課に対して行い、取りまとめの上国土交通省防災課へ報告をする。

災害報告においては、公共土木施設に被害を生じたときは速やかに状況を報告する必要がある、発災後間もないため、正確な被害額を算出することは困難である。そこで、土木事務所にて概算被害額を見積もることとなる。

イ 事前打合せ

応急工事や国庫負担申請を行う前段階で、必要に応じて災害の復旧方法等について、国交省防災課と事前打合せを行う。

未満災（竣工後 1 年に満たないもの）は、設計・施工の不備等がないか、事前打合せが必要である。

また、一定災（崩壊規模 500 メートル以上）など、大規模な復旧が必要となる箇所では、事前打合せが重要である。

地すべりは、断続的、広範囲に崩壊が拡大するため、すべりの層を調査しなければならないという特殊事情が存する。

国庫負担によって応急工事ができる場合があるため、これに該当するか否かを判断するためにも、事前打合せが必要である。

ウ 国庫負担申請

査定設計書を各土木事務所にて作成し、砂防課が、国指定の様式を用いて目論見書等を作成する。査定設計書の作成において、測量や設計を外部のコンサルタント会社に委託することが多い。

災害査定は災害終息後 2 か月以内に行うこととされているため、査定 1 週間前までに国庫負担申請する。

エ 災害査定

災害査定は、国土交通省の査定官、財務省の立会官、申請者たる県や市町村の職員の三者で実施される。この際、砂防課職員が随行として立ち会うことが多い。

被害額が県 120 万円、市町村 60 万円未満の場合（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第 6 条第 1 項第 1 号）には、失格として国庫負担が得られない。また、のみ災（同法第 6 条第 1 項第 3 号）や被害が少ない場合（同条同項第 2 号）には、欠格として国庫負担が得られない。

オ 事業費決定以降

災害査定において事業費が決定して以降は、各土木事務所が工事の実施を行う。

なお、事業費が 3 億円を超える工事は事業課が執行する。

原則、3 年以内に復旧することとされており、3 年目には国土交通省による再調査が行われる。砂防課は、当該調査にも対応する。

事業費は年度ごとに精算される。

5 砂防法関連不適正事案への対処

（1）砂防法関連に係る違反行為の処理マニュアルについて

砂防法関連に係る違反行為の処理マニュアルは、岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例に違反する行為について、各土木事務所及び岐阜県県土整備部砂防課における標準的な事務処理手順を定めることにより、違反行為への適切な対応を図ることを目的として策定されている。

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例は、砂防法第 4 条第 1 項及び第 27 条の規定に基づき、砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関し必要な事項を定めている。

（2）砂防課の役割

ア 土木事務所からの報告受理及び土木事務所との協議

各土木事務所によって違反行為と思われる行為が発見又は通報された場合で、重大な違反の疑いがある場合は、砂防課に対して調査結果等が報告される。

土木事務所職員等は、現地で違反行為を行う者に対して口頭により具体的な違反行

為の内容を示したうえで中止や是正を求め、違反に対する是正意思の有無を確認する。

違反行為者が特定できた場合、土木事務所長が指示書により中止を指示することとなる。砂防課は、行為者が是正の意思を有しない場合、今後の対応については是正命令の可否、許可の取消や条件変更等について、また、違反行為の公表について土木事務所長と協議する。

違反行為者が特定できなかった場合、砂防課は、治水上砂防への影響や違反行為者特定の可能性等に基づいて、土木事務所長と協議する。

土木事務所長が行政指導を行った場合は、岐阜県砂防指定地等監視業務実施要領の定めるところにより監視業務を行うが、この際、砂防課は、現地の状況等について土木事務所長から報告を受ける。

イ 不適正事案の公表

砂防課長は、行為者が是正の意思を有しない場合、行政指導後も是正計画書が正当な理由なく提出されない場合、または是正行為が正当な理由なく履行期間内に完了されない場合には、不適正事案の抑止及び拡大防止を図るため、事案の概要を岐阜県ホームページに掲載する。

公表に当たっては、砂防課長は土木事務所長と公表の時期等を調整する。

公表内容は、事案の所在地（市町村名まで）や行為の目的、規制区分、対応状況とし、違反行為者名は公表しない。

ウ 行政処分に係る手続き

是正が計画どおりに実施されていない場合には、土木事務所長により、違反行為者から原因等について聞き取りが行われ、必要に応じて是正計画書の再提出が求められる。違反行為者が是正計画書を提出しない場合や是正計画書から是正内容において著しい相違がある場合には、土木事務所長により指示書が再度発出される。

これらにもかかわらず相手方が指示に従わないことが明らかな場合や違反行為の公表後も是正の意思を示さない場合には、条例 14 条に規定する行政処分に向けて砂防課が土木事務所長からの協議を受けることとなる。

土木事務所長が行政処分を行った場合、現地の状況等が砂防課に報告される。

砂防課長は、土木事務所長から行政処分の連絡を受けたときは、記者発表を行うと同時に、当該行為者の情報を共有するために、他の土木事務所長に対して処分内容の周知を行う。

砂防課長は、行政処分後も違反行為が是正されていない場合には、不適正事案の抑止及び拡大防止を図るため、あらかじめ違反行為者に対して公表の開始日等を通知等のうえ、事案の概要を岐阜県ホームページに掲載する。

公表内容は、事案の所在地や違反行為者、行為の目的、規制区分、対応状況とし、違反行為者名は法人名又は個人名とし、事案の所在地は地番までとする。

エ 刑事告発

砂防課長は、事案の重大性や悪質性、周辺への被害拡大の可能性、社会的影響や関心等を総合的に勘案し、違反行為が是正されないまま放置することが著しく公益に反

するものについては、必要に応じて刑事訴訟法第 239 条第 2 項の規定により刑事告発を検討する。

また、砂防課長は、刑事告発の協議に際しては、「違反行為への厳正な対応について」（平成 16 年 5 月 28 日付け文書法務室通知）に基づき、違反事実の特定、犯罪構成要件該当性、処罰に値する有責性の存在、適用罰条と公訴時効の期間制限を整理して犯罪事実があると思料する根拠資料等の調製を行う。

オ 行政代執行

砂防課長は、違反行為者が是正措置を行わず、放置することにより土砂災害等が発生するおそれがあり、県民の生命や財産に著しい被害が及ぶ可能性が高く、緊急に防災措置を講ずる必要がある場合は、行政代執行法第 2 条に定める行政代執行を検討する。

【事実関係①】

違反行為者による是正がされず、砂防課長が行政代執行に至らない判断をした違反行為については、岐阜県ホームページへの掲載が永続的に継続され続けることとなるとともに、違反行為が行われている場所の定期的な巡視が継続され続けることとなる。

平成 23 年度包括外部監査当時不適正事案として県のホームページに公表されていた 4 件は現在も復旧措置が完了しておらず、ホームページに掲載されたままである。

【規範】

砂防法第 30 条は「法律、命令若ハ許可ノ条件ニ違背シタル者ハ行政庁ノ命スル所ニ従ヒ其ノ違背ニ因リテ生スル事実ヲ更正シ且其ノ違背ニ因リテ生スベキ損害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲナスヘシ」と規定する。

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防施設占用料等の徴収に関する条例第 14 条は、第 1 項において「知事は、許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は工事その他の行為の中止、工作物その他の施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の施設により生ずべき損害を防止するために必要な施設を設置すること若しくは土地を原状に回復することを命ずることができる。

一 この条例の規定若しくはこの条例の規定に基づく処分に違反し、又は許可に付した条件に違反したとき。

二 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。」と定め、第 3 項において「知事は、許可を受けずに第三条第一項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者に対して、次に掲げる措置を命ずることができる。

一 工事その他の行為の中止

二 工作物その他の施設の移転又は除却

三 砂防設備に対する保全

四 砂防指定地又は砂防設備の原状回復」と定めている。

さらに、同条例 23 条は、同 14 条の規定による処分に違反した者について、1 年以

下の懲役若しくは禁錮又は2万円以下の罰金に処する旨の罰則を規定している。

加えて、行政代執行法第2条は「法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。」と規定している。

【過去の監査意見】

平成23年度包括外部監査の結果報告書第4部・第2・II（9）（135頁～136頁）において、「今後は上記不適正事案について早急に復旧措置を完了させるよう、行為者へ指導することが望まれるとともに、岐阜県と行為者との対応内容など進捗状況を随時公表し行政処分という行為に実効性があることを示すことが、今後の不適正事案の抑制につながるのではないかと考える。」との意見がなされている。

【指摘① 砂防課】

平成23年包括外部監査の結果報告書において意見がなされているにも関わらず、現在まで同一の不適正事案が是正措置を完了することなく県のホームページに公表され続けているというのは、県が事案を放置していると県民に思われてもおかしくない。砂防課によれば、上記不適正事案については、行政代執行をしないという判断をしているとのことであるが、少なくとも、当該判断についての専門家の意見を踏まえ、法的なリスクを検討した上で、県のホームページに、行政代執行に至らない理由（「他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に該当しない理由）を掲載するなど、事案を放置しているわけではないことを県民に周知すべきである。

また、違反行為が行われている場所の定期的な巡視は、概ね1か月に1回の頻度で行われており、土木事務所職員の負担を増大している。県民の生命や財産に著しい被害が及ぶ可能性が高くなく、緊急に防災措置を講ずる必要がないのであれば、定期的な巡視の頻度を減らし、土木事務所職員の負担を軽減すべきである。

【事実関係②】

現在、砂防課が公表している不適正事案5件のうち、3件は是正措置が完了されないうまま行為者が死亡している状態にある。砂防課は、違反行為者が死亡した場合、その相続人に対する是正を求める法的根拠がないとの見解である。

【規範】

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第14条は、第1項において、砂防指定地内行為許可を受けた者に対する監督処分についてその名宛人を「許可を受けた者」とし、第3項において、無許可で砂防指定地内行為を行った者に対する監督処分についてその名宛人を「許可を受けずに第3条第1項各号に掲げる

行為を現に行っている者又は行った者」としている。

同条例第 12 条第 1 項は、許可を受けた者について、相続があったときは、相続人が当該許可を受けた者の地位を承継するとしている。

【指摘② 砂防課】

上記規範に記載したとおり、「許可を受けた者」（第 1 項）の相続人は当該許可を受けた者の地位を承継する。従って、違反行為者が「許可を受けた者」である場合には、その相続人に対して、是正措置を完了させるよう、積極的に働きかけるべきである。なお、「許可を受けた者」が監督処分を受けていた場合、その相続人は、監督処分に従う義務も相続すると考えられる。ただし、確定的な見解があるものではないため、相続人を対象に改めて監督処分をすべきである。

上記のとおり、「許可を受けた者」（第 1 項）の相続人には監督処分の効力が及ぶが、「許可を受けずに第 3 条第 1 項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」（第 3 項）に対してなされる措置命令は対人的な命令であるため、相続人に対する措置命令の権限はなく、「許可を受けずに第 3 条第 1 項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」（第 3 項）に対して行った措置命令の効力もその相続人に及ばないと考えられる。

すなわち、「許可を受けた者」（第 1 項）の相続人には監督処分の効力が及ぶが、「許可を受けずに第 3 条第 1 項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」（第 3 項）の相続人には措置命令の効力が及ばず、新たに措置命令を行うこともできない。

そうであるならば、「許可を受けずに第 3 条第 1 項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」（第 3 項）本人が亡くなる前に是正完了させなければならないということである。

「許可を受けずに第 3 条第 1 項各号に掲げる行為を現に行っている者又は行った者」（第 3 項）の生存が是正措置の成否に直結する以上、これらの者との連絡を密にし、生存中に是正措置が完了するよう、指導を徹底すべきである。

（3）盛土総点検による不適正事案の概要

県は、令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国からの依頼に基づき、649 か所の盛土総点検を実施している。令和 4 年 3 月 14 日に県が発表した結果によれば、許可、届出等の手続が適正になされていない不適正事案が 7 件存在していた。当該不適正事案には、以下のとおり、砂防法以外の法令に反する不適正事案も含まれており、砂防課の所管以外の案件も含まれるが、本報告書において現れた問題点は、他の所管課においても参考になると考え、確認された不適正事案の概要のみ報告する。

なお、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成等規制法の一部を改正する法律」（通称「盛土規制法」、令和 4 年法律第 55 号、令和 4 年 5 月 27 日公布）が、令和 5 年 5 月 26 日から施行される。同法は、静岡県熱海市の大規模な盛土崩落・土石流災害等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正して、「宅地造

成及び特定盛土等規制法」とし、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制するものであり、盛土等行為者の責任のみならず、盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することが明確化されている。

したがって、同法施行後は、同法に基づき、土地所有者等に対し、土砂撤去等その責務を果たすよう働きかけを行うことが必要となる。

【許可範囲を超えた開発が行われた事案】

盛土箇所	根拠法	事案の概要
1 瑞浪市 日吉	砂防法、 廃掃法	<p>【盛土の概要】</p> <p>○砂防指定地内での許可範囲を超えた造成（0.5ha→0.9ha）及び産業廃棄物の埋立</p> <p>【現地点検結果】</p> <p>○下流部の排水施設が機能し、盛土の変位も見られない</p> <p>【今後の対応】</p> <p>○廃棄物の排出事業者に撤去を書面で要請</p> <p>○土地所有者に事案の内容や私法上の責任が及ぶ場合がある旨を文書通知</p>

【無許可で開発が行われた事案】

盛土箇所	根拠法	事案の概要
2 山県市 大桑	森林法、 廃掃法	<p>【盛土の概要】</p> <p>○森林での無許可造成（約 1.8ha）及び廃棄物の埋立</p> <p>【現地点検結果】</p> <p>○緩勾配で法面植生が回復し、盛土の変位も見られない</p> <p>【今後の対応】</p> <p>○行為者に廃棄物の撤去、復旧工事の再開を協議</p> <p>○廃棄物の搬出事業者に対し撤去を書面で要請</p> <p>○土地所有者に事案の内容や私法上の責任が及ぶ場合がある旨を文書通知</p>
3 土岐市 曾木町	森林法	<p>【盛土の概要】</p> <p>○森林の無許可造成（約 1.5ha）</p> <p>【現地点検結果】</p> <p>○下流部に水路等があり、盛土の変位もみられない</p> <p>【今後の対応】</p> <p>○行為者に事情聴取のうえ、復旧計画書の提出を督促し、盛土崩壊の兆候等があれば速やかな対策を書面で要請</p>
4 海津市 南濃町太田	砂防法・ 農地法、 農振法	<p>【盛土の概要】</p> <p>○砂防指定地内農地での無許可造成（約 0.4ha）</p> <p>【現地点検結果】</p>

		○緩勾配で水の流入がなく、盛土の変位も見られない 【今後の対応】 ○土地所有者等に是正対応を書面で要請
5 多治見市 昭栄町	森林法、 宅造法、 廃掃法	【盛土の概要】 ○森林での無許可造成（約 1.4ha）及び廃棄物の堆積 【現地検結果】 ○盛土内に排水施設があり、盛土の変位も見られない 【今後の対応】 ○土地所有者に事案の内容や私法上の責任が及ぶ場合がある旨を文書通知し廃棄物の撤去を要請。宅地利用を望む土地所有者に対し、盛土の構造基準への適合など対策を文書により要請
6 中津川市 苗木	砂防法	【盛土の概要】 ○砂防指定地内での無許可造成（約 0.9ha） 【現地検結果】 ○緩勾配で水の流入がなく、盛土の変位も見られない 【今後の対応】 ○土地所有者等に事案の内容や私法上の責任が及ぶ場合がある旨を文書通知

【無届で開発が行われた事案】 ※今回新たに判明

盛土箇所	根拠法	事案の概要
7 郡上市 八幡町西山	森林法、 県自然公園条例	【盛土の概要】 ○無届での立木の伐採、県立自然公園内における土地の形状変更(約 0.5ha) ※手続上の瑕疵のみ 【現地検結果】 ○排水や土留めの施設があり、盛土の変位も見られない 【今後の対応】 ○行為者に事情聴取のうえ顛末書を徴し、今後の適正な管理や法令遵守を書面で要請

第6 農林事務所に関する防災事業

本監査においては、第1章において述べたように土木事務所の監査に合わせて、同じ庁舎に事務所を置く、農林事務所における治山事業を始めとする防災事業も合わせて監査を行うこととした。

農林事務所は、農政部と林政部の共管であり、農林事務所における防災事業については治山事業と、農地防災事業費として支出されている県営湛水防除事業、県営ため池等整備事業、県営ため池防災対策事業、災害復旧事業を中心に監査を行っている。

本項においては、これらの事業を管轄する森林保全課と農地整備課の事業を整理し、農林事務所における防災事業を概説する。

1 森林保全課の防災事業

(1) 主な防災業務

森林保全課（令和3年度中は治山課である。）は、林政部に属し、令和3年度は同部における「令和2年7月豪雨災害を踏まえた山地防災力の強化」の基本方針の下、治山施設の整備による山地災害の未然防止とデータの活用と支援体制強化による山地災害の未然防止に取り組んでいる。

治山事業は、自然災害の復旧と防止を行い、森林の維持・造成を通じて山地災害から住民の生命・財産を守るために森林法に基づき国や県が保安林内で実施する事業である。

治山事業では、災害が発生する危険が考えられる箇所、特に集落に近接した危険な箇所は、山地災害危険地区として把握し重点的に予防対策をし、崩れた後を復旧して元の森林を復元し、森林の持つ働きをいっそう発揮させるため森林の手入れを行っている。

治山事業の工種には、主に溪間工、山腹工、森林整備がある。

データの活用と支援体制強化による山地災害の未然防止の取組としては、航空レーザ測量データを活用した効果的な治山対策の推進を図るため、県単治山事業により航空レーザ測量を実施し、県が事前防災モデル地区の事業地の設定や市町村・林業事業体を対象とした研修会の開催などの技術支援を実施している。

《溪間工》

雨によって深く削られた溪流を流れる水は兩岸にある山の斜面を削りながら不安定な土砂を下流に流す。治山ダムを施工することにより、崩れた山や今にも崩れそうな山の足もとを治山ダムに堆積した土砂で固めて崩壊を防止し斜面の安定化を図る。



【パンフレット 「岐阜県の治山」より】

《山腹工》

土砂崩れやがけ崩れが発生した山の斜面に土留工などを施工することで、斜面の土砂の移動を防止し植生が生育しやすい条件を作る。その後、崩壊斜面に種子を吹き付け、苗木を植え付ける植栽工などを実施することにより速やかな森林の復旧・再生を図る。



【パンフレット 「岐阜県の治山」より】

《森林整備》

保安林の果たすべき公益的機能の維持、強化のために、植栽や下刈り、本数調整伐などの森林整備を行う。本数調整伐では植栽した樹木を抜き切りすることによって木の生育を促すとともに、林内に光を入れて下層植生の生育促進を図り、地表侵食の防止・水源かん養機能の向上を図る。



【パンフレット 「岐阜県の治山」より】

(2) 令和3年度の予算及び決算の概要

森林保全課の令和3年度における治山事業及び災害復旧に関わる支出としては、治山費、直轄事業負担金及び治山施設災害復旧費が存在する。それぞれの予算額、決算額は以下のとおりである。

科目	予算額 (円)	決算額 (円)
治山費	11,182,675,065	7,593,684,371
直轄事業負担金	167,768,000	167,767,943
治山施設災害復旧費	168,858,300	138,136,000

治山費の内訳は、公共事業 6,260,994,067 円、単独事業 1,313,991,770 円、保安林事業、16,205,927 円、林地開発規制対策費 270,192 円、治山事務費 2,222,415 円である。

これらの金額については、各地農林事務所における各治山事業に関する支出等が含まれている。

(3) 監査の重点及び監査手続

森林保全課は、適切な治山事業や災害復旧事業が行われているかどうかに着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和4年8月3日の現地でのヒアリングにおいて、山地災害対策監、治山係長、同係技術主査からのヒアリングを行った。

資料については、定期監査資料（令和3年7月26日、令和4年7月22日）、パンフレット「岐阜県の治山」、第3期岐阜県森林づくり基本計画、第4期岐阜県森林づくり基本計画、治山施設の個別施設計画、治山施設点検実施要領、治山施設点検実施要領の取扱いについて、治山施設修繕計画等について、書類監査を行った。

(4) 防災に関連する計画及び進捗状況

森林保全課が所管する防災に関連する計画やアクションプランの内容を確認したところ、以下の計画やアクションプランが存在する。

ア 第4期岐阜県森林づくり基本計画

(ア) 岐阜県においては、平成18年に「揺るぎない長期的展望と県民協働による持続可能な森林づくり」を基本理念とする「岐阜県森林づくり基本条例」を制定し、平成18年5月21日に施行している。

同条例第12条に基づき、知事が定める森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として、森林づくりの基本的な計画が策定され、県の森林づくりに関する計画の最上位に位置づけられている。

現在は第4期計画（令和4年度から令和8年度）が進行中である。

令和3年度中は、第3期計画（平成29年度から平成33年度）の最終年度であり、第3期計画においては、施策の柱の一つに「災害に強い森林づくりの推進」を掲げ、100年の森林づくり計画（森林配置計画）の推進、木材生産林対策の推進、強靱化対策の推進に取り組んできた。

第3期計画の上記施策に関する目標値は以下のとおりである。

なお、この内森林保全課が所管する指標は「災害跡地復旧工事3年以内完了率」である。

○「100年の森林づくり計画」策定割合（％）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	—	20	40	60	80	100	(累計)

○苗木生産量（万本）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	31	53	73	93	103	113	

○再造林面積（ha）【再掲】

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	170	345	365	385	410	450	

○間伐の実施面積（ha）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	10,379	9,800	9,800	9,800	9,800	9,800	

○災害跡地復旧工事3年以内完了率（％）

年度	基準年 H27	H29	H30	H31	H32	H33	摘要
目標	96	100	100	100	100	100	

目標値の令和3年度の達成状況を確認したところ以下のとおりであった。

①「100年の森林づくり計画」策定割合	実施 100%	達成率 100%
②苗木生産量	実績 79万本	達成率 59%
③再造林面積	実績 175ha	達成率 2%
④間伐の実施面積	実績 6,721ha	達成率 69%
⑤災害跡地復旧工事3年以内完了率	実績 100%	達成率 100%

【事実関係 指標の達成率】

指標の設定に対し、100%の達成率となった指標もあれば、僅か2%しか達成できていない指標も存在する。

2%の達成率に止まった「再造林面積」の達成については、「第3期岐阜県森林づくり基本計画 5カ年の総括評価と令和3年度施策の実施状況」の中で、総括評価としては、「コンテナ苗による低コスト林業技術の普及のため、造林者向けの研修会の開催や森林整備事業における再造林の実施補助率の嵩上げを行いました。多くの森林所有者は主伐・再造林に消極的であり、目標値を大きく下回りました。主伐・再造林地の確保と造林経費や植栽後に発生する保育経費への懸念を払しょくすることが必要です。」との評価と課題が記されている。

【意見 森林保全課】

当該指標は、森林保全課の所管ではなく森林経営課の指標であるものの、その評価の分析から森林所有者の主伐・再造林に消極的な姿勢が見られる。当該指標が、「災害に強い森林づくりの推進」の一つの指標であることから、今後の災害対策においては、このような現状を踏まえた災害対策を検討する必要がある。

森林保全課が所管する施策の達成率は100%ではあるものの、今後の災害予防のための治山の事業の推進を検討する際には、他課の施策の状況にも配慮した施策を検討することが望ましい。

(イ) なお、令和4年度からは、「災害に強い循環型の森林づくり」を目指し、その中で「激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化」を施策の一つとして掲げ、防災に関する事業を推進し、山地防災力の強化、森林の適正な管理、森林の適正な保全に取り組んでいる。

当該施策の目標指標は、以下のとおりである。

項目	単位	基準値		R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
		基準年	数値					
間伐実施面積	ha	R2 年度	6,871	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
環境保全林での間伐面積	ha	R2 年度	1,713	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
観光景観林整備面積	ha	R2 年度	75	100	100	100	100	100
事前防災地区数	地区	R2 年度	-	10	10	10	10	10
危険木の除去箇所数	箇所	R2 年度	66	70	70	70	70	70
山地災害箇所の3年以内 復旧率	%	R2 年度	74	100	100	100	100	100

第4期から新たに設置した目標指標は、「事前防災地区数」、「危険木の除去箇所数」であり、「観光景観林整備面積」については、第3期からの継続であるが、森林の有する多面的機能に着目して「災害に強い循環型の森林づくり」の一貫として、「激甚化する災害に備えた山地防災力の維持・強化」の指標として掲げられている。

「事前防災地区」は、近年の災害の激甚化に備え、これまでの土木構造物重視の対策に森林の持つ防災機能の高度発揮を加えた対策を推進する必要があると考え、事前防災地区を設定し治山施設整備と森林整備を組み合わせ防災・減災対策を推進する取り組みである。

この取り組みを全県展開するため、10農林事務所が毎年1か所計画し、5年間で50か所を目標指標として設定している。なお、令和4年度は、13地区の見込みである。

また、「危険木の除去」は、倒木の危険性が高い危険木の除去を行うものである。里山林整備事業において危険木の除去のニーズが高いことから、これまでの実績を考慮して70か所としている。令和4年度は79か所となる見込みである。

イ 岐阜県強靱化計画アクションプラン

岐阜県強靱化計画アクションプランに関して、森林保全課が管理する事業を確認したところ、「治山施設の整備・機能強化」に関する事業を行っており、その内容としては、「治山施設の整備」、「流木捕捉式治山ダム等の整備」、「既存治山施設の機能強化対策」、「県内民有林の航空レーザ測量・微地形図の作成」の事業の進捗を管理している。

(ア) 「治山施設の整備」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	森林保全課
施策項目	治山施設の整備・機能強化
主要な施策	治山施設の整備
事業概要	・県内には、崩壊や土砂流出等の危険が高いとされる集落が多数存在

	し、未だ治山事業による整備に着手していない箇所が数多くあることから、地域森林計画に基づき、治山ダム、床固工、護岸工や山腹工等による総合的な治山対策を実施する。
当初予算額	4,343,725,000円（令和3年度）
実績値	2,898,575,967円（令和3年度）
事業目標	指標名：地域森林計画の「保安林の整備及び治山事業に関する計画」に掲載されている治山事業の実施地区数
現状値	717地区（平成30年）
目標値	1,489地区（令和6年）
達成値	1,066地区（令和3年）

I 事業概要

災害発生箇所など荒廃地の復旧対策や、侵食など荒廃の予兆がみられる箇所の予防対策として、治山施設を整備し早期復旧や事前防災・減災を図るものである。

市町村から提出される施工要望箇所に基づき、現地調査や採択要件等を精査し事業化をおこない、治山対策を実施している。

なお、各地の施工要望に基づく実施すべき箇所数等は、各地の地域森林計画に紹介されている。

II 事業費支出

令和3年度の事業費支出を確認したところ、山地治山支出として1,465,843,200円、水源地域支出として170,914,700円、交付金支出として811,410,467円、県単支出として450,407,600円（雑費含まず）の合計2,898,575,967円であり、当初予算額と比較して66.7%の執行率であった。

なお、当初予算額の内、執行されなかった予算については、補正予算と合わせて翌年度に繰り越され、令和4年度中に執行されている。

III 事業実施状況とその効果

急性が高い箇所の治山施設を優先的に整備し、令和3年度は120か所で、治山事業が実施されている。

(イ)「治山施設の整備」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	森林保全課
施策項目	治山施設の整備・機能強化
主要な施策	流木捕捉式治山ダム等の整備
事業概要	・豪雨による災害では、立木の大径化による被害の拡大がみられる。 このため、流木災害の危険性がある溪流に流木捕捉式治山ダム等の対策を実施する
当初予算額	128,900,000円（令和3年度）（上記（ア）の内数）
実績値	47,690,500円（令和3年度）
事業目標	指標名：流木捕捉式治山ダム工等の整備
現状値	6基（令和1年）
目標値	11基（令和6年）

達成値	11基（令和3年）
-----	-----------

I 事業概要

近年の記録的な豪雨に伴い、流木が発生する場合があります、特に平成29年7月に発生した九州北部豪雨災では流木により大きな被害が発生している。森林が成熟し大きく育った立木が流木となった場合、大きなエネルギーを発生し被害を拡大する場合があります。このため、流木の発生が懸念される溪流に対して流木捕捉式治山ダム等を設置し、流木被害の防止を図る事業である。

II 事業費支出

事業費支出は、2基の治山ダムの設置工事費であるが、令和3年度の実績値は47,690,500円に留まり、当初予算額と比較して36.9%の執行率であった。

なお、当初予算額の内、執行されなかった予算については、翌年度に繰り越され、令和4年度中に執行されているが、令和4年度中も実績値は、合計111,600,600円、執行率は86.5%に止まっている。

III 事業実施状況とその効果

令和3年度は、2基の流木捕捉式治山ダムを設置し、立木が流れ落ちた際の流木による被害の拡大を予防した。

【事実関係】

令和3年度において当初の目標値である11基の整備を完了している。

【意見 森林保全課】

計画年度は、令和6年度まで存在している。目標値の設定の見直しを検討し、増加の必要があるのであれば、より一層の対策推進を行うのが望ましい。

(ウ)「既存治山施設の機能強化対策」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	森林保全課
施策項目	治山施設の整備・機能強化
主要な施策	既存治山施設の機能強化対策
事業概要	・豪雨による災害では、土石流や流木による被害の拡大がみられる。 このため、治山ダムの袖部土石流衝撃強化対策の実施や、最下流治山ダム（1基）に土砂ポケット確保等の対策を実施する
当初予算額	198,000,000円（令和3年度）（上記（ア）の内数）
実績値	127,564,910円（令和3年度）
事業目標	指標名：既存治山施設の機能強化対策
現状値	22基（令和1年）
目標値	39基（令和6年）
達成値	27基（令和3年）

I 事業概要

治山事業の継続的な実施により、数多くの溪間工や山腹工が設置されている。しかし、近年の記録的な豪雨や新たな荒廃の発生に対して、十分な効果が得られない施設が存在している。こうした施設に対して嵩上げや排土などを行い機能確保を図る事業である。

II 事業費支出

事業費支出は、5か所の、既存施設の嵩上げなどによる土砂の流出抑制対策の実施工事費であるが、令和3年度の実績値は127,564,910円に留まり、当初予算額と比較して64.4%の執行率であった。

なお、当初予算額の内、執行されなかった予算については、補正予算と合わせて翌年度に繰り越され、令和4年度中に執行されている。

III 事業実施状況とその効果

令和3年度は、5か所の、既存施設の嵩上げなどによる土砂の流出抑制対策工事を実施したことにより、豪雨による災害の際の、土石流や流木による被害の拡大を予防した。

【事実関係】

上記の「治山施設の整備」、「流木捕捉式治山ダム等の整備」、「既存治山施設の機能強化対策」の各事業内容は、いずれも治山施設に関する工事が中心であるところ、いずれも令和3年度の予算執行率は100%に至っておらず、令和4年度に予算の繰越しが行われている。

当初予算額が確保されながら、執行率が最大66.7%に留まっている理由について確認したところ、治山事業においては、ここ数年の発災によって災害復旧事業等が年度途中で発生し、その分、翌年度に繰り越すことが繰り返されていることや、発注者側と同様に工事事業者等の人手不足による工事の遅れなど複合的な原因があるとのことであった。

【意見 森林保全課】

必要な事業が年度内で実施できないことは会計の原則の観点から望ましいものではなく、例え翌年度において実績が確保できているとしても、繰越の原因が年度途中の発災が原因の一つであるとする、今後毎年発災が繰り返されることで、翌年度においても事業を達成できない事態に繋がると考える。

災害発生箇所の早期復旧のため、優先的な対応は当然であり、今後も発生するであろう災害を予測し、事業計画を立てることは困難と理解するが、事業効果の早期発現と年度内の予算執行率を高められるよう、事業計画等を見直すことが望ましい。

(エ)「県内民有林の航空レーザ測量・微地形図の作成」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	森林保全課
施策項目	治山施設の整備・機能強化
主要な施策	県内民有林の航空レーザ測量・微地形図の作成
事業概要	・事前防災対策での山地災害危険箇所の把握や治山計画等への活用を目的に、県内民有林において、航空レーザ測量及び地形解析を進める。
当初予算額	95,202,000円(令和3年度)
実績値	61,226,000円(令和3年度)
事業目標	指標名：県内民有林の航空レーザ測量・微地形図の作成面積
現状値	7,600km ² (令和1年)
目標値	9,227km ² (令和4年)
達成値	8,860km ² (令和3年)

I 事業概要

航空機から地表へレーザを照射して得られたデータを解析することで、地表の細かな地形まで表現された「微地形図」を作成している。これまでの空中写真では樹木により地表の状況を確認することは困難であったが、微地形図では崩壊の後や侵食などが確認できる。

最終的には現地調査が必要ではあるものの、航空レーザ測量により、現地へ行かずとも、危険箇所の確認が可能となり、業務の円滑化、安全性の確保などが期待できる事業である。

II 事業費支出

東濃・郡上地区で測量を実施し、令和3年度の実施値は61,226,000円であるが、当初予算額と比較して64.3%の執行率であった。

なお、当初予算額の内、執行されなかった予算については、一部を他の調査業務に活用し、一部を令和4年度に繰越して執行されている。

III 事業実施状況とその効果

令和3年度は東濃、郡上地区の航空レーザ測量、データ解析を実施し、425.38km²のデータ整備を実施した。

航空レーザ測量により微地形図を作成し、従来の現地調査や空中写真では把握しきれなかった崩壊跡や侵食、既存施設等が机上で確認され、業務の効率化、安全の確保が可能となった。

(5) 治山施設点検

治山施設は県下で数万箇所存在し、全てを点検することは物理的に難しいものの、治山施設の管理責任が岐阜県にあることから、管理責任を履行するため、「治山事業施行地管理事務要領」第5条から第8条の規定のある管理事務を適切に実施することが

必要である。

岐阜県は、上記の治山施設の点検にあたり、治山施設点検実施要領や同要領の取扱いに関する通知を作成し、毎年、治山施設の点検を実施している。

治山施設の評価は、現地調査の結果を踏まえ、S「緊急に修繕が必要」、A「修繕対策施設として計画的に修繕を実施」、B「施設の機能は維持されているため経過観察とする」、C「異常なし」に分類される。

令和3年度のS Aランクに位置づけられている施設数を確認したところ、全県で、Sランクが19施設、Aランクが144施設存在している。

これらについては治山施設修繕計画が作成され、5年以内の修繕を目指しているところ、令和3年度末までにその内51施設の修繕が行われている。

【事実関係① 治山施設の評価】

各地農林事務所を監査し、治山施設点検の状況を確認したところ、前回の評価時点から、何らの対応がなされていないにも関わらず、B「施設の機能が維持されているため経過観察とする」から、C「異常なし」とされている状況が確認された。

BからCに変更となった施設の評価シートを確認したところ、点検項目として「本体の破損」に異常「あり」とし、摘要欄にも「クラックが発生している。前回の点検（平成25年度）から変状はなく、施設の機能に影響はない。」と記載されていた。なお、前回評価時点と、評価基準に変更はないとのことである。

【規範】

評価方法を記載した治山施設点検業務特記仕様書によれば、「軽微な異常は確認されるが、施設の機能は維持されている」を「B」としており、「異常なし」が「C」とされている。

【指摘 森林保全課】

治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うよう各地農林事務所の担当課に確認し指導すべきである。

特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。施設の修繕の優先順位等を検討する為の指標となるのであり、正確な記録を行うべきである。

【事実関係② 評価対象】

前回点検時はB判定であった施設が、令和3年中の点検ではC判定に変更した施設について、変更の理由を確認したところ、岐阜県治山施設個別施設計画作成方針（案）

が、令和3年8月に改定されたことを受け、再度、対象施設の確認を行ったところ、対象施設が、「施設の破損により保全対象への影響がほとんど無いと判断される施設」に当たるため個別施設計画の対象外となることから、「C」判定にし直したとのことであつた。

担当者の説明では、評価項目がSABCしか存在しないため、点検が不要という意味でCと付けざるを得なかったとのことである。

【規範】

同上

【指摘 森林保全課】

健全度評価に変わりがない以上は、健全度評価に合わせた評価を行うよう指導し、点検対象外であることについては、その旨が記録できるように治山施設点検実施要領や同要領の取扱いに関する通知を改めるべきである。

2 農地整備課の防災事業

(1) 主な防災業務

農地整備課は、農政部に属し、令和3年度は同部における基本方針の一つである「地域資源を活かした農村づくり」の一貫としての「災害に強く、力強い農業農村を支える生産基盤の整備」の下、防災重点農業用ため池の補修・改修、防災行動計画作成等に取り組んでいる。

農地整備課の取組としては、農業用ため池の防災・減災対策に特に力を入れている。これは近年、豪雨等により全国各地で農業用ため池が決壊し、大きな被害が発生し、国では令和元年7月にため池管理保全法、令和2年10月にため池工事特措法が施行され、農業用ため池の管理保全体制を強化し、農業用ため池の防災工事の推進が求められていることによるものである。

なお、関係人調査を行った原田准教授によれば、全国のため池の地震及び大雨等による損壊事例は、平成23年から令和2年度の10年間で10,458件存在し、416件の決壊事例が存在することが農林水産省から発表されており、豪雨対策や耐震対策が間に合っていない農業用ため池については、早急な対策が求められているとのことである。

岐阜県内には、2,234か所の農業用ため池が存在し、全国的に見て21番目に多い地域である。ため池の多くが江戸時代以前に構築されている。

また、ため池の下流に住宅等があり、決壊時に甚大な被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池は1,349か所（令和4年3月時点）存在する。

具体的な対策としては、防災対策として、農業用ため池の劣化状況調査、地震・豪雨耐性評価を行い、調査結果を踏まえた防災工事の実施を行い、減災対策としては、遠隔監視システムの整備等による監視・管理体制の強化と浸水想定区域図や防災行動計画の作成による地域防災力の強化への取組がある。

なお、令和3年度において農地整備課においては、農地防災対策室を2人増員し、農業用ため池のハザードマップの作成や廃止工事などに係る支援体制を強化している。

また、岐阜県内には、岐阜・西濃地域を中心に農業用排水機場が60機場ある。適正な維持管理を行っているが、老朽化や社会条件の変化により、排水能力不足が懸念される機場もあるため、計画的な更新整備や機能保全対策を進める必要がある。

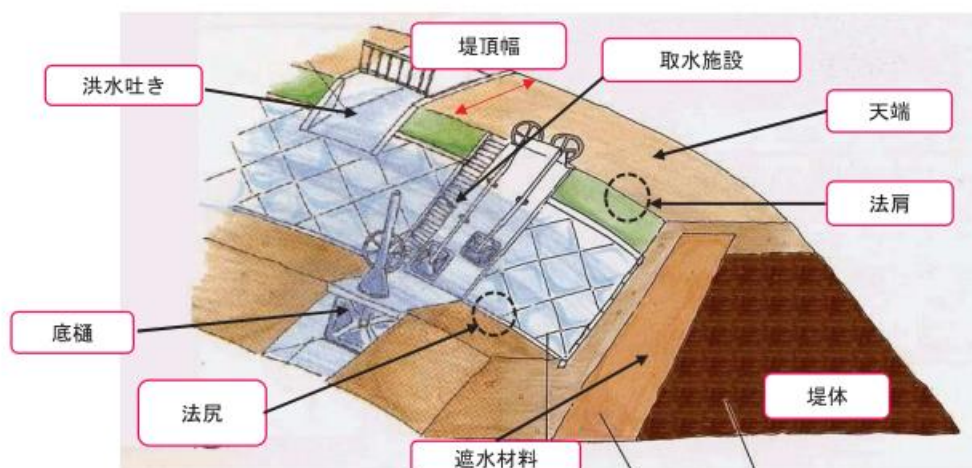
(2) ため池の基本構造

ため池とは、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことである。

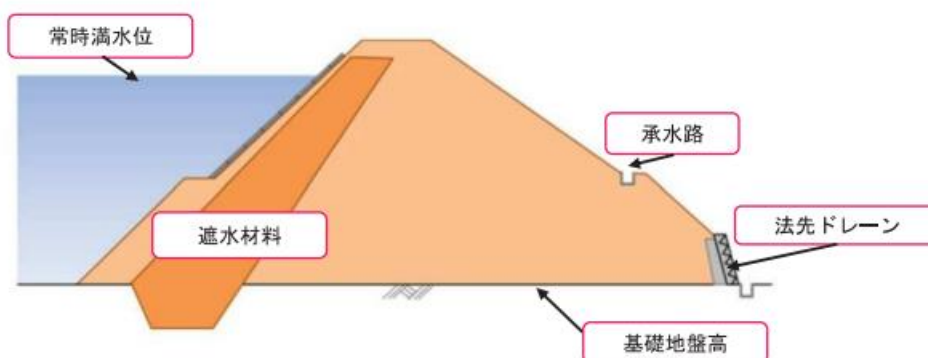
ため池は全国15万か所存在し、特に西日本に多く分布している。ため池の多くは江戸時代以前に築造され、築造にあたっては、各地域において試行錯誤を繰り返して得られた経験をもとに造られたものと推測される。

現代の整備されたため池の基本構造は以下のとおりである。

【概念図（全体）】



【概念図（断面図）】

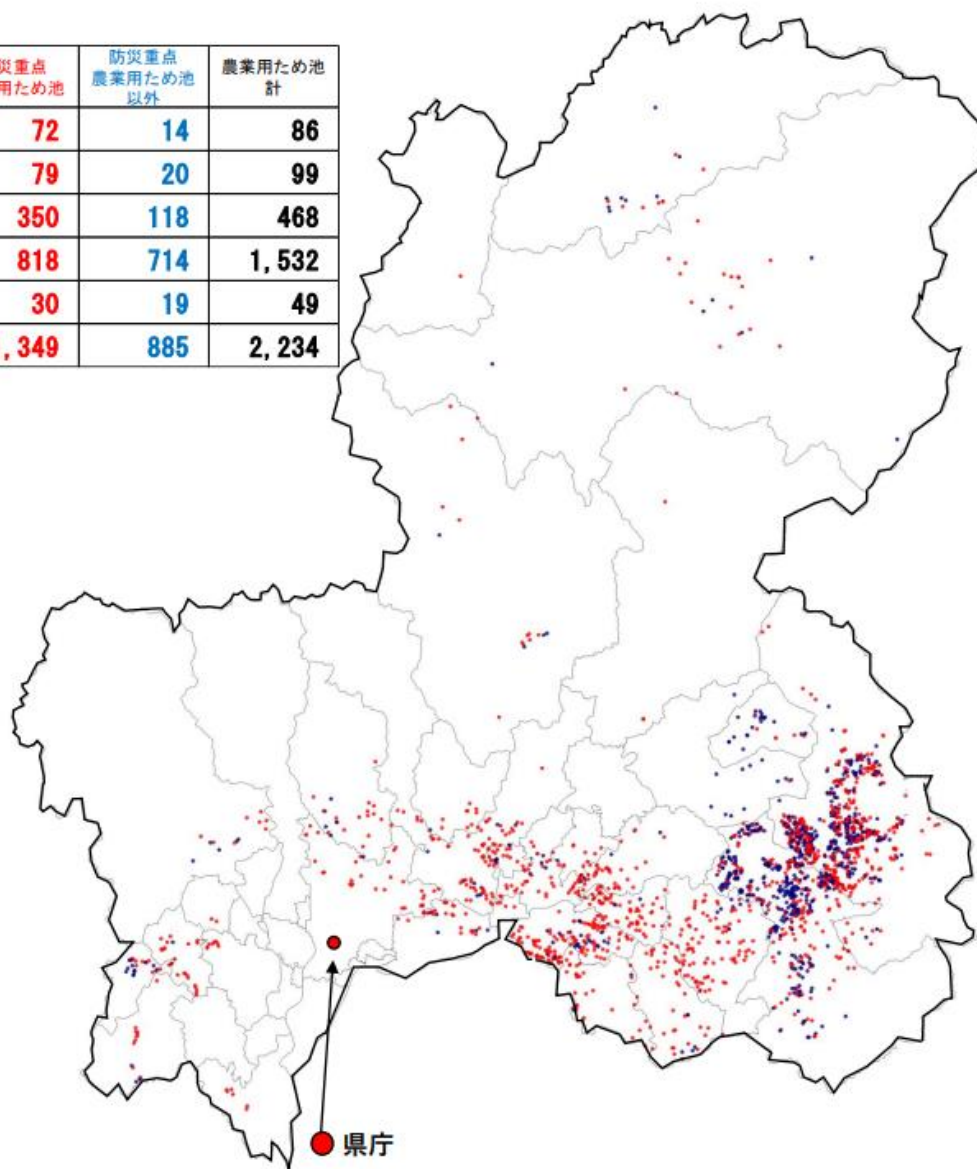


(3) 岐阜県の農業用ため池の概要

岐阜県内における農業用ため池の概要は以下の分布図のとおりである。

下表にある、防災重点農業用ため池とは、決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池のことである。

圏域	防災重点 農業用ため池	防災重点 農業用ため池 以外	農業用ため池 計
岐阜	72	14	86
西濃	79	20	99
中濃	350	118	468
東濃	818	714	1,532
飛騨	30	19	49
計	1,349	885	2,234



(4) ため池の法整備

令和元年7月1日に農業用ため池の管理及び保全に関する法律が施行され、同法により、所有者等による適正管理の努力義務、所有者等による都道府県へのため池情報の届出を義

務付け、都道府県によるため池のデータベースの整備・公表、ため池の適正な管理が行われていない場合の都道府県による勧告が規定された。

また、令和2年10月1日に防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が施行され、同法により、県が防災工事等基本指針に基づき、防災重点農業用ため池の指定ができるようになった。

(5) 農業用排水機場の基本構造

農業用排水機場は、農地において排水路によって集められた雨水をポンプを使用して、強制的に河川や海へ放流する施設のことである。

農業用排水機場の基本構造は以下のとおりである。

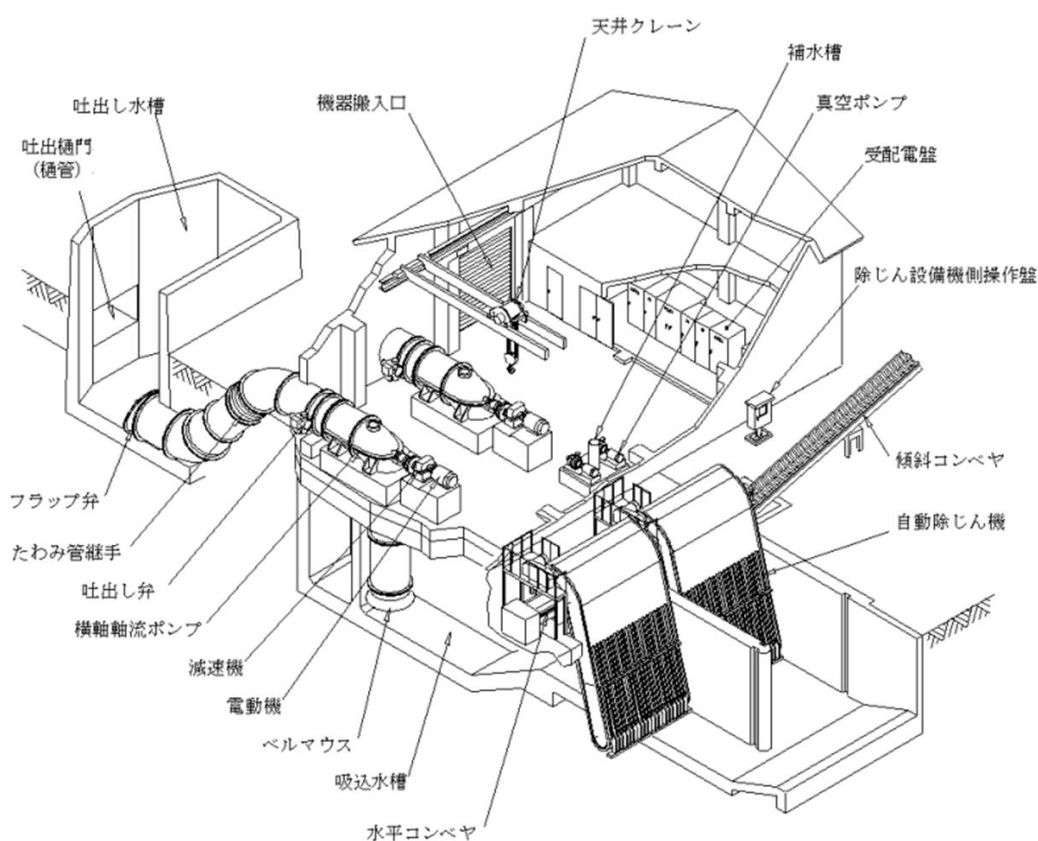


図-1.3 ポンプ場（排水・横軸軸流ポンプ）の施設（例）

出典：土地改良事業計画設計基準及び運用・解説

(6) 令和3年度の予算及び決算の概要

農地整備課の令和3年度におけるため池等の防災に関わる支出としては、農地防災

事業費及び農地災害復旧費が存在する。それぞれの予算額、決算額は以下のとおりである。

科目	予算額 (円)	決算額 (円)
農地防災事業費	7,288,422,871	4,431,265,876
農地災害復旧費	2,094,573,500	859,999,415

農地防災事業費の内訳は、県営湛水防除事業 957,437,800 円、県営ため池等整備事業費 2,234,979,140 円、県営地すべり対策事業費 120,813,100 円、県営特定農業用管路等特別対策事業費 500,640,000 円、土地改良施設廃棄物処理運搬助成事業費 836,000 円、団体営ため池機能廃止等事業費 47,896,100 円、団地営ため池保全管理事業費 35,700,000 円、県営ため池防災対策事業費 451,030,210 円、地すべり防止施設管理事業費 2,243,250 円、県営農村地域防災対策事業費 79,690,276 円であり、ため池に関する支出は 62.5%を占める。

農地災害復旧費の内訳は、団体営農地災害復旧費 829,025,000 円、県営農地災害復旧費 26,953,300 円、災害復旧事務費 4,021,115 円である。

(7) 監査の重点及び監査手続

農地整備課は、適切な農地防災事業や災害復旧事業が行われているかどうかに着目して監査を実施した。

具体的な監査手続としては、令和4年8月3日、令和5年2月15日の現地でのヒアリングにおいて、調査計画係長、ため池防災係長、同主任技師、管理調整係主査からのヒアリングを行った。

資料については、定期監査資料（令和2年7月20日、令和3年7月26日、令和4年7月22日）、防災重点農業用ため池の実施優先度の考え方の資料、浸水想定区域図ため池タイムライン等について、書類監査を行った。

(8) 防災に関連する計画及び進捗状況

農地整備課が所管する防災に関連する計画やアクションプランの内容を確認したところ、以下の計画やアクションプランが存在する。

ア りぎふ農業・農村基本計画

岐阜県においては、従来より「りぎふ農業・農村基本計画」を策定し、県の農業・農村の振興に取り組んできている。現在の計画は『清流の国りぎふ』創生総合戦略（平成31年3月策定）の政策の方向性を反映するとともに、整合性を保ちつつ、令和3年度からの5年間に県が重点的に取り組む施策を示し、県の農業・農村振興に関する計画

の最上位に位置づけられている。

同計画の中では、基本方針の一つに「地域資源を活かした農村づくり」が掲げられ、その中の重点施策の一つに「災害に強い農村づくり」が掲げられている。

災害に強い農村づくりの内容には、「農業インフラの防災・減災対策の推進」や「防災意識の向上と地域防災力の強化」が主な取組とされ、防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価などの調査、改修、I o Tを活用した遠隔監視システムの整備、農業利用されていないため池の廃止を集中的かつ計画的な推進や農村の地域防災力の向上を図るための、県、市町村、ため池管理者及び地域住民を対象とした農業用ため池に関する防災行動計画（タイムライン）の作成と周知による防災行動への意識啓発等を施策内容として掲げている。

【事実関係】

上記施策の目標指標を確認したところ、指標として「浸水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合」（目標 100%）、「地域防災力の向上に取り組むため池数」（累計 270 か所）が定められている。

これらの指標の設定理由を確認したところ、「浸水被害のリスクを軽減する農地面積の割合」については、農業水利施設の防災減災対策や、防災重点農業用ため池の地震・豪雨対策の推進を図るためであり、令和 3 年度の進捗率は 11%であった。

また、「地域防災力の向上に取り組むため池数」については、ぎふ農業農村基本計画（令和 3 年度から令和 7 年度）を策定した際に、岐阜県農政審議会計画策定部会に参加した委員より「今後は、地域住民の相互扶助の取り組みも強化していく必要があるのではないか。」との意見をうけ、防災意識の向上と地域防災力の強化に取り組むため、ため池の下流の浸水想定区域内に 10 戸以上の家屋があるため池を中心に、現在の指標を設定したとのことである。

「地域防災力の向上に取り組むためのため池数」の考え方は、河川における防災行動計画（タイムライン）を参考に、ため池におけるタイムラインを防災対策が必要なため池全てにおいて作成するというものであり、他県にない取組である。

目標値 270 か所の設定方法としては、浸水想定区域内に 10 戸以上の家屋があるため池が 326 か所存在するが、その内、農地防災ダムのため池 12 か所と廃止見込みなどのため池 49 か所が対象から外され、265 か所についてタイムラインを作成することとされている。この他に、災害図所訓練を計画期間内に 5 か所実施することが目標値に含まれている。

なお、災害時図上訓練は毎年 1 か所の実施としているが、これはため池における災

害凶上訓練の取組実績が少なくファシリテーターを確保することが困難であることと、農業用ため池の管理状況の把握や、周辺住民への避難対策は、市町村の責務とされていることも踏まえ、県として、代表例を実践する意味で毎年1か所の取組を行うこととしている。

令和3年度のタイムラインの作成は28か所であり、計画目標の25か所を上回り全体の10.6%の進捗率となっている。

【参考報告 農地整備課】

農業用ため池のタイムラインは、他県にない取組であり、外部委員の意見を参考に取り入れるなど積極的な防災への取組であるだけでなく、目標値の設定においては、課題とされるため池の全数を計画期間内に対応すべきため池に位置づけた具体的な計画を定めている。

このような具体的な目標設定と計画は、他の防災事業の目標設定や計画においても参考になるため、参考報告とする。

イ 農山漁村地域整備計画

農山漁村地域整備計画は、農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づき策定する、農業農村・森林・水産の各分野における整備計画である。

農山漁村地域整備交付金を活用するためには、この農山漁村地域整備計画への位置づけが必須であり、農山漁村地域整備交付金は、農山漁村地域整備計画への位置づけがあれば、幅広いメニューに活用できるため、岐阜県では、活用可能な事業をすべて農山漁村地域整備計画に位置づけている。

一方、農山漁村地域整備交付金の予算は限られているため、他の補助金が活用可能な事業は他の補助金を活用することとしており、実際に農山漁村地域整備交付金を活用する事業は限られているのが現状である。

現整備計画においても、定量的に指標を定めているが、目標値は、一部、農業集落排水事業等で独自の目標設定があるほかは、基本的にぎふ農業・農村基本計画と整合している。

特に、防災に関する目標値については、ぎふ農業・農村基本計画指標と同様の指標が設定されている。

ウ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的に、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が令和2年

10月1日に施行された事を受け、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼす恐れがあるとして県が指定する「防災重点農業用ため池」について、防災工事等の推進に関する計画である。

県が防災工事等推進計画を定めることで、国から財政上の措置や地方債の特例が受けられることとなる。

同計画には、劣化状況評価の実施に関する事項と地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項、防災工事、廃止工事に関する事項について、同法の有効期間10年を、前半5年間を前期、後半5年間を後期として、下記のと通りの対策の計画を定める。

	前期	後期
劣化状況評価の実施	650 か所	604 か所
地震・豪雨耐性評価	350 か所	350 か所
防災工事の実施	65 か所	65 か所
廃止工事の実施	63 か所	

劣化状況評価：廃止工事を実施するものを除き、全ての防災重点農業用ため池を対象として実施するものであり、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者が防災重点農業用ため池の堤体、洪水吐き、樋管等における漏水・変形等について現地で計測等を行い、その結果に基づき、劣化による農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。

地震・豪雨耐性評価：廃止工事を実施するものを除き、災害対策基本法に規定する指定避難場所等が、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれがあるものが浸水区域内に存在する等の防災重点用ため池に対して実施するものであり、事業主体による防災工事の必要性についての判断に資するため、専門技術者が、必要に応じて防災重点農業用ため池及びその周辺の地質状況等を調査するとともに、農業用ため池の堤体のすべり破壊及び浸透破壊に対する安定性、設計洪水量を安全に流下させるために必要な洪水吐き能力、堤防高等の施設構造等について、構造計算等により地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性を評価するものである。

上記計画の内、劣化状況評価については、評価未実施のため池全てが対象であり、地震・豪雨耐性評価は、同評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの410か所を優先的に実施し、残りは、未だ評価が未実施の711か所の中から優先順位を付けて判断する。

防災工事については、現状防災工事が必要とされる23か所の実施を推進し、その後

の状況に応じて優先順位を付けて実施する予定となっている。また、廃止工事は、現在、廃止工事予定のすべてのため池を対象としている。

エ 岐阜県強靱化計画アクションプラン

岐阜県強靱化計画アクションプランに関して、農地整備課が管理する事業を確認したところ、「農業用排水機場の整備」に関する事業、「農業ため池の防災対策の推進」に関する事業を行っている。

なお、同アクションプランにおいて、その他にも農地・農業用水利施設等適切な保全管理に関する施策項目等が存在するが、多様な目的を含んでいることから検討事項からは除外している。

(ア)「農業用排水機場の整備」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	農地整備課
施策項目	農業用排水機場の整備
主要な施策	農業用排水機場の更新整備と耐震対策の推進
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した農業用排水機場を更新整備するとともに、長期的な施設機能確保に向けた機能診断、機能保全計画を策定する。 ・農業用排水機場の適正な維持管理による長寿命化を図るため、施設の管理者である市町村等に対し、施設の点検や専門的指導等に係る経費を助成する。
当初予算額	462,536,000円（令和3年度）
実績値	1,064,874,500円（令和3年度）
事業目標	指標名：農業用ため池や排水機場の改修等により、計画期間内で優先的に湛水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合
現状値	－（令和3年度からの指標）
目標値	100%（令和7年）
達成値	11%（令和3年）（ため池と排水機場をあわせての数値）

I 事業概要

老朽化した農業用排水機場を更新整備するとともに、長期的な施設機能確保に向けた機能診断、機能保全計画を策定する。

農業用排水機場の適正な維持管理による長寿命化を図るため、施設の管理者である市町村等に対し、施設の点検や専門的指導等に係る経費を助成する。

II 事業費支出

当該事業の令和3年度の事業費支出は以下のとおりである。

(I) 県営湛水防除事業費 989,199,000円

：湛水被害防止のため農業用排水機場、排水路の改修を行う事業費

(II) 排水機維持管理費補助金 47,000,000円

：農業用排水機の一般公共性の増大に鑑み、岐阜県土地改良事業団体連合会が行う農業用排水機の維持管理の助成金への間接補助する補助金

(Ⅲ) 土地改良施設維持管理適正化事業費補助金 21,300,000 円

：土地改良区等の施設整備補修のため資金を造成し、施設の定期的な整備補修を行い、機能保持耐用年数の延長を図る事業に対する資金造成の補助を行う補助金

(Ⅳ) 農業水利施設管理強化事業費補助金 7,375,500 円

：施設損壊により被害規模の大きい農業用排水機場等を対象に、施設管理者が行う定期点検費用や施設の操作、点検にあたっての専門的指導費用へ助成する補助金

Ⅲ 事業実施状況とその効果

令和3年度は、鶯森地区（大垣市）ほか5地区で農業用排水機場の更新整備や機能保全対策を実施した。排水機場の整備により、湛水被害の予防が図られた。

(イ)「農業ため池の防災対策の推進」に関する事業

【岐阜県強靱化計画アクションプランにおける施策項目等】

担当課	農地整備課
施策項目	農業ため池の防災対策の推進化
主要な施策	農業用ため池の耐震対策の推進
事業概要	・地震や洪水等で決壊した場合に農地や民家に被害を及ぼす恐れのある農業用ため池を改修をする。特に、耐震対策を前倒して実施し、災害を未然に防止する
当初予算額	1,309,631,000 円（令和3年度）
実績値	1,684,766,238 円（令和3年度）
事業目標①	指標名：地域防災力の向上に取り組むため池数
現状値	－（令和3年度からの指標）
目標値	100%（270）（令和7年）
達成値	11%（29）（令和3年）（ため池と排水機場をあわせての数値）
事業目標②	指標名：農業用ため池や排水機場の改修等により、計画期間内で優先的に湛水被害等のリスクを軽減する農地面積の割合
現状値	－（令和3年度からの指標）
目標値	100%（令和7年）
達成値	11%（令和3年）

I 事業概要

・ため池等の老朽化による農用地、農業用施設等への災害を未然に防止し安全な農村の実現、農業経営の安定を図る。

・豪雨・地震対策や老朽化したため池整備、農業用排水路施設等の改修又は補強、長寿命化対策を行う。

II 事業費支出

当該事業の令和3年度の事業費支出は以下のとおりである。

- (Ⅰ) 県営ため池等整備事業費 1,584,088,210 円
：豪雨・地震対策や老朽化したため池整備、農業用排水路施設等の改修又は補強、長寿命化対策を行うための事業費
- (Ⅱ) 県営ため池防災対策事業費 72,006,028 円
：ため池等の防災対策に必要な調査、改修、土砂等の崩壊を防止する水路等の改修を行い災害を未然に防止対策を行うための事業費
- (Ⅲ) ため池防災支援事業費 58,000 円
：万一決壊した場合の被害想定地域の調査や管理体制の強化等に取り組む市町村に対し、調査費用等の一部を助成するための事業費
- (Ⅳ) 土地改良区体制強化事業費補助金 8,614,000 円
：農業用施設の適切な維持管理を促進するため、岐阜県土地改良事業団体連合会が行う土地改良施設診断業務等を支援する補助金
- (Ⅴ) 団体営ため池サポートセンター事業費補助金 20,000,000 円
：特定農業用ため池の現地パトロールや劣化状況評価などを行う団体営ため池サポートセンター事業に対する補助金

Ⅲ 事業実施状況とその効果

松尾地区（岐阜市）ほか 48 地区において、農地及び農業用施設等の災害を防止するため、ため池、用排水施設等の改修工事などを実施し、ため池改修等により下流の農地等の被害の予防が図られた。

第4章 各地の防災体制

本章においては、監査人が、各地の実際の防災体制の実情を確認する為、県の総合庁舎、土木事務所、農林事務所を周り、ヒアリングした結果をまとめている。

調査の内容については、各地の実際の防災活動の内容を確認すると共に、特に防災予算の内、大きな数額を占める、各種工事契約が適切に行われているかを中心に監査を実施している。

第1 岐阜県庁・総合庁舎の概要

1 岐阜県庁・各地総合庁舎の概要

岐阜県内には、災害対応の拠点として、岐阜県庁と9つの総合庁舎及びふれあい会館（以下、「総合庁舎等」という。）が存在し、各地の総合庁舎等には、主な機関として、県事務所等、農林事務所、土木事務所、建築事務所、県税事務所、保健所、教育事務所等が設置されている。

災害対応として、岐阜県庁は、県内において大雨注意報等の気象警報・注意報の発表があれば警戒体制が取られ、災害の発生や発生のおそれがある場合には、県内の災害応急対策を行う災害対策本部が設置されることとなる。また、各地の総合庁舎等においては、管轄する地域において災害が発生や発生するおそれがある場合は、各機関の職員が災害応急対策にあたるため、県支部が設置されることとなる。

2 各地総合庁舎の発災時の機能

各地の総合庁舎等は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合災害応急対策を行う支部の機能を担うが、その中でも風水害に対する対応としては主に以下の対応を行う。

岐阜県災害対策マニュアル等によれば、支部においては、県事務所長及び岐阜地域危機管理監（以下、「県事務所長等」という。）を支部長とし、総務班（県事務所等）、土木班（土木事務所）、農林班（農林事務所）、教育班（教育事務所）などで構成されており、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、それぞれ防災体制をとることとなっている。

風水害時の防災体制としては、大雨注意報や洪水注意報が発表されたときには、警戒準備体制をとり、総務班は連絡準備体制（自宅待機）をとり、土木班は、各地総合庁舎等へ参集し、河川状況等を監視することとなる。

また、大雨警報（浸水害）や洪水警報が発表されたときには、本部においては、警戒第一体制に移行し、災害情報集約センターが設置される。支部においても警戒第一体制となり、総務班が参集し、各関係機関への連絡を行い、気象状況の把握等を行う。

この際、総務班は、管轄の市町村に対し、被害情報集約システムへの入力を依頼す

るとともに、市町村において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合であって、情報収集等を行う必要が認められる場合等には、市町村へ情報連絡員を派遣し、被害情報や支援に係るニーズ等を把握する。

また、土木各班においては、警報の内容に関わらず、災害が発生して大規模な被害が予想されると判断される際には、全班員が災害対応にあたることとなる。土木各班は、現場状況の把握や、情報収集、二次被害の防止等の業務にあたる。

次に、大雨警報（土砂災害）の発表や、避難判断水位に達した河川があるとき、高齢者等避難が発令されたとき等には、本部は、警戒第二体制に移行し、支部においては、農林班等が各地総合庁舎等へ参集する。

そして、大雨・洪水・暴風警報の全てが発表されたときや土砂災害警戒情報が発表されたとき、氾濫危険水位に達した河川があるとき等には、岐阜県災害対策本部が設置され、第一非常体制に移行する。支部においては、県災害対策支部（第一非常体制）を設置し、支部員会議の開催等支部における災害対策の総合的な調整等を行う。

更に、緊急安全確保の発令、大雨特別警報、暴風特別警報が発表されたとき等には、第二非常体制に移行し、支部においては、支部全ての班が防災体制をとり、災害対応にあたる。

3 本庁と各総合庁舎等の位置関係

以下、報告書内で取り上げた、本庁、各地総合庁舎、古川土木事務所の概ねの位置関係については以下のとおりである。

地図上には、後記「第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所」から、「第14 飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・飛騨農林事務所」に記載した管轄の範囲を、以下の分類で色分けして記載している。

第5	岐阜土木事務所・岐阜農林事務所	黄色
第6	西濃総合庁舎・大垣土木事務所・西濃農林事務所	薄い青色
第7	揖斐総合庁舎・揖斐土木事務所・揖斐農林事務所	薄い緑色
第8	中濃総合庁舎・中濃土木事務所・中濃農林事務所	濃い青色
第9	郡上総合庁舎・郡上土木事務所・郡上農林事務所	赤色
第10	東濃西部総合庁舎・多治見土木事務所・東濃農林事務所	緑色
第11	可茂総合庁舎・可茂土木事務所・可茂農林事務所	オレンジ色
第12	恵那総合庁舎・恵那土木事務所・恵那農林事務所	インディゴ色
第13	下呂総合庁舎・下呂土木事務所・下呂農林事務所	スカイブルー色
第14	飛騨総合庁舎・高山土木事務所・古川土木事務所・ 飛騨農林事務所	ピンク色



- ①岐阜県庁
- ②OKBふれあい会館
- ③西濃総合庁舎
- ④揖斐総合庁舎
- ⑤中濃総合庁舎
- ⑥郡上総合庁舎
- ⑦加茂総合庁舎
- ⑧東濃西部総合庁舎
- ⑨恵那総合庁舎
- ⑩下呂総合庁舎
- ⑪飛騨総合庁舎
- ⑫古川土木事務所

第2 各地の土木事務所の概要

岐阜県内の土木事務所は、全部で 11 存在し、それぞれの管轄エリア内において道路・河川・砂防の建設や維持管理を行っている。

各土木事務所の管轄や事業概要は各土木事務所で紹介すると共に、各地の業務内容についてはそれぞれの土木事務所が必要に応じて紹介している。各土木事務所が行う様々な道路等工事業務以外に管理業務を行っているが、その概略について、本項で紹介する。

また、本監査においては、全ての土木事務所の監査において、防災予算の多くが投じられている工事契約を始めとする契約に着目して監査を行っているが、その中でも入札に関する分析については、サンプリングとして大垣土木事務所を特に詳細分析している。

1 道路管理

(1) 道路点検等

管内の道路については、岐阜県道路施設維持管理指針（平成 26 年 7 月）、岐阜県舗装補修最適化計画（平成 28 年 3 月）等に基づき、道路パトロール（「通常パトロール」、「定期点検パトロール」、「夜間パトロール」、「異常気象時等パトロール」及び「休日のパトロール」）、穴ぼこ点検及び舗装の点検並びにMC I 値の計測による定期点検を実施している。

そして、同点検結果に基づき、社会資本メンテナンスプラン（道路施設の状態（健全度）に応じた維持管理手法に加え、新たに道路施設の損傷などによる社会的影響度をリスクとして評価して、リスクの大きさに応じて道路施設の補修を行う、戦略的な道路維持管理手法）に則り、優先順位を設けて計画的に道路の修繕等を実施している。

(2) 道路以外の各種点検

管内における道路以外の構造物等（①トンネル本体、②電気設備、③付属設備、④横断歩道橋、⑤ボックスカルパート、⑥道路のり面工）については、岐阜県道路施設維持管理指針（平成 26 年 7 月）に基づき、各種点検を実施している。

(3) 落石危険箇所点検等

管内における落石危険箇所等については、平成 18 年道路防災総点検再評価要領及び道路防災点検の手引きに基づき、点検を実施している。

なお、盛土部については、令和 3 年 7 月に発生した静岡県熱海市の土石流災害を踏まえ、国からの依頼に基づき、管内盛土部の総点検（未点検箇所の初回点検）を行っている。

(4) 道路構造物の点検

管内におけるアンダーパス、地下歩道の排水設備については、毎年 5 月、7 月及び 9 月に点検を実施している、概ね 5 年 1 回の頻度で定期点検を実施している（※大垣土木事務所の点検実施内容であり、全県的な統一内容ではない可能性あり）。

(5) その他の構造物の点検

管内における電線共同溝（電線の設置及び管理を行う 2 以上の者の電線を収容するため、道路管理者が道路の地下に設ける施設）については占有者の規定等に基づき、消雪施設、監視カメラ及び積雪センサー等については、必要に応じ概ね 5 年に 1 回の頻度で定期点検を実施している。

2 橋梁管理

管内における橋梁管理については、岐阜県橋梁長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月）

及び岐阜県橋梁点検マニュアル（令和4年3月）等に基づき、初期点検（「水じまい点検」及び「耐候性橋梁のさび状態点検」）並びに5年に1回の頻度で定期点検（「基本点検」、「詳細点検」、「第三者被害予防措置点検」及び「歴史的鋼橋の点検」）を実施している。

各点検結果は、基本点検調書等において、現況報告（写真添付）及び健全度の判定結果が記録・管理されており、社会資本メンテナンスプランに則り、優先順位を設けて計画的に橋梁の修繕等を実施している。

3 河川管理

管内における河川については、河川巡視年間計画に基づき、2か月間で1河川を巡視（車上点検等）するとともに、堤防や樋門等の施設につき、定期点検を実施している。

河川巡視においては、河川巡視日誌において結果が記録・管理されている。

また、施設等の点検においては、点検整備チェックシート（保守点検報告書）が用いられ、点検結果評価記録様式等において、現況報告（写真添付）並びに部位別及び総合的な健全度の評価結果が記録・管理されている。そして、健全度評価の結果を踏まえて、長寿命化計画・社会資本メンテナンスプランに則り、修繕等の優先順位を定め、システム上で一覧表を作成して、一元的・計画的に修繕等を実施している。

4 砂防管理

管内における砂防関係施設については、岐阜県砂防指定地等監視業務実施要領に基づき定期監視を、岐阜県砂防関係施設点検要領（案）（令和4年5月）に基づき施設の定期点検、臨時点検及び詳細点検を実施している。

定期監視については、要領では年1回以上と定められているところ、大垣土木事務所においては、年3回の頻度で実施しており、砂防指定地等監視日報（定期監視業務）を作成して、巡視の結果を記録・管理している。

また、施設等の点検においては、砂防設備点検カルテ等において、現況報告（写真添付）並びに部位別及び総合的な健全度の評価結果が記録・管理されている。そして、健全度評価の結果を踏まえて、岐阜県砂防施設長寿命化計画（平成26年3月（令和5年にライフサイクルコストを考慮した計画の更新を予定））に則り、修繕等の優先順位を定め、計画的に修繕等を実施している。

第3 各地の農林事務所の概要

岐阜県内の農林事務所は、全部で10存在し、それぞれの管轄エリア内において、農業振興、畜産振興、農業普及活動等の農業施策に関わる業務を行っているが、その中でも防災に関する業務として取り上げたのは、ため池事業と治山事業である。

各農林事務所の管轄や防災に関する事業概要は、各農林事務所で紹介する。なお、各農林事務所においてはため池整備事業や治山工事事業等を行っているが、治山事業に

については、土木における砂防施設のように管理業務を行っているが、その概略については、本項で紹介する。

また、本監査においては、全ての農林事務所の監査において、防災予算の多くが投じられている工事契約を始めとする契約に着目して監査を行っているが、その中でも入札に関する分析については、サンプリングとして西濃農林事務所を特に詳細に分析している。

1 治山施設の管理

治山施設については、岐阜県治山施設個別施設計画作成方針（案）（令和3年8月）に基づき、初回点検（施設完成の翌年度から10年目）及び2回目以降の点検を実施し、各施設の健全度評価（S：緊急修繕＝原則、当年又は翌年に修繕し、修繕工事の翌年から10年目に2回目以降の点検実施、A：要修繕＝原則、5年以内に修繕し、修繕工事の翌年から10年目に2回目以降の点検実施、B：経過観察＝前回点検から5年目に2回目以降の点検実施、C：異常なし＝前回点検から10年目に2回目以降の点検実施）を行っている。

第4 岐阜県庁

1 新県庁舎の概要

岐阜県においては、令和元年7月より新県庁舎の建設に着手し、令和4年12月16日に竣工、令和5年1月4日より、業務を開始している。



新県庁舎外観（令和4年9月撮影）

建 物

	行政棟	議会棟
主要用途	事務所	事務所
構造	鉄骨造、免震構造(一部耐震)	鉄骨造、耐震構造
基礎構造	既製コンクリート杭	既製コンクリート杭
建築面積	7,637㎡	3,312㎡
延床面積	68,329㎡	13,929㎡
階数	地上21階、塔屋2階	地上6階
高さ	106m(他に鉄塔等あり)	32m
建設工事費	414億円	82億円

※建設工事費は契約額ベース（税込）

2 監査の重点及び監査手続

本年度は、危機管理部と県土整備部を中心に監査を行っているが、防災業務にとって非常に重要である新県庁舎の防災機能についても、その機能面の監査を行っている。

監査の方法は、新県庁舎の建設を所管する県庁舎建設課提供の資料に基づき、令和5年1月25日に、防災設備を実際に確認し、同課に対してヒアリングを実施した。また、防災課が担当する設備である災害対策本部の設備や防災倉庫の状況も確認した。

なお、本記載事項は、新県庁舎における設備の設置状況について報告を行うものであり、危機管理部において行われる災害対策等の活動については、危機管理政策課において記載している。

3 防災機能

新県庁舎の建設においては、下記の防災計画に従って建設がなされている。

(1) 耐震性・耐浸水性の強化

耐震性：大規模地震発生時にも構造体の補修をすることなく業務遂行が可能な、通常建築物の1.5倍の耐震性を確保

耐浸水性：受変電設備や非常用発電機など主要な設備を2階以上に配置するとともに、機械棟1階の主な入口に水密扉を設置

(2) 災害時の庁舎機能の維持（電力や水などのライフライン機能の維持）

電力：事故や災害のリスクが低く、途絶時でも早期に復旧される特別高圧を2回線で受電。非常用発電機2機を設置するとともに、72時間以上連続運転可能な燃料を備蓄。万が一の非常用発電機の停止時でも、電源車両等による外部からの電源供給が可能。

水：上水道と地下水の複数水源を確保し、一定量を常時貯水

ガス：耐震性があり、途絶時でも早期に復旧される中圧導管による都市ガスの引き込み、シャワーや炊き出しに利用できるLPガスバルクタンクの設置

通信：電話等の通信線を2回線で引き込み

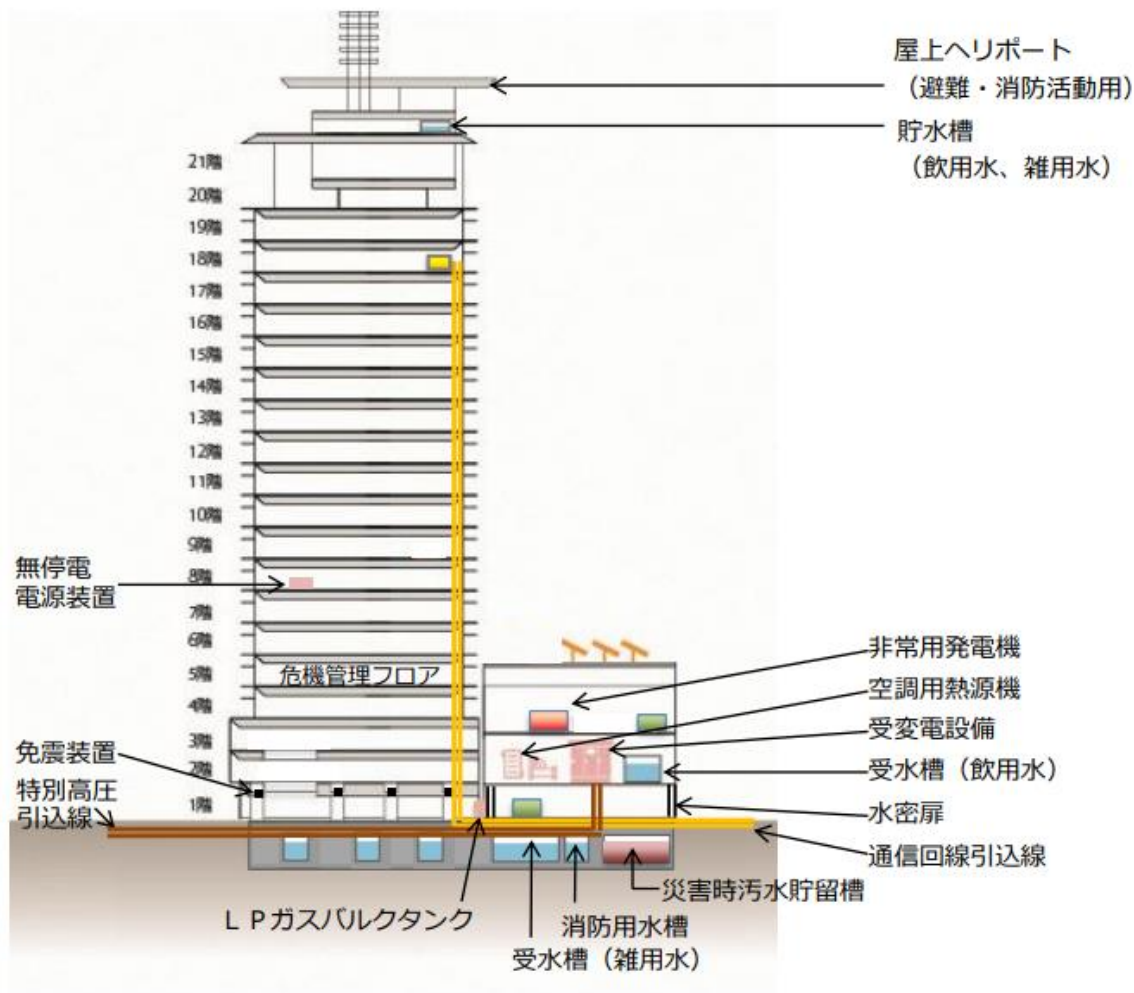
排水：公共下水道が使用できない場合に備え、災害時汚水貯留槽を設置、災害時汚水貯留槽と仮設浄化槽とを接続できるよう配管を整備

庁舎設備：エレベーターには地震による休止後、自動で安全を診断し運転再開する機能を付加

(3) 災害対策機能の強化

災害対策本部機能：行政棟5階を危機管理フロアとし、常設の災害対策本部スペースを確保するとともに、大型モニターや防災情報通信システム等の設備を整備。災害対策本部室、災害情報集約センター、危機管理部執務室等の危機管理機能を同一フロアに集約することによる、円滑、迅速な災害対応。食料・飲用水等を保管できる備蓄倉庫を設置

ヘリポート：公園に防災活動等に使用するヘリポートを、行政棟屋上に緊急時の避難・消防活動に使用するヘリポートを設置



4 新県庁舎の防災設備に関する予算

新県庁舎建設工事のうち、防災設備工事に関連する主立った予算は、以下のとおりである。なお、これらの金額は、設計段階における予算をベースにしている。最終的には、他の項目を含めた全体的な工事金額で契約されている。

設備	内訳	契約額 (千円)
免震装置	鉛プラグ挿入型積層ゴムアイソレーター28基	192,408
非常用電源設備	非常用発電設備2基	541,350

	地下タンク（重油 120,000 リットル）	
屋上ヘリポート	鉄骨	113,643
貯水槽（飲用水・雑用水）	飲用水高置水槽 2 基 雑用水高置水槽 2 基	16,000
無停電電源装置	無停電電源設備一式	164,619
特別高圧引込線	2 系統設置	1,230
LP ガスバルクタンク	LP ガスバルクタンク	1,970
空調用熱源機	吸収式冷温水機 3 基 ターボ冷凍機 2 基 水冷ヒートポンプチラー 1 基 空冷ヒートポンプチラー 3 基	223,340
受変電設備	受変電設備一式	348,240
受水槽（飲用水）	飲用受水槽 2 基	15,460
水密扉	水密扉 5 基	8,822
通信回線引込線	2 系統設置	5,800
災害対策本部設備		273,350
消防用水槽		全体建設費に含まれる
受水槽（雑用水）		
非常時汚水貯留槽		
工事費合計		1,906,232

【免震装置】



【屋上ヘリポート】



【非常用電源設備】



【貯水槽（飲用水）】



【水密扉】



【災害対策本部】



5 災害対策本部

【事実関係】

旧県庁舎においては、災害対策本部が置かれる場所は、他の執務場所と同じように、廊下と執務スペースの間に壁があり、災害対策本部が複数のスペースに仕切られている状態であった。

一方、新県庁舎における災害対策本部は、5階の危機管理部フロアに設置され、危



機管理部の通常の執務場所と災害対策本部の間には仕切り壁がなく、災害対策本部用の椅子や机についても、平常時から必要な備品や対策チームの作業場所を示す案内表示も置かれていた。

壁などが取り払われ、普段から緊急時の作業場所が確保されていることで、どのような場合でも通常業務から災害対策本部設置へのスムーズな移行が可能となっている。

【参考報告 防災課】

災害対策本部と災害対応部局の活動場所が一体となることで、これまで以上に緊急時の速やかな対応が可能となっている。今後、各地の県総合庁舎の改装などが行われる際には、発災時の支部機能も考慮し、緊急時の使用状況にも配慮した執務室を設置することは、防災の観点から有効である為、参考報告とする。

6 防災倉庫

【事実関係】

災害対策本部の横には防災倉庫を設けられており、県庁内で使用する非常用の食



料や水を始め、必要な物資が保管されている。なお、視察を行った令和5年1月25日の時点では、旧県庁内に保管されていた非常用食料と飲用水のみが保管されており、備蓄可能なスペースが存在していたが、担当者の説明によれば岐阜県広域防災センターに備蓄されている防災備蓄品についてもこれを機に整理を行い、集約化と整理を行う予定であるとのことである。

(防災倉庫内に保管された物資)

【参考報告 防災課】

庁舎の新築により防災備蓄品を保管する防災倉庫が改まり、機能面としても災害対策本部に隣接する場所に保管するなど、実際の使用を想定した適切な保管が行える状況となっている。

保管物資については、改めて他所にある防災備蓄品と共に備蓄の状況を整理することであり、これを機に、他の総合庁舎における防災備蓄品も実際の使用などを想定して適切な整理を行っていただきたく参考報告とする。

第5 岐阜土木事務所・岐阜農林事務所

1 管内の状況

(1) 管轄のエリアとその特徴

管内は、岐阜県の南西部に位置し、6市3町からなり、面積は993.28k㎡で、県全体の9.3%、人口は約79万人で、県全体の40.2%を占めている。

管内は岐阜市を中心とした県下の行政、教育、文化の中核であり、岐阜市及び岐阜市周辺の交通渋滞に対し、その交通対策が大きな課題となっている。

河川では、木曾、長良、揖斐の三大河川に囲まれ、その河川に合流する境川、伊自良川等の62の一級河川が存在し、昭和51年9月12日台風17号の接近に伴う集中豪雨では、安八郡安八町大森（当時）の長良川右岸堤防が決壊するなど、管内においても岐阜市を始めとして多くの地域で浸水被害を受けた歴史がある。

近年では、気候変動に伴う集中豪雨等により、都市部をはじめとして浸水等被害が頻発しており、これらの被害を防止・低減するため、流域治水の必要性が高まってきている。

(令和3年6月1日時点)

市町名	面積 (k㎡)	人口 (人)	森林面積 (ha)	森林割合 (%)
岐阜市	203.60	400,351	6,053	29.7
羽島市	53.66	66,261		
各務原市	87.81	143,728	1,761	20.1
山県市	221.98	25,380	18,632	83.9
瑞穂市	28.19	55,990		
本巣市	374.65	32,713	32,366	86.4
岐南町	7.91	25,712		
笠松町	10.30	22,403		
北方町	5.18	18,271		
管内計	993.28	790,809	58,813	59.2

(2) 管理施設概要

ア 道路状況

県が道路法に基づき管理している道路は、一般国道5路線・実延長124,219.8m、主要地方道21路線・実延長218,536.1m、一般県道51路線・実延長319,262.2mの合計77路線・実延長662,018.1mである。

イ 橋梁状況

県が道路法に基づき管理している橋梁は、一般国道163橋・実延長4,006.6m、主張地方道261橋・実延長12,290.0m、一般県道307橋・実延長8,013.8mの合計731橋・実延長24,310.4mである。

ウ 河川状況

河川法が適用される河川は、一級河川が62河川・管内延長436,800mであり、この内、国から管理の一部を県が行うこととして指定されている区間延長は、333,400mで

ある。

エ 砂防指定地の状況

砂防指定地は、251 か所、面積は 20,474 ha、砂防設備の流路工延長 43,614mである。

オ 急傾斜地崩壊危険区域指定地の状況

急傾斜地崩壊危険区域指定地は、149 か所存在し、面積は 255.90 ha、保全対象の人家は 2,454 戸、令和 3 年 4 月 1 日時点の施工済み箇所数は 103 か所であり、残り 46 か所が存在する。

カ 治山施設数

治山施設の数、4,007 か所存在する。

キ ため池数

岐阜農林事務所が把握する管内のため池の数は 86 池存在する。

2 防災事業に伴う予算

(1) 岐阜土木事務所

岐阜土木事務所における全体の予算執行状況は、予算令達額 13,477,313,340 円、支出済額 13,477,313,340 円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
防災総務費	63,978	63,978
道路総務費	417,784,908	417,784,908
道路橋りょう維持費	2,850,225,429	2,850,225,429
道路橋りょう改築費	2,420,365,612	2,420,365,612
交通安全対策費	522,527,969	522,527,969
河川総務費	67,624,800	67,624,800
河川維持費	629,695,996	629,695,996
河川改良費	2,908,044,649	2,908,044,649
砂防総務費	19,994,480	19,994,480
砂防維持費	78,174,369	78,174,369
砂防事業費	844,340,301	844,340,301
土木施設災害復旧費	744,653,200	744,653,200

(2) 岐阜農林事務所

岐阜農林事務所における全体の予算執行状況は、予算令達額 2,112,201,306 円、支出済額 2,106,889,023 円であるが、この中で、防災に関する予算に関連し、主だった支出としては以下のものが存在する。

科目	予算令達額 (円)	支出済額 (円)
農地防災事業費	584,801,688	584,801,688
治山費	386,123,590	385,388,043
林業用施設災害復旧費	7,575,000	7,575,000

3 監査の重点及び監査手続

岐阜土木事務所及び岐阜農林事務所内の管轄は、岐阜県内においても中心地である岐阜市及びその周辺市町の基盤整備を担っていることから、特に市町とを結ぶ道路が適切に管理されているかとの観点から監査を行った。

また、管轄内の河川の状況から河川氾濫による災害の危険性が高いことから河川に関する事業の適切な運用がなされているかを確認した。

その他、他の土木事務所・農林事務所と同様に、平成23年岐阜県包括外部監査の指摘・意見事項を中心に、適切な運営がなされているかや、発災時の支部としての機能が果たせるかの観点から、物品管理も合わせて検討を行った。

具体的な監査手続としては、岐阜土木事務所については、令和4年10月11日、同年12月8日、令和5年2月24日の現地でのヒアリングにおいて、管理調整係、契約係、道路管理第一・二係、河川砂防管理係、道路第一～五係、河川第一・二係、砂防係、都市整備係及び用地第一・第二係の各担当係長からのヒアリングを行った。岐阜農林事務所については、令和4年10月11日、令和5年2月24日に、森林整備係、計画調整係、治山係、農村整備係の各担当係長からのヒアリングを行った。岐阜土木事務所については、管理する防災倉庫や物品の確認を行い、災害復旧工事に関する現地往査を行っている。

資料については、岐阜土木事務所については、定期監査資料（令和2年11月18日、令和3年12月17日、令和4年12月20日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における各入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、未登記土地に関する管理一覧、未登記土地に関する所有権取得原因証書、道路パトロール日誌、河川巡視結果報告書、砂防施設点検資料、水防日誌、時間外勤務命令簿、現金出納帳、金庫の鍵保管ルールに関する資料などの提出資料について、書類監査を行った。

岐阜農林事務所については、定期監査資料（令和2年12月18日、令和3年9月10日、令和4年9月9日）、アンケート回答に添付された各種説明資料、管轄工事等に関する令和3年度における入札執行一覧・契約書・変更契約書・随意契約理由書、治山施設点検に関する資料、非常時優先業務一覧などの提出資料について、書類監査を行った。

4 岐阜支部の機能

(1) 概要

岐阜地域では岐阜県災害対策本部設置時、県庁危機管理政策課内に岐阜支部を設置している。警報発表等の状況に応じて、総務班（危機管理政策課岐阜地域防災係、岐阜地域環境室、岐阜地域福祉事務所、岐阜地域産業労働室、出納管理課地域出納審査

係)が県庁に参集し、農林班(岐阜農林事務所)、土木班(岐阜土木事務所)、教育班(岐阜教育事務所)、警察班(各警察署)は、各執務場所において警戒体制を執ることとなる。

(2) 防災倉庫

岐阜支部の資機材等は、県庁備蓄庫、岐阜県広域防災センターに保管されている。各備蓄の状況については、それぞれの項目で報告する。

(3) OKBふれあい会館

OKBふれあい会館は、岐阜市藪田南5丁目14番53号に所在し、平成5年に建設されたものであり、その内、岐阜土木事務所・岐阜農林事務所が事務所を置く第1棟は、地上14階であり、岐阜土木事務所・岐阜農林事務所は、8階と9階に事務所を置く。

岐阜県災害対策マニュアルによれば、同庁舎においては、災害時非常電源の確保として自家発電装置(稼働時間1時間)が、また、県防災行政無線用の発電機(稼働時間約103.4時間(自家発電装置の停止後))が設置されている。

岐阜支部は、県庁危機管理政策課内に設置されるが、岐阜土木事務所、岐阜農林事務所はふれあい会館で災害対応にあたる。



5 岐阜土木事務所

(1) 概要

岐阜土木事務所は、道路課(道路第一・二係)が県管理道路の建設工事を、道路課(道路第三・四・五係)が県管理道路の維持修繕、除雪、交通安全対策及び災害復旧を、河川砂防課(河川第一・二係、砂防係)が一級河川の改修、維持修繕、砂防ダム、急傾斜対策及び河川砂防の災害復旧を、施設管理課(道路管理第一・二係・河川砂防管理係)が県管理道路や一級河川、砂防・急傾斜対策施設の占用許可、官民境界の立会、通行規制及び特殊車両通行許可を、総務課(契約係)が工事等の入札及び建設業者の経営審査並びに建設業許可事務、用地課が用地等の取得及び物件等の補償や登記事務に関する業務を担っている。

(2) 事業計画

岐阜土木事務所における防災に関する主な事業としては、道路、橋梁、河川及び砂防等の維持・管理・修繕等の推進があるが、以下の事項を令和3年度の重点事項と設定している（管内における特記事項のみ抜粋）。

ア 道路改築事業

東海環状自動車道 I C へのアクセス道路関係整備：関連する4つの I C において継続工区である山県 I C 関連の（国）256号高富バイパス、（仮称）岐阜 I C 関連の（主）岐阜美山線折立工区、大学北工区、（仮称）糸貫 I C 関連の（国）157号三橋工区、大野神戸 I C 関連の（主）岐阜関ヶ原線宗慶・温井Ⅱ期工区について、用地取得及び工事の推進を図る。

他県域との接続道路等：名古屋圏とのさらなる交流と連携を図るため、「（仮称）新濃尾大橋」「（仮称）新愛岐大橋」関連の県際道路整備を推進する。

イ 道路維持事業

(ア) 舗装補修事業

公共 防災・安全交付金（舗装補修）：（国）157号他を実施する。

県単 舗装道補修事業：（主）関本巣線他を実施する。

(イ) 交通安全事業

公共 防災・安全交付金事業（交通安全）：（主）岐阜巣南大野線（岐阜市琴塚）他5か所を実施する。

県単 現道構造改築事業：（一）田之上屋井線（瑞穂市森） 他1か所を実施する。

(ウ) 防災事業

公共 防災・安全交付金事業（災害防除）：国道157号（本巣市根尾板所）他1か所を実施する。

県単 崩落決壊防止事業：（一）上白金真砂線（岐阜市鼻高洞）を実施する。

(エ) 橋梁修繕事業

橋梁補修工事：（主）岐阜垂井線「長良大橋」他11橋を実施する。

ウ 河川事業

(ア) 公共事業

流域治水、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による整備：長良川、境川、荒田川、武儀川、根尾川において実施する。

社会資本整備総合交付金事業（総合治水対策特定河川事業）による整備：境川中流部における護岸工事・用地取得を実施する。

社会資本整備総合交付金事業（広域河川改修事業）による整備：鳥羽川、犀川、他2河川において実施する。

社会資本整備総合交付金事業（総合流域防災事業）による整備：荒田川中流部における用地取得・詳細設計を実施する。

(イ) 県単独事業

河川局部改良事業の推進：長護寺川他10河川において実施する。

エ 砂防事業

(ア) 公共事業

土石流や急傾斜地の崩壊から人命財産を守り民生の安定を図るため、砂防堰堤工を宮谷ほか4 溪流に実施し、急傾斜地崩壊防止対策事業を芥見南山ほか1 か所に実施する。

(イ) 県単事業

砂防施設の維持修繕を行い住環境の保全を図る。

(ウ) 土砂災害警戒区域などの指定

岐阜市及び山県市の基礎調査完了箇所については、順次土砂災害（特別）警戒区域指定を行う。

(3) 契約関係

【事実関係① 入札執行状況】

令和3年度の委託事業に関する入札執行状況を確認したところ、指名競争入札において、多くの場合で参加者の過半数が、予定価格による入札を行っており、中には、落札業者以外が全て予定価格での入札という結果の入札も行われていた。予定価格での入札が多いため、8社ないし12社の指名競争入札業者の内、競争となっている業者は2、3社という結果の入札が複数確認された。

【意見 岐阜土木事務所】

予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

【事実関係② 契約変更理由】

変更回数が多い契約に関し契約変更理由を確認したところ、道路の新設改良工事のための丈量測量・物件調査委託業務において、「相続人調査に不測の日数を要している」との理由で、当初令和2年12月18日で完成予定の調査業務が、履行期間の延長申請を繰り返し、令和4年2月28日まで延長が繰り返されていた。

その理由について、ヒアリングを行ったところ相続が発生した不動産が存在したため、相続人を調査したところ、登記簿住所による戸籍申請では該当者がなく、相続人の人定に時間を要した為であったとの回答であった。

今回の事案に関しては延長期間の必要日数が不明であったため、一回あたりの延長期間については平成14年6月27日付け基盤第225号「委託業務に関わる標準業務日数」を参考に延長期間を100日程度としているが、算定根拠の見込みが明確でなく、担当者としても業者からの逐次進捗状況について報告を受けていたこともあり「相続人調査に不測の日数を要している」との延長理由で延長承認を行っていたとのことで

ある。

【規範】

岐阜県会計規則 118 条において、「収支等命令者は、天災その他契約の相手方の責に帰することのできない理由により契約期間内に契約を履行することができないと認められるときは、契約の相手方の願出により履行期間の延長を承認することができる。」と定めている。

また、業務委託契約約款第 22 条において「受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。」とし、測量作業共通仕様書第 124 条第 3 項において「履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。」としている。

【指摘 岐阜土木事務所】

岐阜県会計規則が定める契約における履行期間の延長を認める場合は、天災その他契約の相手方の責に帰することのできない理由がある場合として、例外的な取扱いとして定めていることからすると、調査業務の延長が繰り返される事態は望ましいものではない。

登記の調査業務においては、名義人の相続人の判別が困難な事案もあり、契約段階で予測できなかった期間が必要となる場合があるが、どれだけの期間、延長承認を行うべきかについて、手続の進捗状況と手続き完了までの見通しを踏まえ、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を提出させるべきである。

【事実関係③ 随意契約理由書】

河川の堤防除草の委託業務については、管理河川周辺の市町村に委託を行い、契約は随意契約で行っている。随意契約理由書を確認したところ、理由の内容として「市、地域住民（自治会など）の河川堤防の重要性の理解と維持管理に対する意識の向上を図るもので競争入札には適さない。」との理由が示されていた。ヒアリングにおいて、実際の除草業務について地域住民や自治会が行っているのかを確認したところ、近年の自治会の高齢化やコロナ禍により、外部業者に委託する場面が増えているとの回答があった。

また、河川堤防の除草作業については、河川の周辺の除草については市町村・県・国それぞれが管理する部分が存在しており、利用者の集合体である自治会などの地域要望を臨機に把握するなどの連絡調整機能を有していることから、市町村に一括して委託することが適切な管理に繋がるとのことであった。

【規範】

地方自治法施行令 167 条の 2 には、随意契約によることが出来る場合として、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入

札に適しないものをするとき。」と定める。

【過去の監査意見】

平成 23 年度の包括外部監査において、随意契約の理由が不明瞭であり、契約方法選定にあたって見直すことが望まれるとの意見が付されている。

【意見 岐阜土木事務所】

地域住民ではなく一般業者によって作業が行われている範囲が増えているのであれば、随意契約理由の正当性に疑問が持たれる。随意契約の理由の見直しを行い、随意契約理由の内容が適切であるかの検討を行うことが望ましい。

【事実関係④ 契約履行期間の延長申請書】

業者から提出された契約履行期間の延長申請書の内容を確認したところ、令和 5 年とすべき部分を令和 4 年と記載して申請しているものが認められた。

【規範】

岐阜県公文書規程第 3 条第 2 項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 岐阜土木事務所】

業者から提出された延長申請書の記載を確認し、正しく修正させるべきである。

【改善報告】

監査人からの指摘を受け、岐阜土木事務所においては、業者から提出される申請書類等契約書類の年・日付に誤りがないか、十分に留意するよう職員に周知し、改善を図ったとのことであり、改善報告とする。

(4) 点検業務

【事実関係① 河川パトロール】

河川巡視日誌を確認したところ、河川に壊れた舟が係留され放置されている状況や、設置の許可がなされていない焼却機が設置されている等の問題事例が確認されたものの対処が記入されていなかった。

その後のヒアリングにより対処の有無を確認したところ、舟は撤去されていたが、焼却機は設置されたままで、焼却機について具体的な対処はなされていないとのことである。

【規範】

河川法第 26 条 1 項には、「河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。」と定める。

【指摘 岐阜土木事務所】

不法な工作物の設置については、設置者を確認の上、法令に基づいた適切な対応をすべきである。

【事実関係② 河川パトロール結果の報告】

河川パトロールにより河川の異常が確認されているにも関わらず、河川課への報告においては問題がないとの報告がなされている。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 岐阜土木事務所】

河川の管理状況の適切な把握の為に河川に異常を発見した以上、河川課に正確な報告を行うべきである。

(5) 土地利用

【事実関係① 未登記土地の解消】

管内には2,449筆の未登記土地が存在し、その内訳は以下のとおりである。

事業名	筆数	面積 (㎡)
道路	1,622	228,092.57
河川	353	34,376.37
砂防	324	62,297.71
その他	150	51,738.37
合計	2,449	376,505.02

岐阜土木事務所管内では、現在は、未登記土地解消のための計画としての第9次計画（令和元年度から令和5年度）として、合計102筆の未登記土地の解消を目指して活動しているが、令和3年中は合計4筆の解消が出来ているものの、実質は土地所有者からの解消の申出が行われた事を切っ掛けに、解消できたに過ぎず、岐阜土木事務所職員からの積極的な働きかけを行った結果解消したものではなかった。

また、平成23年度に包括外部監査人からの指摘を受けた後、解消された数102筆であり、直近の数年間においては土地家屋調査士を利用した登記手続の可否を調査したことはあるが、その他の士業からのアドバイスを受けて、未登記土地の解消を他の士業に委託したりすることはなかった。

【規範】

岐阜県公有財産規則第11条は、「不動産、船舶その他登記又は登録を必要とする財産を取得した場合は、遅滞なくその登記又は登録をしなければならない。」と規定する。

また、岐阜県における過年度未登記処理要領（平成31年3月7日一部改正）第3条は、「(土木事務) 所長は、過年度未登記の処理を計画的に行い、平成35年（令和5年）度末までに終わるよう努めるものとする。」と定める。

【過去の監査意見】

平成 23 年度の包括外部監査においては、未登記土地を早期解消するための措置を検討することが必要である旨の指摘がなされている。

【指摘 用地課・岐阜土木事務所】

未登記土地解消に向けての処理が進んでいるとは言い難い。近年は特に土木事務所職員からの働きかけにより解消された様子も無く、事実上、解消がなされない状況となっている。

未登記案件については、時間の経過とともにその所有・権利関係が更に複雑化していくことになる。

したがって、未登記原因の別等により処理すべき優先順位付けを行い、具体的・現実的な目標値（K P I）を定めた上で、専門職との協議・委託等の方法をも視野に入れながら、着実に登記処理を進めていくべきである。

【事実関係② 未登記土地の原因証書】

未登記土地の原因証書等の存在を確認したところ、契約書の存在が確認できない土地が存在した。

【規範】

民法 206 条には、所有権について定めがあり、民法上の原則として、本来の所有者から、権利を取得しなければ権利は取得できない。

【指摘 岐阜土木事務所】

売買契約書等の原因証書が存在しない件については、所有権を取得できていない可能性がある。その場合、当該土地は、未登記土地ですらなく、その問題は重大である。現所有者と再度協議して権利の存否を確認し、権利がないとなった場合は、今後の問題発生の可能性も含めて再度検討すべきである。

この際、道路管理者による時効取得などの取得原因も踏まえた、様々な角度からの権利取得を検討すべきである。

【事実関係③ 未登記土地の調査】

未登記土地解消の為の第 9 次計画にあたり、岐阜土木事務所に確認したところ、令和 2 年と令和 3 年において、未登記土地解消の為の手法を土地家屋調査士に依頼し、各年 10 筆ほどの未登記土地の解消に向けての調査を行っていた（調査費用は、令和 3 年度においては 45 万 6,962 円）。当該調査結果を見ると、登記に必要な分筆登記等の手続については検討されていたが、登記に必要な原因証書の有効性などの実質的な権利の検討については土地家屋調査士の職務権限外とのことで検討がなされていなかった。

【意見 岐阜土木事務所】

登記に必要な手続を検討することそのものは誤りではないが、登記の前提としての権利取得が認められなければ、所有権移転登記手続を行うことが出来ないのであり、

登記の手続のみの検討では不十分である。

未登記土地問題は、権利取得の有無から検討することが望ましく、所有権移転登記手続が困難な状況があるのであれば、発災時において、未登記土地がどのような障害となり得るかを検討し、実質的な対処方法を検討することが有意義であると考えられる。

現在の未登記土地が実際の土地の上のどの位置にあるのかといった可視化も含めて、より有効的な未登記土地への対処方法を、司法書士・弁護士といった法的専門家も交えて対応を検討することが望ましい。

【事実関係④ 未登記土地の調査】

未登記土地解消の為の手法を土地家屋調査士に依頼し、調査がなされたところ、令和3年度の調査の内、1件については、岐阜県の記録とは異なり、既に岐阜県に登記が行われていることが判明した。調査費用は、1件あたり45,696円であるが、既に処理済みの不動産の調査費用についても支払われている。また、事前の調査としての登記の確認が行われていなかった。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 岐阜土木事務所】

過去の公共用地取得台帳で未登記のものについては、調査を委託する前に、登記が未登記のままかどうかについて事前に確認した上で発注すべきである。

【事実関係⑤ 未登記土地の非課税認定の確認】

未登記土地の固定資産税の課税関係について確認したところ、課税は現況に基づくものであり、現況が公共用地であれば非課税認定されているはずとのことであり、県として、市町村に対し、該当地が非課税認定されているかの確認はしていないとのことであった。

【規範】

地方税法第348条第2項は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。」と規定し、第1号において「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産」と規定する。

【指摘 岐阜土木事務所】

未登記土地については、地方税法第348条第2項第1号に該当することから、県が、当該土地を取得し供用を開始しているにも関わらず、当該土地の固定資産税が、もと所有者に課税されないために、市町村へ県が取得した土地に課税継続されないよう情報提供すべきである。

なお、固定資産税が現況課税であるとしても、砂防指定地など公共用地として取得されているか一見して不明確な土地もある。現実的問題として、(財)資産評価システム研究センターの調査報告書「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究一

課税に対する信頼性の確保等について」(平成 25 年 3 月)によれば、課税修正の要因の主な原因として、非課税認定の誤りが挙げられており、その中には、道路敷地への課税、行政が取得した用地の登記未了による課税についても報告されている。

【事実関係⑥ 不適正事案】

岐阜土木事務所管内には、砂防指定地内において平成 27 年に許可基準を超える石積みを行った場所が存在する。県は、平成 28 年 6 月、事業者に対して違法な石積みの撤去を指示し、石積みを行った事業者も是正措置を行う意思を示した。岐阜県は、その後も是正するように指導し不適正事案としてホームページにも概要を公表の上、定期的なパトロールを続けているが、令和 4 年の現在においても状況に変化はなく、現状、今後の具体的な対応計画はない。

【規範】

岐阜県砂防指定地の管理及び砂防設備占用料等の徴収に関する条例第 3 条に基づき、砂防指定地内における許可を受けることなく土石、砂れき、竹木、じんあいその他の物件をたい積することは許されない。同条項に違反した場合は、同条例第 23 条により 1 年以下の懲役若しくは禁錮又は 2 万円以下の罰金が定められている。

【指摘 岐阜土木事務所・砂防課】

当該違反事案については、当初の行政指導から 5 年に亘り状況の変化がなく、直近の数年間は業者との協議も行われていない。指導対象業者が解散や死亡等により存在しなくなることも考えれば、行政処分も含めて今後の違法状態の是正を求める具体的な対処方法の計画を定めるべきである。

(6) 倉庫関係

【事実関係 水防倉庫】

岐阜県水防計画には、岐阜土木事務所には、トラック、掛矢、たこ、シャベル・スコップ、両ツル等が保管されている事とされているが、岐阜土木事務所において、「水防倉庫」とされる倉庫はなく、河川砂防課管理の倉庫内には、シャベル・スコップや両ツルの先端部分が一部存在しているが、計画に記載された物品の「トラック」「掛矢」「たこ」が見つからず、確認出来る資材についても保管量について不足が確認された。

【規範】

水防法第 2 条第 6 項には、水防計画とは、水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画を定めるものとされ、岐阜県水防計画には、水防活動に必要な資材として、岐阜土木事務所に保管されている水防資器材を記載している。

【指摘 河川課・岐阜土木事務所】

水防計画の内容を確認すると共に、計画に従った資材の保管を行うか、又は、現状において保管されておらず不必要な資器材が記載されているのであれば、水防計画を訂正すべきである。

(7) 水防関係

【事実関係 水防当番】

水防実施概要報告書の内容を確認したところ、報告書の作成者欄と思われる右肩の班長の署名・捺印欄に署名が無く、空欄のままとなっていた。空欄となった理由を確認したところ、水防当番の出動が必要となったものの、気象庁の警報・注意報が、注意報で終わった場合、水防当番の班長が出動する必要がなく、班長欄の記載が不要となった為であるとのことであった。

また、班長の署名以外に報告者欄がないことについて担当課に確認したところ、水防当番として出動した者については、各自が従事状況の従事者氏名欄に自署しており、それが報告者であるとの説明を受けたが、報告責任者があいまいとなっている。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第1項は、「事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。」とし、第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 岐阜土木事務所】

水防実施概要報告書は、水防活動の際の活動内容を報告する重要な報告書であり、実施状況を記録し報告責任者を明確にする意味でも、報告者を記載すべきである。

従事者氏名欄については、必ずしも従事者自らが記載することが明確ではなく、班長の出動がない場合でも、報告責任者が分かるように、書式を見直し、報告者欄等を訂正すべきである。

(8) 事務所運営

【事実関係① 現金出納帳の管理】

現金出納帳を確認したところ、記載方法を誤ったまま3か月ほどの記帳を行った後、誤りに気付き、3か月分遡って二重線で訂正をして修正していた。誤りの原因を確認したところ、異動してきた職員が十分な引き継ぎを受けておらず、記入の仕方を間違えたとのことであった。

【意見 岐阜土木事務所】

後日誤りに気付いて訂正を行っていること自体に問題はないが、3か月に亘り誤った記載方法となったのは十分な引き継ぎを行わなかったことが原因と考えられる。金銭管理は例え少額であっても重要であり、引継書の確認等を徹底して誤りのない事務処理の引き継ぎを行うのが望ましい。

【事実関係② 衛星携帯電話】

岐阜土木事務所内においては、通常の携帯電話では通話が出来ない地域が存在している為、大雨の被害状況の把握の際には、事務所に備えてある衛星携帯電話を利用することが多い。令和3年12月までは、公用携帯電話の管理に関する要領が存在し、衛星携帯電話の使用についても管理簿に基づき管理されていたが、同要領が廃止される

と共に、他の公用携帯電話と同様、衛星携帯電話の管理簿もなくなり、現在は衛星携帯電話を何時誰が、利用したかどうかの使用記録簿が存在しない。

【意見 岐阜土木事務所】

衛星携帯電話は、1台20万円以上する重要な備品であり、その使用管理は正確に確認する必要がある。現在は公用携帯電話の管理に関する要領が廃止されたこともあり、衛星携帯電話については管理簿が存在しない状況であるが、衛星携帯電話に限り、誰が何時持ち出したかなどを明確にする為に管理簿等を整え、管理するのが望ましい。

(9) 災害復旧工事現場視察

岐阜土木事務所においては、令和3年の豪雨の際に崩落した河川の災害復旧現場の確認を行った。当該現場は、令和3年8月豪雨により崩壊が確認され、その後、同年11月に災害査定を受け、災害復旧工事として国の補助金の支出が認められた現場である。当該工事は、災害査定を受けた後に発注し契約されたが、令和4年の出水期に工事が差し掛かる為、令和4年11月以降の非出水期から現場着手を行っている。工事金額は9,542万5千円である。

【事実関係 安全確保】

令和4年10月11日の視察の際に、工事予定現場を確認したところ、崩壊による河川の法面において、近隣の住民が斜面に近づかない様に柵が設けられるなどの注意喚起は行われておらず、誰もが河川付近に近寄ることが出来る状況であった。



また、法面崩壊から時間が経過している関係で崩壊場所は外部からは知ることが困難なほど、草木が生えていた。

当該工事は、一部の施工場所は護岸背面地盤に重機を載せて作業をする予定であったが、実際の工事にあたり現地調査を行ったところ、護岸が不安定であることが判明し、護岸背面地盤に重機を据えて施工する計画を修正することとなっている。

【規範】

国家賠償法第2条第1項において、「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」と定めている。

【意見 岐阜土木事務所】

災害により法面が崩れた川の周囲は更なる法面の崩壊等の恐れもあり、崩壊場所に不用意に近づいた者が、更なる崩壊等による危険に巻き込まれる可能性がある。特に、当該工事のように、災害により崩壊した後、復旧工事までに時間が必要とされる場合には、その間に地理的状況を知らない者が近づく可能性がある。その為、請負業者に

対して崩壊場所があることなどが周囲から分かるように立て看板を置くなどの注意喚起を徹底させることが望ましい。

6 岐阜農林事務所

(1) 概要

岐阜農林事務所は、農地整備課が、農地・農業用施設の災害復旧事業、県営湛水防除事業・県営ため池整備事業・県営ため池防災対策事業を、林業課が治山事業を担っている。

(2) 事業計画

ア 重点事項

岐阜農林事務所における主な事業としては、農業振興対策の推進、農業改良普及事業の推進、農業農村整備の推進及び林業振興対策の推進があるが、その中でも特に防災に関する湛水防除、ため池及び治山の各事業につき、令和3年度において重点事項として設定された内容は、以下のとおりである。

(ア) 災害に強い農村づくり

県土の保全・県民の生命・財産を災害から守り、農作物の湛水被害軽減のため、羽島市の逆川地区において、排水機場導水路の整備を行う。また農業用ため池について、地震や豪雨による被害を未然に防ぐための整備を進めるとともに、耐震性照査及び豪雨対策検討を実施する。

さらに、根尾川に設置されている山口頭首工は築造後70年を超過し、洗掘、破損等が見られる。頭首工が壊れ洪水被害を引き起こすことがないように、施設の改修を推進する。引き続き、山口頭首工用水管理協議会において施設管理規程及び取水規定の整備を進める。

(イ) 望ましい森林の姿へ誘導する「100年先の森林づくり」の推進

治山事業や森林の適正管理により災害に強い森林づくりを強化した。

(3) 治山工事

【事実関係① 山地災害地区の治山工事】

岐阜農林事務所管内の山地災害危険地区の治山事業の着手率は、危険度Aの着手率が84.5%、危険度Bの着手率が80.2%、危険度Cの着手率が78.3%であり、全体の着手率としては、81.5%である。

岐阜農林事務所としては、特に、危険度Aの箇所について市町村に対し情報を投げているが、なかなか事業として進まない状況である。担当者によれば、その原因としては、実害がないため、地権者からの要望が出てこない、地権者を確認できない、地権者が同意しないなど、用地関係がまとまらないことがあげられるとのことである。

なお、平成30年・令和2年・令和3年の管内における発生箇所を確認したところ災

害が発生した地域は合計4か所であり、その内、山地災害危険地区として把握されている地域は、危険度Aが1か所（25%）、危険度Bが2か所（50%）、危険度Cが1か所（25%）であり、合計は4か所であり全て山地災害危険地区であった。

【意見 岐阜農林事務所】

岐阜農林事務所の対応として、危険度Aの箇所が存在について、市町村に対し、情報提供をするのみではなく、関係地区の住民への説明会の開催等、危険度Aの箇所について治山事業が進んでいくよう、市町村とさらに連携することが望ましい。

【事実関係② 治山工事の計画】

治山工事については、長期的な計画はなく、単年度の計画にとどまっている。その理由として、市町村が治山工事を必要と認めたもののうち採択要件を満たすものを選定していくが、用地が整ったところから着手となるため、計画が立てにくいとのことである。

【意見 岐阜農林事務所】

治山工事を実施するには、市町村の意向を踏まえ、地権者の同意が必要になるなど、岐阜農林事務所として長期計画を立てづらい状況はあるものの、確実に危険な箇所を修復し住民の安全を守るためには、進捗状況を把握できるように5年間などの中長期計画や単年度の着手率の目標値を設定することが望ましい。

（4）治山施設点検

農林事務所においては、治山施設の計画的な修繕や大規模災害時の施設緊急点検の必要性判断の為、定期的な施設点検を行っている。評価方法は、事前に決めた治山施設点検基準に従い、現地調査を外部委託により行った上で、当該調査結果を受けて農林事務所が最終的な判定を行うこととされている。

令和3年度は、49か所の施設点検が行われた。

【事実関係 治山施設点検】

治山施設点検の内容を確認したところ、前回の評価時点から、何らの対応がなされていないにも関わらず、B「施設の機能が維持されているため経過観察とする」から、C「異常なし」とされていた。BからCに変更となった施設の評価シートを確認したところ、点検項目として「本体の破損」に異常「あり」とし、摘要欄にも「クラックが発生している。前回の点検（平成25年度）から変状はなく、施設の機能に影響はない。」と記載されていた。なお、前回評価時点と、評価基準に変更はないとのことである。

【規範】

評価方法を記載した治山施設点検業務特記仕様書によれば、「軽微な異常は確認されるが、施設の機能は維持されている」を「B」としており、「異常なし」が「C」とされている。

【指摘 岐阜農林事務所】

治山施設点検業務特記仕様書に従って、評価を行うべきである。特に前回調査においてBとされたにもかかわらずCと評価が変化すると、施設そのものが改善されたかのように錯覚することになりかねない。施設の修繕の優先順位等を検討する為の指標となるのであり、正確な記録を行うべきである。

(5) 契約関係

【事実関係① 入札執行状況】

令和3年度の委託事業に関する入札執行状況を確認したところ、指名競争入札において、参加者の過半数が、予定価格による入札を行っており、中には、落札業者以外が全て予定価格での入札という結果の入札も行われていた。予定価格での入札が多いため、8社から12社の指名競争入札業者の内2から3社という結果の入札が多数確認された。

【意見 岐阜農林事務所】

予定価格と同額の数額での入札（積極的な落札意思なしと評価）が多い理由を分析した上で、実質的に競争原理が働くよう、入札の価格設定や方法等を協議・検討することが望ましい。

なお、業務委託においては、指名競争入札が多いことから、実質的に競争原理を働かせる一つの方法として、一般競争入札の採用も検討されたい。

【事実関係② 契約変更理由】

契約変更を行った工事の契約変更理由を確認したところ、設計図書の不備を理由として当初の設計段階で含まれていなかった仮設道路設置に使用する敷砂の撤去費用の増額が認められていた。設計図書の不備の理由を確認したところ、設計業者が作成した数量計算書には間違いは無かったが、農林事務所職員が、発注時に積算入力をミスをした結果、処分費用を含めないまま工事発注を行ったことが原因であった。設計図書の不備による増額は136万5,000円である。

【規範】

岐阜県公文書規程第3条第2項は、「文書は、常に丁寧に取り扱うとともに、正確に処理しなければならない。」と規定する。

【指摘 岐阜農林事務所】

単純な積算入力の誤りであり、正確に入力すべきである。特に委託費を支払って作成した数量計算書がありながら、発注時の積算入力ミスにより増額となっているのは、外部業者に委託した価値を損ねる結果であり、本来的に必要な支出項目とはいえ、増額となることは望ましくはない。転記の誤りが発生しないよう、検算の徹底などの再発防止策を確認し、同様の誤りが発生しないように注意すべきである。

(6) 物品管理

【事実関係】

定期監査資料を確認したところ、令和元年中は、合計2件の交通事故が発生し、令和2年度は3件の交通事故が発生し、令和3年度は4件の交通事故が発生している。交通事故の発生に関して、その内7件は、県の職員に全面的な過失が認められるケースであり、残り2件は、相手方に過失が認められても、県の職員側に過失が多く認められていた。なお、令和2年度及び令和3年度に対する定期監査については、監査人から交通事故防止を徹底するよう指摘がなされている。

令和4年12月22日時点で、令和4年度の事故の発生状況を確認したところ、10月28日に、縁石にタイヤを接触させパンクが発生する自損事故があったとのことである。

【規範】

地方財政法8条において、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならないと定め、財産管理義務が認められている。

【指摘 岐阜農林事務所】

岐阜農林事務所では、毎年、交通事故が発生しており定期監査における監査人からの指摘を受けても、事故の発生が続いている。発生内容を見る限り、運転者の注意によって防げる事故が多く、職員における注意喚起が徹底していないと思われる為、今後一層の注意を行うべきである。

(7) 非常時における業務継続計画

【参考報告 岐阜農林事務所】

岐阜農林事務所においては、令和4年度においては、課内の所属人数が多い林業課、農業普及課、農地整備課については、事務所独自の業務継続計画を策定し、新型コロナウイルス等により、職員が長期間不在となった場合に備えて、課内の誰が優先業務のどの作業を行うのかをまとめた業務継続計画を策定していた。

他の農林事務所においては、本庁の人事課より作成依頼がなされている非常時優先業務一覧の作成を指示され、職員の6割が不在となった場合の優先業務をとりまとめた内容はあるものの、個々の職員にまで具体的に検討した業務継続計画は存在しなかったことから、具体的・有効的な取組と考え参考報告とする。